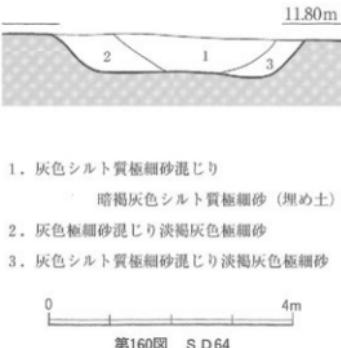


出土遺物	弥生時代中期と後期の土器が出土している（図版39）。
中期	壺（701）と甕（703）が出土している。壺は、広口壺の底部を中心とした個体で、外面はヘラ磨き、内面はハケ調整により仕上げられている。703は、外面がヘラ磨き、内面がヘラ削りにより仕上げられている。内面には付着物が認められる。
後期	壺（700）、鉢（702）、器台（704）が出土している。700は、長頸壺の頸部から体部にかけての個体で、体部外面がハケ調整後ヘラ磨き、内面が指オサエとナデ調整、頸部内外面が横ナデ調整により、仕上げられている。頸部外面には刻み目が施されている。702は、内面がハケ調整、外面がナデ調整により仕上げられている。704は筒部のみの残存で、外面がヘラ磨き、内面下半がヘラ削り（右→左）、上半がナデ調整により、仕上げられている。
時期	中期と後期の上器が出土しているが、弥生時代後期前半（第4期）に埋没したものと考えられる。

SD 64 (写真図版74)

検出状況	E-4区北東部からE-5区西半にかけて検出した（第155図）。北西-南東方向にはほぼ直線的にのびる溝で、北西端は調査区外へのび、南東端は調査区内で擾乱を受け収束している。また、途中、調査前まで機能していた水路により擾乱を受け、寸断されている。他の遺構との切り合い関係は認められない。SD 63の東側に位置する。
形狀・規模	検出した長さは19.30mである。横断面は緩やかな逆台形をなし、最深部における検出面からの深さは63cmを測る。検出面における幅は3.61m～4.40mを測る。底部のレベルはほぼ一定している。
埋没状況	埋土は3層からなる（第160図）。層相から判断して、少なくとも1層については、人為的に埋められたものと考えられる。
出土遺物	壺・甕・脚部が出土している（図版40）。
壺	705の1個体を図化することができた。広口壺の体部と考えられる。上半外面には、ハケ調整後、上からそれぞれ7条からなる櫛描直線文と櫛描波状文のセットが2セット施されている。下半はヘラ磨きにより仕上げられている。内面は指オサエとナデ調整により仕上げられている。この他、図化できなかったが、直口壺の口縁部片も出土している。
甕	706と708の2個体を図化した。706はLJ縁部を中心に残存し、口縁部内外面は横ナデ調整、体部外面はハケ調整により仕上げられている。体部内面は摩滅のため観察できない。708も、内外面とも摩滅のため観察できない。
脚部	707の1個体である。外面はヘラ磨き、内面はナデ調整により仕上げられている。
時期	出土土器から、弥生時代中期中葉（第2期）と考えられる。



第160図 SD 64

1. 灰色シルト質極細砂混じり
暗褐灰色シルト質極細砂（埋め土）
2. 灰色極細砂混じり淡褐灰色極細砂
3. 灰色シルト質極細砂混じり淡褐灰色極細砂

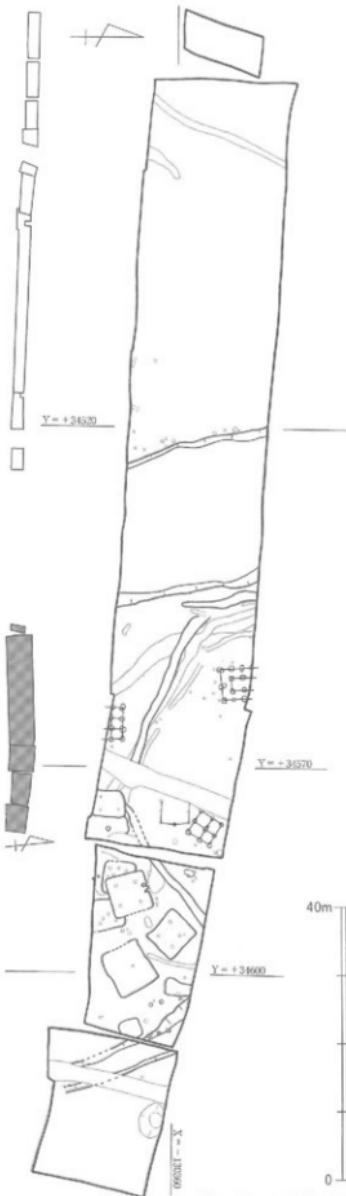
Ⅱ：古墳時代

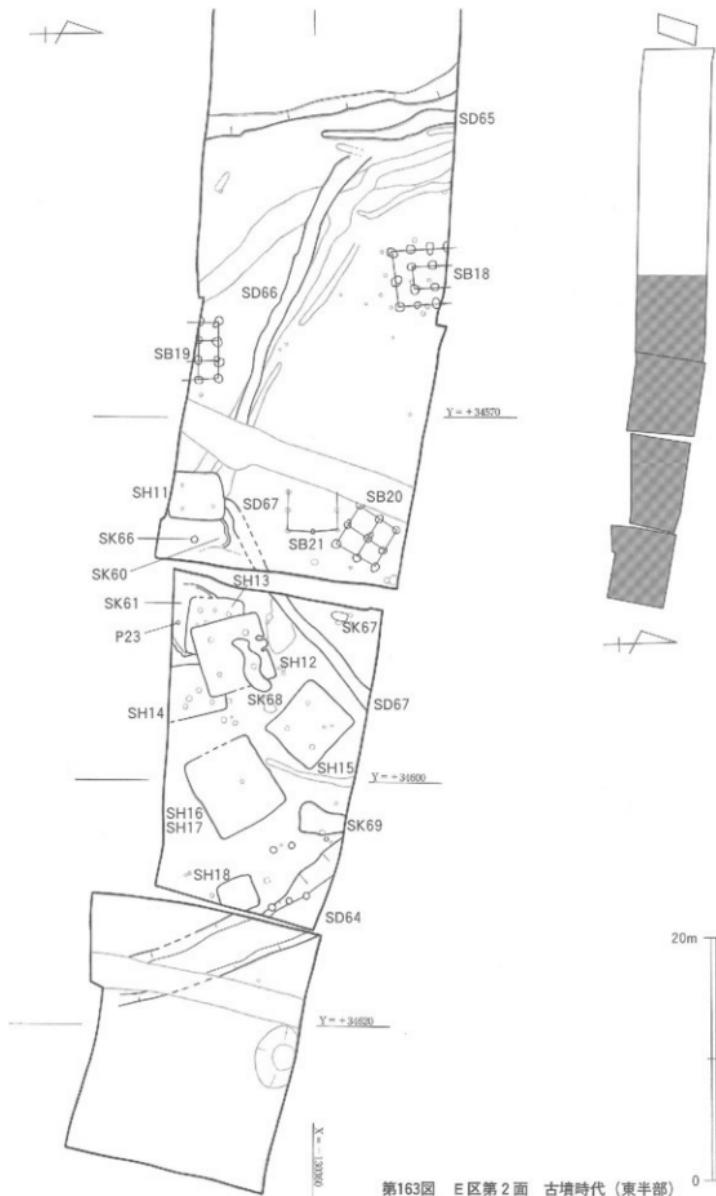
竪穴住居跡・掘立柱建物跡・柱穴・土坑・溝を検出した。地区ごとの検出状況は、以下の通りである（第162図）。なお、本項で扱う古墳時代の遺構は、厳密には飛鳥時代まで含むものである。

- E-1区 当地区においては、遺構・遺物は全く検出されていない。
- E-2区 掘立柱建物跡と溝状遺構が検出されている。当地区的東側に偏在する傾向が認められる（第162図）。
- E-3区 竪穴住居跡・掘立柱建物跡・溝状遺構が検出されている（第163図）。住居跡が検出された当地区南東部を中心に、遺構が検出されている。
- E-4区 竪穴住居跡・溝状遺構・土坑が検出されている（第163図）。特に、当地区全域で竪穴住居跡が検出されており、E地区全体のなかで、当地区が最も集落の中心部であったものと考えられる（第163図）。
- E-5区 溝状遺構1条のみが検出されている。この遺構に関しては、E-4区から続くもので、前代の弥生時代から継続するものである。



第161図 SH12の検出

第162図 E区第2面
古墳時代

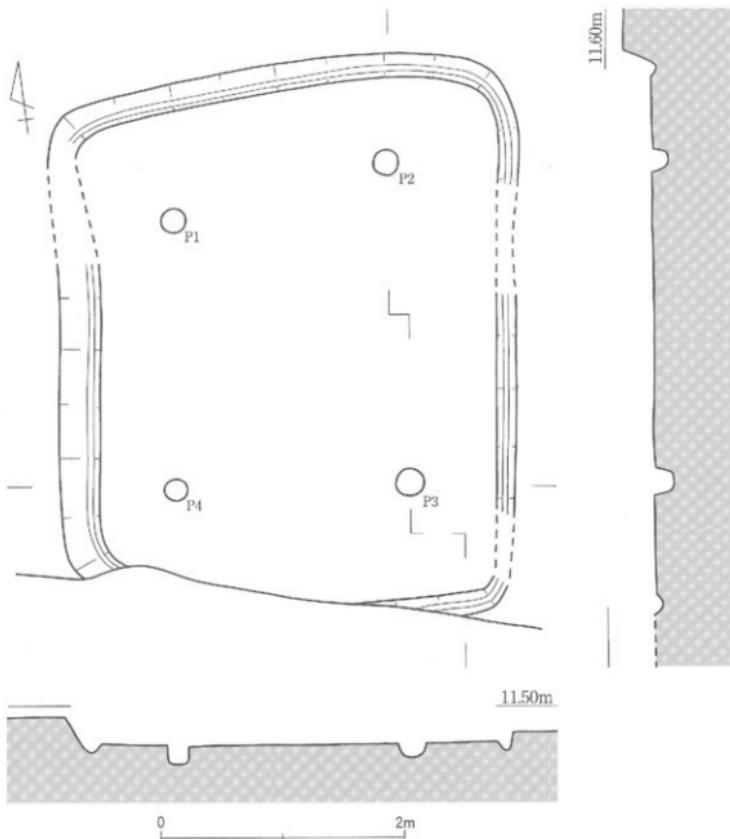


(1) 竪穴住居跡

S H 1 1 (写真図版75)

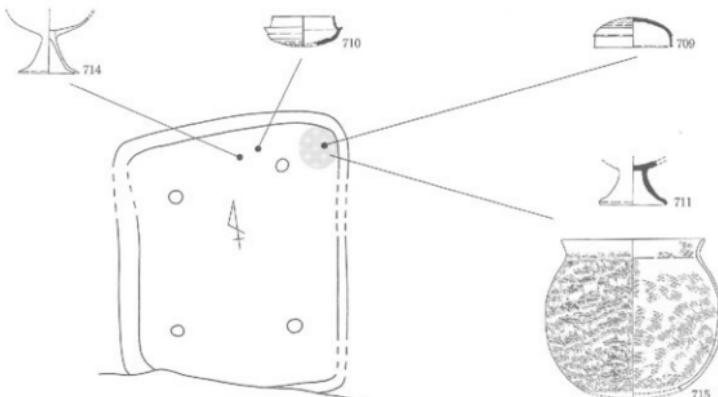
検出状況 E-3区南東隅で検出した(第163図)。当住居跡の南辺は調査区外まで拡がっており、住居跡全体を検出することはできなかった。弥生時代の溝S D62・古墳時代の溝S D66・同S D67・弥生時代の土坑S K60と切り合い関係にあるが、いずれの遺構をも切っている。S B21の南側、S H13の西側に位置する。

形状・規模 平面形は、隅丸長方形を呈するが、平行四辺形状に歪んでいる(第164図)。ほぼ南北方向に主軸をとり、検出面における規模は、主軸方向で4.50m、その直交方向で3.75mを測る。床面はほぼ平坦で、その検出した床面積は13.42m²を測る。床面の検出面からの深さは13cmを測り、その標高は11.20mである。



第164図 S H 11

- 付属施設 主柱穴と周壁溝を検出した。
- 主柱穴 4穴検出した(P1～P4)。4穴の主柱穴の配置は当住居跡の平面形と相似形をなし、平行四辺形をなす。P1-P2・P2-P3・P3-P4・P4-P1の柱穴間の距離は、それぞれ、1.85m・2.66m・1.92m・2.20mを測る。
- また、各柱穴の平面形は、円形を呈する。各柱穴の径・床面からの深さは、P1が20cm・15cm、P2が18cm・7cm、P3が23cm・12cm、P4が18cm・12cmを測る。
- 周壁溝 検出した範囲ではほぼ全周する。横断面はU字形をなし、床面における幅6cm、最深部における床面からの深さ6cmを測る。
- 出土遺物 須恵器・土師器・韓式系土器が出土している(図版40・写真図版122)。特に、北東隅で土器の集中が認められた(第165図)。
- 須恵器 杯蓋・杯身・壺・脚部が出土している。
- 杯蓋 709の1個体が出土している。天井部の回転ヘラ削りは約2/3に及び、口縁端部はわずかに内傾する面を有し、わずかにくぼむ。
- 杯身 710の1個体が出土している。底部の回転ヘラ削りは約2/3に及び、口縁端部はほぼ水平な面を有し、わずかにくぼむ。
- 脚部 711の1個体で、脚部のみ残存する。脚部に接合する底部の厚さから、壺等に伴うものと考えられる。残存する範囲では、透孔は認められない。
- 壺 712の1個体のみである。体部は平行叩きにより整形され、中位を中心部分的にカキメが施されている。内面には、同心円文が認められる。
- 土師器 梗・高坏・甕・瓶が出土している。
- 梗 713の1個体である。上半を中心に残存するが、摩滅が著しく調整は観察できない。高坏の坏部の可能性も考えられる。
- 高坏 714の1個体である。脚部から坏部下半にかけて残存する。この土器に関しては摩滅が著しく、調整は観察できない。



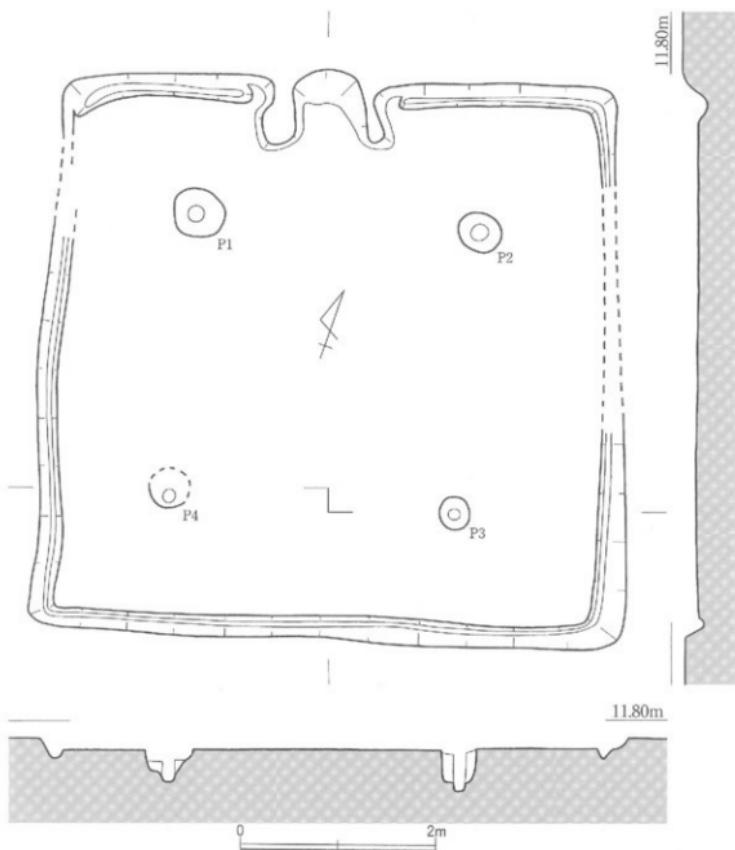
第165図 SH11 土器出土位置

鍋 715の1個体である。底部を除いてほぼ完形に復元できる個体で、体部から口縁部にかけての内外面をハケ調整後、口縁部内外面が横ナデ調整により仕上げられている。内面と外面とでは、異なるハケの原体が用いられている。

瓶 716と717の2個体である。716は、口縁部から体部にかけて残存し、内外面がハケ調整により仕上げられている。口縁部は横ナデ調整により仕上げられ、ほぼ水平な端面を有する。717は、把手のみ残存する。牛角状を呈するが、V字状の切れ目等は認められない。

韓式系土器 5点(718~722)出土しているが、いずれも小片のため復元できなかった。須恵質であるが、焼成は不十分である。外面には格子叩きが認められる。720を除いては、内面に同心円文は認められない。720は、外面に繩席文が、内面に同心円文が認められる。

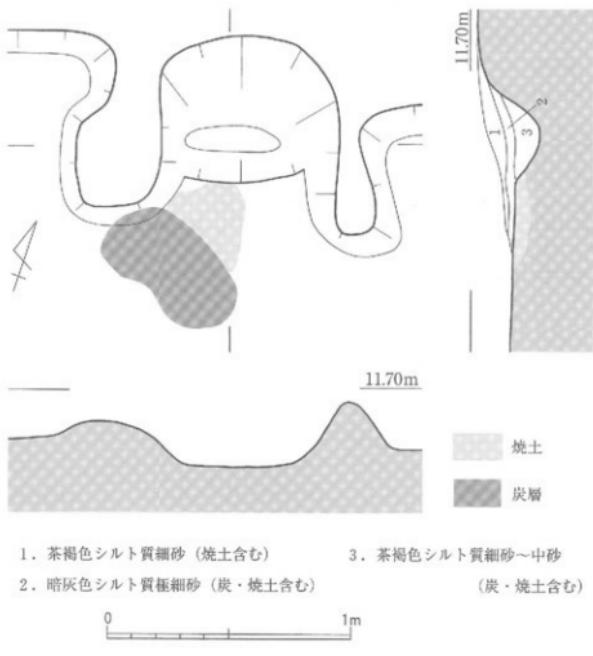
時期 出土土器、特に須恵器の杯身・杯蓋から、古墳時代中期(第9期)と考えられる。



第166図 SH12

S H 1 2 (写真図版76)

- 検出状況** E - 4 区南西部で検出した (第163図)。古墳時代の住居跡 S H13・S H14と切り合い関係にあり、両遺構を切っている。このため、一部中世の土坑 S K58に切られているものの、当住居跡はほぼ完存する。S H11の東側、S H15の南西側に位置する。
- 形状・規模** 平面形は方形を呈する (第166図)。ほぼ北北西 - 南南東方向に主軸をとり、検出面における規模は、主軸方向で5.75m、その直交方向で6.05mを測る。床面はほぼ平坦で、その検出した床面積は29.12m²を測る。床面の検出面からの深さは25cmを測り、その標高は11.53mである。
- 付属施設** カマド (第167図)・主柱穴・周壁溝を検出した (第166図)。
- カマド** 北辺中央部で検出した。地山を削り出して造られており、袖部がハの字形に張り出す。平面的にみて、ハの字形の頂部は北辺よりわずかに北側に張り出している。基底部を基準とした袖部の幅・長さは、西側で52cm・80cm、東側で35cm・90cmを測る。カマド全体の幅は1.42m、袖頂部間の距離は1.20mを測る。
- また、袖と床面との比高は東側で20cm、西側で8cmを測る。袖部に挟まれた箇所は浅くU字形にくぼみ、焚口をなす。その幅は50cm、袖頂部と最深部との比高は25cmを測る。この凹部には炭及び焼土の堆積が認められるとともに、カマドの南側にもカマドから掘き出



第167図 S H12 カマド

されたと考えられる焼土と炭の集中箇所が認められた(第167図)。カマド内からは、土器器の壺(731)が出土している(第168図)。

主柱穴 4穴検出した(P1~P4)。4穴の主柱穴の配置は、当住居跡の平面形と相似形をなし、方形をなす。P1-P2・P2-P3・P3-P4・P4-P1の柱穴間の距離は、それぞれ、2.94m・2.90m・3.00m・2.90mを測り、ほぼ等間隔である。

また、各柱穴の平面形は、円形を呈する。各柱穴の径・床面からの深さは、P1が48cm・48cm、P2が40cm・32cm、P3が31cm・43cm、P4が42cm・28cmを測る。各柱穴において柱痕を確認することができ、その径は15cm前後である。

周壁溝 検出した範囲では、カマド部分を除きほぼ全周する。横断面はU字形をなし、床面における幅5cm、最深部における床面からの深さ4cmを測る。

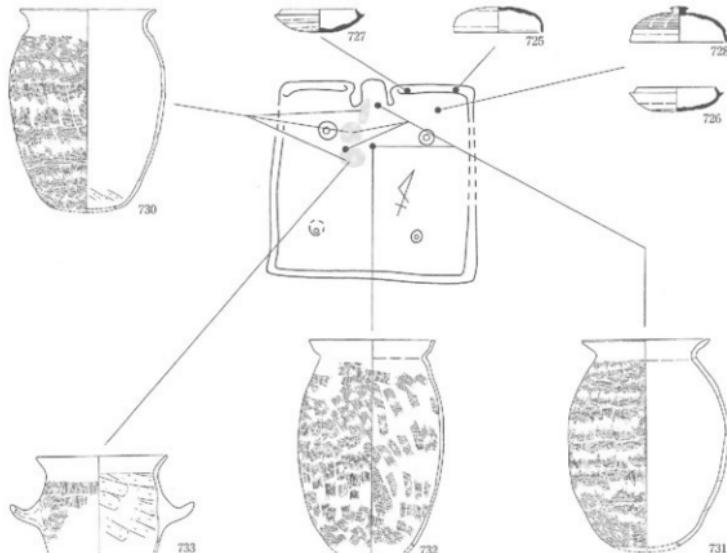
出土遺物 須恵器、土師器、ふいご羽口が出土している(図版41)。いずれも床面直上での出土である。特に、カマド及びそこから抜き出されたと考えられる前面から集中して出土している(第168図)。

須恵器 杯蓋・杯身・高杯蓋・壺が出土している。

杯蓋 723~725の3個体が出土している。725はカマド東側の周壁溝のあたりから出土している。723の天井部約1/3の範囲ではヘラ削りが認められるが、725では認められない。

杯身 726と727の2個体が出土している。口縁部がわずかに立ち上がるタイプで、底部のヘラ削りは、726が約1/3、727が約2/3の範囲に施されている。

高杯蓋 728の1個体が出土している。天井部は全面にヘラ削りが施され、口縁部との境は段を



第168図 S H12 土器出土位置

なしている。

壺 729の1個体である。口縁端部をわずかに欠く。体部内面は横ナデ調整により仕上げられ、同心円文は認められない。

この他、小片のため図化できなかったが、須恵器の蓋（736）が出土している。天井部の一部と考えられ、列点文が放射状に施され、その周囲を1条の凹線がめぐっている。

土師器 壺と瓶が出土している。

甌 730～732の3個体出土している。いずれも長胴壺に分類されるもので、730と731は、ほぼ同様の特徴を有する。体部外面がハケ調整、内面がユビオサエとナデ調整後、口縁部外面が横ナデ調整により仕上げられている。一方、732は体部内外面をハケ調整後、口縁部内外面が横ナデ調整により仕上げられている。また、口縁部の形状が、受け口状を呈し、端部が布留式壺の特徴を有している点も特徴的である。さらに、730・731より、長胴傾向が顕著である。

瓶 733の1個体が出土している。口縁部はく字形に外反し、舌状の把手が付く。把手の接合法については観察できなかった。体部外面はハケ調整、内面はヘラ削り（右→左）により仕上げられ、その後、口縁部内外面が横ナデ調整により仕上げられている。

ふいご羽口 734と735が出土している。いずれも、羽口の先端部と考えられ、734は径2.7cm、735は径1.9cmの穴が穿たれている。

時期 出土土器、特に須恵器の杯身・杯蓋から、TK217（第12期）と考えられる。

S H 1 3 (写真図版77)

検出状況 E-4区南西隅で検出した（第163図）。当住居跡は、平面的には大半をS H12に切られている。しかし、S H12より深く掘り込まれていたため、S H12の床面において当住居跡のプランを確認することができた。このため、平面的にはほぼ完存する。なお、当住居跡は、弥生時代の土坑SK61を切っている。

形状・規模 平面形は、北辺が4.00m、東辺が5.00m、南辺が4.90m、西辺が4.40mと、台形状を呈している（第169図）。ほぼ南北方向に主軸をとり、主軸方向で4.85m、その直交方向で4.66mを測る。床面はほぼ平坦で、その検出した床面積は19.33m²を測る。床面の検出面からの深さは25cmを測り、その標高は11.37mである。

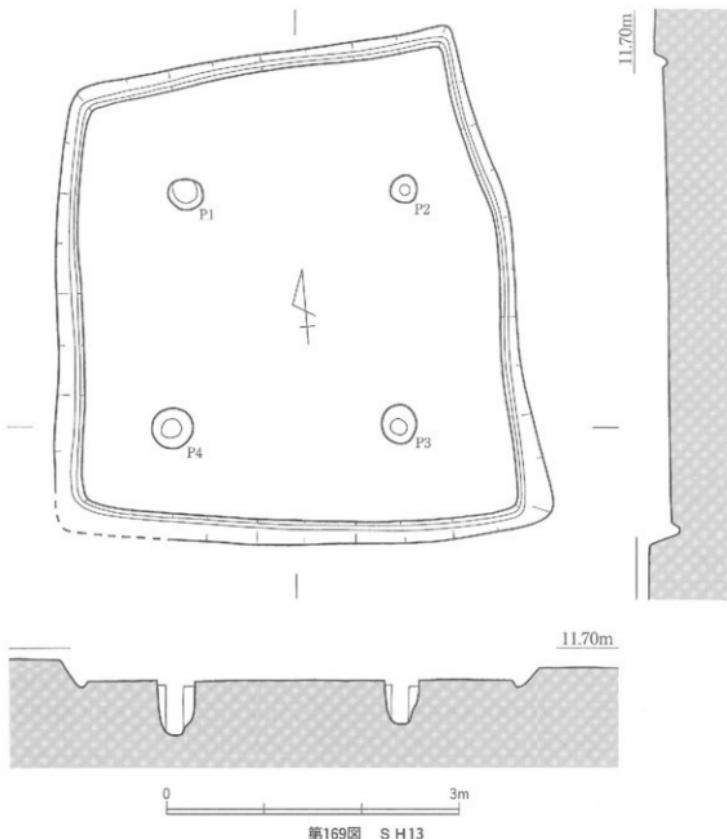
付属施設 主柱穴と周壁溝を検出した。

主柱穴 4穴検出した（P 1～P 4）。4穴の主柱穴の配置は、住居跡の平面形とは若干異なり、西辺と南辺が同じ方向性を示している。P 1-P 2間・P 2-P 3間・P 3-P 4間・P 4-P 1間の距離は、それぞれ2.20m、2.50m・2.35m・2.35mを測り、ほぼ等間隔である。

また、各柱穴の平面形は円形を呈する。各柱穴の径・床面からの深さは、P 1が34cm・36cm、P 2が19cm・34cm、P 3が28cm・40cm、P 4が34cm・50cmを測る。いずれの柱穴においても、柱痕を確認することができ、その径は15cm前後である。

周壁溝 全周回する。横断面はU字形をなし、床面における幅5cm、最深部における床面からの深さ3.5cmを測る。

出土遺物 須恵器・土師器・輪式土器が出土している（図版42）。



第169図 S H13

須恵器

杯蓋が出土しているが、小片のため図化できなかった。

土器器

高坏が5点(737~741)出土している。737は北西隅と南東隅、739は南東隅の、それぞれ床面から出土している(第170図)。

坏部が残存する737~739の3個体の坏部は、いずれも坏形を呈する。737は、口径に対して深い坏形を呈し、口縁部は指オサエにより下方に折り返されている。内面下半はナデ調整、他は横ナデ調整により仕上げられている。

738と739の坏部はほぼ同タイプのものである。738は、坏部内外面をナデ調整後、口縁部内外面が横ナデ調整により仕上げられている。739は、完形に復元できる個体である。

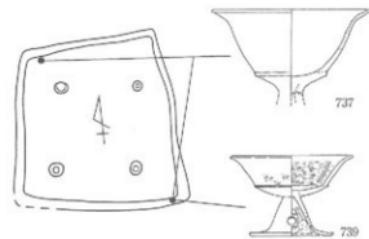
坏部は、内外面ともハケ調整後ナデ調整により仕上げられ、その後口縁部内外面が横ナデ調整により仕上げられている。また、体部と口縁部の境には刻み目が施されている。脚部は、内面がヘラ削り(右→左)、外表面がヘラナデ調整により仕上げられ、その後端部内外

面が横ナデ調整により仕上げられて
いる。透孔が焼成前に1箇所穿たれ
ている。

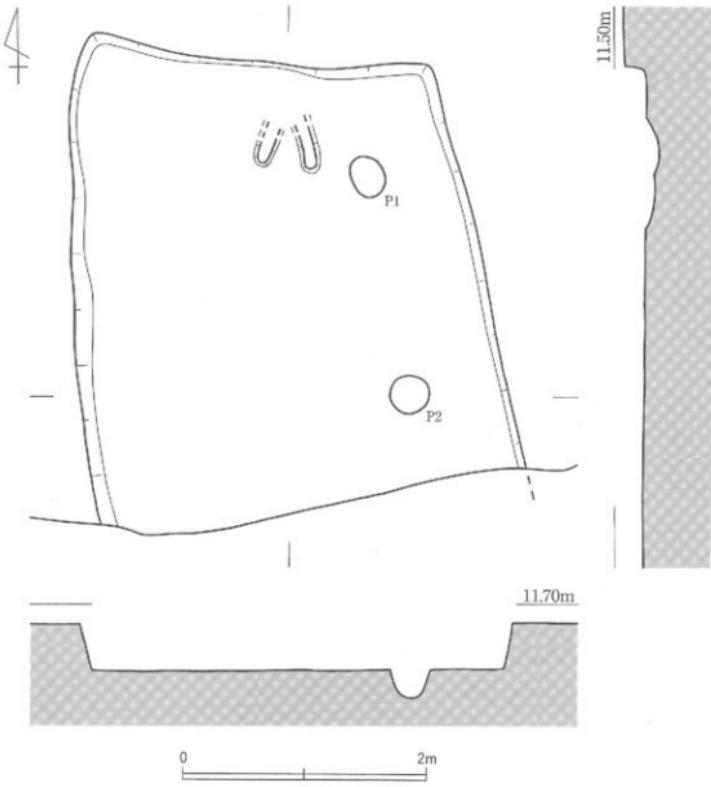
740と741は、脚部の一部のみ残存
する。740の外表面はヘラ磨き、内面
はヘラ削りにより仕上げられている。
741の外表面は指オサエとナデ調
整、内面はヘラ削りとハケ調整によ
り、仕上げられている。

韓式土器 土師質の韓式土器が出土している(742)。体部の小片で、器種の特定は困難であるが、
外面に格子状の叩き目が認められる(写真図版124)。

時期 出土土器から、古墳時代中期(第9期)と考えられる。



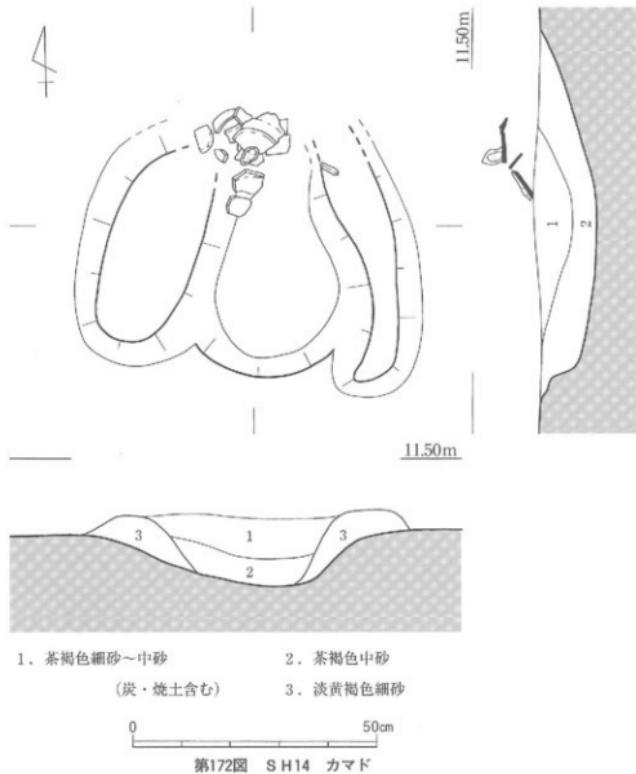
第170図 S H13 土器出土位置



第171図 S H14

S H 14 (写真図版78)

- 検出状況** E - 4 区南西部で検出した (第163図)。当住居跡は、平面的には大半が S H12 に切られている。しかし、S H13 同様、S H12 より深く掘り込まれていたため、S H12 の床面において当住居跡のプランを確認することができた。このため、平面的には S H12 の影響は認められない。ただし、当住居跡の南側はわずかに調査区外に披がっている。このため、住居跡全体を検出することはできなかった。S H13 の東側に隣接する。
- なお、当住居跡床面で、弥生時代の土坑 S K63 (206ページ) を検出している。
- 形状・規模** 平面形は、南北方向に長い台形状を呈している (第171図)。カマドを基準とした主軸方向は、N 1° E を示す。北辺のみ完存し、3.50m を測る。また、東辺と西辺は、それぞれ 4.25m・5.00m を測出した。床面はほぼ平坦で、検出した床面積は 16.12m² である。床面の検出面からの深さは 24cm を測り、その標高は 11.37m である。
- 付属施設** カマド (第172図) と主柱穴を検出した。
- カマド** 北辺中央部や内側で検出した。カマドの北側は S H12 により削平を受け、北辺との直



接の関係を明らかにすることはできなかった。カマドは、地山を削り出すことにより造られるのではなく、土坑状に掘り込んだ後、西側と東側をハの字状に盛りあげることにより、袖が造られている（第172図）。

土坑の規模は、カマド主軸方向で50cm、その直交方向で55cmを測る。袖部の基底部における幅・長さは、西側で30cm・47cm、東側で18cm・52cmを測る。また、それぞれの袖部と床面との比高は4cmを測り、土坑最深部との比高は13cmである。カマド全体の幅は68m、袖頂部間の距離は48cmを測る。

カマド内の上層には炭および焼土を含む層が認められるとともに、この上面からは高坏（744）が出土している（第172図）。また、この最下層から椀（743）が出土している。

主柱穴 東辺に平行する2穴を検出した（P1・P2）。他の2穴については、当住居跡床面で検出したSK63と平面的に重複し、検出することができなかった。P1-P2間の距離は、2.25mを測る。

また、P1・P2の平面形は円形を呈し、両柱穴の径・床面からの深さは、P1が34cm・29cm、P2が38cm・18cmを測る。いずれの柱穴においても、柱痕を確認することはできなかった。

出土遺物 須恵器・土師器・韓式土器が出土している（図版42）。土師器はカマドを中心として、他はカマド以外の床面から出土している（第173図）。

須恵器 杯蓋と壺が出土しているが、杯蓋に関しては小片のため図化できなかった。壺（745）は、口縁部のみ残存し、壺部付近外面に断面渦鉢形を呈する突帯が付く。突帯は、口縁下を引き伸ばした後、巻き込むようにして造られている。このため、突帯下端にはナデ調整痕は認められない。口縁端部は丸く仕上げられている。内外面ともナデ調整により仕上げられている。

土師器 高坏（744）と椀（743）が各1個体出土している。

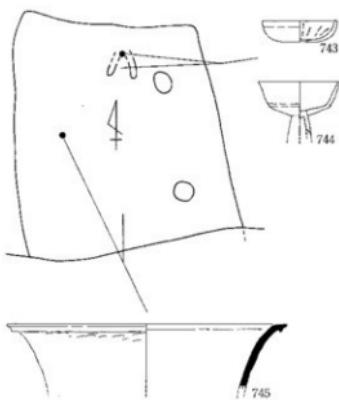
高坏は、壺部と脚部上半が残存する。外面とも摩滅のため、調整法は観察できない。

脚部内面は、ヘラ状工具により整形されている。

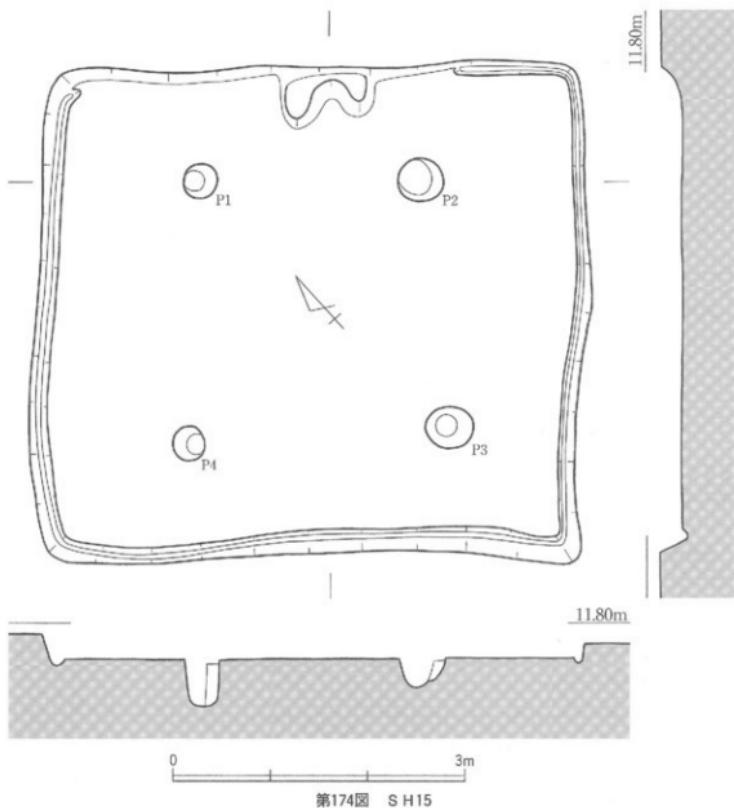
椀は、口縁部から底部まで残存する。体部内外面はナデ調整、口縁部内外面は横ナデ調整により仕上げられ、口縁端部は平坦面を有する。また、内面には、ヘラ書きによる放射状の暗文が、わずかに観察できる。

韓式土器 土師質の韓式土器が出土している（746）。体部の小片で、器種の特定は困難であるが、外面に格子状の叩き目が認められる（写真図版125）。

時期 出土土器から、古墳時代中期（第8期）と考えられる。



第173図 S H14 土器出土位置



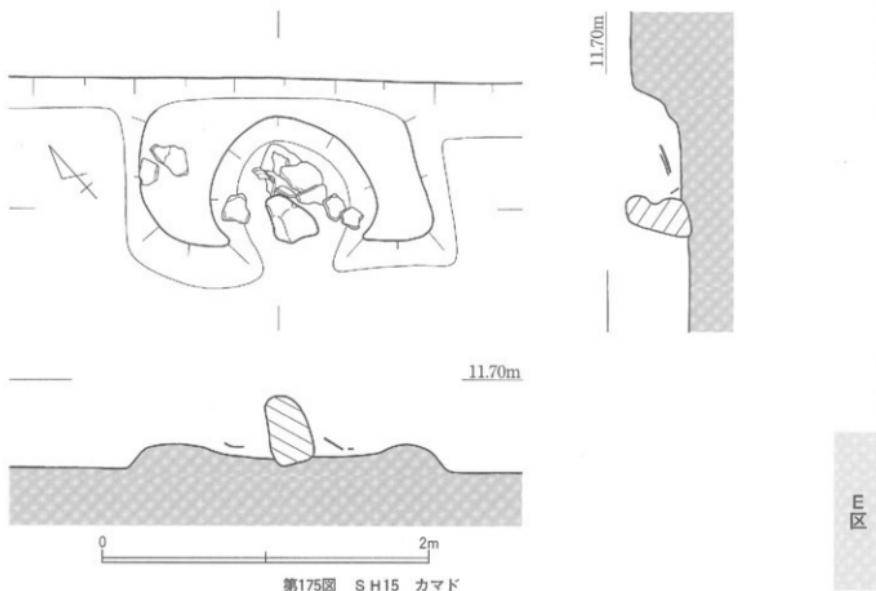
SH15 (写真図版79)

検出状況 E - 4 区中央やや北側で検出した（第163図）。他の遺構との切り合い関係は認められず、完存する。SH12の北東側、SH16・17の北西側に位置する。

形状・規模 平面形は方形を呈する（第174図）。カマド主軸とP1 - P2 ラインを基準とした主軸方向は、N43°Eを示す。各辺の規模は、北辺が5.30m、東辺が5.00m、南辺が5.40m、西辺が4.90mを測る。床面はほぼ平坦で、検出した床面積は24.67m²である。床面の検出面からの深さは22cmを測り、その標高は11.43mである。

付属施設 カマド（第175図）・主柱穴・周壁溝を検出した。

カマド 北東辺中央で検出した。カマドは地山を削り出すことにより造られている。カマド全体が床面より高く造られており、床面と袖頂部の比高は、南西側で12cm、北東側で13cmを測る。また、袖基底部を基準とした北東辺からの張り出しの規模は、南西側で1.28m、北東側で1.14mを測り、カマド全体の幅は2.00m、袖頂部間の距離は1.45mを測る。



第175図 SH15 カマド

袖部に囲まれた焚口部はわずかに土坑状に窪み、その規模は、カマド主軸方向で1.00m、その直交方向で1.02mを測る。袖頂部と最深部との比高は、わずか3cmである。カマド主軸ライン上における住居跡北東辺から90cmの位置には、支柱石が建てられた状態で検出されている。

主柱穴

4穴検出した(P1～P4)。4穴の主柱穴の配置は住居跡の平面形とはほぼ相似形をなし、各柱穴間の距離は、P1～P2間で2.35m、P2～P3間で2.45m、P3～P4間で2.70m、P4～P1間で3.70mと、主軸方向の距離が長くなっている。

また、各柱穴の平面形は円形を呈する。各柱穴の径・床面からの深さは、P1が23cm・48cm、P2が45cm・26cm、P3が35cm・32cm、P4が34cm・26cmを測る。いずれの柱穴においても、柱痕を確認することができ、その径は26cm前後である。

周壁溝

北東辺を除いては全周する。北東辺においては、東隅付近で約1.20m検出できたにとどまり、カマド周辺では検出されなかった。横断面はV字形をなし、床面における幅5cm、最深部における床面からの深さ4cmを測る。

出土遺物

須恵器・土師器・韓式系土器が出土している(図版42)。

杯蓋と壺の体部片が出土しているが、壺に関しては小片のため復元できなかった。杯蓋(747)は、口縁端部がわずかに窪み、平坦面を有する。ヘラ削りは、天井部の2/3に及んでいる。

土師器

碗・壺・高壺・瓶が出土している。

椀

748の1個体である。ほぼ完存する個体である。底部はわずかに平底状をなし、体部は

大きく内溝し、外面はナデ調整により仕上げられている。口縁部は、内側斜方向につまみ上げるよう、横ナデ調整により仕上げられている。最後に、底部から口縁部にかけての内面は、暗文状のヘラ崩きが放射状に施されている。

甕 749と750の2個体が出土している。749は、口縁部を中心には布留式甕の特徴が認められる。体部内外面をハケ調整後、口縁部内外面が横ナデ調整により仕上げられている。750も、体部内外面をハケ調整後、口縁部内外面が横ナデ調整により仕上げられている。また、体部内面は、ハケ調整後指ナデ調整により仕上げられている。

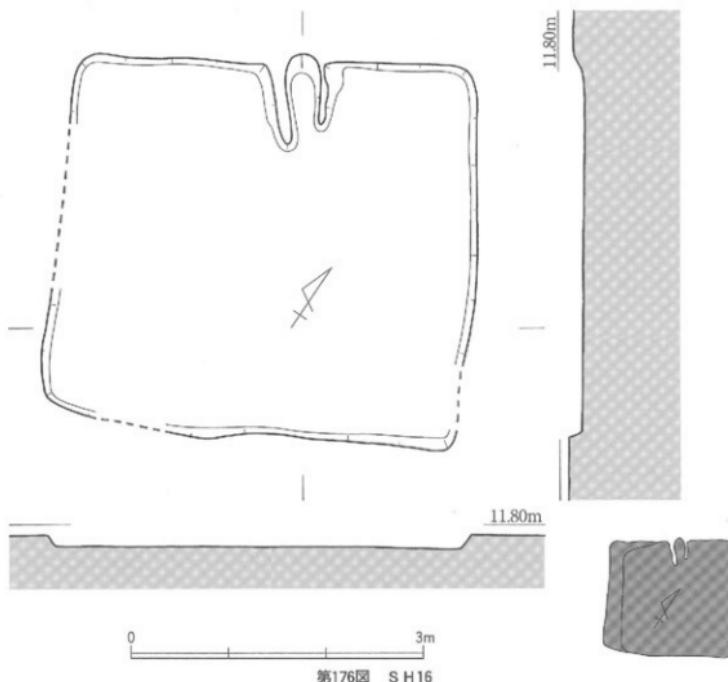
高环 752の1個体で、脚裾部のみ残存する。内面をヘラ削り（右→左）後、内外面が横ナデ調整により仕上げられている。

瓶 751の1個体である。751は口縁部のみの残存であるが、その形態から甕と考えられる。内面はハケ調整により仕上げられている。

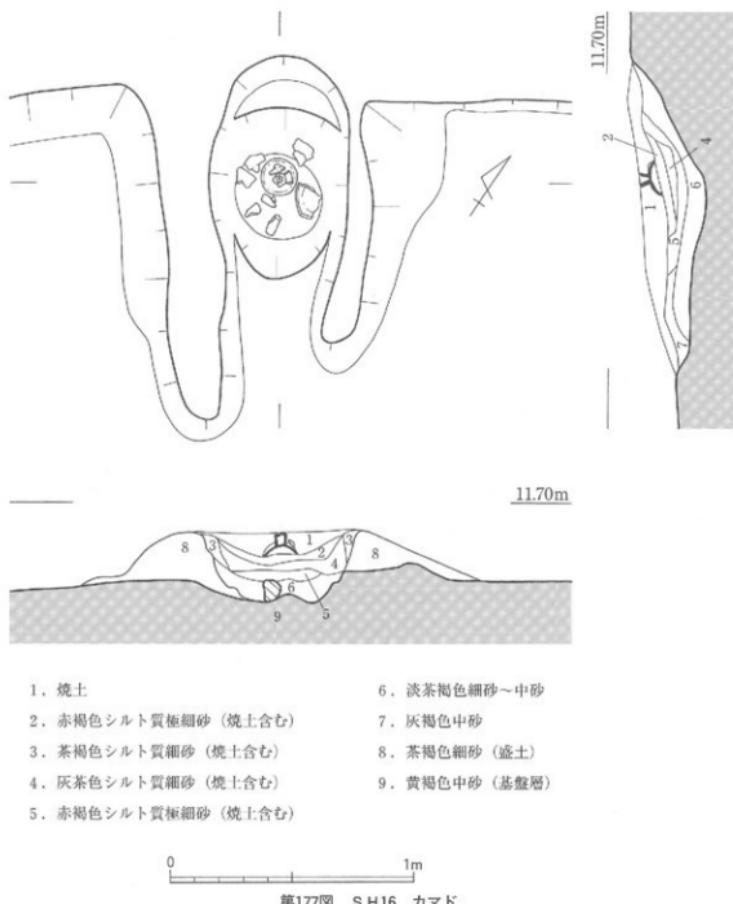
時期 出土土器から、古墳時代中期（第9期）と考えられる。

S H 1 6 (写真図版79~81)

検出状況 E-4区東側で検出した（第163図）。他の遺構との切り合い関係は認められず、完存する。ただし、当住居跡はS H 17の南西辺を南西側へ約80cm拡張する形での建替えで、平面



第176図 S H 16



的にSH17と完全に重複する。SH15の南東側、SH18の西側に位置する。

形状・規模 平面形は方形を呈する(第176図)。カマドを基準とした主軸方向は、N34°Wを示す。

各辺の規模は、北西辺が6.50m、北東辺が6.20m、南東辺が6.90m、南西辺が5.80mを測り、全体的にやや歪んでいる。床面はほぼ平坦で、検出した床面積は38.10m²である。床面からの深さは11cmを測り、その標高は11.55mである。

付属施設 カマドを検出した(第177図)。

カマド 北西辺中央よりわずかに北隅側で検出した。カマドは、床面をわずかに掘り下げ、その周囲を土盛りし土手状の袖部が造られている。袖基底部を基準とした北西辺からの張り出しの規模は、北西側で1.50m、南東側で1.12mを測り、カマド全体の幅は1.41m、袖頂部

間の距離は70cmを測る。床面と袖頂部の比高は、北西側で20cm、北東側で21cmを測る。

袖部に囲まれた焚口は、土坑状に落ち込む。焚口内は、8層の堆積からなるが、大きく1層下面と6層下面の2面に分けることができる。これは、後述するように、当住居跡のカマドは、建替え前のSH17のカマドをそのまま踏襲している。したがって、上記2面は、SH17に対応する面（6層下面）と、SH16に対応する面（1層下面）と考えられる。そして、6層下面では石が、1層下面では高坏（770）が支脚として使用されている。

出土遺物

須恵器・土師器・韓式系土器が出土している（第178図・図版42・図版43）。

須恵器

杯H蓋・高杯蓋・杯G・杯H蓋・壺・甕・韓式系土器・器台が出土している。

杯H蓋 753・754・756の3個体を図化した。いずれも同タイプの蓋で、天井部全体にヘラ削りが施されている。

高杯蓋 757の1個体が出土している。つまみは鉗状を呈するが、高さはわずか4mmである。他は、杯蓋と同様の特徴が認められる。

杯H 758～761の4個体を図化した。いずれも同様の特徴を有するものである。底部の2/3～1/2の範囲にヘラ削りが施されている。

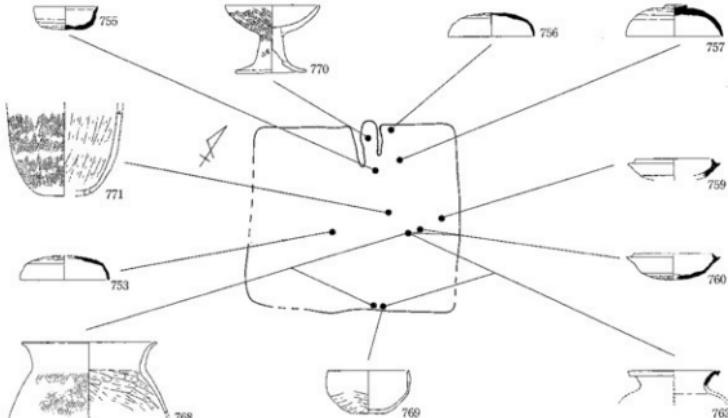
杯G 755は、他より口径が小さく、口縁端部にわずかに段が認められる。底部全体にヘラ削りがいていねいに施されている。

壺 762の1個体が出土している。内外面とも回転ナデ調整により仕上げられている。

甕 図化できたのは763と764の2個体で、いずれも口縁部のみ残存する。同タイプに分類できるもので、口縁端部直下外面に突帯をめぐらせ、端部は面を有する。

韓式系土器 図化できなかったが、772と773の体部片が出土している。外面は格子状に平行叩きが施され、内面には同心円文が認められる（写真図版127）。

器台 765の1個体で、口縁部がわずかに残存する。内外面とも回転ナデ調整により仕上げられている。



第178図 SH16 土器出土位置

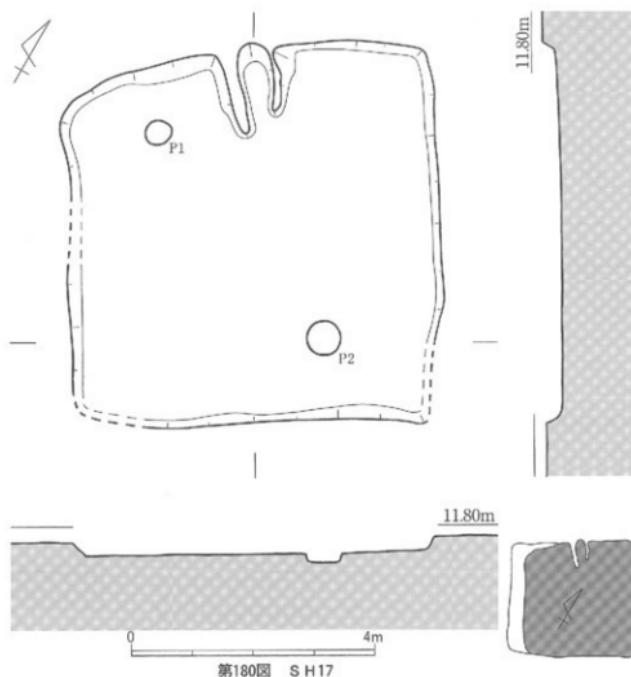
- 土師器** 壺・碗・高坏・瓶が出土している。
- 壺** 766と768の2個体が出土している。766は、底部を欠くが、丸底と考えられる。体部内面は多方向の板ナデ調整、外面はハケ調整、口縁部内外面は横ナデ調整により、仕上げられている。768は、体部外面がハケ調整、内面がヘラ削り（右→左）調整後、口縁部内外面が横ナデ調整により仕上げられている。
- 碗** 769の1個体が出土している。底部外面を弱いヘラ削り（左→右）、内面を指オサエとナデ調整後、口縁部内外面が横ナデ調整により仕上げられている。口縁端部内面に、わずかに段が認められる。
- 高坏** 770の1個体が出土している。ほぼ完形に近い個体で、坏部は浅い椀形を呈する。坏部外面をハケ調整、内面をナデ調整後、口縁部内外面が横ナデ調整により仕上げられている。脚部は、外面がヘラナデ後ハケ調整、内面がナデ調整により仕上げられている。
- 瓶** 771の1個体が出土している。体部下半がわずかに残存し、外面がハケ調整、内面がヘラ削り（下→上）により仕上げられている。蒸気孔はわずかに残存するが、円形ではない。
- 韓式系土器** 767の壺形土器と774が出土している。767は、全体的に被熱が認められ、特に外面を中心とし、変色・剥離が著しい。口縁部外面に格子状の叩きが認められる（第179図）。この叩き目は、SH18出土の壺の叩き目（第184図）と比べて、やや粗いもので、格子叩きの一辺は4mmを測る。口縁部内面はヘラナデ調整、体部内面はナデとヘラナデ調整、外面は指オサエとナデ調整により仕上げられている。全体的に粗いつくりである。一般的な韓式土器では認められない器形であることから、第2世代以降の渡来系人による可能性が考えられる（後述、第5章第1節）。
- 774は、小片のため図化はできなかった。また、器種の特定も困難である。
- 時期** 出土土器から、7世紀初頭（第12期）と考えられる。



第179図 767拓影

S H 1 7 (写真図版80・81)

- 検出状況** 当住居跡は、SH16に拡張される以前の住居跡で、平面的にSH16と重複する。SH16の床面で検出されている。
- 形状・規模** 平面形は方形を呈するが、SH16より歪んでいる（第180図）。主軸方向はSH16と同じである。各辺の規模は、北西辺が5.90m、南東辺が5.95m、南西辺が5.70mを測り、北東辺はSH16と一致し、6.20mである。床面はほぼ平坦で、検出した床面積は31.35m²である。床面の検出面からの深さは20cmを測り、その標高は11.34mである。
- 付属施設** カマド（第177図）と主柱穴を検出した。
- カマド** 本住居跡で造られたカマドが、先述したSH16に踏襲されている。詳細は、SH16で報告した通りである（229ページ）。SH16と異なる点は、平面規模の変化から、当住居跡ではカマドの位置が北西辺のはば中央にあたることである。
- 主柱穴** 東西の対角線上にあたる2穴を検出した（P1・P2）。P1・P2の平面形は、円形を呈し、両柱穴の径・床面からの深さは、P1が44cm・10cm、P2が60cm・12cmを測る。いずれの柱穴においても、柱痕を確認することはできなかった。



出土遺物

須恵器・土師器・韓式系土器が出土している（図版43）。

須恵器

杯蓋と杯身が出土している。杯蓋は、775～778の4個体、杯身は779・780の2個体が出土している。杯蓋・杯身とともに、それぞれ同タイプのものである。775は天井部の2/3に、776は天井部の1/2に、ヘラ削りが施されている。

土師器

甕・瓶・高壺が出土している。

甕

781の1個体が出土している。体部外面と口縁部内面はハケ調整、体部内面はナデ調整、口縁部外面は横ナデ調整により仕上げられている。

壺

782の1個体が出土している。全体的に内傾気味であるが、調整方法等から甕と判断している。体部外面をハケ調整、内面を指オサエとナデ調整後、口縁部内外面が横ナデ調整により仕上げられている。

高壺

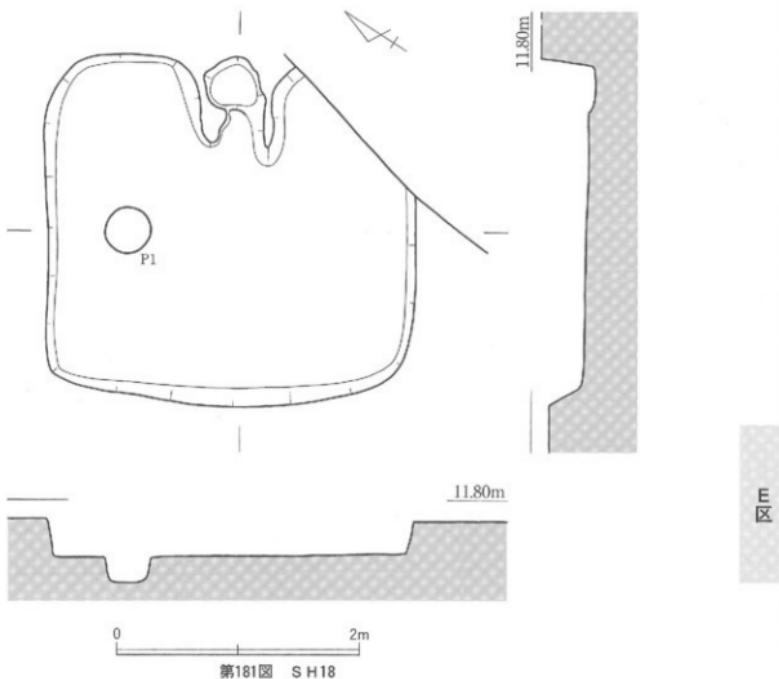
783の1個体が出土している。内外面とも横ナデ調整により仕上げられている。

韓式系土器

小片（784）が出土している（写真図版127）。外面に格子状の叩き目が認められる。小片のため、器種の特定は困難である。

時期

出土土器から、6世紀後半（第11期）と考えられる。



SH18 (写真図版82・83)

検出状況

E-4区東端で検出した（第163図）。他の遺構との切り合い関係は認められないが、東隅はE-5区との境をなす用水路により、攪乱を受けていた。また、住居跡内においても、攪乱を受けていた。このため、一部を検出することはできなかった。SH16・17の東側に位置する。

なお、当住居跡は焼失した状態で埋没していたため、北側を中心に炭化材を検出することができた（卷首図版2・第183図）。しかし、建築材の部位までは確認できなかった。

形状・規模

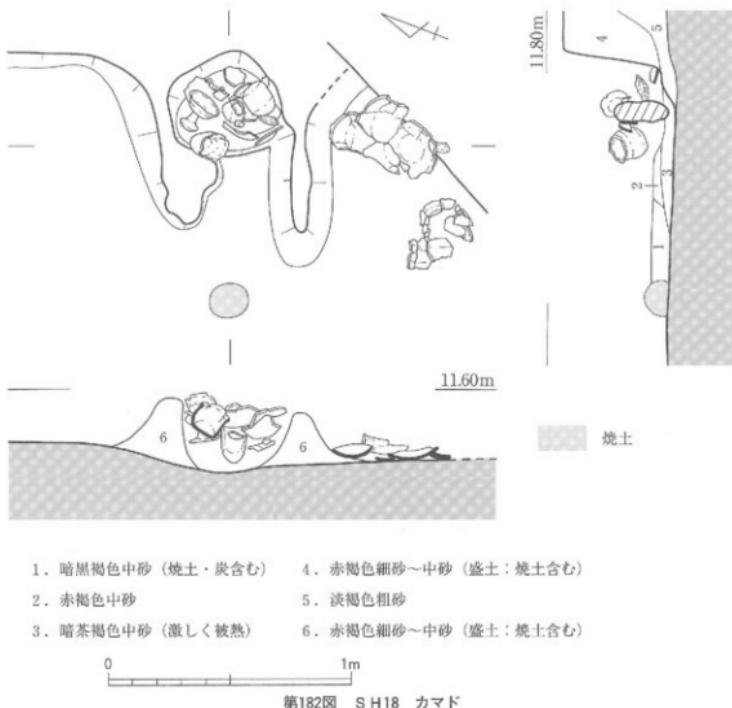
平面形は方形を呈し、カマド主軸を基準とした主軸方向はN58°Eを示す。各辺の規模は、北辺が2.70m、西辺が3.00mを測る。床面はほぼ平坦で、床面積は7.28m²と推定される。床面の検出面からの深さは32cmを測り、その標高は11.33mである。

付属施設

カマドと主柱穴を検出した。

カマドは東辺ほぼ中央で検出した。カマドは、床面をわずかに掘り下げ、その周囲を土盛りし、土手状の袖が造られている（第182図）。袖基底部を基準とした東辺からの張り出しの規模は、北側で70cm、南側で90cmを測り、カマド全体の幅は84cm、袖頂部間の距離は55cmを測る。また、床面と袖頂部との比高は、両側とも20cmを測る。

袖部に囲まれた箇所は、整地後、北辺付近がわずかに土坑状に掘り込まれている。



その規模は、カマド主軸方向で43cm、その直交方向で47cmを測り、整地面からの深さはわずか4cmである。この土坑状の落ち込みの中央部には、柱状の支石が立てられた状態で検出されている。また、この落ち込み内には、平底鉢・壺・鍋などの韓式土器や甕・高杯などの土師器が意識的に入れられた状態で出土している（巻首図版3・第183図）。

さらに、焚口の外側のカマド主軸ライン上で、焼土の塊が検出されている（第182図）。

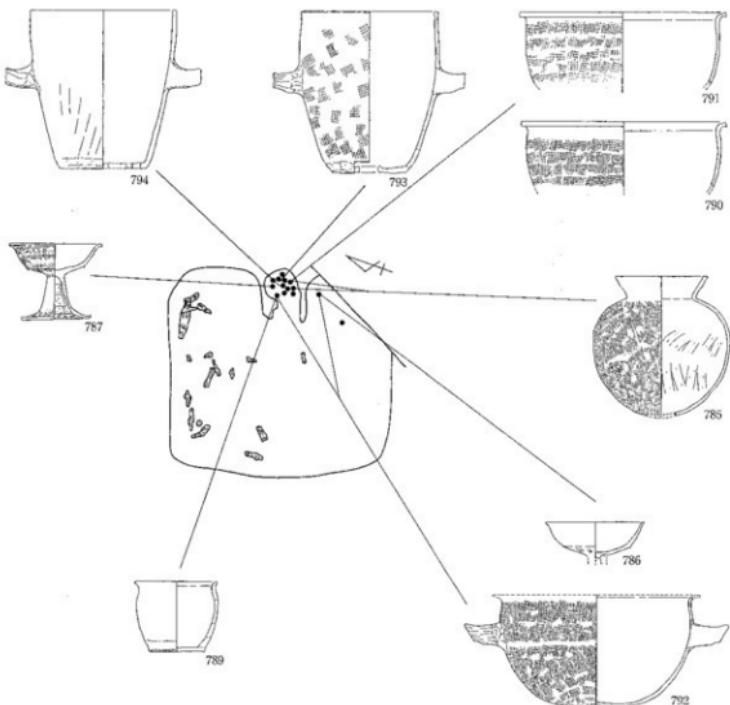
柱穴 1穴のみ検出することができた。平面形は円形を呈し、床面における径・床面からの深さは19cm・10cmである。当初、主柱穴は2穴であったと考えられるが、擾乱を受け、1穴のみしか検出できなかった。

出土遺物 土師器・韓式系土器が出土している（図版44・45）。カマド内およびその周辺の床面上を中心に出土している（第183図）。

土師器 甕と高杯が出土している。

甕 785の1個体で、底部を除いてほぼ完存する。いわゆる布留式甕に分類されるもので、口縁端部は横ナデ調整により仕上げられ、水平な端面を有する。体部内面は、ヘラ削り（下→上）後上半部をナデ調整、外面はハケ調整により仕上げられている。

高杯 786と787の2個体が出土している。786は、杯部のみ残存する。体部外面をハケ調整後、



第183図 S H18 土器出土位置

坏部内外面が横ナデ調整により仕上げられている。787はほぼ完存する個体である。坏部外面はハケ調整、内面は横ナデ調整により仕上げられている。脚部外面はハケ調整後ヘラナデ調整により、脚部内面は裾部をハケ調整、上半部はヘラ削り（右→左）により仕上げられている。

輪式土器 壺・半底鉢・鍋・瓶他が出土している。

壺 788の1個体のみである。断面形からは瓶の可能性も考えられるが、復元される口径が瓶としては小さいことから、壺として報告する。緩やかに外反する口縁部の一部が残存し、外面に格子状の叩きが認められる。内面は、指オサエとナデ調整により仕上げられている。

平底鉢 789の1個体である。口縁部を除いて、ほぼ完存する個体である。口縁部内外面が横ナデ調整により仕上げられている以外は、ナデ調整により仕上げられている。底部付近外面は、半乾燥段階における粗い横方向のナデ調整が施され、その下縁部には刻み目が施されている。

鍋 790～792の3個体が出土している。ただし、790は791と同一個体の可能性も考えられる。両個体間に接合関係が認



第184図 790拓影

められなかったため、別個体として報告する。

790は、口縁部内外面を横ナデ調整により大きく外反させ、体部内面がナデ調整により仕上げられている。体部外面には格子叩きが明瞭に観察することができる（第184図）。また、体部中位には強い横ナデ調整による凹線が一条、叩き整形後に施されている。把手を付ける際の割付けラインと考えられ、当初は把手が付いていたものと考えられる。

792についても、ほぼ同様の特徴が認められる。792は、口縁部を欠く以外は、ほぼ完存し、底部まで格子叩きが施されている。体部上半部には、一对の把手が付く。把手は、指オサエとヘラナデ調整により仕上げられているが、先端はヘラ削りにより仕上げられている（写真図版129）。把手は牛角状をなし、断面形は円形を呈する。体部に挿入させ、その周囲を粘土で補強することにより、装着されている。把手の径は4.8cm、長さは5.6cmを測る。また、把手の装着位置を割付けるために、強い横方向のナデ調整が施されている（第185図）。内面はナデ調整により仕上げられている。

この他、小片ではあるが、791の外面に煤の付着が認められる。外面には、格子状の叩き目が認められる。

概 793と794の2個体出土している。いずれも完形に復元できる個体である。

793は、口縁部が直口し、内外面が横ナデ調整により仕上げられている。体部外面は格子叩きにより整形され、内面はヘラナデ調整（下→上）により仕上げられている。また、外面底部付近は、横方向のヘラ削り（左→右）が施されている。体部中位には牛角状の把手が1対装着されており、その装着方法は792の鍋と同じである。把手断面は円形をなし、ナデと指オサエにより整形されている。ただし、792の把手と同じく、先端部はヘラ削りにより仕上げられている。把手先端部の径は2.5cm、その長さは4.2cmを測る。把手下面には、製作過程における把手の支えの痕跡が認められる（写真図版130）。また、外面には、把手装着のための割付用の強い横方向のナデ調整が施され、凹線状をなしている（写真図版130）。底部には1+6の円形の蒸気孔が焼成前に穿たれている。中心部の蒸気孔が他より大きく、その径は3.0cmを測る。他の蒸気孔の径は、2.1cm～2.7cmである。

794は、形態的には793とほぼ同じである。大きく異なる点は、外面に格子叩きが認められず、縱方向を中心としたヘラナデ調整により仕上げられていることである。体部下端底部付近外面には、横方向（左→右）のヘラ削りが施されている。また、口縁部の横ナデ調整も、793とは逆に外面より内面のほうが強く施されている。把手の装着方法・整形方法も同じである。また、把手上端を結ぶ位置に、把手装着時における割付け用の強い横方向のナデ調整が認められる（写真図版130）。その径は2.6cm、長さは4.5cmである。底部は完存しないが、蒸気孔の配列も同様と考えられる。

他 上記の土器の他に、外面に格子状の叩きが認められる小片が出土している（795～800写真図版131）。ただし、器種の特定は困難である。

時期 出土土器から、古墳時代中期前半（第6期）と考えられる。



第185図 792拓影

(2) 挖立柱建物跡

4棟検出した。

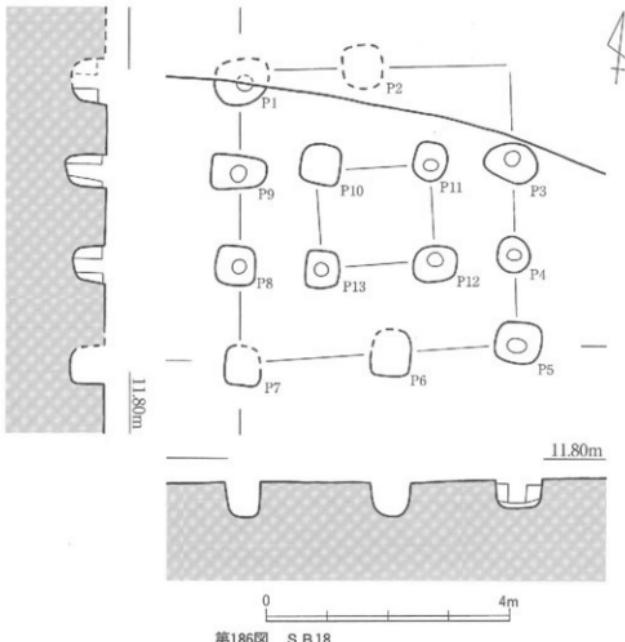
S B 18 (写真図版84)

検出状況 E-2区東側で検出した(第163図)。S B19の北西に位置し、ほぼ同様の方向性を示す。当建物は、調査区外まで拡がるため、一部を検出することができなかった。S D65の東側、S D66の北側に位置する。

形状・規模 2間×3間の總柱建物と考えられる(第186図)。棟軸方向は、西側桁行を基準とすると、N 6° Wを示す。1間×1間の柱並びを中心に、これを取り囲むように2間×3間の柱が建てられている。このため、桁行方向の柱通りは一直線にはならない。また、北側の柱並びのうち、P2については、側溝を隔てた調査区壁面にて確認したものである。

南梁行方向は4.50m、西桁行方向は4.65mを測り、北梁行方向については4.40m、東桁行方向については4.60mと、復元される。西桁行と南梁行を基準とした面積は、20.25m²を測る。柱穴間の距離および柱間の平均値は第37表とのおりである。

柱穴 挖り形の平面形は、方形もしくは方形を指向した形態からなり、その規模は一辺55cm～86cmを測る。深さは、38cm～64cmを測る。各柱穴の規模については、第38表とのおりである。また、P2・P6・P7・P10を除いては、柱痕を確認することができ、その径は18cm～32cmを測る。埋土は、灰褐色シルト質極細砂を中心とした灰褐色系が主体である。



第186図 S B 18

第37表 SB18建物規模一覧表

	柱穴間	柱穴間距離	側面距離	柱穴間平均距離
北梁行	P 1 - P 2	1.95	1.95	1.95
	P 3 - P 4	1.57		
東桁行	P 4 - P 5	1.48	3.05	1.52
	P 5 - P 6	2.05		
南梁行	P 6 - P 7	2.45	4.50	2.25
	P 7 - P 8	1.65		
西桁行	P 8 - P 9	1.50		
	P 1 - P 9	1.50	4.65	1.55

※ 第37表の単位はm

※ 第38表の単位はcm

第38表 SB18柱穴規模一覧表

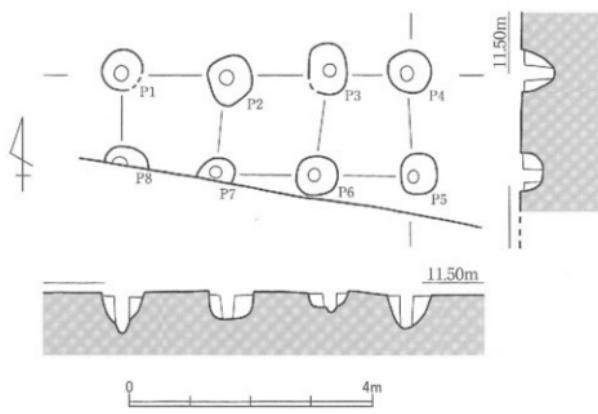
柱穴No	平面規模	柱痕径	深さ
P 1	86	25	50
P 2	55		38
P 3	85×65	25	50
P 4	55×59	22	56
P 5	77×66	31	52
P 6	66×74		59
P 7	57×65		54
P 8	64×63	23	56
P 9	80×55	25	64
P 10	64×65		40
P 11	55×62	24	38
P 12	69×58	25	38
P 13	55×58	23	42

出土遺物 土師器が若干出土しているが、器種および時期を特定できる土器は全く出土していない。

時期 出土土器から時期の特定は困難であるが、SB19との主軸方向の一致、柱穴の平面形から、古墳時代中期（第9期）と考えられる。

SB19（写真図版85）

検出状況 E-3区南東隅で検出した（第163図）。SB18の南東に位置し、ほぼ同様の方向性を示す。当建物も調査区外まで拡がるため、全体を検出することができなかった。SH11の西側、SD66の南側に位置する。

形状・規模 棟軸方向は、北梁行を基準とすると、N90°Eを示す。3間×2+a間の純柱建物である（第187図）。東西方向は3間からなるが、南北方向は1間分のみしか確認できない。建物北側で4.68mを測る。検出した面積は7.72m²である。柱穴間の距離および柱間の平均値は第39表のとおりである。

第187図 SB19

第39表 S B 19建物規模一覧表

	柱穴間	柱穴間距離	側面距離	柱穴間平均距離
北桁行	P 1 - P 2	1.75		
	P 2 - P 3	1.67		
	P 3 - P 4	1.26	4.68	1.56
東梁行	P 4 - P 5	1.70	1.70	1.70

※ 第39表の単位はm

※ 第40表の単位はcm

第40表 S B 19柱穴規模一覧表

柱穴No	平面規模	柱痕径	深さ
P 1	64×65	23	60
P 2	71×73	22	44
P 3	61×82	21	31
P 4	72×69	22	60
P 5	60×63	19	37
P 6	69×65	20	33
P 7	58	21	41
P 8	73	25	42

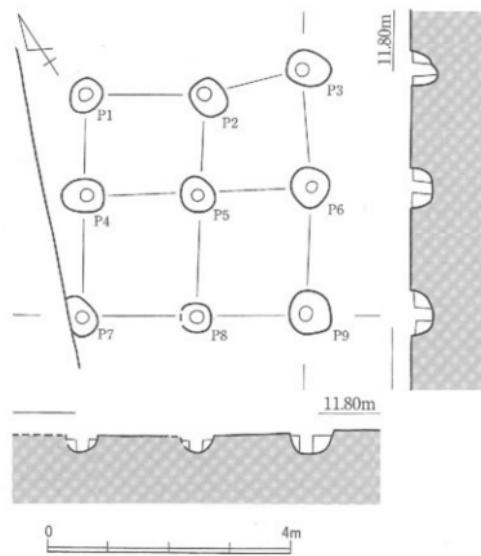
柱穴 挖り形の平面形は、方形もしくは方形を指向した形態からなり、その規模は一辺58cm～82cmを測る。深さは、31cm～60cmを測る。各柱穴の規模については、第40表のとおりである。また、いずれの柱穴においても柱痕を確認することができ、その径は19cm～25cmを測る。埋土は、灰褐色シルト質極細砂を中心とした灰褐色系が主体である。

出土遺物 P 3から須恵器の杯蓋が1点(801)出土している(図版45)。

時期 出土土器から、古墳時代中期(第9期)と考えられる。

S B 2 0 (写真図版86)

検出状況 E-3区北東部で検出した(第163図)。当建物については全体を検出することができた。S B21の北側に位置する。S B18・S B19とは棟軸方向を異なる。



第188図 S B 20

第41表 SB20建物規模一覧表

	柱穴間	柱穴間距離	側面距離	柱穴間平均距離
北梁行	P 1 - P 2	1.95	3.62	1.81
	P 2 - P 3	1.67		
東桁行	P 3 - P 6	1.90	3.95	1.97
	P 6 - P 9	2.05		
南梁行	P 7 - P 8	1.88	3.68	1.84
	P 8 - P 9	1.80		
西桁行	P 1 - P 4	1.65	3.65	1.82
	P 4 - P 7	2.00		

※ 第41表の単位はm

※ 第42表の単位はcm

第42表 SB20柱穴規模一覧表

柱穴No	平面規模	柱径	深さ
P 1	54	19	28
P 2	55	18	41
P 3	54	22	44
P 4	48	20	30
P 5	55	17	40
P 6	64	20	36
P 7	26	18	33
P 8	50	18	27
P 9	50	24	29

形状・規模 2間×2間の純柱建物である（第188図）。棟軸方向は、西桁行を基準とすると、N34°30' Eを示す。北梁行方向で3.62m、東桁行方向で3.95m、南梁行方向で3.68m、西桁行方向で3.65mを測り、東桁行方向が他の規模と比較して突出している。このため、平面形がやや歪んだ形となっている。面積は14.29m²である。柱穴間の距離および柱間の平均値は、第41表のとおりである。

柱穴

掘り形の平面形は、方形指向もしくは、円形からなり、その規模は26cm～64cmを測る。深さは、27cm～44cmを測る。各柱穴の規模については、第42表のとおりである。また、全ての柱穴において柱痕を確認することができ、その径は17cm～24cmを測る。埋土は、灰褐色シルト質極細砂を中心とした灰褐色系が主体である。

出土遺物

P 6 から土師器の壺が1点（803）出土している（図版45）。布留式壺の系譜を引き、口縁部内面をハケ調整後、外表面が横ナデ調整により仕上げられている。

時期

出土土器から、古墳時代中期

（第8期）に位置付けられる。

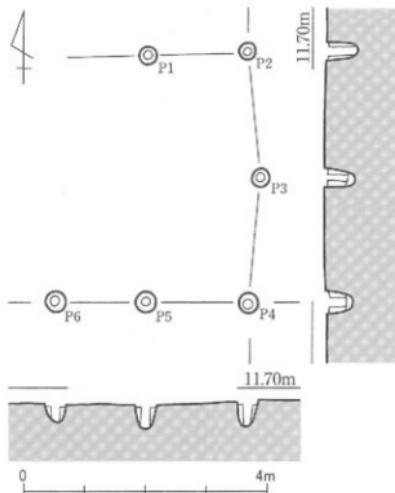
SB21（写真図版85）

検出状況

E-3区北東部で検出した（第163図）。当建物の西側については、調査前まで機能していた用水路により攪乱を受け、検出することはできなかった。SB20の南側に位置する。

形状・規模

2間×2+a間の側柱建物である（第189図）。棟軸方向は、南桁行を基準とすると、N87°30' Eを示す。東梁行方向で4.15mを測り、北桁行方向で1.64m、南桁行方向で3.15m検出した。面積は13.07m²以上である。柱穴間の距離および柱間



第189図 SB21

第43表 S B21建物規模一覧表

	柱穴間	柱穴間距離	側面距離	柱穴間平均距離
北梁行	P 1 - P 2	1.64	1.64	1.64
	P 2 - P 3	2.05		
東梁行	P 3 - P 4	2.10	4.15	2.07
	P 4 - P 5	1.66		
南桁行	P 5 - P 6	1.49	3.15	1.57

※ 第43表の単位はm

※ 第44表の単位はcm

第44表 S B21柱穴規模一覧表

柱穴No	平面規模	柱直径	深さ
P 1	26	12	33
P 2	28	15	47
P 3	28	14	50
P 4	30	14	41
P 5	34	15	37
P 6	32	14	26

の平均値は第43表のとおりである。

- 柱穴 挖り形の平面形は円形からなり、その規模は26cm~34cmを測る。深さは、26cm~50cmを測る。各柱穴の規模については、第44表のとおりである。また、全ての柱穴においても柱痕を確認することができ、その径は12cm~15cmを測る。埋土は、暗褐色シルト質粘細砂を中心とした暗褐色灰色系が主体である。
- 出土遺物 土器の小片が出土しているが、時期を特定できる遺物は出土していない。
- 時期 出土土器からの時期の特定は困難である。埋土の特徴がS B18~S B20と類似することから、古墳時代中期と考えられる。



第190図 柱穴の断割り作業

(3) 柱穴

建物を復元できなかった柱穴のなかで、良好な遺物が出土したP 23について報告する。

P 23

- 検出状況 E - 4 区南西部で検出した（第163図）。S H13の南側に位置する。
- 出土遺物 土器の小壺1点（804）が出土している（岡版45）。直口壺を小型にしたもので、全体的に指オサエとナデ調整により仕上げられている。
- 時期 出土土器から、古墳時代前期～中期（第6期）と考えられる。

(4) 土坑

6基検出している。

SK 6 0

- 検出状況** E-3区南東隅で検出した（第163図）。古墳時代の住居跡S H11と時期不明の造構に切られ、検出できたのはわずかである。
- 形状・規模** 北側の肩部を検出したにとどまり、平面形を明らかにすることはできなかった。横断面は逆台形状をなし、最深部における検出面からの深さは12cmを測る。
- 埋没状況** 埋土は、褐色極細砂混じり灰色シルト質極細砂1層からなる。
- 出土遺物** 麺1個体（647）が出土している（図版37）。体部内外面はハケ調整により、口縁部は横ナデ調整により仕上げられている。なお、体部のハケ調整は、内面と外面とでは、その原体が異なる。
- 時期** 出土土器から判断して、古墳時代中期後半（IV期：第10期）と考えられる。

SK 6 1

- 検出状況** E-4区南西隅で検出した（第163図）。当造構の大半は古墳時代の住居跡S H13に切れ、検出できたのはわずかである。また、南側は調査区外まで拡がっている。
- 形状・規模** 上記のような検出状況のため、平面規模を明確にすることはできない。検出できた範囲での検出面からの深さは、16cmである。
- 埋没状況** 埋土は、暗褐色細砂～極細砂1層からなる。
- 出土遺物** 土師器と韓式系土器が出土している。
- 土師器** 壺・高壺・ミニチュア土器が出土している（図版37）。
- 壺は648の1個体である。直口壺の口縁部と考えられ、内面は指オサエとナデ調整により、口縁部は横ナデ調整により仕上げられている。この土器は、二次焼成を受けている。
- 高壺は650の1個体である。壺部のみの残存で、内外面をハケ調整後、口縁部は横ナデ調整により仕上げられている。
- ミニチュア土器（649）は、体部内外面を手づくねにより仕上げられ、口縁部は内外面とも横ナデ調整により仕上げられている。全体的に粗い仕上げである。
- 韓式系土器** 土師質の格子目叩きを有する体部片が出土している。器種は特定できない。
- 時期** 出土土器から判断して古墳時代中期後半（III期：第9期）と考えられる。ただし、S H13との切り合い関係から、II期まで遡る可能性が考えられる。

SK 6 6

- 検出状況** E-3区南東部で検出した（第163図）。他の造構との切り合い関係は認められず、完存する。S H11の東側に位置する。
- 形状・規模** 平面形は楕円形呈し、その規模は、長軸方向で56cm、その直交方向で48cmを測る。横断面はU字形をなし、最深部における検出面からの深さは13cmを測る。
- 出土遺物** 土師器と須恵器の小片が出土しているが、いずれも器種の特定は困難である。
- 時期** 古墳時代の須恵器が出土することから、古墳時代中期（第10期）と考えられる。

S K 6 7

- 検出状況** E - 4 区北西部で検出した（第163図）。柱穴に切られている以外は、他の遺構との切り合い関係は認められず、ほぼ完存する。S H12の北側、S D67の北側に位置する。
- 形状・規模** 平面形はやや歪んだ隅丸長方形呈し、その規模は、長軸方向で1.34m、その直交方向で73cmを測る。横断面は皿形をなし、最深部における検出面からの深さはわずか7cmである。
- 埋没状況** 理土は、灰黄色シルト質細砂～極細砂1層からなる。
- 出土遺物** 土師器と須恵器が出土している（図版45）。土師器については、小片のため器種の特定は困難である。須恵器は、杯蓋1点（802）が出土している。天井部全体に弱いヘラ削りが施されている。口縁端部には、わずかに端面が認められる。
- 時期** 出土土器から、古墳時代中期後半（IV期：第10期）と考えられる。

S K 6 8

- 検出状況** E - 4 区南西部で検出した（第163図）。S H12の床面を検出した段階で、当遺構を確認した。このため、S H12の床面が当土坑の検出面となる。S D67の南側に位置する。
- 形状・規模** 平面形はかなり歪んだ溝状を呈し、その規模は、長軸方向で3.12m、その直交方向で78cmを測る。横断面は深い皿形をなし、最深部における検出面からの深さは16cmである。
- 出土遺物** 土師器と須恵器が出土している（図版46）。
- 須恵器** 杯身1点（811）が出土している。底部全体にヘラ削りが施され、口縁端部は平坦面を有する。
- 土師器** 甌と鍋が出土している。
- 甌は810の1個体である（図版46）。体部内外面はハケ調整により仕上げられ、口縁部は内外面とも横ナデ調整により外反傾向にある。体部中央には、牛角状の把手が1対装着されている。把手が体部に挿入され、指オサエにより仕上げられている。把手の規模は、長さ8.0cm、径3.6cmを測る。底部はわずかに残存し、蒸気孔が2穴残存する。その径は約3cmと復元され、多数あったものと考えられる。
- 鍋は、把手付の鍋1点（809）が出土している。体部外面はハケ調整後部分的にナデ調整、内面はヘラ削りにより仕上げられ、その後口縁部内外面は横ナデ調整により仕上げられている。体部中央部には、やや扁平気味の牛角状を呈する把手が装着されている。把手は片方のみの残存であるが、本来は対をなしていたものと考えられる。その装着方法については、観察できなかった。把手の長さは6.1cm、幅は4.8cmを測る。
- 時期** 出土土器から、古墳時代中期（第9期）と考えられる。

S K 6 9 （写真図版87）

- 検出状況** E - 4 区中央北部で検出した（第163図）。一部は調査区北側までのびており、検出できなかった。一部柱穴に切られている以外は、他の遺構との明確な切り合い関係は認められない。S H16の北側、S D64の西側に位置する。
- 形状・規模** 平面形は方形の溝状を呈し、その規模は長軸方向で3.71m検出し、その直交方向で1.71mを測る。横断面は皿形をなし、最深部における検出面からの深さは27cmである。

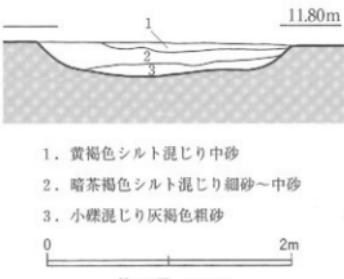
埋没状況 埋土は3層からなる（第191図）。

出土遺物 土器の壺と高坏が出土している（図版45）。

壺は805の1個体のみである。布留式系の壺で、口縁端部は水平な面を有する。口縁部のみの残存で、内外面はハケ調整後横ナデ調整により仕上げられている。

高坏は、806～808の3個体出土している。806は坏部全体の摩滅が著しく、調整痕を観察することはできない。坏部と脚部の接合は、円盤充填法によっている。807・808に關しても、摩滅が著しい。

時期 出土土器から、古墳時代中期（II期：第7期～第8期）と考えられる。



1. 黄褐色シルト混じり中砂

2. 暗茶褐色シルト混じり細砂～中砂

3. 小砾混じり灰褐色粗砂

第191図 SK 69

(5) 溝

3条検出している。

S D 6 5 (写真図版84)

検出状況 E-2区東部で検出した（第163図）。ほぼ南北方向に蛇行気味にのびる溝で、北端は調査区外までのび、南端は調査区内で収束している。東西方向にのびるS D 66の西側に位置する。他の遺構との明確な切り合い関係は認められない。

形状・規模 検出した長さは10.93mである。横断面は浅いU字形をなし、最深部における検出面からの深さは34cmを測る。検出面における幅は、39cm～1.37mを測る。底部の標高は、北端部で11.04m、南端部で10.96mと、わずかに南側に傾斜が認められる。

埋没状況 埋土は暗灰褐色シルト混じり砂1層からなる。

出土遺物 須恵器と土器が出土している（図版46）。

須恵器 壺1点（812）が出土している。口縁部のみの残存で、端部は明瞭な端面を有する。外面には2条の断面三角形を呈する突帯が認められ、その間に12本からなる櫛振波状文が施されている。内外面とも回転ナデ調整により仕上げられている。

土器 壺の口縁部片と体部片が出土しているが、いずれも小片のため図化できなかった。

時期 出土土器から、古墳時代中期（IV期：第10期）と考えられる。

S D 6 6 (写真図版87)

検出状況 E-2区東部で検出した（第163図）。ほぼ東西方向に直線的にのびる溝で、東端はS H 11西側の、調査前まで機能していた水路による擾乱を受け、西端はS D 65の東側で途切れている。弥生時代の溝S D 59・S D 60と切り合い関係にあり、両溝を切っている。

形状・規模 検出した長さは24.66mである。横断面は浅いU字形をなし、最深部における検出面からの深さは、23～24cmを測る。検出面における幅は、78cm～1.42mを測る。底部のレベルは、ほぼ一定している。

埋没状況	埋土は2層からなる(第192図)。2層とも、その層相から判断して、人為的に埋められたものと判断される。	
出土遺物	須恵器と韓式土器が出土している(図版46・47)。	
須恵器	杯身・杯蓋・壺・高杯・横瓶の各器種が出土している。	
杯身	814の1個体である。底部外面の2/3以上がヘラ削りにより仕上げられている。	
杯蓋	813の1個体である。天井部全体がヘラ削りにより仕上げられている。	
壺	815の1個体である。口縁部のみの残存で、外面には断面三角形を呈する突帯が1条認められる。突帯の下側には8本を1単位とする描描波状文が施されている。2単位がほぼ重複した形で施されている。突帯はシャープさを欠く。	
高杯	816の1個体のみで、脚柱部のみの残存である。内外面とも回転ナデ調整により仕上げられている。	
横瓶	817の1個体で、上半部のみ残存する。体部外面は平行叩き整形後カキ目が施され、内面には同心円文が認められる。口縁部は、内外面とも回転ナデ調整により仕上げられている。	
韓式土器	壺の口縁部片(818)と壺の体部片(819)が出土している。819については、体部に強い把手を割り付けるための横ナデ痕が認められないことから、壺と判断した。内面はナデ調整、外面は格子叩きが施されている。818は、外面には格子状の叩きが施されている。体部内面はナデ調整、口縁部は内外面とも横ナデ調整により仕上げられている。	
時期	出土土器から、古墳時代中期(IV期:第10期)と考えられる。横瓶については、上層から出土していることから、当溝埋没後に落込んだものと考えられる。7世紀後半に位置付けられる。	

1. 暗灰色シルト混じり細砂(埋め土)

2. 暗灰揭色シルト混じり極細砂(埋め土)

第192図 S D 66

S D 67 (写真図版87)

検出状況	E-2区東端部からE-3区北西部にかけて検出した(第163図)。南西-北東方向には直線的にのびる溝で、南西端はS H 11に切られ、北東端は調査区外までのびている。一部攪乱を受けている以外は、他の遺構との切り合い関係は認められない。
形状・規模	検出した長さは20.28mである。横断面は浅いU字形をなし、最深部における検出面からの深さは35cmを測る。検出面における幅は50cm-1.12mを測る。底部の標高は、南西端で11.14m、北東端で11.36mと、北東から南西方向への傾斜が認められる。
埋没状況	暗揭灰色シルト質極細砂混じり揭色シルト質極細砂1層からなる。層相から判断して、人為的に埋められたものと判断される。
出土遺物	須恵器と土師器が出土している(図版47)。

- 須恵器** 杯身と壺が出土している。杯身は小片のため図化できなかった。壺は、826の1個体が出土している。内外面とも回転ナデ調整により仕上げられている。
- 土師器** 壺・鍋・甌が出土している。
- 壺** 820の1個体で、口縁部と体部がわずかに残存する。口縁部と体部のなす角度から、長脣兜の一部と考えられる。体部内面はナデ調整、外面はハケ調整により仕上げられ、口縁部は内面をハケ調整後、外面が横ナデ調整により仕上げられている。
- 鍋** 821と823の2個体が出土している。
- 821は、いわゆる把手付の鍋である。把手は1個のみの残存であるが、本来対をなしていたものと考えられる。把手は、体部最大径部に挿入し、その周囲を補強する形で装着されている。体部外面はハケ調整、内面はナデ調整により仕上げられ、その後、口縁部外面が横ナデ調整により仕上げられている。把手は舌状をなし、その長さ・幅は、4.5cm・4.8cmである。
- 823は、底部のみの残存で、形態的には甌の底部に類似するが、蒸気孔が認められない。このため鍋と判断した。外面はハケ調整、内面は指オサエとナデ調整により仕上げられている。
- 甌** 822・824・825の3個体出土している。
- 822は口縁部から体部下半にかけての個体で、体部中位には把手が付く。1方のみの残存であるが、当初は対をなしていたものと考えられる。把手は挿入法により取り付けられている。体部外面と内面上半はハケ調整により仕上げられ、その後、口縁端部から外面にかけて横ナデ調整により仕上げられている。また、内面下半は、指オサエとナデ調整により仕上げられている。把手は舌状をなし、その長さ・幅は、3.5cm・5.1cmを測る。
- 824は体部のみの残存である。把手が挿入法により取り付けられている。本来対をなすものと考えられるが、1方のみの残存である。把手の形状は舌状をなし、その長さ・幅は、5.2cm・4.2cmを測る。体部外面はハケ調整、内面はユビオサエとナデ調整により仕上げられているが、内面下半の一部にはハケ調整が認められる。
- 825は、体部中位から底部にかけて残存する。把手は1対あったものと考えられるが、1方のみの残存である。他の甌と同様、挿入法により取り付けられている。先端を欠くが、牛角状を呈するものと考えられる。底部には蒸気孔の一部がわずかに残存する。内外面ともナデ調整により仕上げられている。
- 時期** 出土土器から、古墳時代中期（二期：第7期～第8期）と考えられる。

III：飛鳥～平安時代

柱穴・土坑・溝を検出した。いずれの遺構も、E-2区中央部に集中する（第193図）。

(1) 柱穴

柱穴を数穴検出したが、建物を復元することはできなかった。ここでは、比較的良好な遺物が出土した柱穴について、出土遺物を中心的に報告する。

P 2 4

検出状況 E-2区中央部南側で検出した（第193図）。S D68の北側、P25の西側に位置する。

出土遺物 須恵器の杯B1点（828）が出土している（図版47）。底部から口縁部が直線的で、直立傾向にある。また、口径に対して器高が高い。

時期 出土土器から、平安時代前半（第15期）と考えられる。

P 2 5

検出状況 E-2区中央部南側で検出した（第193図）。P24の東側、S D69の北東側に位置する。

出土遺物 須恵器の皿1点（829）が出土している（図版47）。底部はナテ調整により仕上げられている。

時期 出土土器から奈良時代（第14期）と考えられる。

P 2 6

検出状況 E-2区東側で検出した（第193図）。S K70の南西側に位置する。平面的にS D58と重複する。

出土遺物 須恵器の杯G蓋1点（827）が出土している（図版47）。内面には、明確なかえりが認められる。

時期 出土土器からT K217（第12期）と考えられる。



(2) 土坑

1基のみ検出した。

SK70

- 検出状況** E-2区東部で検出した（第193図）。P26の北東側に位置する。
- 形状・規模** 平面形は楕円形を呈し、その規模は長軸方向で65cm、その直交方向で50cmを測る。横断面は逆台形をなし、最深部における検出面からの深さは23cmである。
- 埋没状況** 灰白色砂混じりシルト1層からなる。層相から判断して、人為的に埋められたものと判断される。
- 出土遺物** 須恵器の杯B蓋の口縁部片が1点出土している。小片のため図化できなかった。
- 時期** 出土土器から、奈良時代（第14期）と考えられる。

(3) 溝

3条検出した。

SD68

- 検出状況** E-2区中央部南端で検出した（第193図）。東西方向に直線的にのびる溝で、両端とも調査区内で取束している。他の遺構との切り合い関係は認めらない。P24の南側に位置する。
- 形状・規模** 検出した長さは2.02mである。横断面は皿形をなし、最深部における検出面からの深さはわずか9cmである。検出面における幅は30cm~42cmを測る。底部のレベルは、ほぼ一定している。
- 埋没状況** 灰褐色シルト質極細砂1層からなる。
- 出土遺物** 土師器の甕の体部片と壺の口縁部片が出土している。いずれも、小片のため図化できなかった。
- 時期** 出土土器から、奈良時代（第14期）と考えられる。

SD69

- 検出状況** E-2区中央部南端で検出した（第193図）。北東-南西方向に直線的にのびる溝で、両端は調査区外までのび、北東端は擾乱を受け途切れている。他の遺構との切り合い関係は認められない。SD68の東側に位置する。
- 形状・規模** 検出した長さは68cmである。横断面は皿形をなし、最深部における検出面からの深さはわずか7cmである。検出面における幅は30cmを測る。底部のレベルは、ほぼ一定している。
- 埋没状況** 灰褐色シルト質極細砂1層からなる。
- 出土遺物** 須恵器の杯Aの底部と甕の体部片、土師器の甕の口縁部片・体部片が出土している。いずれも、小片のため図化できなかった。
- 時期** 出土土器から、奈良時代（第14期）と考えられる。

S D 7 0 (写真図版87)

- 検出状況** E - 2 区東部で検出した（第193図）。北東－南西方向に蛇行気味にのびる溝で、北西端は調査区外までのび、南東端は攪乱を受け、調査区内で収束している。他の遺構との切り合い関係は認めらない。SK70の北東側に位置する。
- 形状・規模** 検出した長さは8.22mである。横断面は逆台形をなし、最深部における検出面からの深さは、17cmである。検出面における幅は30～77cmを測る。底部の標高は、北西端で11.19m、南東端で11.26mと、南東側へわずかに傾斜している。
- 埋没状況** 暗灰色シルト混じり極細砂1層からなる。層相から判断して、人為的に埋められたものと判断される。
- 出土遺物** 須恵器の杯Aの口縁部片が出土している。小片のため図化できなかった。
- 時期** 出土土器から、奈良時代後半～平安時代前半（第14期～第15期）と考えられる。

第4章 遺物のまとめ

第1節 弥生土器

当該期の土器としては、大きく、前期・中期・後期～古墳時代初頭（庄内併行期）の3時期の土器が出土している。これらの土器の時期的な検討を加えるとともに、地域色等を検討し、当遺跡出土の土器の特徴を明らかにしていきたい。

I : 前期

概要 器種としては、壺形土器・甕形土器・鉢形土器が出土している（第194図）。出土量はわずかで、特に遺構に伴う土器は、より限られている。平面的にはD区に限られる。

(1) 土器の検討

出土量が少ないため、器種ごとにその特徴をまとめていく。

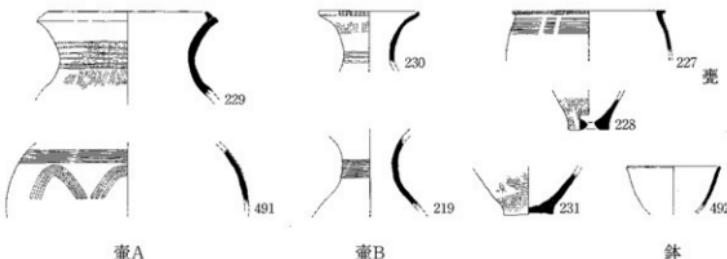
壺形土器 広口壺（壺A）と広口長頸壺（壺B）が出土している。確實に壺Aと指摘できるのは229の1点のみで、頭部に多条の沈線が施されている。491も壺Aの体部と考えられる。壺Bは、b形態に分類されるもので、230と219の2点が出土している。いずれも頭部に多条の沈線が施されている。

甕形土器 227の1点のみである。瀬戸内型甕と称されるもので、口縁部下に多条の沈線が認められる。なお、図化できなかったが、如意形口縁の甕がわずかではあるが出土している。

鉢形土器 492の1点のみである。

(2) 小結

以上の特徴から、①各器種とも多条沈線が施されている、②壺Bが存在する、などの特徴から、前期でも最も新しい時期に位置付けられるものと考えられる。当該期の遺構としては、P16・SK37・SK46・SK50～SK53が該当する。



第194図 弥生時代前期の土器

II：中期

(1) 概要

概要

A - 2 区から E - 5 区の広範囲で出土している。特に、D 区での出土量が圧倒的に多い。弥生土器の中でも、当該期の土器が最も多く出土しており、当地域における当該期の土器を検討する上で、良好な資料と考えられる。器種としては、壺形土器・甕形土器・鉢形土器・高環形土器・器台形土器・台形土器・蓋形土器が出土している。

基本的には、器種ごとに分類するが、完形もしくは完形に復元できる土器は少ない。このため、口縁部の形態・調整手法・装飾手法等を中心に、まとめていくこととする。また、甕形土器については、法量についても分類基準とする。

時期設定

時期については、概ね中期後半に位置付けられるものである。播磨における弥生時代中期の土器編年は、市之郷遺跡出土土器をもとにした今里幾次の研究にはじまる（以下、「今里編年」）。その変化の流れについては異論のないところである。ただし、今里編年で大きく問題となっているのが、中期後半における画期の解釈である。川島遺跡・八幡遺跡の報告等で、その検討がなされている。

これを整理したのが岸本道昭である。ここでは、今里編年をベースに、「壺 A の口縁部に凹線文を施す段階」「頭部突帯が凹線文へ変化する段階」「完全に凹線文へ移行する段階」の 3 段階に整理されている。その後、中田宗伯や篠宮正によって岸本の考えを踏襲し、編年案が組み立てられている。本稿においても、上記の編年案を踏襲し、岸本が設定した 3 段階を「IV - 1 期」「IV - 2 期」「IV - 3 期」として、論を進めていきたい。つまり、「IV - 1 期」は凹線文 A 種に限られる段階、「IV - 2 期」は凹線文 B 種が出現する段階、「IV - 3 期」は凹線文 B 種と C 種が盛行する段階である。また、これより古い段階を「Ⅲ期」とする。

(2) 土器の分析

1. 壺形土器

広口壺・短頸壺・直口壺・台付無頸壺・無頸壺・水差・体部・底部が出土している。

広口壺

広口壺 A ~ 広口壺 G の 7 形式に分類でき（第195図～第197図）、かなりのバリエーションをもって出土している。

広口壺 A

II 線端部を下方に大きく拡張し、大きな外端面を有するもの。外端面の装飾は、凹線 + 円形浮文 + 棒状浮文・凹線 + 円形浮文・凹線のみと、バリエーションが認められる。いずれも凹線文 A 種・凹線文 B 種が認められ、IV - 2 期に位置付けられる。

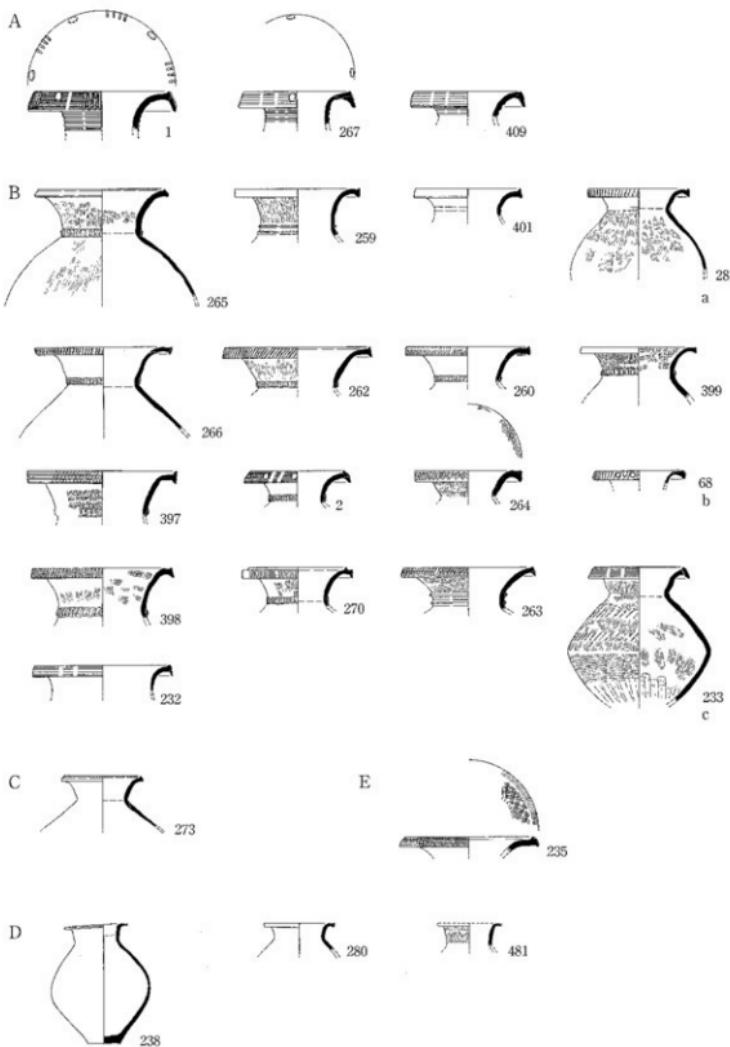
広口壺 B

広口壺 A に対して、口縁端部を拡張し端面を有するが、その規模がわずかであるもの。端面を主に上方へ拡張するもの（a）、上下方向へ拡張するもの（b）、下方へ拡張するもの（c）、の 3 タイプに細分できる。

さらに a は、端面の装飾法により、無紋のもの・刻み目を施すものが認められる。IV - 1 期と考えられる。

b についても、刻み目のみ施すもの・凹線文 A 種と刻み目を施すものが認められる。波状文を施す 264 については IV - 1 期より 1 段階古く位置付けられるものと考えられる。

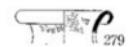
広口壺



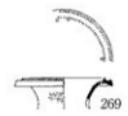
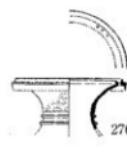
第195図 弥生時代中期の土器 壺1

広口壺

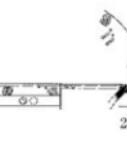
F



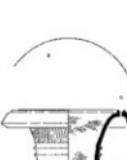
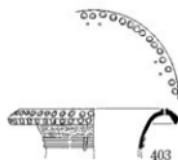
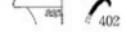
a



b



c



d

第196図 弥生時代中期の土器 壺2

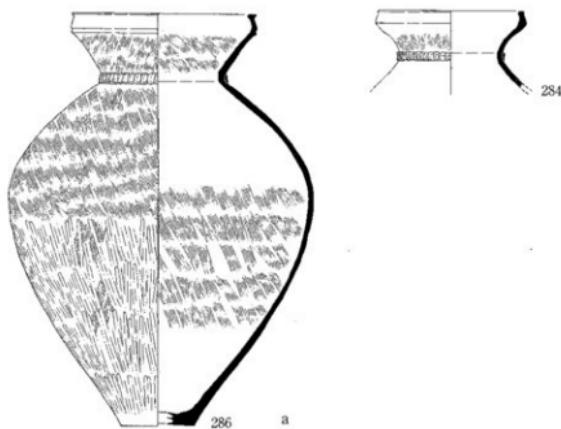
最後に c についても、刻み目のみ施すもの・凹線文A種と刻み目を施すもの・波状文を施すものが認められる。また、c の刻み目を施すタイプには、口縁部内面に突帯を貼り付けるもの（270）と貼り付けないものが出土している。凹線文A種が認められるものについては、IV-1期に位置付けられる。

広口壺C 口縁端部を明確に拡張しないもの。273の1点のみである。内面に突帯が貼り付けられている。

広口壺D 直立する頸部から水平方向に口縁部が短くのびるもの。口縁端部は、拡張するものとしないものが認められるが、いずれも装飾は施されない。頸部についても同様である。

広口壺

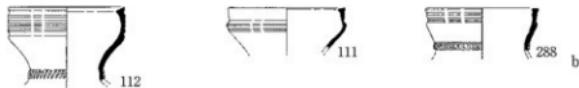
G



a



284



112



111



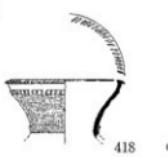
288



285



419



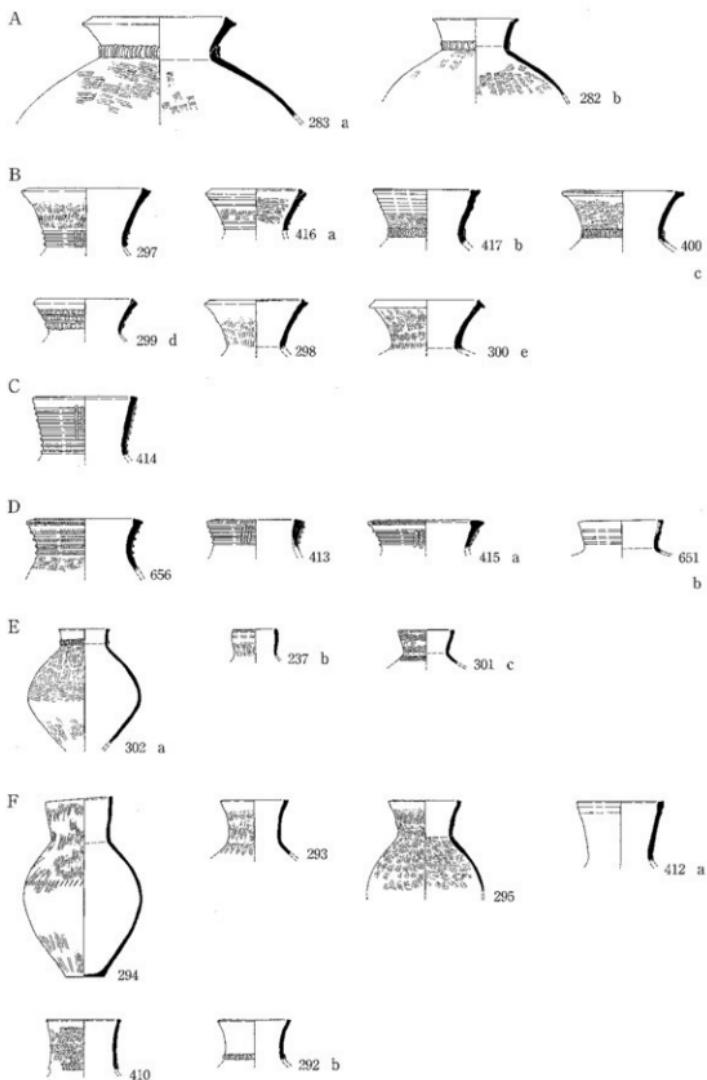
418

第197図 弥生時代中期の土器 壺3

広口壺 E 口縁端部を上下方に大きく拡張し、縦面に凹線文A種→刻み目文→円形浮文の貼り付けを行っている。また、口縁部内面に斜格子紋と列点紋を施す。類例が、矢ノ塚遺跡（香川県普通寺市）で「壺A₃-(1)」として報告されており、中期3・4に位置付けられている。¹⁶¹また、当該資料について、『様式と編年』においては、Ⅲ-3期に位置付けられている。¹⁶²当該地域からの搬入品と考えられる。

広口壺 F 「播磨型壺」¹⁶³「播磨型装飾壺」¹⁶⁴と称されるものである。口縁端部を折り返すか折り曲げる。その形態から、明確に折り曲がるもの（a）、わずかに折り曲がるもの（b）、大

短頸壺

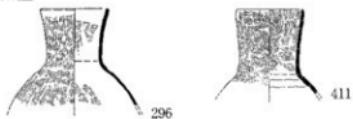


第198図 弥生時代中期の土器 壺4

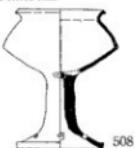
短頸壺



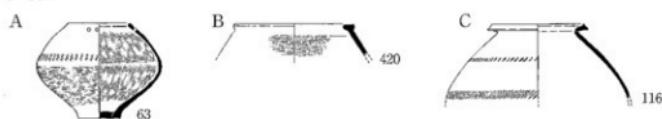
直口壺



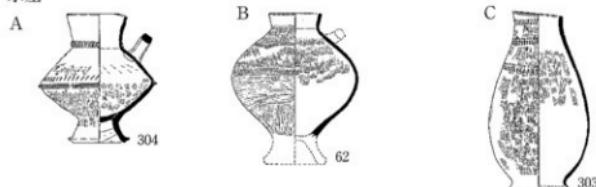
台付無頸壺



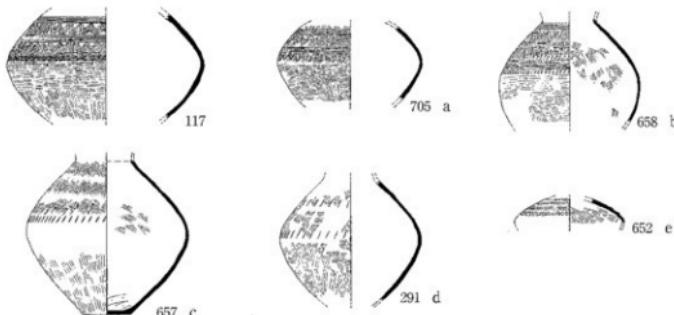
無頸壺



水差



体部



第199図 弥生時代中期の土器 壺5

きく明確に屈曲するもの（c）、aとcの中間形態のもの（d）、の4タイプに細分できる。さらにaは、内面に突帯がつくものとつかないもの、頸部外面に指頭圧痕文突帯が貼り付けられるものと断面三角形の突帯が貼り付けられるもの、口縁部内面に円形浮文・キザミ目により加飾するもの、等のバリエーションが認められる。

bについても、頸部外面に指頭圧痕文突帯が貼り付けられるものと、断面三角形の突帯が貼り付けられるもの、の2タイプが認められる。

cについては、口縁部内面に突帯を貼り付けるものと貼り付けないもの、の2タイプが認められる。また、口縁部内面を扁状文で加飾するものとしないもの、等のバリエーションが認められる。頸部外面の突帯は、残存するものは全て断面三角形の突帯である。

dについても、口縁部内面を円形浮文で加飾するものとしないものが認められる。

広口壺G 有段口縁を特徴とする大型の壺。頸部まで残存するものは、全て指頭圧痕文突帯が貼り付けられている。口縁部の形状において、段が明確で上段が内傾し、四線文C種を施すものの（a）、段が明確で上段が内傾もしくは直立し、外面に四線文B種を施すものの（b）、段が明確で上段が直立するもの（c）、段が不明確で上段が外傾するもの（d）、に細分できる。aは篠宮編年図IV-2・3期に位置付けられ、bについてはIV-2期に位置付けられる。

短頸壺 短頸壺A～短頸壺Gの7形式に分類できる（第198図・第199図）。

短頸壺A 口縁部が斜方向に短く直線的にのびるもの。頸部に指頭圧痕文突帯を貼り付ける。口縁部の形態により細分できる（a・b）。

短頸壺B 直口壺Aに対して、口縁部が斜方向に長く直線的にのびるもの。口縁端部を肥厚させ、比較的明瞭な端面を造り出す。頸部に断面三角形の突帯が貼り付けられるもの（a）、頸部に指頭圧痕文突帯が貼り付けられ、口縁部に四線文B種を施されるもの（b）、頸部に指頭圧痕文突帯が貼り付けられるもの（c）、口頸部に指頭圧痕文突帯が数条貼り付けられるもの（d）、頸部が加飾されないもの（e）、がある。aについてはIII期に、bについてはIV-2・3期に位置付けられる。

短頸壺C 直口壺Bに対して、口縁部が直立気味に直線的にのびるもの。頸部に三角突帯を張り付け、棒状浮文を貼り付ける。414の1個体のみである。

短頸壺D 直口壺Bに対して、口縁部が短く直立するもの。口縁部に四線文C種を施すもの（b）と、突帯を貼り付けるもの（a）が認められる。aについては、小神辻の堂遺跡（兵庫県龍野市）において類例が認められ、中期中頃に位置付けられている。IV-1期の前段階に位置付けられる。bはIV-2・3期に位置付けられる。

短頸壺E 口縁部を短く直立させる小型の壺。頸部に指頭圧痕文突帯を貼り付けるもの（a）、無紋のもの（b）、柳描文を施すもの（c）、が認められる。aの302については、玉津田中遺跡（神戸市西区）出土7461と形態的に類似する。IV-1期（中期後半前葉）に位置付けられている。当遺跡においては、搬入品の可能性が高い。

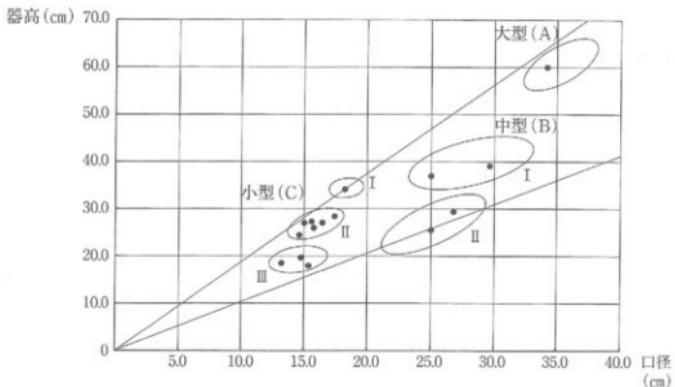
短頸壺F 頸部が長く、直口壺に近い。ハケ調整による仕上げを基本とし、頸部に指頭圧痕文突帯を貼り付けるもの（b）と、貼り付けないもの（a）とが認められる。

短頸壺G 頸部から口縁部にかけて大きく外反させるもの。289については、装飾法において、III期の古い段階まで遡る可能性も考えられる。

- 直口壺** 296・411の2個体である（第199図）。短頸壺Fに類似するが、口縁部が長いものを本形式とする。
- 台付無頸壺** 508の1個体である（第199図）。IV-3期に限定される型式である。類例として、川島遺跡出土の壺形土器Dを挙げることができ、中期後葉に位置付けられている。
- 無頸壺** 無頸壺A～無頸壺Cの3形式に分類できる（第199図）。
- 無頸壺A** 口縁端部を拡張せず、体部の延長のままのもの。63の1個体のみである。
- 無頸壺B** 口縁端部を内外面水平方向に拡張させ、水平な端面を有するもの。420の1個体のみである。
- 無頸壺C** 口縁端部をく字形に屈曲させ、端部を上下方に拡張するもの。116の1個体のみである。六角遺跡S D12出土資料・尾崎遺跡に類例が認められる。東有年・沖田遺跡では「中期IV」（本論のIV-1期）に位置付けられている。
- 水差** 水差A～水差Cの3形式に分類できる（第199図）。
- 水差A** 算盤玉形の体部に直口する口縁部が付き、台形に開く脚部がつくもの。いわゆる畿内型水差である。304の1個体のみである。
- 水差B** 球形の体部に短く直口する口縁部が付くもの。脚部がつく。62の1個体のみである。
- 水差C** 長胴形の体部にわずかに直口する口縁部が付き、短くハの字形に開く脚部がつくもの。303の1個体のみである。浜津型水差に分類されるもので、胎土の特徴から、当該地域からの搬入された可能性が高い。当該地域では、Ⅲ期（新）に位置付けられている。
- 体部** ここでは、加飾された体部片のみを対象とし、その加飾方法により分類する（第199図）。体部の加飾には、櫛描直線文と櫛描波状文を組み合わせるもの（a）、（a）に列点文を加えるもの（b）、刻み目を加飾するもの（c）、貝殻施文を施すもの（d）、刻み目と円形浮文を加飾するもの（e）、の5タイプが認められる。このなかで、eについては、その形態から細頸壺の可能性が考えられる。aはⅢ期、bはⅣ期に位置付けられる。

2. 壺形土器

- 法量分析** 当形式については、基本的な形態には大きな差は認められないが、長友朋子の分類のように、口縁部形態に若干の差が認められる。本稿ではまず、当該期の壺のなかで、完形で出土もしくは完形に復原できた個体の、口径：器高の相関図を作成した（第200図）。この結果、大きく、大型（壺A）・中型（壺B）・小型（壺C）の3型式に分類することができる。さらに、中型については、器高が35cmを超えるもの（I類）と30cm以下のもの（II類）、に細分できる。また、小型についても、器高が30cmを超えるもの（I類）、20cm～30cmのもの（II類）、20cm以下のもの（III類）、に細分できる。
- また、完形に復元できなかった個体も含めて、口径の分布を示したのが第201図である。これによると、小型については、第200図の分布とはほぼ一致する。しかし、大型・中型については、小型のように明確な集中傾向を確認することは困難である。そこで、大型・中型については、第201図を参考に口径の分布範囲に幅を持たせることにした。これが、第200図に示した各型式の分布範囲である。この他、334については、胎土・形態上の特徴が



第200図 壺の法量

異なることから、別型式（壺D）として扱うことにする（第202図・第203図）。

壺A

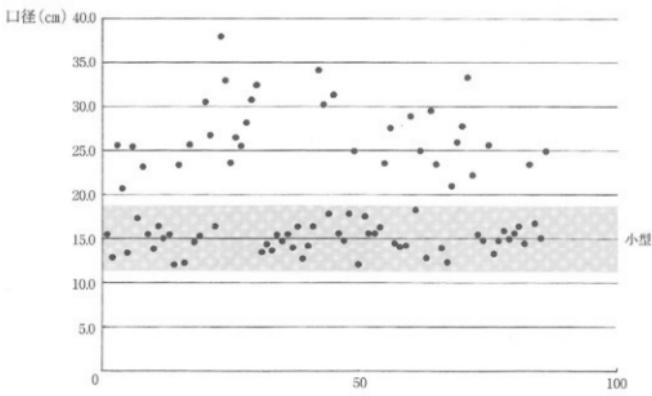
口径34cm以上、器高55cm以上の大型品である。

壺B

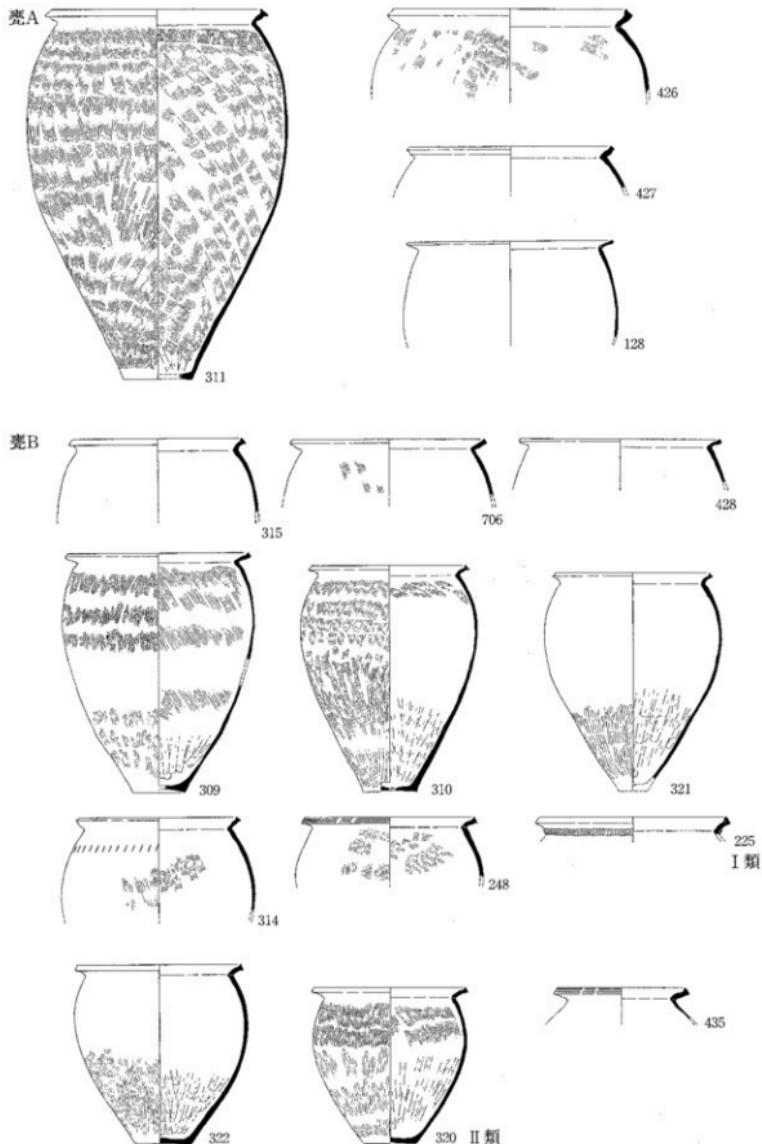
口径23cm～33cmの個体である。器高33cm以上（I）と20cm～33cm（II）の2タイプに細分できる。また、I類には、頭部外面に指頭圧痕文突帯を貼り付けたもの、肩部外面に刻み目を施したもの、口縁端部に凹線文A種を施すものなど、加飾した例が若干認められる。II類においても、口縁端部に凹線文A種を施した例が認められる。

壺C

口径20cm以下の小型品である。器高が30cmを越えるもの（I）、器高22cm～30cm・口径14cm～18cmのもの（II）、器高20cm以下・口径16cm以下のもの（III）に細分できる。また、II類においては、体部に刻み目を施すタイプ（b）と全く加飾しないタイプ（a）が認められる。aが圧倒的に多く出土している。この他、法量上の分類はできないが、肩部に貝殻施文を施したものも出土している。

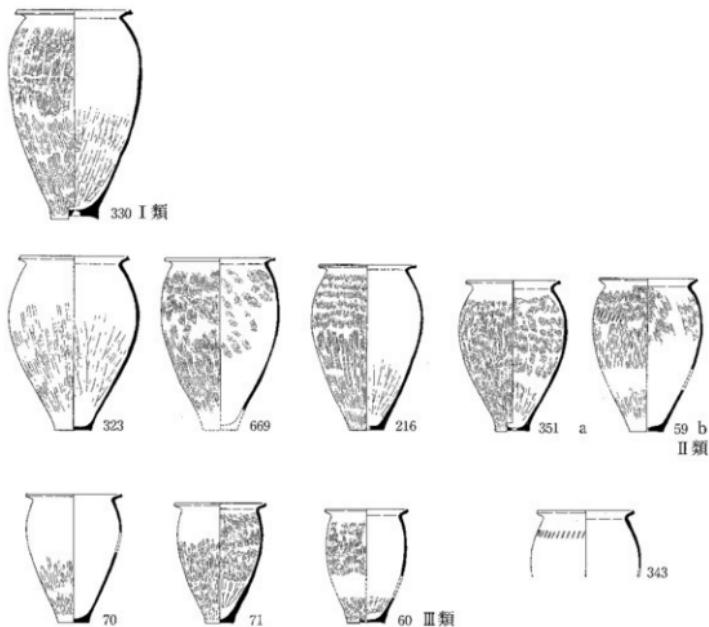


第201図 壺の口径



第202図 弥生中期の土器 壺 (1)

甕C



甕D



第203図 弥生時代中期の土器 甕 (2)

甕D

334の1個体のみである。形態・技術的に讃岐地域との関連が考えられる。胎土・色調の特徴が異なることから、讃岐地域から搬入された可能性が高い。

3. 鉢形土器

鉢A～鉢Eの5形式に分類できる（第204図）。

鉢A

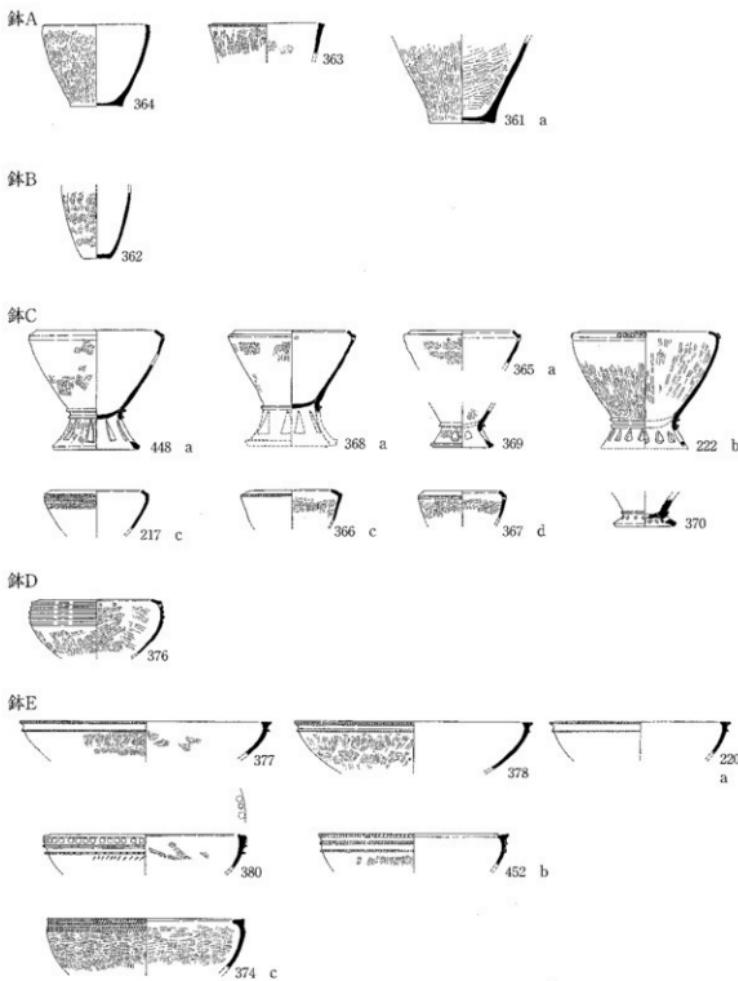
口縁部が直口するタイプである。底部は平底で、口縁端部は拡張しないが端面を有する。364の類例が東有年・沖田遺跡土坑3出土資料に認められ、IV-1期に位置付けられている。

鉢B

362の1個体である。口縁部が残存しないため、鉢に分類できるのかについても不明であるが、底部の形状が鉢Aとも異なるため、一つの形式として設定した。

鉢C

播磨に特徴的な台付鉢である。玉津田中遺跡の報告においては台付無頸壺に分類されて

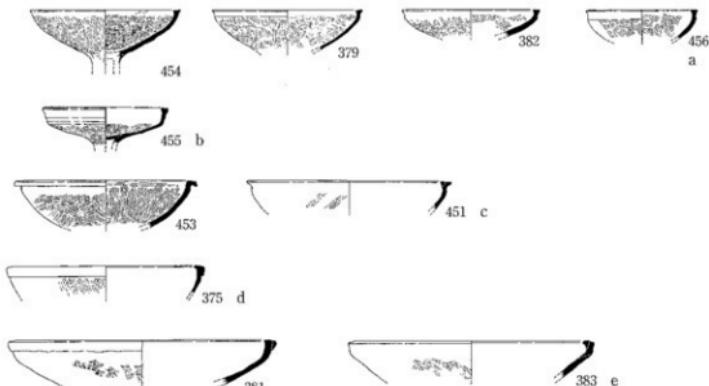


第204図 弥生時代中期の土器 鉢

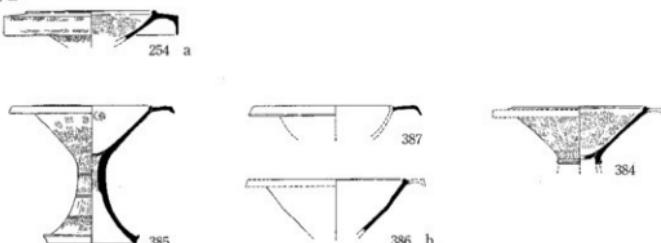
いるが、当該地域では台付鉢との呼称が一般的なため、本報告においても台付鉢として報告する。口縁部を加飾しないもの（a）、円形浮文を貼り付けるもの（b）、四線文C種+刻み目を加飾するもの（c）、刻み目のみ加飾するもの（d）、に細分できる。古本 寛によると、Ⅲ期～Ⅳ期にかけて播磨を中心に分布するようである。

鉢D 口縁部から体部にかけて輪形を呈するものである。後述する類例から、台付鉢と考えら

高坏A



高坏B



第205図 弥生時代中期の土器 高坏

れる。口縁部は内側に屈曲し、体部上半は凹線文B種が施されている。西播磨に特徴的な鉢で、六角遺跡・尾崎遺跡等で類例が認められる。凹線文から、IV-2期に位置付けられる。

鉢E

大型鉢に分類されるものである。口縁端部を内外に拡張するとともに、口縁部下に突帯を一条貼り付けもの（a）、aに対して突帯を二条貼り付けるもの（b）、突帯を貼り付けないもの（c）、の3タイプに細分できる。

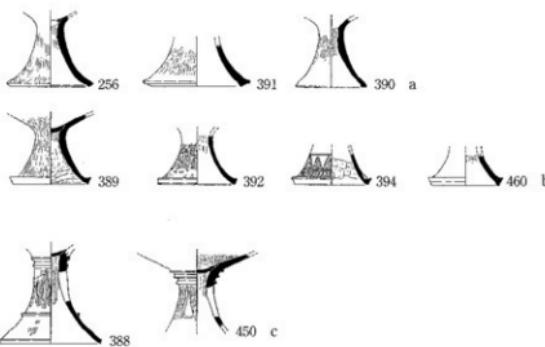
4. 高坏形土器

坏部が皿形を呈する高坏Aと、いわゆる器形高坏と称される高坏Bの2型式に分類できる（第205図）。両型式とも、脚部まで残存するものはほとんどないため、坏部の形態を分類基準とする。

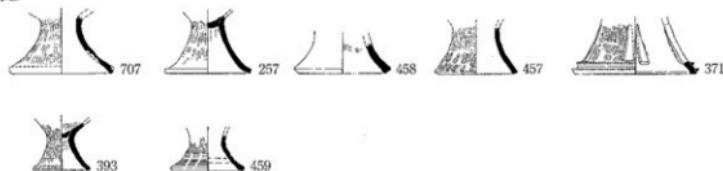
高坏A

口縁端部を拡張させ、水平な端面を有するもの（a）、aと口縁端部の形状は同じであるが、体部と口縁部の境が明確に屈曲し、C種凹線文が施されるもの（b）、口縁端部を外方に大きく拡張するもの（c）、口縁端部を肥厚させるとともに内側に引き伸ばすもの（d）、

脚部A



脚部B



脚部C



台



第206図 幼生時代中期の土器 脚部・台

dに対して体部と口縁部の境が明確に屈曲するもの（e）、の5タイプに細分できる。bについては、IV-3期に位置付けられる。

高坏B 口縁部が大きく垂下するもの（a）と、わずかに垂下するもの（b）、の2タイプに細分できる。篠宮編年によると、aはIV-3期に、bはIV-2期に位置付けられている。

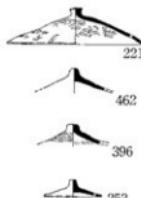
5. 脚部

高坏に伴うもの、台付鉢に伴うもの、台付壺に伴うものを含めて、かなりのバリエーションをもって出土している。脚部のみでは、上記器種のいずれかを即断できないものも含まれるため、脚部のみで分類を試みる。脚高を基準として分類を行う。大きく、A～Cの3タイプに分類することができる（第206図）。

- 脚部A** 脚高が高いものである。多くは高坏の脚部に相当するものと考えられる。脚端部を跳ね上げるもの（a）、跳ねあげないもの（b）、脚上部に突帯を貼り付けるもの（c）、に細分できる。bについてはIV-1期以降に位置付かれている。
- 脚部B** 脚高が、脚部Aと脚部Cの中間のものである。台付鉢および台付壺の脚部に相当するものと考えられる。
- 脚部C** 脚高が低いものである。台付鉢および台付壺の脚部に相当するものと考えられる。

6. 台形土器

かつて、回転台と称されていたものである。2個体のみの出土で、細分は困難である（第206図）。



7. 蓋形土器

出土量がわずかなため、細分は困難である。法量的に、大・中型・小型の3タイプが認められる（第207図）。

第207図 弥生時代中期
の土器 蓋

(3) 小結

ここでは、地域性の検討と時期の検討を行う。

1. 地域性の検討

まず、他地域からの搬入品および他地域の影響の認められる土器を指摘した後、市之郷遺跡、あるいは当該地域に特徴的な点をまとめていくことにする。

- 搬入品** 壺と甕の一部に認められる。
- 壺** 広口壺E・水差C・短頸壺E aが該当する。
- 広口Eは、讃岐地域からの搬入品と考えられる。短頸壺E aも、搬入品の可能性が高い。また、水差Cは攝津型と称されるもので、攝津でも淀川水系からの搬入品と考えられる。
- 甕** 短頸甕Dが該当する。讃岐地域からの搬入品と考えられる。
- 地域性** 広口甕B cの233は、西播磨に共通するタイプである。
- 短頸甕** 短頸甕Fは、雲井遺跡の報告¹¹⁾で、「長頸甕形土器」と呼称し、六甲山南麓と明石川流域に限られた地域に認められる型式であるとされたものである。
- 水差形土器Aは、広義には畿内型水差であるが、体部の形状が算盤形を呈する点において、播磨的である。
- このほか、壺・甕に認められた貝殻施文については、東有年・沖田遺跡で比較的多く認

められ、「貝殻压痕」として報告されている。東有年・沖田遺跡では、多くはIV-1期の資料に認められる。さらに、この貝殻施文については、讃岐の矢ノ塚遺跡³⁹・伊予の紫雲出遺跡において、同じく中期後半の資料中に認められる。紫雲出遺跡においては「貝殻腹縁压痕」として報告されている。以上から、中部瀬戸内の地城色を示す可能性も考えられる。

本遺跡の特徴 また、広口壺Gの、頸部の立ち上がりは、畿内とは異なり頸部から直線的であり、当遺跡の特徴と言える。

2. 造構の時期について

以上の検討結果をもとに、主要な一括資料の時期について検討したい。

S K06 広口壺F dをはじめとした資料が、東有年・沖田遺跡の中期IVに類似する。よって、IV-1期に位置付けられる。

S D05 広口壺F a・広口壺B bからIV-1期に位置付けられる。

S H10 鉢Ccから、IV-2期に位置付けられる。

周溝基1 鉢Cbから、IV-1期に位置付けられる。

S D43 III-3期に位置付けられる広口壺Eの出土から、水差はIII期、鉢D・広口壺GはIV-2期、短頸壺GはIII期と、時期の異なる型式が認められる。これは、溝に廃棄された資料であることに起因するものと考えられる。しかし、総体的にみて、①広口壺の口縁部にA種凹線文が認められるのに対して、頸部は三角突帯である、②高坏B aを除く口縁部・脚部の形態的特徴がIV-1期の特徴を示している、③鉢Cが伴っている、などの特徴が東有年・沖田遺跡のIV-1期の資料と類似する。以上から、IV-1期に位置付けられる。また、共伴した前期の土器については、混入の可能性が考えられる。

S D42 IV-3期の高坏B a以外は、IV-1期を中心とした時期を示している。よって、IV-1期を中心とした時期を考えたい。

S D46 広口壺FはIV-1期・直口壺はIV-1～2期、高坏A bはIV-3期を示す。以上から、IV-2～3期を中心とした時期が考えられる。

S K62 短頸壺D bがIV-2期を示すことから、IV-2期に位置付けられる。

S K06 壺の口縁部の特徴が、IV期よりも古い特徴を示していることから、III期に位置付けられる。

S D58 短頸壺Dおよび壺の体部片がIV-1期を示すことから、IV-1期に位置付けられる。

他 他の造構については、IV-1を中心とした時期を考えたい。ただし、S D64については、壺の口縁部の特徴から、III期まで遡る可能性が考えられる。

III：後期～古墳時代初頭

ここでは、庄内併行期までを対象とする。器種としては、壺形土器・壺形土器・鉢形土器・高壺形土器・蓋形土器が出土している。ただし、中期の土器と比較して、その出土量はわずかで、出土地点もE区に限られる。

(1) 器種分類

1. 壺形土器

広口壺・長頸壺・直口壺・短頸壺・複合口縁壺が出土している。

広口壺 3個体のみの出土であるため、絞分は控えたい。体部内面の横方向のヘラ削りを特徴とする。499の類例として、小神辻の堂遺跡出土例（21-溝）を指摘することができ、後期初頭に位置付けられている。

長頸壺 体部内面を頸部付近までヘラ削りにより仕上げるもの（a）、ナデ調整により仕上げるもの（b）、の2タイプに細分できる。aは口縁部外面をハケ調整により仕上げられるのに対して、bはナデ調整により仕上げられている。aについては、周世入相遺跡土壙22に出土例があり、後期前半（周世I式）に位置付けられている。

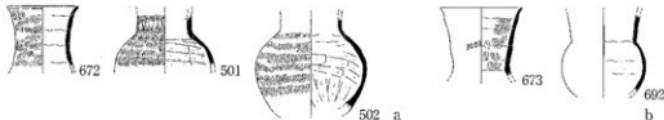
直口壺 500と494の2個体である。口縁部の形態から、将来的に2タイプに細分が可能である。

短頸壺 700の1個体のみである。類例として、周世入相遺跡土壙22に出土例があり、後期前半（周世I式）に位置付けられている。

広口壺



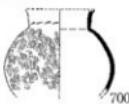
長頸壺



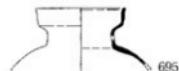
直口壺



短頸壺



複合口縁壺

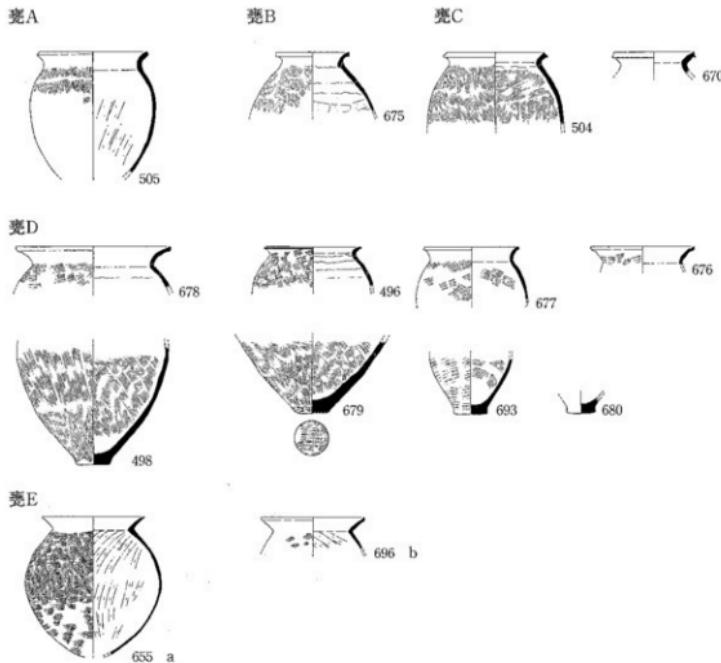


第208図 弥生時代後期の土器 壺

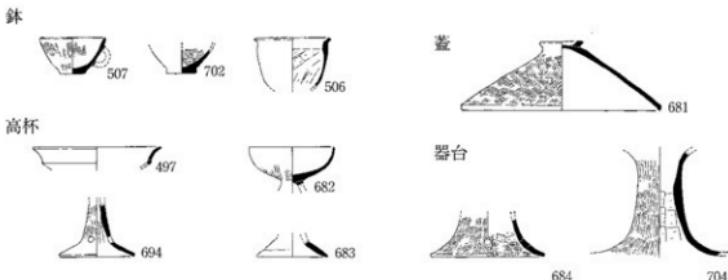
2. 変形土器

甕A～甕Eの5型式に分類できる。

- 甕A** 505の1個体のみである。口縁部は大きく外反し、体部内面は上半までヘラ削りにより仕上げられている。類例として、小神辻の堂遺跡出土例が挙げられ、後期初頭に位置付けられている。
- 甕B** 体部内面中位に横方向のヘラ削りが施されている甕である。小神辻の堂遺跡に出土例があり、後期初頭に位置付けられている。
- 甕C** 甕Aに対して、口縁端部を拡張させるもの。体部内面をハケ調整により仕上げる。
- 甕D** いわゆる畿内V様式系の甕である。内面はハケ調整により仕上げられ、ヘラ削りは認められない。底部に、尖り底化・丸底化の傾向が認められる。
- 甕E** いわゆる庄内式の甕である。右上がり方向のヘラ削りを施し、口縁端部をつまみあげない(a)、左上がり方向のヘラ削りを施し、口縁端部をつまみあげる(b)、の2タイプに細分できる。いずれも叩き目は筋織で、右上がり方向である。また、ともに在地産である。



第209図 弥生時代後期の土器 甕



第210図 弥生時代後期の土器 鉢・高杯・器台

3. 鉢形土器

3個体出土している。507は把手付の鉢である。506は、形態的に甕と同じであるが、小型であることから、鉢に分類した。

4. 高杯形土器

皿形の高杯と椀形の高杯が出土している。前者については、後期前半に位置付けられるものである。椀形高杯および脚部についても、周世入相遺跡土坑22にも類例が認められる。

5. 蓋形土器

681の1個体のみである。大型の蓋で、外面が平行叩きにより仕上げられている。類例も少なく、時期の特定は困難である。

6. 器台形土器

2個体出土している。2個体とも一部のみの残存であるため、時期を明確にすることは困難であるが、筒部内面にヘラ削りが施されていることから、後期初頭に位置付けられるものと考えられる。

(2) 時期の検討

当該期の土器は、後期初頭・後期中葉・庄内平行期の3時期にわけることができる。

後期前半については、西播磨を中心に、岸本道昭の編年研究がある。これによると、広口壺・直口壺は「西播磨後期I（古相）」に、長頸壺a・短頸壺・甕A・椀形高杯は「西播磨後期II（古相）」に、位置付けられる。ただし、長頸壺aに関しては、「西播磨後期I（新相）」に位置付ける東有年・沖田遺跡堅穴住居1出土資料に認められることから、一段階古く位置付けることも可能である。高杯・器台についても同様である。

以上から、主な一括資料については、以下のように位置付けることができる。

後期初頭 SD58出土資料に関しては、器台・甕B・甕Dの共伴から、「西播磨後期II（新相）」に

位置付けられる。また、S D63出土資料に関しては、中期的な壺と器台の出土から、「西播磨後期Ⅱ（古相）」に位置付けられる。

- 後期中葉** S D59出土資料が、長頸壺と壺の特徴から、当該期に置付けられるものと考えられる。
- 庄内平行期** 複合口縁壺と壺Eが該当する。壺Dについても、当該期まで下がる可能性が考えられる。この他、S D61出土資料に関しては、壺の底部に退化傾向が認められることから、後期後半に位置付けておきたい。庄内平行期まで下がる可能性も考えられる。庄内壺については、当遺跡の南西約3kmに所在する長越遺跡²⁹や和久遺跡³⁰で良好な状態で検出されている以外は、良好な資料は明らかとなっていない。今後、当地の状況を検討する上で、良好な資料といえよう。

〔註〕

- (1) 佐原 真「畿内地方」『弥生土器集成』本編2 1968
- (2) 今里幾次「播磨市之郷弥生式遺跡の研究」『古代文化』14-9 1943
- (3) 山本三郎「川島遺跡出土遺物」『川島・立岡遺跡』太子町教育委員会 1971 以下、当該遺跡に関しては、本報告書による。
- (4) 吉田 幕「遺物」「播磨八幡遺跡」八幡遺跡調査会 1974
- (5) 岸本道昭「播磨弥生中期後半の土器編年新考」「美久山・前地遺跡－揖龍広域ごみ処理施設建設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書－」龍野市教育委員会 1995
- (6) 中田宗伯「弥生時代中期土器の検討」「東有年・沖田遺跡－ほ場整備事業に伴う発掘調査－」赤穂市教育委員会 2003 以下、当該遺跡に関しては、本報告書による。
- (7) 篠宮 正「播磨地域における弥生時代中期の土器編年と撒入土器」「弥生中期土器の併行関係」埋蔵文化財研究会 2004 以下、「篠宮編年」と呼称。
- (8) 小林行雄・佐原 真「紫雲出」詫間町教育委員会 1964
- (9) 真鍋昌宏・渡部明夫「四国横断自動車道建設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書 第三冊 矢ノ塚遺跡」香川県教育委員会・日本道路公団 1987
- (10) 真鍋昌宏「讃岐地域」「弥生土器の様式と編年 四国編」菅原康夫・梅木謙一編 2000
- (11) 森岡秀人「突帯紋土器地域色に関する若干の考察－とくに津屋・播磨・紀伊の第Ⅲ様式優勢壺にみられる器形・文様交流について－」「末永先生米寿記念献呈論文集」乾 1985
- (12) 友久伸子「弥生時代の播磨型裝飾壺」「今里幾次先生古希記念考古学論集」今里幾次先生古希記念播磨考古学論集刊行会 1990
- (13) 前掲(7)
- (14) 岸本道昭「小神辻の壺遺跡－仮称揖龍農業協同組合営農センター建設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書－」龍野市教育委員会 1998
- (15) 篠宮 正「弥生時代中期中頃から後半の土器（Ⅲ・Ⅳ期）」「玉津田中遺跡－第6分冊－（総括編）－田中特定土地区画整理事業に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書－」兵庫県教育委員会 1996
- (16) 高瀬一嘉「六角遺跡－山陽自動車道関係埋蔵文化財調査報告書X－」兵庫県教育委員会 1994
- (17) 志水豊章・森下大輔「尾崎遺跡－龍野市揖西町尾崎地区小丸川改修工事に伴う緊急調査－」龍野市教育委員会・尾崎遺跡発掘調査団 1077

- (18) 前掲 (1)
- (19) 森田克行「摂津地域」「弥生土器の様式と編年」近畿篇 本耳社 1990
- (20) 長友朋子「弥生時代の土器地域色とその性格」『古代学研究』古代学研究会 2001
- (21) 森岡秀人の教示による。
- (22) 篠宮 正「弥生時代中期中頃から後半の土器（Ⅲ・Ⅳ期）」『玉津田中遺跡－第6分冊－（総括編）－田中特定土地地区画整理事業に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書－』兵庫県教育委員会 1996
- (23) 古本 寛「播磨系弥生鉢形土器の地域性について－地域性の一指標として－」『ひょうご考古』第8号 兵庫考古学研究会 2001
- (24) 前掲 (16)
- (25) 前掲 (17)
- (26) 前掲 (6) (7)
- (27) 丹治康明『雲井遺跡 第1次発掘調査報告書』神戸市教育委員会 1991
- (28) 前掲 (9)
- (29) 前掲 (8)
- (30) 前掲 (14) 以下、弥生時代後期の当遺跡に関する報告は、本報告書による。
- (31) 甲斐昭光『周世入相遺跡』兵庫県教育委員会 1990 以下、当該遺跡に関しては、本報告書による。
- (32) 岸本道昭「播磨弥生後期前半土器の実態と編年」「小神辻の堂遺跡－仮称揖龍農業協同組合営農センター建設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書－』龍野市教育委員会 1998
- (33) 中田宗伯「弥生時代後期土器の検討」「東有年・沖田遺跡－は場整備事業に伴う発掘調査－」赤穂市教育委員会 2003
- (34) 松下 勝・渡辺 昇「播磨・長越遺跡－昭和49・50年度調査報告書－」兵庫県教育委員会 1978
- (35) 小柴治子「和久遺跡（第1次）」「T U B O H O R I 平成13年度（2001）姫路市埋蔵文化財調査略報」姫路市教育委員会 2002

第2節 古墳時代の土器

はじめに 坪穴住居跡・溝状遺構等から須恵器・土師器・韓式系土器が出土している。ここでは、これらの土器をもとに、時期を中心とした検討をおこないたい。対象とする時期は、古墳時代中期を中心とした時期である。ただし、土師器については、6世紀末～7世紀初頭のものも合わせて分類する。しかし、その時期的位置付けは次節で行うことにする。一部の韓式土器についても同様である。

まず、編年観の確立している須恵器を中心に編年の位置付けを行い、それに合わせて、土師器・韓式土器の分析を行いたい。須恵器の編年については、陶邑編年⁽¹⁾を基本とする。

(1) 須恵器の分析

概要 壺・杯・蓋・器台・高杯の各器種が出土している。これらの須恵器のなかで、特筆すべきは、いわゆる初期須恵器が出土していることである。そこで、はじめに初期須恵器の検討をおこない、それを踏まえて、編年の検討を行うことにする。

I. 初期須恵器の検討

壺・杯・器台・把手付椀の各器種が出土している。

杯 82と88の2個体である。82に関しては、その形態から初期須恵器に位置付けられる。88に関しては、天井部全体を細かい単位のヘラ削りが施されていることから、初期須恵器に位置付けることができる。いずれも、TK216に位置付けられる。

器台 高杯形器台が2個体(486・487)出土している。486の組紐紋は、関川尚功による組紐文の分類においてB類とされるものである。ここでは、組紐紋の出現は、TK73型式に集中するとされている。当該資料についても、ほぼこの時期に位置付けられるものと、考えられる。

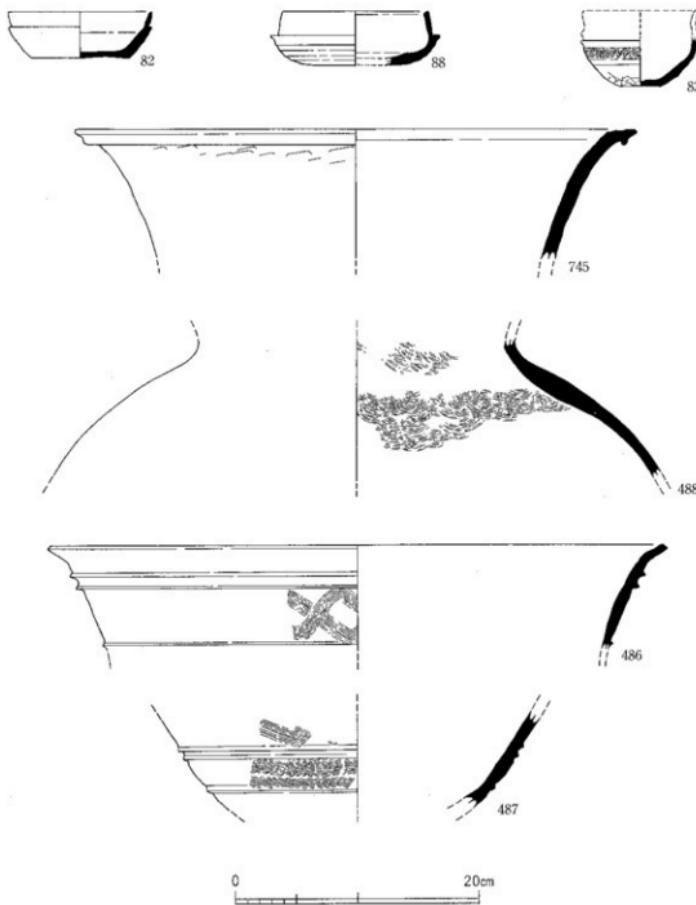
把手付椀 83の1個体のみである。把手については、その剥離痕も認められなかったが、器形から判断したものである。体部下半は、静止ヘラ削りにより仕上げられている。器台同様、播磨における初期須恵器に位置付けられるものであり、TK73型式に位置付けられるものと考えられる。

甕 488と745の2個体である。488に関しては、器台との共伴から初期須恵器に位置付けることができる。745に関しては、口縁端部の特徴から、TK73段階の初期須恵器に位置付けることができる。

II. 編年の検討

編年観 須恵器を伴う資料について、初期須恵器の検討結果も踏まえて、須恵器の編年観を中心まとめるところとなる。

TK73 P10・SH14・SD51が該当する。これらの資料は、播磨における初期須恵器と位置付けるべきものである。植野浩三によると、組紐文等は須恵器の最古段階を象徴する文様とされている⁽²⁾。その特徴から、宿禰塚古墳(兵庫県)の資料より古く位置付けられるものと



第211図 市之郷遺跡出土の初期須恵器

考えられる。当遺跡の南東約1.5kmに所在する官山古墳出土資料とは、ほぼ同様の時期が¹⁶考えられる。

- TK 216 先述した把手楕の特徴から、SH04が該当する。
- TK 208 怀蓋の特徴から、SH11・SH15・SB19が該当する。
- TK 23 怀蓋からSK67が、蓋からSD65が当該期に位置付けられる。さらに、SD66の杯身・怀蓋が該当する。
- TK 47 SD66出土の壺・脚部が該当する。

(2) 土師器の検討

I 器種分類

壺・甕・高坏・鉢・碗・鍋・瓶の各器種が出土している。時期的な点については、辻美紀による編年¹⁷（以下、辻編年）と、玉津田中遺跡の報告における菱田淳子による編年¹⁸（菱田編年）を、主に参考とする。

壺

当該期の壺として把握できるのは、648・649・804の3個体のみである（第212図）。直口壺（壺A）とミニチュア壺（壺B）の2タイプに分類できる。

壺A



648

壺B



649



804

第212図 古墳時代の土器

壺

大きく、体部が丸胴タイプのもの（壺A・甕B）、長胴タイプのもの（壺D）、その中間タイプのもの（壺C）、の3タイプに分類できる（第213図）。さらに丸胴タイプの甕については、口縁部に布留式の特徴が認められるもの（甕A）と、認められないもの（甕B）に分けることができる。

甕A

布留式の系譜を引くタイプの甕である。辻編年によると、2段階までは甕のなかで主体を占め、TK208段階までは存続するようである。口縁端部は、水平な端面を有する。特に、785については、TG232号下層灰原出土料に類似する。また、749はSH15における出土例から、TK208に位置付けられる。

甕B

口縁部に布留式の特徴が認められないタイプである。当型式は、大型のもの（a）、小型のもの（b）、中型でやや長胴傾向にあるもの（c）、に細分できる。bとcは、a手法¹⁹によっている。菱田編年によると、Ⅶ-2期（TK23～TK47）に多く認められる。

甕C

底部まで残存する個体は出土していないが、当タイプの典型例として、城山遺跡SH0743出土土器を指摘することができ、より長胴傾向の強い甕として当型式を設定した。体部内面をヘラ削りにより仕上げる点も、特徴のひとつである。

なお、城山遺跡例については、韓式系土器として報告されているが、市之郷遺跡例は他と同じ土師器と考えられる。また、当該資料については、辻編年において3段階（TK73～TK216）に位置付けられている。川除・藤ノ木遺跡（兵庫県三田市）において、やや肩が張るものとの類例が認められ、径口指数33・37の高坏が共伴している。辻編年の4段階に相当するものと考えられる。

甕D

口縁部の特徴から、布留式の影響が認められるタイプ（a）と、認められないタイプ（b）に細分することができる。韓式土器の影響下に成立した形式と考えられる。

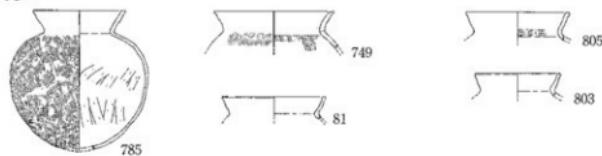
高坏

大きく、いわゆる有稜高坏（高坏A）と椀形高坏（高坏B）の2タイプに分類できる（第214図）。

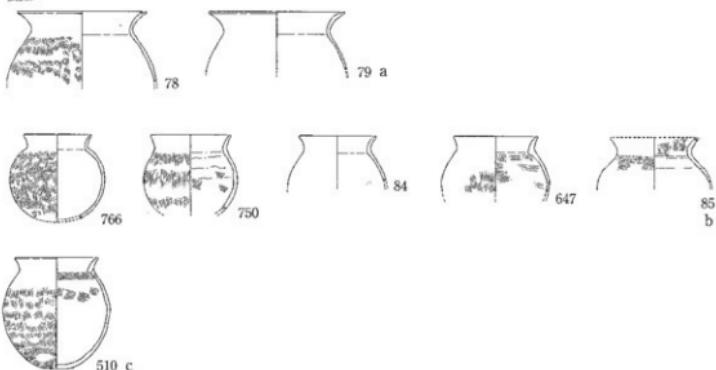
高坏A

法量により細分できる。法量の分析にあたっては、弥生時代後期～古墳時代前期を対象とした西村²⁰歩の分析と、古墳時代中・後期を対象とした辻²¹美紀の分析がある。西村の分析（分析A）は、口径と口縁部長・稜径の相関を指數化することにより、坏部変化を捉えようとしたものである。一方、辻の分析（分析B）は、坏部の深さと口径の相関を指數化（ $\text{高坏} / \text{口径} \times 100$ ）し、径口指数を求めたものである。本報告では、坏部が完存もしくは完形に復原できる個体が少ないため、分析A・分析B両者の分析を行い、高坏Aの法

甕A



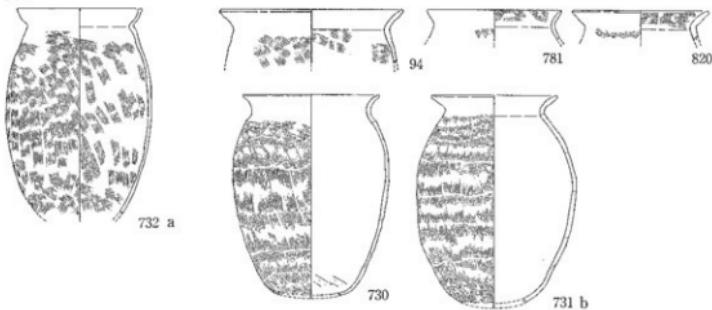
甕B



甕C

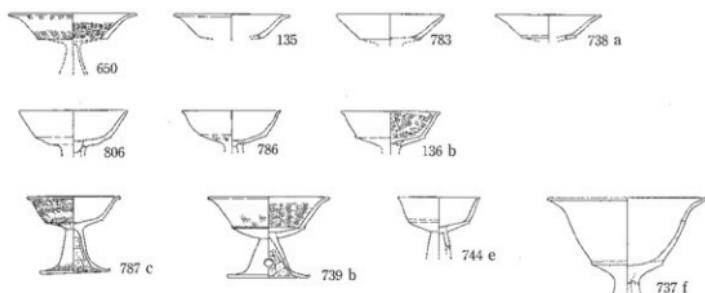


甕D

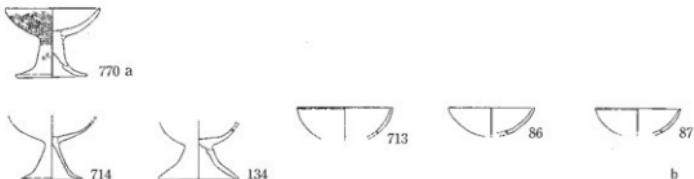


第213図 古墳時代の土器 土師器(甕)

高坏A



高坏B



第214図 古墳時代の土器 土師器（高坏）

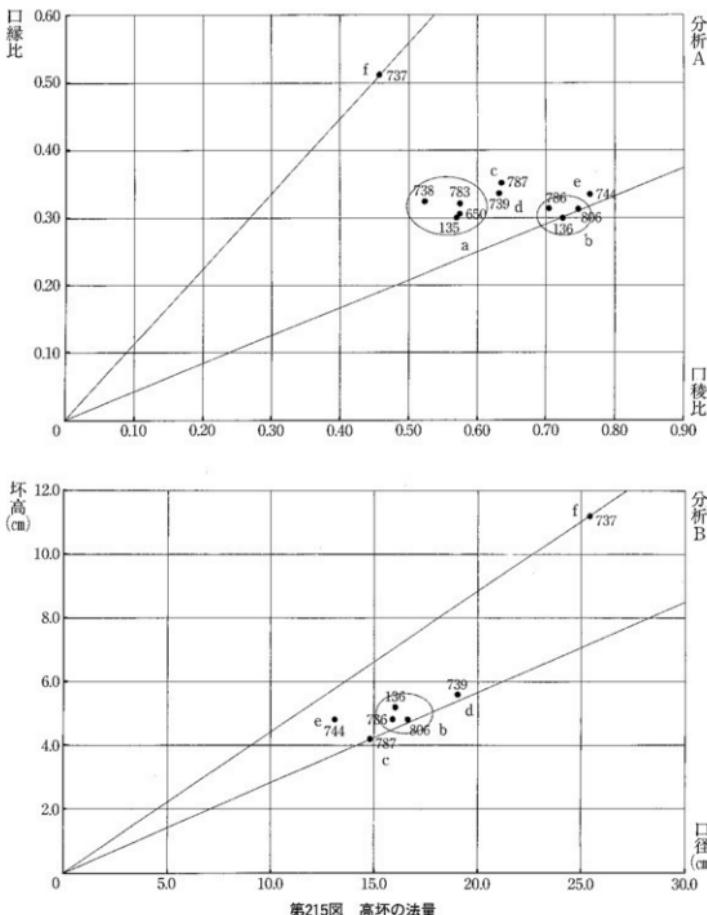
量（第45表）による細分化を試みた（第215図）。

分析Aと分析Bの結果、以下の6タイプ（a～f）に細分でできる。

- a 坏部の口径に対して、坏高が浅いもの。坏部が完存するものがいため、径口指数から抽出できないが、分析Aにおいて抽出できた一群である。復原される坏部の深さから推定した径口指数は、19～24である。
- b 分析A・分析B両者において抽出できる一群である。径口指数は28～32である。辻編年の3～4段階（TK73～TK208）に相当する。
- c 787の1個体である。分析Aにおいては、一見したところ739も同タイプに分類できるが、分析Bにおいては明らかに異なるタイプに分かれる。このため、787のみを一つのタイプとして抽出する。径口指数は28である。辻編年の3段階に相当する。

第45表 古墳時代高坏の法量

No.	出土遺構	口径(cm)	坏高(cm)	稜幅(cm)	口縁長(cm)	口径/稜幅	口径/口縁長	径高指數
135	S H08	18.6		10.6	5.6	0.57	0.30	
136	S H08	16.0	5.2	11.6	4.8	0.73	0.30	32
650	S K61	20.2		11.6	6.2	0.57	0.31	(30)
737	S H13	25.4	11.2	11.6	13.0	0.46	0.51	44
738	S H13	17.2		9.0	5.6	0.52	0.33	
739	S H13	19.0	5.6	12.0	6.4	0.63	0.34	29
744	S H14	13.1	4.8	10.0	4.4	0.76	0.34	37
783	S H17	17.4		10.0	5.6	0.57	0.32	
786	S H18	15.9	4.8	11.2	5.0	0.70	0.31	30
787	S H18	14.8	4.2	9.4	5.2	0.64	0.35	28
806	S K69	16.6	4.8	12.4	5.2	0.75	0.31	29



第215図 高坏の法量

- d 739の1個体である。cと同様の理由から、739の1個体のみを一つのタイプとして抽出する。径口指数は29である。
- e 744の1個体である。口径に対して坏高の深いタイプである。径口指数は36である。辻編年の3段階に相当する。SH14における須恵器との共伴関係から、TK208に位置付けられる。
- f いわゆる大型有稜高坏で、737の1個体である。高坏Aのなかで最も大型の高坏である。径口指数は44である。径口指数44となる類例は認められないが、辻編年において、4段階に径口指数が最も大きくなるようである。よって、辻編年の4段階に位置付けたい。

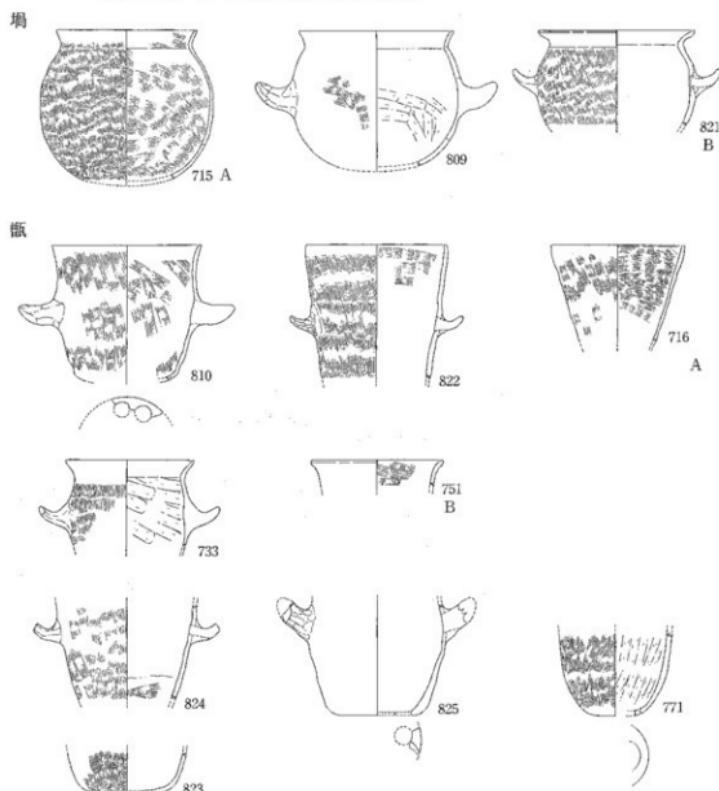


第216図 古墳時代の土器 土師器（鉢・椀）

高环B 坯部が浅いタイプ（a）と深いタイプ（b）に2分できる。bについては、古墳時代中期の範疇で理解できるのではないかと、考えられる。

鉢 当該期の鉢として把握できるのは、782の1個体のみである（第216図）。

椀 当該期の椀として把握できるのは、769・743・748の3個体のみである（第216図）。菱田編年では、Ⅶ-2期に出現するようである。



第217図 古墳時代の土器 土師器（鍋・瓶）

概	本遺跡出土例は、全て把手付の甌と考えられる。このタイプの分類にあたっては、一般に蒸気孔が大きな分類基準となっている。 ³⁴ しかし、本遺跡の出土例は、蒸気孔まで残存するものはわずかである。このため、体部～口縁部の形態・調整手法を中心に分類する。
	これによると、口縁部が直口するタイプ（甌A）と外反するタイプ（甌B）の2タイプに細分できる（第217図）。
甌A	口径に対して浅いタイプ（a）と深いタイプ（b）に2分できる。また、体部は、aよりbのほうがより直線的である。
甌B	内面の仕上げが、ヘラ削りによるもの（a）とハケ調整によるもの（b）が認められる。
他	この他、口縁部を欠く個体が数個体出土しているが、蒸気孔等を良好に観察できるものは出土していない。
壺	把手が付くタイプ（壺A）と付かないタイプ（壺B）の2者に分類できる（第217図）。

II. 時期の検討

S H01	甌A a の出土から、T K232段階に位置付けられる。S H18出土資料に類似することから、S H18に近い時期が考えられる。
S H05	甌B の出土から、T K23～T K47に位置付けられるものと判断される。
S H06	高坏B b が2個体出土している。当該資料のみからは時期の特定は困難である。しかし、①菱田編年ではⅢ-2期に出現する、②辻編年では3段階から4段階に位置付けられている。このなかで、法量的に4段階のものと合致する、③T K208のS H11で同タイプの高坏が出土している。以上の3点から、T K208に位置付けられるものと判断される。
S H08	高坏A のaとbが共伴している。aがT K209に伴う例（S H17）もあるが、他の出土例から判断して、辻編年の3段階まで遡る。bも、辻編年2段階のS H18出土資料に類似する。また、T G232号窯灰原下層出土資料とも一致する。以上から、T K73もしくはこれよりい段階に位置付けられる。
S H09	甌C の出土から、辻編年の3段階（T K73）に位置付けられるものと考えられる。
S H13	須恵器が共伴しているが、須恵器から時期を判断できない資料である。高坏A のa・d・fが共伴している。fの存在から、辻編年の4段階（O N46～T K47）に位置付けたい。
S B20	甌A a の出土からT K73に位置付けられる。ただし、S K69より新しい傾向が窺われる。
S K60	S H05同様、甌B の出土から、T K23～T K47に位置付けられるものと考えられる。
S K61	高坏A のaが出土しており、復原される径口指数は30である。よって、辻編年の4段階に位置付けられるものと考えられる。
S K69	高坏A のbが出土しており、T K73～T K216に位置付けられる。
S D67	須恵器の甌がT K208に位置付けられる。共伴する築および甌の把手の特徴が当該期の特徴と合致する。 ³⁵ また、甌がa手法によっている点も、同様である。一方、T K208のS H11に切られている。よって、S H11の直前の時期に位置付けたい。

(3) 韓式土器の分析

I. 器種分類

壺・平底鉢・瓶・甕・鍋の各器種が出土している(第218図)。これらの土器のなかには、韓式土器と断定できず、韓式系土器として理解すべきものも含まれる。

壺

767と788の2個体のみである。両個体とも類例が認められない器形である。

767については、①格子の叩き目が粗いこと、②半島等に認められない器形であり、日本の土陶器の壺に認められる器形であることから、韓式土器と土師器の折衷タイプと考えられ、韓式系土器と称すべきものである。788については、小片のため全体の器形を復元することは困難である。折衷タイプの可能性も含めて、その位置付けを明確にすることはできない。

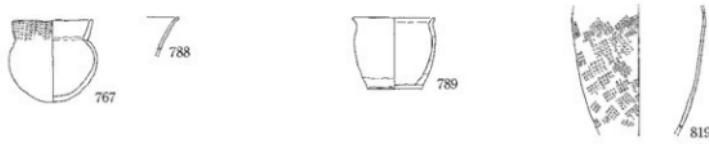
平底鉢

789の1個体のみである。この土器の体部最大径は体部上半部にあり、大庭寺Ⅰ期とされる大庭寺遺跡393-OL出土の平底鉢と特徴を同じくする。^{註4}ただし、口縁端部が丸くおさめられる点において、新しい要素が認められる。

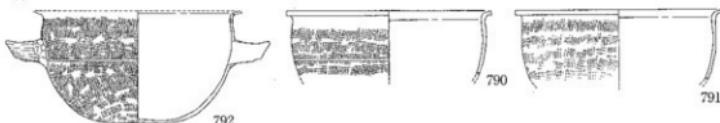
甕

平底鉢

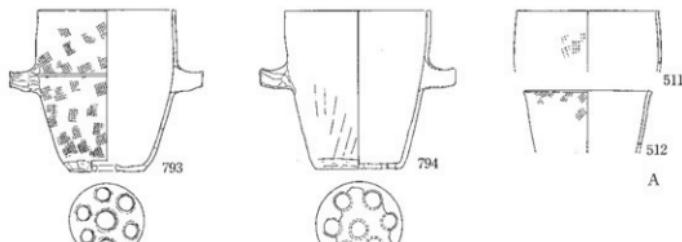
甕



鍋



瓶



第218図 古墳時代の土器 韓式系土器

甑 793・794・818・511・512の5個体が出土している。口縁部の形態から、直口するタイプ（甑A：793・794・511・512）と、く字形に外反させるタイプ（甑B：818）に分類することができる。

直口タイプは、調整手法の特徴は異なるが、蒸気孔は同じ特徴が認められる。酒井清治の蒸気孔を中心とした分類の1類に対応するタイプで、百濟南部から伽耶西半部にかけて遡源があるとされている³⁹。甑Bに関しては、口縁部を中心とした個体であるため、酒井の分類に当てはめることは困難である。日本国内での類例は認められない。

818に関しては、類例が尾崎遺跡⁴⁰（龍野市）河川出土土器のなかに認められる。口径、口縁部形態は類似するのであるが、当該報告では平底鉢とされている。

甕 819の1個体のみである。体部のみの残存で、特徴を明らかにすることは困難である。類例として、大庭寺遺跡谷部1（393-O L）出土例のなかに認められ、TG232号とはほぼ平行する時期に位置付けられている⁴¹。

鍋 790～792の3個体が出土している。3個体とも、残存状況の差から、把手の有無があるが、本来は同タイプのものと考えられる。

最後に、SH18から出土した韓式土器の一群は良好なセット関係を有するものである。今津啓子の基準⁴²に照合させると、渡来人によるものと位置づけることができる。また、胎土・色調などの特徴も、ほかの当該期の土師器の特徴とは異なる。今回、胎土分析を行うことはできなかったが、この点からも、渡来人によってもたらされた可能性が高いのではないかと考えられる。

II. 時期の検討

ここでは、SH18出土資料を中心に、時期的な問題を検討する。

SH18出土資料 当資料は良好な一括資料と考えられる。共伴する土師器を中心に、時期の検討を行う。

785の甕は、先述したように、大庭寺遺跡TG232号窯灰原下層出土土師器に類似する。よって、TG232号窯に近い時期に比定できる。高坏は、b・cに分類され、辻編年の3段階に位置付けられる。

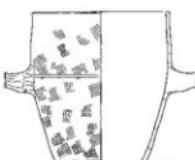
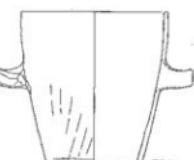
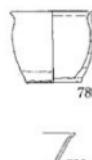
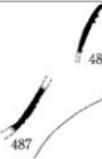
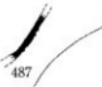
韓式土器と考えられる789は、体部の最大径が体部上半部にある。これは、大庭寺I期とされる大庭寺遺跡393-O L出土の平底鉢と特徴を同じくする。

以上から、TG232に近い時期に位置付けられる。

(4) 古墳時代土器の変遷

初期須恵器・土師器・韓式土器の分析をおこなった結果、これらの資料は古墳時代中期に限られることが明らかとなった。そして、I期からIV期の4時期を設定することができる（第219図～第221図）。

I期は、初期須恵器の最古段階であるTG232段階、II期はTK73～TK216段階、III期はTK208段階、IV期はTK23～TK47段階に対応するものである。また、辻編年との対応は、I期が2段階、II期が3段階、III期が4段階、IV期が5段階に位置付けられる。ただし、I期に確実に位置づけられる須恵器は確認できない。唯一、SD20から出土した

時 期	遺構名	須恵器	韓式土器
I 期	SH18		 794
			 789
	SH01		
II 期	SH08		
	古	SH09	
	新	SD51	 486
			 487
	新	SH14	 488
			 745
	SH04	 82	 83

第219図 古墳時代の土器（1）

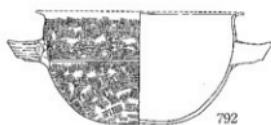
韓式土器



790

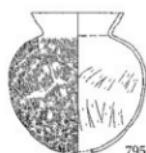


791



792

土師器



795



786



787



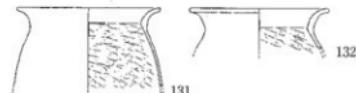
81



135



136



131



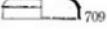
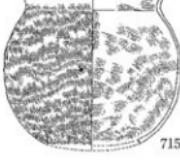
132



743



744

時期	遺構名	須恵器	土師器
II期 新	P10		
	SK69		
	SB20		
			
	SD67		
III期	SH11	  	 
	SH06		
	SH15		
	SH13		

第220図 古墳時代の土器（2）

土師器



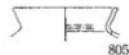
808



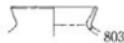
806



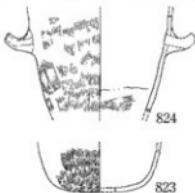
807



805



803



824



822



820



716



717



713



714



86



87



751



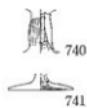
752



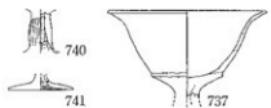
750



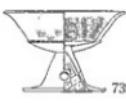
749



740



737



739



738

時期	遺構名	須恵器	土師器
	SB19		
	SK61		
Ⅲ期	SK68		
	SK67		
	SD65		
Ⅳ期	SD66		
	SH05		
	SK60		

第221図 古墳時代の土器（3）

133がその可能性を残すものである。

最後に、韓式土器と土師器の関係をみておきたい。I期にSH18へ韓式土器がもたらされた後、II期のSD67において土師器の瓶と把手付鍋がみられ、当塚への韓式土器の影響・韓式土器の日本化を確認することができる。さらに、III期のSH11とSK68において瓶と鍋が、SH15において瓶が、また、IV期のSD66においても瓶が認められ、韓式土器によってもたらされた器種が、確実に当地に浸透していく様子を確認することができる。

その一方、韓式土器については、わずかではあるが、IV期まで出土が認められる。ただし、セット関係を確認できる状態での出土はSH18に限られ、以後は小片での出土に限られる。これは、渡来人と在来人が徐々に融合しつつあったことを意味するものと考えられる。

なお、ここで注目すべきは、当該期における韓式土器の出土は、E区に限られることである。先にみたように、当該期の遺構はA～D区において認められる。したがって、渡来人の居住が認められたのは、E区に限られたのではないかと考えられる。

[註]

- (1) 「韓式土器」「韓式系土器」などと称されているが、ほぼ韓式土器と思われるもの、その影響下にあるもの等、種々認められる。本書では、「韓式系土器」と呼称する。
- (2) 田辺昭三「陶邑古窯跡群Ⅰ」平安学園考古学クラブ 1966
- (3) 関川尚功「奈良県下出土の初期須恵器」「櫛原考古学研究所紀要 考古學論叢 第10冊」奈良県立櫛原考古学研究所 1984
- (4) 植野浩三「最古の須恵器型式設定の手続き」「文化財學報 第十三集」奈良大学文学部文化財学科 1995
- (5) 松本正信「龍野市とその周辺の考古資料 5 前方後円墳の時代 46宿禰古墳と周辺の古墳」「龍野市史 第四卷」龍野市 1984
- (6) 松本正信・加藤史郎「宮山古墳発掘調査概報」姫路市教育委員会 1970
松本正信・加藤史郎「宮山古墳第2次発掘調査概報」姫路市教育委員会 1973
- (7) 辻 美紀「古墳時代中・後期の土師器に関する一考察」「国家形成期の考古学－大阪大学考古学研究室10周年記念論集－」大阪大学考古学研究室 1999
- (8) 菊田淳子「玉津田中遺跡出土土器の検討 第5節 古墳時代中期～後期の土器」「玉津田中遺跡－第6分柵－田中特定区画整理事業に伴う埋蔵文化財調査報告書」兵庫県教育委員会 1996
- (9) 藤田憲司「T G232号窓灰原下層出土の土師器」「陶邑・大庭寺遺跡Ⅳ 近畿自動車道松原・すさみ線建設に伴う発掘調査報告書」(財) 大阪府埋蔵文化財調査報告書 第90報 大阪府教育委員会・財団法人 大阪府埋蔵文化財協会 1995
- (10) 京篠 覚「古墳時代後半期における土師器の器種構成」「長原・瓜破遺跡発掘調査報告 III 1983年度大阪市長吉瓜破地区土地区画整理事業に伴う発掘調査報告書」財団法人 大阪市文化財協会 1992

- (1) 赤木克巳『城山（その2） 近畿自動車道天理～吹田線建設に伴う埋蔵文化財発掘調査概要報告書』大阪府教育委員会・財団法人 大阪文化財センター 1986
- (2) 辻 美紀「河内地域における古墳時代中期の土師器」『長原遺跡発掘調査報告書 IX 市営長吉長原東第2住宅建設工事に伴う発掘調査報告書』財団法人 大阪市文化財協会 2002
- (3) 山田清朝他「川除・藤ノ木遺跡－武庫川河川改修に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書－」兵庫県教育委員会 1992
- (4) 西村 歩「古墳出現期における和泉地域の土器様相と集落の動向」「古墳出現期の土師器と実年代」(財) 大阪府文化財センター 2003
- (5) 前掲 (7)
- (6) 杉井 健「瓶形土器の地域性」『国家形成期の考古学－大阪大学考古学研究室10周年記念論集』1999
- (7) 前掲 (10)
- (8) 前掲 (10)
- (9) 関戸哲紀「大庭寺遺跡の軟質系土器について」『陶邑・大庭寺遺跡IV 近畿自動車道松原・すさみ線建設に伴う発掘調査報告書』(財) 大阪府埋蔵文化財調査報告書 第90輯 大阪府教育委員会・財団法人 大阪府埋蔵文化財協会 1995
- (10) 洗井清治「日韓の瓶の系譜から見た渡来人」『植崎彰一先生古希記念論文集』植崎彰一先生古希記念論文集刊行会 1998
- (11) 古本 寛『尾崎遺跡II－市道北山長尾線新設工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書－』龍野市教育委員会 1995
- (12) 関戸哲紀「陶邑・大庭寺遺跡・近畿自動車道松原・すさみ線建設に伴う発掘調査報告書」(財) 大阪府文化財調査研究センター調査報告書 第10集 大阪府教育委員会・財団法人 大阪府文化財調査研究センター 1996
- (13) 今津啓子「渡来人の土器」『古代王権と交流5 ヤマト王権と交流の諸相』荒木敏夫編 1994

第3節 飛鳥～平安時代前半の土器

はじめに 当該期の土器は、須恵器個々の型式をもって時期区分をするのではなく、器種構成と各型式の法量の変化によって時期区分がなされている。そこで、本稿では、器種ごとに分類するのではなく、一括性を重視し、まとめていく。1個体での出土資料については、該当する時期にあてはめていくことにしたい。時期については、播磨の当該期の資料をまとめた小川真理子の編年を基準とする。

なお、取り扱う時期については、第3章第4節においては、E地区における検出遺構の連續性からTK217形式までを古墳時代としてまとめて報告してきた。しかし、古墳時代中期との間に連續性が認められないこと、加えて、形式の連續性の問題から、TK209形式からを対象とする。ただし、土師器については、時期的な峻別が困難なため、分類については前節で行っている。

(1) 時期の検討

小川真理子の編年案にしたがってまとめたのが第222図～第225図である。その概要是以下の通りである。時期については、TK209段階・TK217段階・TK46段階、奈良時代～平安時代前期に分けることができる。

TK209段階 SH17出土資料・SD08出土資料が該当する。SH17出土の杯H蓋の天井部には、全てヘラ削りが認められる。

TK217段階 SH12出土資料・SB08出土資料・SH03出土資料・SH16出土資料・SD10資料・P26出土資料が該当する。これらの資料は、その傾向として、I期からIII期の3段階に細分が可能である。

I期 SH12出土資料とSB08出土資料が該当する。

SH12出土資料は、法量的にはTK209の範疇で理解できるのであるが、725の天井部にはヘラ削りが認められない。このため、山田邦和の指摘に従い、TK217まで下がるものと考えたい。

SB08出土資料は、139の1個体のみであるが、法量から当該期に位置付けられるものと考えられる。

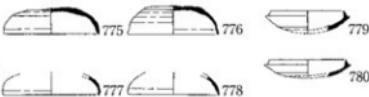
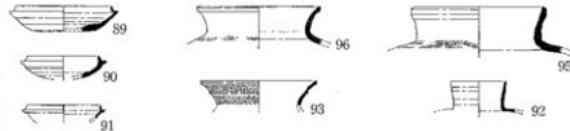
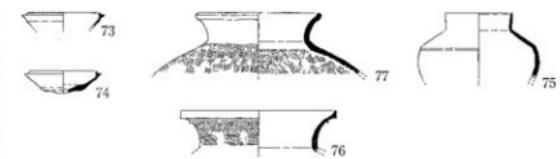
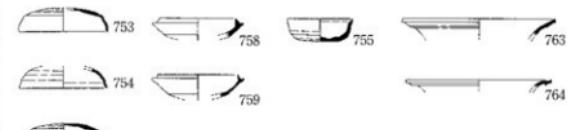
I～II期 SH03出土資料が該当する。当該資料については、法量から、I期もしくはII期まで下がる可能性が考えられる。

II期 SH16出土資料が該当する。当該資料については、杯G(755)が出現していることが、II期に位置付ける大きな根拠である。法量的にも、大きな齟齬は認められない。

III期 SD10出土資料・P26出土資料が該当する。SD10出土資料は、壺蓋が1個体のみ出土している。法量から判断して、当該期もしくは次の段階まで下がるものと考えられる。

TK46段階 SD22・SD23・SD28・SD50・P12出土資料が該当する。SD22出土資料に関しては、杯Bおよびかえりのある蓋が出土していることから、当該期以降と考えられる。

SD23は、杯H蓋の存在およびその法量から、TK217のII期まで遡らせるとも考えられるが、杯Bの出土およびかえりのない蓋の共伴から、この時期まで下がるものと判断

時期	遺構名	須恵器
TK209	SH17	
		
TK217	SD08	
TK217	SH12	
TK217	SB08	
TK217	SH03	
SH16		
SH16		

第222図 飛鳥時代の土器 須恵器

土師器・韓式系土器



781



782



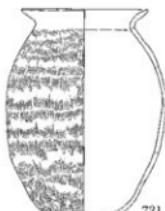
783



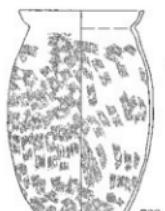
94



730



731



732



733



78



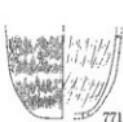
79



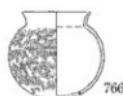
768



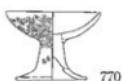
769



771



766



770

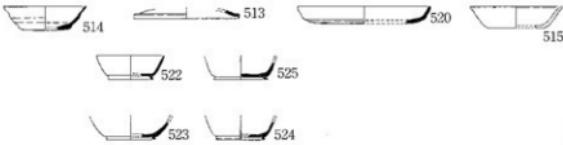


767

第223図 飛鳥時代の土器 土師器・韓式土器

時期	遺構	須恵器	土師器
TK217	SD10		
	P26		
TK46	SD23	 	
	SD22	 	
	SD22・23 上層	 	
	SD28	 	
	SD50	 	
	P12		
	SD09		
	SD66 上層		
奈良	SD27		
	P25		

第224図 飛鳥～奈良時代の土器

時期	遺構	須恵器	土師器
奈良 → 平安	E区 包含層	 	
	P24		

第225図 奈良～平安時代の土器

した。ただし、この上層から杯Aが出土していることから、もう1段階下がる可能性も否定できない。

S D28についても、S D23同様、杯H蓋からT K217のⅡ期まで遡らせることも考えられるが、かえりのない杯B蓋の存在から、当該期まで下がるものと判断した。

S D50においては、かえりのある蓋と無い蓋が共存している。かえりのない蓋の存在から、当該期に位置付けたい。

この他、S D66上層出土の横瓶、S D09出土の平瓶についても、7世紀代に位置付けられると考えられるが、詳細な時期比定は困難である。

奈良時代後半から平安時代前半にかけての一群である。S D27・P25・P24出土資料が該当する。P24出土資料に関しては、9世紀代と考えられる。

(2) 年代の検討

本節のなかで最も問題となるのは、T K46段階の年代である。なぜなら、後述するように、当該期に位置付けられたS D22・S D23が、市之郷廃寺の一部である可能性を考えているからである。つまり、今回報告する瓦の年代観と合間って、市之郷廃寺の創建年代に関わるからである。

当該期の土器の年代観については、白石太一郎に代表される年代観¹⁾と菱田哲郎に代表される年代観²⁾、大きく2通りの年代観がある。それによると、白石は当該期を670年からそれほど下らない時期に、菱田は7世紀後半に位置付けている。また、近年、佐藤 隆は当該期の年代観の見直しを行い、T K46を7世紀の第4四半期に位置付けている。³⁾

(3) その他

韓式系土器 古墳時代中期の土器の分析（前節）において、その初期にもたらされた韓式土器が、徐々に在地化していくようすをみることができた。この、韓式土器については、前代とは連續性は認められないものの、T K209段階においても、わずかながらも出土が認められる。そして、続くT K217段階においても、出土例が認められる（D区：S B08）。ただし、

ただし、セット関係をもっての出土例は認められない。

この他、TK217段階のSH16から出土した韓式系土器（767）が注目される。器形そのものは、韓半島では認められないもので、どちらかといえば日本在来の器形である。この土器の口縁部に、格子叩きが認められることは、渡来系の人と在来の人との融合を示しているものと考えられる。さらに、当段階まで、長財甕・甌など、前節で認められた韓式土器の影響下に在地化した器種が認められる。

このように、古墳時代中期以来、渡来系人と在来人との融合現象が当該期まで継続していることを確認できるとともに、韓式土器が細々とではあるが存続している様子が理解できる。

また、古墳時代中期段階においては、E区に限られていた韓式土器が、TK217段階になってはじめて、D区で出土している点も注目される。

土師器碗

最後に、TK217のSH16から出土した土師器の碗（769）であるが、その形態的特徴は、共伴する須恵器の杯Gの影響ではないかと考えたい。技法的にも、底部付近のヘラ削りは同じである。

〔註〕

- (1) 小川真理子「播磨 3.まとめ」『古代の土器 5 - 2 7世紀の土器(近畿西部編)』古代の土器研究会編 1998
- (2) 山田邦和「飛鳥・白鳳時代須恵器研究の展望」『古代文化』第40巻第6号 財團法人 古代学協会 1988
- (3) 白石太一郎「畿内における古墳の終末」『国立歴史民俗博物館研究報告』第1集 国立歴史民俗博物館 1982
- (4) 菅田哲郎「畿内の初期瓦生産と工人の動向」『史林』69巻第3号 1986
- (5) 佐藤 隆「難波地域の新資料からみた7世紀の須恵器編年—陶邑窯跡編年の再構築に向けて—」『大阪歴史博物館 研究紀要』第2号 財團法人 大阪市文化財協会 2003

第4節 中世の土器

掘立柱建物跡・溝状遺構・井戸・土坑などから比較的まとまって出土している。土師器・須恵器・瓦器・瓦質土器・黒色土器・縁軸陶器・丹波焼・備前焼・瀬戸焼・青磁・白磁と、多種にわたる。なかでも、最も多く出土している土師器と須恵器を中心に検討していく。特に、これらの土器をもとに時期等を中心に検討していく。対象とする時期は、平安時代以降室町時代までとする。

(1) 土器の分類

土師器

皿・杯・碗・壺・鉢・鍋の各器種が出土している。なお、これらの土器の分類にあたっては、兵庫津遺跡（神戸市兵庫区：揖津）出土資料を対象とした、岡田章一・長谷川眞の分類¹⁰⁾および同遺跡報告書を参考とした。

皿

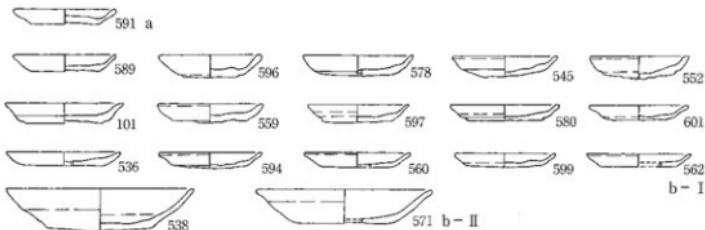
まず、成形にあたって、ロクロ使用の皿（皿A）と非使用の皿（皿B）に大きく分けることができる（第226図）。

皿A

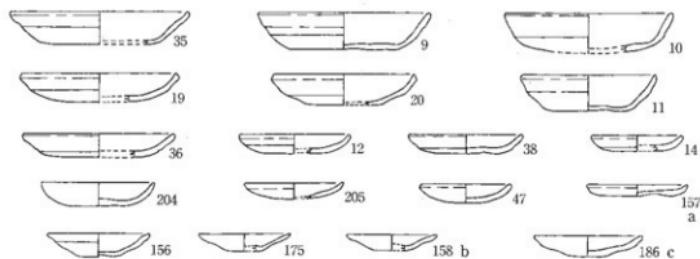
底部の切り離し方法が、糸切りによるもの（a）とヘラ切りによるもの（b）とに細分できる。aは、591の1個体のみである。bについては、法量的に口径13cm以上のもの（II）と、7～9cmのもの（I）とに分けることができる（第227図）。

前者については、形態的に杯との区別が困難であるが、本報告では底部から体部にかけての屈曲が明瞭なものを杯としている。また、法量については、器高が1.5cm以上のもの

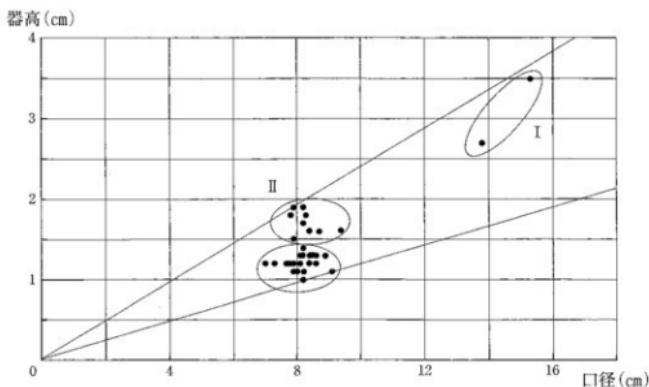
皿A



皿B



第226図 中世の土器 土師器（皿）

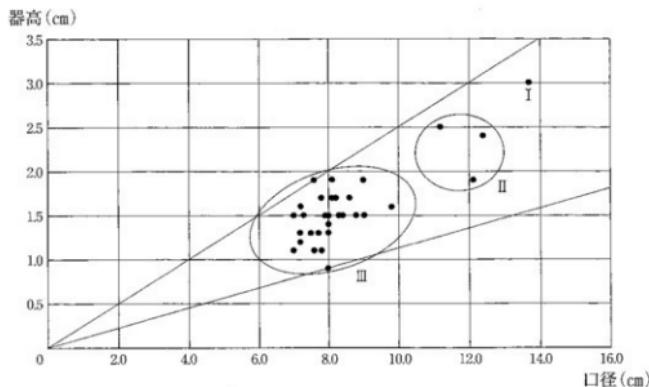


第227図 ⅢA b の法量

とそれより浅いもの、の2者に分離することができる。兵庫津遺跡において、12世紀～13世紀に位置付けられている。

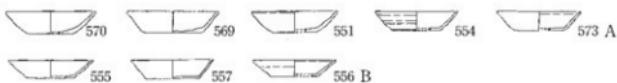
ⅢB 指オサエとナデ調整により成形されている。このなかで、指オサエと横ナデ調整により仕上げられるもの（a）、いわゆる「へそ皿」に分類されるもの、あるいはそれに近い形態のもの（b）、外面は全て指オサエにより仕上げられるもの（c）、の3タイプに細分することができる。

さらに、aについては、口縁部の成形において、2段の横ナデ調整によるもの（a-2）と、1段の横ナデ調整によるもの（a-1）とに分けられる。これと平行して、法量的にも、口径13cm以上のもの（I）と、12cm前後のもの（II）、7～10cmのもの（III）、とに分けることができる（第228図）。IとIIについては、一般的に大皿と称されているものである。



第228図 ⅢB の法量

杯



椀



第229図 中世の土器 土器類（杯・椀）

aは12世紀後半～13世紀前半、bは14世紀後半～15世紀前半、cは15世紀後半に位置付けられる。特にcについては、兵庫津遺跡においてII A 3 b類に分類されるとともに、日輪寺遺跡（神戸市西区：播磨）において、15世紀後半～末に位置付けられるSD01に伴って出土している。²⁹

杯

成形にあたって、底部をヘラにより切り離すもの（杯A）と、ヘラを用いないもの（杯B）とに、大きく分けることができる（第229図）。他に、残存状況から、A・Bの鑑別ができないものも出土している。杯Aについては、本町遺跡（姫路市）土坑14出土資料などから、12世紀末～13世紀初頭に位置付けられる。

椀

全て底部のみの残存である（第229図）。底部が輪高台を有するもの（A）、平底のもの（B）、平高台のもの（C）とに分類できる。

椀Cは、638の1個体のみである（第229図）。底部のみの残存である。播磨においては、11世紀代の資料に類例が多く認められる。

小壺

603の1個体のみである。

鍋

岡田・長谷川の分類を基本として分類する（第230図）。大きく5タイプ（鍋A～鍋E）に分類できる。

鍋A

岡田・長谷川分類の「壺タイプ」IV類にあたるもので、15世紀前半～中頃に位置付けられている。

鍋B

岡田・長谷川分類の「羽釜形タイプ：播磨型」にあたるものである。口縁部の形態を中心分類する。

口縁端部に口縁部に直交する明確な端面を有し、突帯貼り付け部内面が明確に窪まないもの（a）、口縁部端面が不明瞭になり、突帯貼り付け部内面が明確に窪むもの（b）、突帯が退化するとともに口縁端部が丸みを帯び肥厚するもの（c）、突帯が退化し、口縁端部がわずかに内傾する面をもつもの（d）、口縁部が肥厚・退化するとともに、突帯がさらに退化し段状になるもの（e）、体部は内傾せず直立気味で、口縁部はく字形に屈曲し、口縁部下にかなり退化した突帯が付くもの（f）、の6タイプに細分できる。

aが岡田・長谷川分類のB系列I B類に相当するもので、15世紀中頃に位置付けられる。

bが同分類のB系列I A類に相当するもので、15世紀前半に位置付けられる。cとeは、同分類のB系列II類に相当するもので、16世紀中頃～後半に位置付けられる。

鍋C

体部から口縁部にかけて直線的に立ち上がり、口縁部下に短い鶴状の突帯がつくものである。鍋Bと基本的には同タイプと考えられる。

鍋D

岡田・長谷川分類の「鑄形タイプ：鉄かぶと形」にあたるものである。口縁端部の形態

鍋A

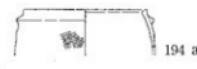


124

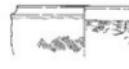
鍋B



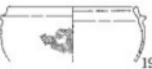
183



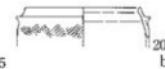
194 a



193



195

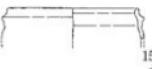


206 b

c



173



159 d



182 e

f

鍋C



196

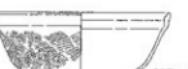
鍋D



209



188



207 a



210



180 a

184 b



197



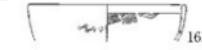
198



162

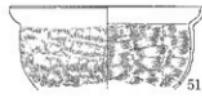
185 c

鍋E



161

鍋F



51 a

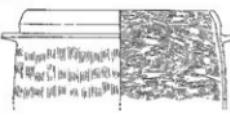


604

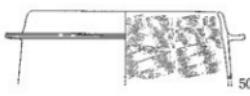


605 b

羽釜



103



50

第230図 中世の土器 土師器（煮沸具）

を中心に、内面が肥厚し内傾する縁面を有するもの（a）、内面が肥厚するが明確な端面が認められないもの（b）、内面の肥厚が認められず、逆にナデ調整により内面が窪むものの（c）、の3タイプに細分できる。aは15世紀前半、bとcは15世紀中頃に位置付けられている。

鍋E 鍋A～鍋Dの外面成形が、平行叩きによっているのに対し、当型式は格子叩きによっている。当タイプの鍋が、兵庫津遺跡の編年において、16世紀後半に位置付けられている。また、16世紀代に位置付けられる本町遺跡溝12の資料中にも認められる。

鍋F 岡田・長谷川分類の「鍋形タイプ」にあたるものである。口縁部が受口状を呈するもの（a）と、く字形に屈曲するもの（b）の2タイプに細分できる。

aは、宝林寺北遺跡において、12世紀中頃～後半に位置付けられるS D14から出土している。bは、福田片岡遺跡（龍野市）で、12世紀前半の資料（S D3044）に伴って出土している。

羽釜 50と103の2個体出土している（第230図）。宮脇遺跡（龍野市）において、羽釜Cとして分類されたもので、12世紀前半～中頃の資料（S X 1）に伴って出土している。また、玉津田中遺跡（神戸市西区：播磨）においては、当該期の編年のなかで12世紀後半（III-1期）に位置付けられている。

須恵器 梗・皿・壺・捏鉢・壺の各器種が出土している。

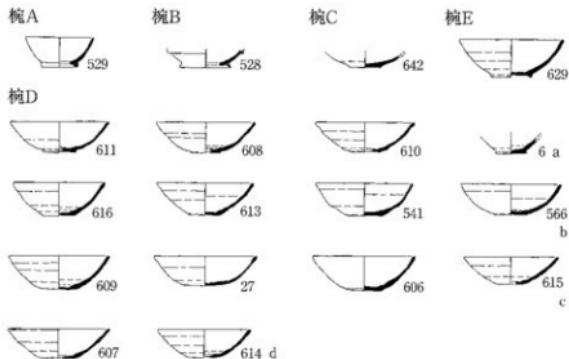
梗 梗A～梗Eの5タイプが出土している（第231図）。

梗A 小型で、輪高台を有する梗である。

梗B いわゆる突帶梗である。相生古窯跡群産と考えられる。高台が低く退化傾向にあることから、森内編年の第3段階b-3期に位置付けられる。11世紀後半～12世紀初頭に位置付けられている。

梗C わずかに平高台をなす梗である。時期的には、梗Dと大差ないものと考えられる。

梗D いわゆる束腰系の須恵器梗である。量的に最も多く出土しており、平高台の痕跡をとどめるもの（a）から、全く認められないもの（c・d）まで、若干の型式差が認められる。a

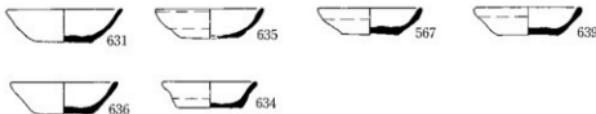


第231図 中世の土器 須恵器（梗）

小皿A



小皿B



第232図 中世の土器 須恵器（小皿）

は、森田編年の神出Ⅰ期第1段階と第2段階の中間（12世紀初頭）に位置付けられている。またちは、同編年の神出Ⅰ期第2段階（12世紀前半）に位置付けられている。

椀E 椓Dに輪高台が付く椀である。同手法による例が、神出窯跡群においても、わずかではあるが認められる。

小皿 小皿Aと小皿Bの2タイプが出土している（第232図）。

小皿A わずかに平高台をなすものである。底部が残存するものは全て、糸切りにより切り離されている。

小皿B 平高台の痕跡が認められないものである。底部が残存するものは全て、糸切りにより切り離されている。

捏鉢 口縁部の形態を中心に分類する。この結果、捏鉢A～捏鉢Eの5タイプに分類できる（第233図）。

捏鉢A 口縁部を肥厚させず、わずかに外反させるものである。

捏鉢B 口縁部をわずかに拡張させ、外傾する端面を有するものである。端面が口縁部に直角近く上下に拡張するもの（a）と、上方に拡張するもの（b）の、2タイプが認められる。aは森田編年の神出Ⅰ期第2段階（12世紀前半）に、bは同編年の神出Ⅱ期第2段階（12世紀後半～13世紀初頭）に、位置付けられている。

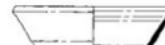
捏鉢C 捏鉢Bよりさらに口縁部を上方に大きく拡張するものである。兵庫津遺跡において、14世紀後半～15世紀前半に位置付けられている。

捏鉢D 口縁端部を上下に拡張させる。端面は丸みを帯びる。

捏鉢A



捏鉢B



捏鉢C



捏鉢D



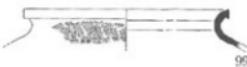
捏鉢E



第233図 中世の土器 須恵器（捏鉢）

捏鉢E 口縁部を大きくひきのばし、内湾させるものである。端面が丸味をもつ。兵庫津遺跡における分類E Iに近く、15世紀前半に位置付けられている。

甌 99の1点である(第234図)。口縁部の特徴を同じくする例が、兵庫津遺跡の幅年における「Ⅱ期」に認められ、13世紀前半に位置付けられている。



99

壺 56の1個体である(第234図)。56は、双耳壺もしくは四耳壺タイプの底部と考えられる。



56

黒色土器 646の1個体のみである(第236図)。内黒焼成 第234図 中世の土器 須恵器(甌・壺)

で、9世紀～10世紀に位置付けられるものである。

綠釉土器 植底部(7)と小瓶(176)が出土している(第235図)。小瓶は、平安京近郊窯産の可能性が考えられる。なお、土師質でやや小型ではあるが同形態のものが上嘉川遺跡で出土しており、10世紀末から11世紀初頭に位置付けられている。これに対して、「日本の三彩と綠釉」においては、猿投窯跡産の類例の年代観をもとに、当該資料は9世紀代に位置付けられており、報告内容とは見解を異なる。本報告では、9世紀～10世紀を中心とした時期に位置付けられるものと考えたい。



176



7

瓦器 植のみ出土している。48と637の2個体の植が出土している(第236図)。 第235図 緑釉陶器2個体とも外外面の暗文の有無を確認することはできないが、形態的特徴から、13世紀前半に位置付けられる。48の方がより新しいものと考えられる。

瓦質土器 羽釜と浅鉢が出土している(第236図)。

羽釜 羽釜Aと羽釜Bの2タイプ出土している。羽釜Aは、体部から口縁部にかけて直線的に立ち上がるるものである。これに対して、羽釜Bは体部から口縁部にかけて大きく内湾するタイプである。

浅鉢 AとBの2タイプが出土している。いずれも奈良火鉢と称されるものである。浅鉢Aは、浅鉢IIに分類されるもので、14世紀中頃に出現するようである。浅鉢Bについては、浅鉢Vに分類され、14世紀後半に出現するとされている。

黒色土器

瓦器



646



637



48

**瓦質土器
羽釜**



163 A

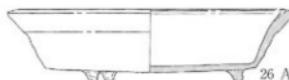


52



102 B

浅鉢



26 A



215 B

第236図 黒色土器・瓦器・瓦質土器

備前焼 壺・甕・擂鉢が出土している（第237図）。当遺跡の位置する播磨における備前焼の出土状況については、松岡千寿によってまとめられている¹⁵⁾。特に甕を中心とした編年観については、これを参考とする。また、口縁部の形態分類および年代観については、重根弘和の分類を参考としたい。

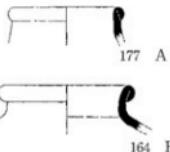
壺 壺Aと壺Bの2タイプが出土している。壺Aは口縁部をわずかに折り返し、玉縁状をなすものである。壺Bは、壺Aよりも大きく折り返し玉縁状をなすものである。壺A・壺Bともに重根の「Ⅲ A」に相当するもので、14世紀前半～中頃に出現するようである。

甕 甕Aと甕Bの2タイプが出土している。甕Aは、口縁部をわずかに折り返し、玉縁をなすものである。重根の「Ⅲ A」に相当するもので、14世紀前半～中頃に位置付けられている。甕Bは、口縁部を大きく折り返し、扁平な玉縁をなすものである。重根の「Ⅳ A - 2」に相当するもので、14世紀後半～15世紀前半に位置付けられている。

擂鉢 擂鉢A～擂鉢Dの4タイプ出土している。

擂鉢A 口縁端部が体部に対して直交し、わずかに内側上方につまみあげられるものである。重根の「Ⅳ A - 1」に相当するものと考えられる。松岡編年の「中世3期」（14世紀後半～15世紀初頭）に位置付けられる。

備前焼 壺



擂鉢

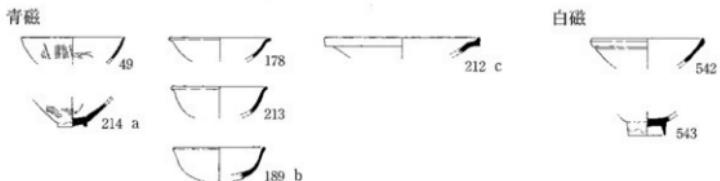


丹波焼



第237図 中世の土器 備前焼・丹波焼

- 播鉢B** 口縁端部の外側を下方に引き伸ばすとともに、内側上方に播鉢A以上につまみあげるものである。重根の「IV B - 1」に相当するものと考えられる。松岡編年の「中世4期」(15世紀前半)に位置付けられる。
- 播鉢C** 口縁部を上方に大きく引き伸ばすものである。重根の「IV B - 2」に相当するものと考えられる。松岡編年の「中世5期」(15世紀後半)に位置付けられる。
- 播鉢D** 口縁部をさらに上方に引き伸ばすものである。重根の「IV B - 3」に相当するものである。松岡編年の「中世6期」(16世紀初頭)に位置付けられる。
- 丹波焼** 202の壺1点が出土している(第237図)。長谷川編年の「Ⅲ期」に相当するものと考えられ、14世紀後半に位置付けられている。



第238図 中世の土器 青磁・白磁

- 青磁** 碗と盤が計6点出土している(第238図)。碗aは、同安窯系の碗で、13世紀以降に出土例が多いものである。碗bは、龍泉窯系の碗で、15世紀以降にみられるものである。盤も龍泉窯系で、14世紀以降に認められる。
- 白磁** 542と543の2個体が出土している(第238図)。2点ともIV類碗に分類されるものと考えられる。

(2) 一括遺物の検討

主要な一括資料を中心に、その時期を検討する。時期の検討にあたっては、須恵器の捏鉢・碗、備前焼播鉢、土師器鍋を中心に検討する。年代観が異なる場合においては、最も新しい器種の年代観に合わせている。

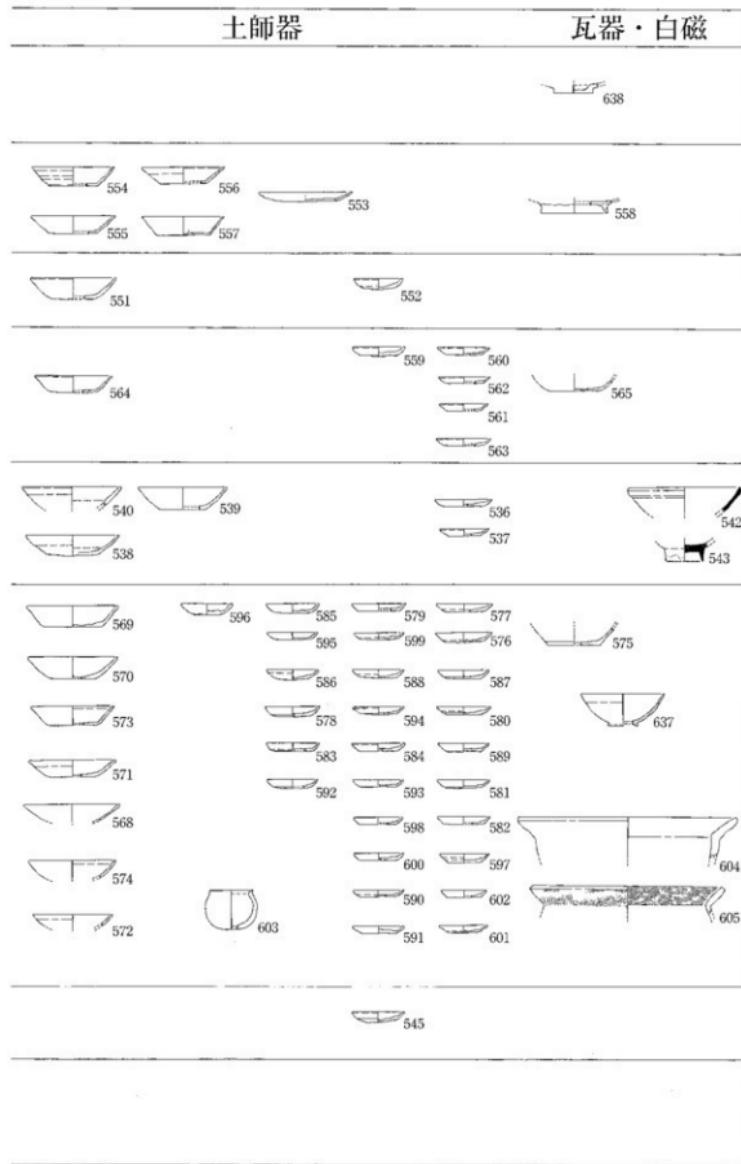
- S E 04** 井戸掘り形内から13世紀前半の土師器の皿B a - 1・同a - 2が出土し、井戸枠内から14世紀代の瓦質土器の浅鉢Aが出土している。以上から、13世紀前半に掘削され、14世紀に埋められたものと考えられる。
- S E 05** 本文でも述べたように、本遺構の調査においては、井戸枠内出土土器と掘り形内(裏込め内)出土土器の2者に分けて取り上げている。さらに、井戸枠内においても、上層と下層とに分けて取り上げている。このなかで、特に井戸枠内上層出土の備前焼に顕著に認められるのであるが、その示す年代観にかなりの幅が認められる。

一方、井戸枠内下層出土の土器をみると、土師器皿B b・備前焼壺B・瓦質土器羽釜Aの3個体が出土している。これらの示す年代観は、前項での検討の結果、14世紀~15世紀に位置付けられる。また、掘り形内出土土器の示す年代観も、ほぼ同様の時期である。

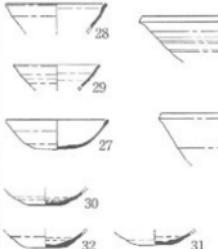
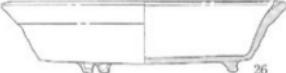
以上から、当該期に掘削が行われ、ほぼ同様の時期に廃棄されたものと考えたい。また、井戸枠内上層出土土器の中には、16世紀代に位置付けられる土器も認められることから、

時期	遺構名	須恵器
	SD55	641 643 639 640 644
	P18	
	P22	550
	SK57	566 567
	SB15	541
前半	SK58	608 626 625 628 630 611 620 619 618 633 610 616 617 627 631 612 613 624 615 635 621 609 606 614 632 623 622 629 607 636 624 625 626 627 637
	SB17	544
	SD02	57 56 54 55

第239図 中世一括資料 I期(1)須恵器



第240図 中世一括資料 I期(1) 土師器他

時期	遺構名	須恵器	瓦質土器
	SK05	 	
後半	SD12		
SE04	掘り形内		
	石組内		

第241図 中世一括資料 I期(2)須恵器他

当該期に最終的に埋められたものと考えたい。

S K 05 13世紀前半の土師器の皿B a - 1・同a - 2が出土し、須恵器の碗D及び捏鉢Bおよび瓦器椀の年代観から、13世紀前半に位置付けられる。

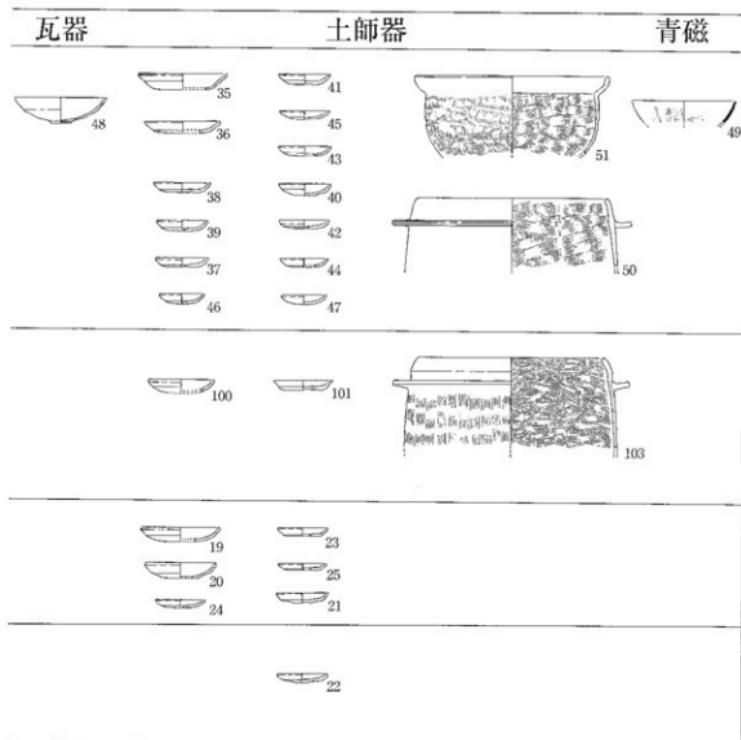
P 18 土師器の杯の特徴がS B 15出土資料に類似することから、S B 15と同様の時期（後述：307ページ）が考えられる。

P 22 P 18同様、土師器の杯の特徴がS B 15出土資料に類似することから、S B 15出土資料と同様の時期（後述：307ページ）が考えられる。

S K 25 備前焼窯Aの年代観から、14世紀代以降と考えられ、青磁碗の年代観から15世紀代に位置付けられる。

S K 30 須恵器捏鉢の年代観が不明のため、土師器の皿B e・鍋B a・鍋D bの年代観から、15世紀中頃～後半に位置付けられる。

S D 33 備前焼窯Aおよび丹波焼窯は14世紀代に位置付けられるが、土師器鍋B及び同D cの年代観から、15世紀前半に位置付けられる。

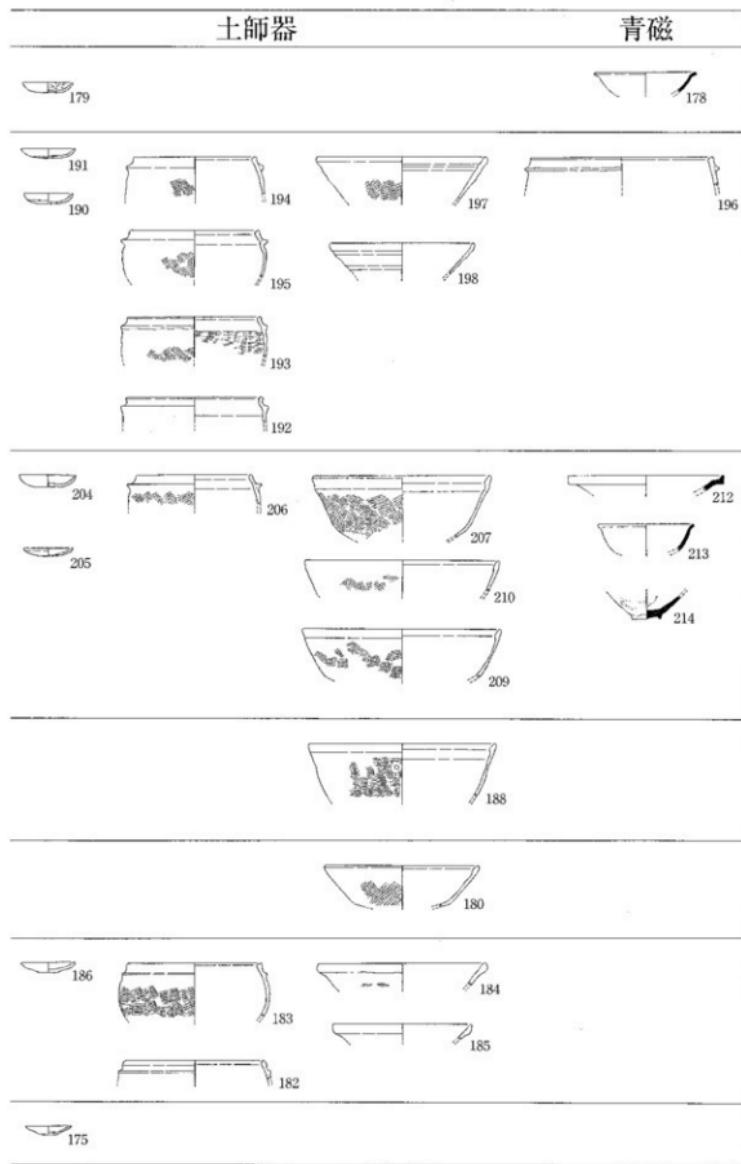


第242図 中世一括資料 I期(2) 土師器他

- S D 38 須恵器捏鉢・備前焼播鉢・奈良火鉢の年代観から、15世紀前半に位置付けられる。
- S D 02 須恵器の捏鉢と椀の年代観から、12世紀後半～13世紀初頭に位置付けられる。
- S D 12 須恵器の壺および土師器皿 A b の年代観から、13世紀前半に位置付けられる。
- S K 57 須恵器の椀の年代観から、12世紀前半～中頃に位置付けられる。
- S K 58 須恵器の椀Dにおいて、aからdの各型式が認められ、時期観が認められる。一方、瓦器椀の年代観は12世紀後半を示す。以上から、一括性を重視して、12世紀後半に位置付けたい。
- S D 55 備前焼播鉢のみ他の土器との年代観が大きく異なる。そこで、これらを一括遺物として捉えるのではなく、備前焼を後世の最終的な埋没に伴う土器と考えたい。そして、当遺構の時期は、他の土師器と須恵器の年代観に従い、12世紀前半に位置付けられるものと考えられる。
- S B 15 須恵器椀Dの年代観から、12世紀前半に位置付けられる。

遺構名	備前焼	瓦質土器	丹波焼	須恵器
SK25				 177
SD33		 203	 202	
		 201	 199	
			 200	
SD38	 211		 208	
		 215		
SD32				
SK29				
SK30			 181	
P14				

第243図 中世一括資料 II期(1) 備前焼他



第244図 中世一括資料 II期（1）土師器他

遺構名	備前焼	
SE05 掘り形内		171
		172
枠内下層		
		167
		169
埋土上層		166
		170
		168
		164

第245図 中世一括資料 II期(2) 備前焼

(3) 一括資料の検討結果

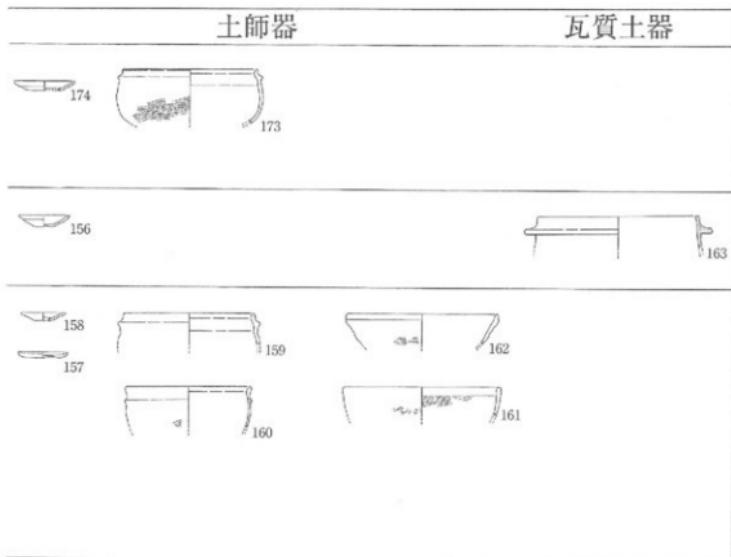
以上の検討結果をもとにまとめたのが第239図～第246図である。これによると、大きく12世紀～13世紀（中世Ⅰ期）と15世紀代（中世Ⅱ期）の2時期に分けることができる。さらに、中世Ⅰ期については、12世紀代（前半）と13世紀代（後半）に細分することができる。

ただし、Ⅰ期の細分については、明確な差が認められないことから、傾向として理解するにとどめておきたい。また、中世Ⅱ期の細分についても、一括遺物内の資料間に時期差が内包していることから、困難である。傾向としては、一括資料の掲載順に新しくなるものと考えられる。次に、上記の分析をもとに、他の当該期の遺構の時期の検討を行いたい。

中世Ⅰ期 P 1～P 7・S B02・SK04出土資料を位置付けることができる。いずれも、土師器の皿が出土しており、一括資料の分析において、当該期の資料中に認められたものである。P 3出土の漁戸甌についても、当該期に位置付けられるものである。

P 21については、土師器の皿B a（Ⅲ類）が出土している。一括資料の例から、当該期の前半に位置付けられる。P 20についても、土師器の椀Aの出土から、当期に位置付けられる。

中世Ⅱ期 SK35出土資料については、土師器の皿Bが出土しているが、SK25出土例に類似することから、当該期に位置付けたい。SD34については、青磁碗Bが出土しており、当タイプの資料がいずれも中世Ⅱ期の資料中に認められることから、当遺構についても、同様の時期に位置付けたい。



第246図 中世一括資料 II期(2) 土師器・瓦質土器

他

上記の2時期に該当しない資料が認められる。中性I期よりも古い、平安時代に位置付けられる資料である。黒色土器が出土したS D53、緑釉の小瓶が出土したP 13がこの例である。本来なら、前節で扱うべき資料と考えられる。

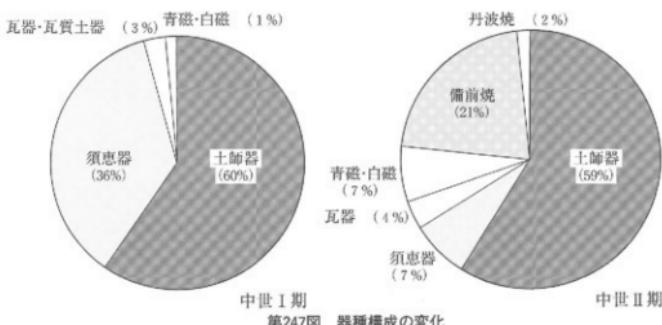
(4) 土器の特徴

次に、上記の時期の検討結果を踏まえて、中世I期と中世II期の2時期をとおしての変化を明らかにしていきたい。明確に指摘できるのは器種構成の変化である。

器種構成

中世I期においては、須恵器と土師器が主な構成器種をなす。土師器60%・須恵器36%と、両者で100%近くを占める。少数で、瓦器・瓦質土器と青磁・白磁が出土している。土師器では、供膳形態が圧倒的に多く、なかでも皿類が大多数を占めている。他に、鍋・羽釜といった炊飯具が出土している。須恵器は、碗が最も多く、他に皿・捏鉢が出土している。壺などの貯蔵具はほとんど出土していない。青磁と白磁はいずれも碗形態に限られ、青磁の方が量的に多く出土している。

中世II期においても、土師器が主要な器種で、その比率は59%とI期とほぼ同じである。大きな変化は、須恵器に替わって備前焼が主要な位置を占めるようになる。備前焼は21%を占め、壺・壺・擂鉢の各器種が出土している。特に、擂鉢が最も多く出土している。須恵器は7%にとどまり、捏鉢が出土している。瓦質土器に関しては、煮沸具の羽釜が多く、他に浅鉢が出土している。輸入磁器に関しては、全体に占める比率がやや大きくなると



もに、白磁の出土は認められなく、青磁に限られる。器種としては碗形態がほとんどで、他に盞が出土している。また、前期は同安窯系に限られたのに対し、当期は竜泉窯系に限られている。

以上の変化は、第247図のとおりである。第247図は、量的にまとまった資料が少ないため、各時期の資料を一括したうえで、統計的処理を行ったものである。

器種構成の変化の分析において、先述したように、土師器については、各時期を通じて一定量の出土が認められた。しかし、形式によって出土傾向が大きく異なる。中世Ⅰ期においては、供膳形態の皿が主であった。しかし、中世Ⅱ期になると、煮沸形態の鍋類が主になる。

土師器皿 なお、土師器の皿については、その出土量ばかりではなく、その各型式の出土傾向にも大きな変化が認められる。それは、中世Ⅰ期では皿Aと皿Bの両タイプが認められたが、中世Ⅱ期において認められるのは皿Bに限られる。つまり、底部の切り離しがヘラ切りもしくは糸切りによるものは中世Ⅰ期に限られ、中世Ⅱ期になると手づくねによる整形に限られる。

〔註〕

- (1) 岡田章一・長谷川眞「兵庫津遺跡出土の土製煮沸具」『兵庫県埋蔵文化財研究紀要 第3号』兵庫県教育委員会埋蔵文化財調査事務所 2003
- (2) 岡田章一他「兵庫津遺跡Ⅱ(浜崎・七宮地区の調査) 一般国道2号共同溝整備事業に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書」兵庫県教育委員会 2004
- (3) 山本雅和「S D01出土の土師器について」『日輪寺遺跡発掘調査報告書 日輪寺遺跡第4次～第7次調査』神戸市教育委員会 2002
- (4) 秋枝 芳「本町遺跡」姫路市教育委員会 1984
- (5) 岸本道昭「布勢駅家廃絶期の土器」「布勢駅家Ⅱ－小丸遺跡1992・1993年度発掘調査概報－」龍野市教育委員会 1994
- (6) 前掲 (4)

- (7) 甲斐昭光『宝林寺北遺跡』兵庫県教育委員会 2002
- (8) 岡崎正雄『福田片岡遺跡－太子・竜野バイパス建設工事に伴う発掘調査報告書－』兵庫県教育委員会 1991
- (9) 平田博幸『宮脇遺跡発掘調査報告書－山陽自動車道関連埋蔵文化財調査報告書XII－』兵庫県教育委員会 1995
- (10) 中川涉「玉津田中遺跡出土土器の検討 中世の土器」『玉津田中遺跡 第6分冊－田中特定区画整理事業に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書－』兵庫県教育委員会 1996
- (11) 森内秀造「相生窯址群における平安期の須恵器について」『相生市・緑ヶ丘窯址群II－山陽自動車道関係埋蔵文化財調査報告書XIII－』兵庫県教育委員会 1995
- (12) 森田稔「東播系中世須恵器生産の成立と展開－神出古窯址群を中心に－」『神戸市市立博物館研究紀要』第3号 1986
- (13) 池田征弘「神出窯跡群－神出浄水場拡張工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書－』兵庫県教育委員会 1998
- (14) 池田征弘「中・近世の遺物 1 土器・陶磁器 須恵器」『兵庫津遺跡II（浜崎・七宮地区の調査）一般国道2号共同清整備事業に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書』兵庫県教育委員会 2004
- (15) 増野淳一「上嘉川遺跡」山口市教育委員会 1993
- (16) 五島美術館『日本の三彩と綠釉』1998
- (17) 立石堅志「瓦質土器 1 奈良火鉢」「概説 中世の土器・陶磁器」中世土器研究会 1995
- (18) 松岡千寿「播磨出土の備前焼」『兵庫県埋蔵文化財研究紀要 第3号』兵庫県教育委員会埋蔵文化財調査事務所 2003
- (19) 重根弘和「中世備前焼に関する考察－形態と変遷と年代について－」『山口大学考古学論集 近藤喬一先生退官記念論文集』近藤喬一先生退官記念事業会 2003
- (20) 長谷川眞「中世丹波焼の変遷と技術移入・導入－杉本捷雄氏採集資料の再検討に向けて－」『中近世土器の基礎研究』XVII 日本中世土器研究会 2003

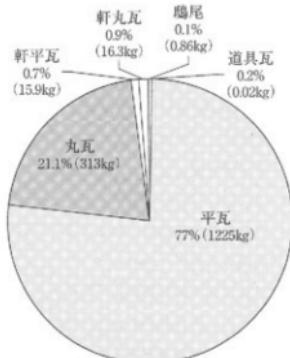
第5節 瓦

はじめに D-2区を中心大量に出土している。コンテナ(28ℓ)で約130箱、総重量約1599kg出土している。これらの瓦の大半は、飛鳥~奈良時代のものと考えられる。その出土状況は、①遺構には直接伴わないが集中して出土したもの(瓦溜り出土瓦)、②遺構に伴わず遺構面を検出する過程で出土したもの(包含層出土瓦)、③瓦とほぼ同時期と考えられる遺構に伴うもの(SD22・SD23出土瓦)、④遺構に伴うが瓦の示す時期以降の遺構に伴うもの、の大きく4者に分類できる。④については、瓦より後世の時期の遺構に伴うものであるが、瓦が当該遺構の埋没する過程で土砂の一部として扱われた所産と考えられる。これら4者の瓦の平面的な出土位置は、D区に限られる。具体的な出土位置については、第5章第3節で検討する。本項では、上記の瓦を一括して検討していくことにする。

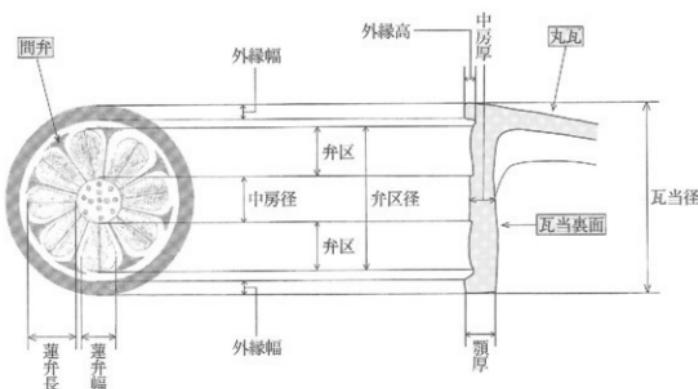
瓦の種類

今回の調査で出土した瓦としては、軒丸瓦・軒平瓦・丸瓦・平瓦・道具瓦・鶴尾の6種が認められる。いわゆる文字瓦は出土していない。出土量としては、平瓦が圧倒的に多く、以下、丸瓦・軒丸瓦・軒平瓦・鶴尾・道具瓦の順に出土している。それぞれの重量は、平瓦が1225kg、丸瓦が313kg、軒丸瓦が16.3kg、軒平瓦が15.9kg、道具瓦が0.02kg、鶴尾が0.86kgである。重量からみたそれぞれの出土比率は、第248図のとおりである。

なお、軒丸瓦・軒平瓦・丸瓦・平瓦の記載で用いる部分名称などは、「奈良国立文化財研究所基準資料I 瓦編」に準じるもので、その主な名称は第249図・第250図・第251図・第256図の通りである。



第248図 種類別重量比



第249図 軒丸瓦部分名称

I. 軒丸瓦

(1) 形式分類

25形式に分類できる。

1. 01形式 (1001～1011：図版48・写真図版134～140)

瓦当

単弁8葉蓮華文。花弁中央には明瞭な稜が認められ、反り上がる弁端から中房まで一直線にのびている。弁端は大きく反り上がり、弁端外側との比高は4mmを測る。開弁は楔形を呈し、その先は中房まで達する。弁区径は12.0cmを測る。中房は突出し、1+5の蓮子を配する。中房径は4.8cm～5.2cmを測り、瓦当径（14.2cm～14.8cm）の33～36%を占める。蓮子径は5mm～6mmを測る。外区は素文の直立縁をなし、その幅は6～8mmを測る。また、頸部には端面痕が認められる。瓦当裏面は、指オサエとナテ調整により仕上げられている。いずれも焼成は不良で、灰白色を呈する。ただし、1003はいぶし気味である。胎土中に、3mm以下の石英・長石等の砂粒が比較的多く含まれている。

また、周縁外側面を観察できる瓦当のなかで1010を除く全てにおいて、範型のあたりが認められる。さらに、1001・1007においては、複型が認められる（写真図版135：e・同139：b）。

1001～1011については、花弁の形態・規模が一致することから、同窓と考えられる。ただし、外縁断面において、明らかに直立縁もの（1002・1003・1005～1007）と、斜縁傾向にあるもの（1001・1004）の2者が認められる。これは、範の退化によるものなのか、別範を示すものなのか、考慮の余地がある。このなかで、1011は花弁・外区の輪郭がシャープであることから、範の新しい段階の所産と考えられる。この他、1011については、瓦当厚が他の個体より薄く、異なる特徴を示している。

丸瓦との接合 瓦当と丸瓦の接合が良好に観察できるものは少ない。比較的良好に観察できる1001・1005・1002をはじめとして、全て円弧状接合によっている（写真図版135～138）。また、瓦当裏面には溝を掘らずに丸瓦端面を接合させ、接合部を粘土で補強している。粘土による補強にあたっては、丸瓦凹面側のみに補強するもの（1001～1005）と凹凸両面を補強するもの（1006・1007）が認められる。ただし、後者の場合、凸面側の補強はわずかである。

さらに、丸瓦端面のきざみ、端部の削りも認められない。

なお、瓦当と丸瓦の接合にあたって、瓦当文様と丸瓦の接合位置は必ずしも一致しない。

丸瓦

凸面を観察できる個体は、縦方向のヘラナテ調整により仕上げられている。凹面に関しては、未調整で布目が認められる。なかでも1002・1005においては、糸切り痕も観察できる。

2. 02形式 (1012：図版49・写真図版139)

瓦当

単弁8葉蓮華文。1012の1個体のみである。わずかに残存するもので、01形式とは花弁形態の相違が大きな特徴である。つまり、01形式の花弁横断のカーブは下弦状をなすのに対して、当形式は上弦状をなす。このため、花弁内の稜線が、01形式はシャープであるのに対して、当形式はやや不明瞭である。弁間は、楔形を呈する。また、外区は、01形式同様、素文の直立縁をなすが、外縁幅が14cmと、01形式の6～8mmより幅広である。

焼成は不良で、灰白色を呈する。胎土中には、4mm以下の石英・長石等の砂粒が含まれている。

丸瓦との接合 残存部位から観察できる限りでは、凹面側に粘土を補強している。

3. 03形式 (1013: 図版49・写真図版138)

瓦当 単弁 8葉蓮華文。1013の1個体のみである。花弁の特徴は01形式と同じで、花弁中央に明瞭な筋線を有する。01形式と大きく異なる点は、外区の素文直立縁の外縁幅が1.3cmと幅が広い点である。復元される弁区径は11.2cm・瓦当径は14.4cmと、01形式と同じである。

焼成は不良で、浅黄橙色を呈する。胎土中には、2mm以下の石英・チャート等の砂粒が含まれている。

丸瓦との接合 残存していない。

4. 04形式 (1014: 図版49・写真図版140)

瓦当 単弁8葉蓮華文。1014の1個体である。外縁を中心にわずかに残存する。花弁の特徴は01形式・03形式と同じであるが、外区の素文直立縁幅が2.0cmと幅が広いため、上記の2形式とは別形式とした。復元される弁区径は、11.8cmと01形式と同じであるが、瓦当径は17.0cmとやや大きい。

焼成は普通で、灰白色を呈する。胎土中には、2mm以下の長石・チャート等の砂粒が含まれている。

丸瓦との接合 わずかの残存で、接合状況は観察できない。

5. 05形式 (1016: 図版49・写真図版142)

瓦当 単弁8葉蓮華文。1016の1個体である。中房径が3.6cmと、同径が5.2cmの01形式と比べて小さい。弁区径は12.4cmと01形式と大差ないため、01形式と花弁の規模が大きく異なる。01形式の花弁長・花弁幅は3.3cm・1.6cmであるのに対し、本形式の花弁長・花弁幅は4.1cm・3.1cmと明らかに異なる。これに伴い、中房まで達する弁間も長くなっている。なお、中房が突出し中房内の蓮子の配列が1+5である点は、01形式と同じである。外区は素文の斜縁に近い直立縁をなし、その幅1.3cmは03形式と同じである。

焼成は不良で、灰白色を呈する。胎土中には、5mm以下の石英・長石・チャート等の砂粒が含まれている。瓦当裏面は、ナデ調整により仕上げられている。

なお、外縁と弁区を画する溝内的一部分には範傷が認められる（写真図版142：a）。

丸瓦との接合 観察できる限りでは、円弧状接合によるものと考えられる。また、瓦当裏面には溝を掘らずに丸瓦端面を接合させ、接合部を粘土で補強している。粘土の補強は、丸瓦凹面側のみである。また、丸瓦端面のきざみ、端部の削りは認められない。

6. 06形式 (1015・1018: 図版49・写真図版141・143)

瓦当 単弁 8葉蓮華文。1015と1018の2点である。瓦当径が14.8cmと01形式より若干大きいた

め、別形式に分類した。ただし、01形式の瓦当径のなかに14.8cmのものもある（1001・1007）ため、同范の可能性も完全には否定できない。中房径は5.0cmと復元され、01形式と同規模である。

また、1015と1018から、蓮子の配列は1+5と復元される。間弁も楔形を呈し、中房まで達する。外区は素文の直立縁をなし、その幅は0.8cmと01形式と同じである。

残存する限りにおいては、1015と1018は同范と考えられる。また、1015の頸部には、范型のあたりが認められる（写真図版141：a）。

1015・1018ともに焼成は不良で、灰色を呈する。胎土中には、2mm以下の石英・長石等の砂粒が含まれている。両個体ともいぶし気味に焼成されている。

丸瓦との接合 良好に観察できる1015は、円弧状接合により接合されている。接合にあたっては、瓦当裏面には段を設け、丸瓦端面を接合させ、接合部を粘土で補強している（写真図版141：c）。粘土の補強は、丸瓦凹面側のみである。また、丸瓦端面のきざみ・端部の削りは認められない。

丸瓦 1015のみ残存する。凸面は縱方向のヘラナデ調整により仕上げられている。凹面に関しては、基本的に未調整で布目が認められ、部分的にヘラナデ調整が施されている。

7. 07形式（1019：図版49・写真図版143）

瓦当 単弁8葉蓮華文。1019の1点のみである。中房内の蓮子配列が1+4+7となる点が、本形式の大きな特徴である。中房径3.8cmは05形式とほぼ同じである。花弁中央には稜線が明瞭に認められ、花弁の弁長・弁幅は3.6cm・2.6cmである。間弁は楔形をなし、その先端は中房まで達する。外区は素文の直立縁をなし、その幅1.4cm～1.0cmは03形式とほぼ同じである。瓦当径は15.5cmと、06形式より大きい。

焼成は不良で、灰白色を呈する。胎土中には、3mm以下の砂粒が多く含まれている。外区と弁区を区する溝内には、范傷が認められる（写真図版143：c）。

丸瓦との接合 丸瓦は残存しないが、その剥離痕から、円弧状接合により接合されている。凹面側に一部粘土の補強痕が認められる（写真図版143：b）。

8. 08形式（1017：図版49・写真図版140）

瓦当 単弁8葉蓮華文。1017の1点である。中房径3.6cm・瓦当径15.5cmは、05形式・07形式と同じである。中房内の蓮子配列が1+4+8となる点が、05形式・07形式と大きく異なる。花弁の規模は、弁長・弁幅が4.1cm・3.2cmと05形式と同じである。間弁は楔形をなし、その先端は中房まで達する。外区は素文の直立縁をなし、その幅1.1cmは09形式とほぼ同じである。ただし、全体的に丸みを帯び、笠の磨耗が想定される。このため、頸壁に笠のあたりを観察することはできない。

焼成は不良で、灰白色を呈する。胎土中には、4mm以下の長石・チャート等の砂粒が多く含まれている。

丸瓦との接合 丸瓦との接合部は残存しない。

9. 09形式（1020：図版49・写真図版142）

瓦当 単弁 9葉蓮華文。1020の1点のみである。花弁の規模は、弁長3.4cm、弁幅2.8cmと、01形式と同規模であるが、花弁相互の間隔が当形式のほうに若干狭くなっている。このため、9弁と復元される。これが本型式の大きな特徴である。中房径5.0cm、瓦当径15.0cmと復元され、01形式より一回り大きい。中房内の蓮子は2個しか残存しないが、1+5と復元される。外区は素文の直立縁をなし、輻は1.0cmである。また、外縁側面には、範のあたりをわずかに観察することができる。瓦当裏面は、指オサエとナデ調整により仕上げられている。

焼成は不良で、灰白色を呈する。胎土中には、4mm以下の長石等の砂粒が多く含まれている。

丸瓦との接合 瓦当裏面に剥離痕が認められ、それによると円弧状接合によっている。

10. 10形式（1021：図版49・写真図版142）

瓦当 単弁 9葉蓮華文。1021の1点のみである。瓦当径が15.6cmと復元され、09形式とは範が異なると判断し、別形式に分類した。花弁と外区の一部のみの残存であることから、詳細については明らかにしえない。また、外区は素文の直立縁をなし、輻は0.7cmと、09形式より狭くなっている。さらに、外縁と弁区を区画する溝の幅が他形式の溝より狭くなっている。額部には範痕が認められる（写真図版142：b）。

焼成は不良で、灰白色を呈する。胎土中には、2mm以下の石英・チャート等の砂粒が含まれている。

丸瓦との接合 円弧状接合により接合されている。また、凹面側には、粘土による補強が認められる。ただし、丸瓦端面のきざみ、端部の削り等については観察できなかった。

丸瓦 凸面は、縱方向のヘラナデ調整により仕上げられている。凹面は、ナデ調整が施されている。

11. 11形式（1022：図版49・写真図版144）

瓦当 単弁 8葉蓮華文。1022の1点のみである。花弁中央に稜が認められるが、01形式～10形式と比べて明瞭でないことから、別形式とした。また、花弁の幅が3.0cmと、狭い点も他形式とは異なる。外区は素文の直立縁をなすが、弁区側はやや斜行気味である。

焼成は不良で、灰白色を呈する。胎土中には、2mm以下の石英・チャート等の砂粒が含まれている。

丸瓦との接合 丸瓦との接合部は残存しない。

12. 12形式（1023・1024：図版49・写真図版144）

瓦当 単弁 8葉蓮華文。1023・1024の2点である。花弁中央に稜が認められない点が、01～11形式と大きく異なる。楔形を呈する弁間、素文の直立縁をなす外区等の特徴は、01～11形式と同様である。

2点とも焼成は不良である。胎土中には、4mm以下の石英・長石等が含まれている。

なお、1023と1024が同范かどうかについては、わずかの残存であるため、断定し難い。ただし、花弁の特徴から同文であることは明らかである。また、1023の弁区と外区を画する溝内に范傷と考えられる突起が認められる。

丸瓦との接合 1023でわずかに観察することができる。円弧状接合により接合されており、凹面側に粘土による補強が認められる。丸瓦端面のきざみ、端部の削り等についても観察できない。

13. 13形式（1025～1027：図版50・写真図版144、145）

瓦当 単弁 8葉蓮華文。1025～1027の3点である。同じ単弁の01～12形式と大きく異なる点は、弁区外側に13個の径7mmの朱文からなる朱文帯の存在である。瓦当面がほぼ完存する1025は、13個がほぼ等間隔に配置されている。

花弁内には稜は認められず、花弁長・花弁幅は3.6～3.8cm・2.6cmを測る。間弁は楔形をなし、その先端は中房まで達している。また、各間弁が、弁端の周囲を閉むように繋がっている。中房は突出し、7個の蓮子が1+6と配置されている。外区は素文の直立線をなし、その幅は4mm～6mmを測るが、その幅は一定していない。外縁と弁区を区画する溝の彫り込みは浅く、4～7mmを測る。この溝内には、1025と1026において同じ范傷が認められる（写真図版145：b）。なお、1025にはもう一つの范傷が認められる。瓦当裏面は、指オサエとナデ調整により仕上げられている。

いずれも焼成は不良で、灰白色を呈する。胎土中には、6mm以下の石英・長石等の砂粒が多く含まれている。

1025～1027の3点については、花弁の形態・朱文の位置等が一致することから、同范と考えられる。3点とも全体的にシャープでないことから、範が使い込まれた段階の所産と考えられる。なお、外縁側面において、範痕を確認することはできなかった。

丸瓦との接合 3点とも円弧状接合により接合されており、凹面側に粘土による補強が認められる。ただし、01～12形式のなかで円弧状接合が確認された個体と比較すると、粘土の補強はわずかである（写真図版145：a・写真図版144：a・b）。丸瓦端面のきざみ、端部の削り等については観察できない点は同様である。また、瓦当と丸瓦の接合にあたって、瓦当文様と丸瓦の接合位置は、1025と1026・1027とでは異なる。

丸瓦 最も良好に残存する1025は、凸面を縱方向のヘラナデ調整により仕上げられている。凹面は、布目が認められ、部分的にナデ調整が施されている。

14. 14形式（1028：図版50・写真図版145）

瓦当 1028の1点である。外区のみの残存で、弁区の特徴は明らかにしえない。基本的に13形式と同文の可能性が高いのではと考えているが、外縁幅が1.8cmと広いことから、明らかに異なる形式と判断した。外区は素文の直立線をなし、弁区と区画する溝との比高は9.5mmと、13形式より高くなっている。外縁側面と裏面とが直角になっている点も特徴的である。

焼成は不良で、いぶし気味である。胎土中には、1mm以下の長石等が多く含まれている。

丸瓦との接合 丸瓦との接合部は残存しない。

15. 15形式 (1029 : 図版50・写真図版145)

瓦当 単弁16葉蓮華文。1029の1点である。いわゆる播磨国府系瓦の長板寺式³⁵に分類されるもので、これまで報告してきた軒丸瓦なかでは時期的に新しく位置付けられるものである。花弁内には、棒状の子葉が置かれている。間弁は連続し、弁端に沿うように弁区周囲を一周している。楔形を呈するが、花弁間までは伸びていない。外区はわずかに残存し、素文の直立縁をなすが、弁区との比高はほとんど認められない。

焼成は不良で、灰白色を呈する。胎土中には、3mm以下の石英・長石等の砂粒が含まれている。

丸瓦との接合 丸瓦との接合部は残存しない。

16. 16形式 (1030～1032 : 図版50・写真図版146・147)

瓦当 複弁8葉蓮華文。1030～1032の3点である。突出した中房に1+4+8個の蓮子を配する。蓮子の配置は、1個を中心とする直列に並ぶ点が特徴的である。弁端は切り込みが認められず、大きく盛り上がる。花弁内には子葉があり、子葉間は鎗により区切られる。間弁は楔形を呈し、その先端は中房まで達している。外区は素文の直立縁をなすが、弁端と高さはほぼ同じである。また、外縁幅は1.3cm～1.5cmを測る。瓦当裏面は、ナデと指オサエにより仕上げられている。

1030～1032の3点は、同範と考えられる。ただし、1032は全体的にシャープであることから比較的範が新しい段階の所産と考えられる。これに対して1030は、外区と弁区を区画する溝の立ち上がりの形状が不連続であることから、外区を範から離した後に整形した痕跡と認められ、範がかなり崩れた段階での所産と考えられる。なお、1030の額檻には範端痕が認められるが、1031と1032には認められず、1032はヘラ削り後ヘラナデ調整により仕上げられている（写真図版147：b）。また、1032外縁には範傷が認められる。

焼成は不良で、灰白色を呈する。なかでも1031と1030は、いぶし気味に焼成されている。胎土中には、3mm以下のチャート・長石等の砂粒が多く含まれている。

丸瓦との接合 3点とも、丸瓦との接合部は残存しない。

17. 17形式 (1034・1035・1037 : 図版51・写真図版147・148)

瓦当 複弁8葉蓮華文。1034・1035・1037の3点である。16形式とはほぼ同じであるが、中房内の蓮子配列において、16形式において認められたような直列性が認められない点が、大きく異なる。また、花弁長も若干短くなっている。他の特徴は、16形式と同様である。

3点とも、花弁および蓮子の配置等から判断して、同範と考えられる。額檻には範端痕は認められず、ヘラ削りが施されている（写真図版147：d）。瓦当裏面は、ナデと指オサエにより仕上げられている。

焼成は不良で、灰白色を呈する。胎土中には、2mm以下のチャート・長石・石英等の砂粒がやや多く含まれている。

丸瓦との接合 3点とも、丸瓦との接合部は残存しない。

18. 18形式 (1036・1038~1042: 図版51・写真図版148・149)

瓦当 複弁 8葉蓮華文。1036・1038~1042の6点である。これらの6点は16形式もしくは17形式と同文と考えられる。しかし、花弁・弁間の間隔および形状が両形式とは微妙に異なることから、別形式とした。外縁側面に範端痕が認められるものではなく、摩滅が顕著な1036・1041およびナデ調整による1042以外は、ヘラ削りが施されている(写真図版148:a・写真図版149:a)。瓦当裏面は、いずれも指オサエとナデ調整により仕上げられている。また、1038の外縁側面の一部には布目が認められる(写真図版148:b)。

焼成はいずれも不良で、灰白色を呈する。胎土中には、3mm以下のチャート・長石等の砂粒がや多く含まれている。

なお、これらの瓦については、わずかしか残存しないため、同範関係については判断することはできない。

丸瓦との接合 いずれも、丸瓦との接合部は残存しない。

19. 19形式 (1043: 図版51・写真図版148)

瓦当 複弁 8葉蓮華文。1043の1点である。弁区および外区のみの残存であるが、弁区の特徴は18形式と同文と考えられる。18形式と大きく異なるのは、直立縁をなす外縁幅が、18形式の1.4~1.9cmに対して、2.4cmと広い点である。また、瓦当径についても、19.1cmと復元され、18形式(17.5cm)より大きい。また、瓦当厚が顎壁厚に比べて、顕著に薄くなっている。

瓦当裏面はナデ調整により、外縁側面はヘラ削り後ヘラナデ調整により、仕上げられている。このため、外縁側面には範端痕は認められない。

焼成はいずれも不良で、灰白色を呈する。胎土中には、1mmの大の石英・長石等の砂粒が含まれている。

丸瓦との接合 丸瓦との接合部は残存しない。

20. 20形式 (1044: 図版51・写真図版149)

瓦当 複弁 8葉蓮華文。1044の1点である。19形式同様、弁区および外区のみの残存であるが、花弁の形態が19形式とは異なる。19形式の花弁と比較して、花弁長4.0cm、花弁幅3.3cmと、花弁がより幅広くなっている。また、直立縁をなす外区幅が1.7cmと、19形式より狭くなるとともに、外縁高4mmと、19形式の8mmより明らかに低くなっている。また、瓦当径についても、17.8cmと復元され、19形式より小さい。

瓦当裏面はナデ調整とユビオサエにより仕上げられている。顎壁については、摩滅が著しく、観察できない。このため、顎壁に範端痕は認められない。

焼成はいずれも不良で、灰白色を呈する。胎土中には、1mmの大の石英・長石・チャート等の砂粒が含まれている。

丸瓦との接合 丸瓦との接合部は残存しない。

21. 21形式 (1045 : 図版51)

瓦当

複弁蓮華文。1045の1点である。瓦当面の花弁のみが剥離した状態で残存する。このため、断面を測ることはできなかった。また、花弁のみの残存のため、弁数を明らかにすることはできなかった。複弁であるが、花弁形態および子葉形態において他形式と一致するものがなく、別形式とした。16形式～20形式と同文であるものと考えられる。花弁の外側の点については、朱文なのか外縁の一部なのかは判断できない。

22. 22形式 (1046 : 図版52・写真図版149)

瓦当

複弁8葉蓮華文。1046の1点である。16形式～21形式と同文と考えられるが、弁区と外区の間の溝幅の狭い点が、上記形式と大きく特徴を異にする。花弁は複弁をなすが、その規模が異なり、一方の花弁の輪郭は2重になっている。弁間は楔形をなすが、他形式と比べて、直線的ではなく、ゆがんでいる。額壁はヘラナデ調整、瓦当裏面はナデ調整により、仕上げられている。

焼成は不良で、灰白色を呈する。胎土中には、3mm以下の石英・長石・チャート等の砂粒が多く含まれている。また、範の崩れが顕著で、かなり使用された範を使用したものと考えられる。

丸瓦との接合

丸瓦との接合部は残存しない。

23. 23形式 (1047 : 図版52・写真図版149)

瓦当

複弁蓮華文。1047の1点である。16形式～22形式と同文と考えられるが、花弁と弁間の間隔が、上記形式とは明らかに異なる。花弁は複弁をなすが、その数を復元することはできない。弁間は楔形を呈するが、22形式同様、直線的ではなくゆがんでいる。外縁を有するが、表面は残存しない。額部はナデ調整、瓦当裏面は指オサエとナデ調整により、仕上げられている。

焼成は不良で、黄灰色を呈する。胎土中には、2.5mm以下の長石・チャート等の砂粒がやや多く含まれている。

丸瓦との接合

丸瓦との接合部は残存しない。

24. 24形式 (1048 : 図版52・写真図版149)

瓦当

複弁8葉蓮華文。1048の1点である。16形式～23形式と同文と考えられるが、花弁の形態が、上記形式とは特徴を異にする。瓦当裏面は、ナデ調整により仕上げられている。

焼成は不良で、灰白色を呈する。胎土中には、2.5mm以下の長石・チャート等の砂粒が含まれている。

丸瓦との接合

丸瓦との接合部は残存しない。

25. 25形式 (1049 : 図版52・写真図版149)

瓦当

単弁6葉蓮華文。1049の1点である。最も良好に残存する花弁は単弁状を呈するが、その両側との花弁相互のなす角度が異なる。このため、残存する限りにおいて、単弁か複弁

かを明らかにすることが困難である。外区は直立線をなすが、その内側が鋭角な突帯をなす。顎壁はヘラ削りにより仕上げられている。瓦当裏面は、ナデ調整により仕上げられている。文様が全体的にシャープで、範の使用開始段階の所産と考えられる。見野廃寺と同文で、8世紀初頭と考えられる。

焼成は良好で、灰色を呈する。胎土には、1mm大のチャート等の砂粒がやや多く含まれている。また、全体に自然釉の付着が認められる。

丸瓦との接合 円弧状接合により接合されているが、凹面側に粘土による補強は認められない。また、丸瓦端面のきざみ、端部の削り等についても観察できない。

(2) 小結

以上、軒丸瓦は25形式に細分することができたが、大きくは、単弁系・複弁系・国府系、その他の4タイプに分類することができる。単弁系については、古新羅系の系譜上にあるものと考えられ、今回報告するなかでは、最も古く位置付けられる一群と考えられる。

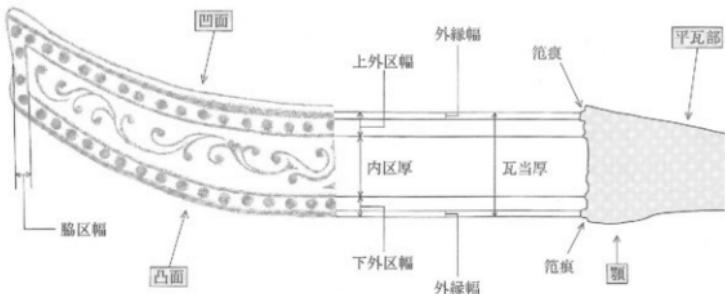
複弁系については、川原寺式の系譜上にあると考えられる一群である。辻井廃寺^{〔〕}(姫路市)・奥村廃寺^{〔〕}(竜野市)・野口廃寺^{〔〕}(加古川市)と同範、もしくはその可能性が考えられるものである。

その他については、外縁に朱点をめぐらす13形式である。上原田廃寺出土瓦と同範と考えられ、9世紀代に位置付けられている。さらに、見野廃寺と同範と考えられる瓦(25形式)も出土している。

II. 軒平瓦

(1)はじめに

24点出土しているが、瓦当面が完存するものはない。このため、これら相互の同範関係を検討するにあたっては、わずかに残存する部分相互の比較に限定されるものであった。このため、同範あるいは異範としたものについても、限定された条件での判断である。この結果、7形式に分類することができた。加えて、残存状況が良好でないため、分類できなかったものも3点出土している。



第250図 軒平瓦部分名称

(2) 形式分類

1. 01形式 (1050～1062：図版52・53・写真図版150～152)

瓦当 均整唐草文軒平瓦。13点出土している。瓦当面が完存するものではなく、1050と1059をもとに復原した。この復元をもとに、ほぼ同範と判断した一群が、当形式である。

瓦当厚は4.85cm、内区厚は2.2cm、上外区幅・下外区幅はともに1.1cm、脇区幅は0.7cm、外縁幅は3mmを測り、瓦当幅は26.7cmと復原される。また、堀線の高さは1mm、外縁高は3mmを測る。

内区 中心飾りを中心にして左右に4単位半からなる均整唐草文が配されている。中心飾は、擬宝珠状をなし、その両側に「S」字を90°展開させた模様が付く。また、中心部下端に三角文を置く。唐草文は2葉からなり、主葉と支葉は結節する。その結節部分から次単位の主葉がのがいでいる。中心飾り側の左右の第1単位のみ他の単位と若干特徴を異にし、基部が三角形をなし、葉部は3葉状をなす。また、脇区側の第5単位は主葉のみである。各単位の幅は、第1単位と第3単位に対して第2単位と第4単位が長くなっている。

外区・脇区 上外区・下外区・脇区には、円形の朱文が配されている。朱文の数は、1050をもとに復元すると、上外区と下外区がそれぞれ31個、両脇区が4個の、計70個となる。朱文の規模は、径5～6mmを測り、その高さは0.5mm程度である。また、朱文は、上下外区においては3～5mm間隔で、脇区においては8mm間隔で、ほぼ等間隔に配置されている。

範痕 1050・1055・1058・1059・1061において、範痕を確認することができた。

平瓦との接合 平瓦との接合関係を良好に観察できる資料はない。部分的に観察できる接合面から判断して、平瓦端部に瓦当部を接合しているものと考えられる。平瓦と瓦当の接合後は、瓦当裏面と平瓦凹面の段差を粘土で補強し、曲線額となっている。

平瓦 平瓦まで良好に残存する個体はほとんど認められない。最も良好に残存する1050は、凹面に布目が残存し、部分的に縱方向のナデ調整が施されている。凸面は、横方向のナデ調整が施されている。また、側面も横方向のナデ調整が施されている（写真図版150）。

この他の凸面の整形は、1051・1055・1058・1061・1062においても、横方向のナデ調整により仕上げられている。一方、1054・1060・1056は、横方向のヘラナデ調整により仕上げられている。また、1059は頭部に対して平行叩きの後一部をヘラナデが、1053は格子叩きⅦ（第257図）の後横ナデ調整が、施されている（写真図版151）。

凹面の整形において、1062においては、ヨコ方向のヘラナデが施されている。この他、1052の凹面に残存する布目は、1cmあたり12×9本と、他の5×6本・6×6本より細かい布が用いられている。

焼成 1058がいぶし気味に焼成されている以外は、全て不十分な焼成である。胎土中には2.5mm以下の砂粒が含まれている。

2. 02形式 (1063：図版53・写真図版152)

瓦当 均整唐草文軒平瓦。1063の1点のみである。01形式と同文であることは間違いなく、同範の可能性が極めて高いものである。ただし、唐草文の一部にわずかに一致しない箇所が認められることから、別形式とした。ただし、この差が数mm程度のもので、焼け歪みによ

る差と捉えることも可能である。

残存するのは、全体の約1/2弱であるが、内区・外区・脇区の構成・規模等については、01形式と同じである。

范旗 上外区の上側で、范旗を確認することができた。

平瓦との接合 良好には観察できない。平瓦端部に瓦当部を接合しているものと考えられる。平瓦と瓦当の接合後は、瓦当裏面と平瓦凹面の段差を粘土で補強し、曲線顎となっている。

平瓦 今回報告する軒平瓦のなかでは、平瓦が最も良好に残存する。凹面は未調整で、布目が残存する。凸面は、格子叩きⅦ（第257図）で成形後、瓦当付近を中心に、横方向のナデ調整が施されている。

焼成 焼成は、不十分な焼成である。全体的に離れ砂粒が認められる。

3. 03形式（1064・1065：図版53・写真図版152）

瓦当 均整唐草文軒平瓦。1064と1065の2点である。01形式と同文であるが、唐草文の規模が若干異なることから、範が異なるものと判断して別形式とした。焼け歪みによる差の可能性も考えられる。2点とも、摩滅気味で良好に観察できないが、残存する範囲において、内区・外区の構成・規模等については、01形式とほぼ同じである。

平瓦との接合 平瓦との接合関係は良好には観察できないが、曲線顎となっている。

平瓦 1065は摩滅が著しく、調整法は観察できない。1064の凹面は未調整で、布目が残存する。凸面は、横方向のヘラナデ調整が施されている。

他 2点とも焼成は不十分である。

4. 04形式（1066：図版53・写真図版153）

瓦当 均整唐草文軒平瓦。1066の1点のみである。摩滅が著しく、瓦当面は良好に観察できないが、わずかに観察される唐草文から、01形式～03形式とは異なる形式と判断した。1314は、脇区の一部をわずかに欠く以外は、瓦当面がほぼ完存する。瓦当幅27.2cm、瓦当厚4.9cm、内区厚2.5cm、上外区幅1.3cm、下外区幅1.1cm、脇区幅9mm、堀線幅2mm、外縁幅1.5mmを測る。

内区 中心筋りは残存しない。唐草文についても、部分的に残存するのみで、詳細については観察できない。

外区・脇区 上外区・下外区・脇区には、円形の朱文が配される。朱文の数は、上外区が30、下外区が28個残存し、それぞれの欠損状況から当初は各30個あったものと推定される。また両脇区の朱文がそれぞれ4個からなり、計68個となる。朱文の規模は径5mmを測り、その高さは0.5mm程度である。また、朱文は、上下外区においては4～6mm間隔で、脇区においては4mm間隔で、ほぼ等間隔に配置されている。

范旗 確認できなかった。

平瓦との接合 平瓦との接合関係は良好には観察できないが、曲線顎となっている。

平瓦 凸凹面ともに摩滅が著しく、調整法は観察できない。

他 焼成は不十分である。

5. 05形式（1067：図版53・写真図版153）

瓦当

均整唐草文軒平瓦。1067の1点のみである。瓦当面の表面が全体的に薄く剥離しており、文様等を良好に観察できない。わずかに観察される唐草文から、01形式～04形式とは異なる形式と判断した。また、瓦当等の規模も異なる。

1067は、右脇区を中心に残存し、中心部を欠く。内区に唐草文、脇区・外区に朱文を配する点において、瓦当面の基本構成はこれまでの形式と同じである。

内区

唐草文については、残存状況が良好ではない。内区厚は、2.4cmを測る。

外区・脇区

朱文は、脇区が3個、上外区・下外区それぞれが4個ずつ残存する。当初、脇区には、5個の朱文が配されていたものと推定される。朱文の規模は、径3～4mmを測る。また、朱文は、上外区においては5mm間隔、下外区と脇区においては4mm間隔で配置されている。脇区幅は6mm、上外区幅は9mmを測る。

平瓦との接合 平瓦との接合関係は良好には観察できないが、曲線顎となっている。

平瓦

凹面は未調整で布目が観察される。凸面は格子叩きV（第257図）の後、瓦当部付近を中心に縦方向のナデ調整が施されている。一方、頸部は横方向のナデ調整が加えられている。

他

焼成は不十分である。

6. 06形式（1068：図版53・写真図版153）

瓦当

均整唐草文軒平瓦。国府系瓦に分類される長坂寺式と考えられる。¹⁵ 1068の1点出土している。右脇区を中心に残存する。

内区

唐草文は、2葉を単位とし、3単位確認できる。主葉と二又に分岐する支葉2葉と単独の支葉からなり、主葉と子葉は結節しない。内区厚は、4.3cmを測る。

外区・脇区

朱文は、脇区で2個、上外区で4点、下外区で3点残存する。朱文径は4.5mmと、これまでの形式より小さく、その間隔も1.5cmと広くなっている。脇区幅は8mm、上外区幅は1.8cm、下外区は1.6cmを測る。また、外縁幅は上下とも9mmを測り、外区側との比高は、上外区側で3mm、下外区側で2mmである。

危痕

上外区・下外区両側で認められる。

平瓦との接合

平瓦との接合関係は良好には観察できないが、曲線顎となっている。ただし、凸面から頸部にかけては他より急角度で、頸部が段顎に近い形態である。凸面側は、ナデ調整により仕上げられている。

平瓦

残存しない。

他

焼成は不十分である。

7. 07形式（1069：図版54・写真図版154）

瓦当

均整唐草文軒平瓦。1069の1点出土している。1068と同じく長坂寺式に分類されるものであるが、唐草文の1単位の幅が異なるため、別形式とした。中心部より右側の一部が残存する。また、頸部も欠く。外区の特徴は06形式と類似するが、唐草文が異なる。

内区

唐草文は、2葉を単位とし、3単位確認できる。主葉と支葉からなり、主葉と支葉は結節しない。主葉の基部には双葉状の茎が付く。文様全体がシャープで、范が新しい段階で

の所産と考えられる。内区厚は、2.5cmを測る。

外区・脇区 上外区のみ残存し、脇区・下外区は残存しない。上外区で朱文が3点残存する。朱文径4.5mmを測り、その間隔は1.1cmである。上外区幅は1.8cm、外縁幅は1.0cmを測る。また、外縁の外区側との比高は2mmである。

範痕 上外区側で認められる。

平瓦との接合 平瓦との接合関係は観察できない。顎部を欠くが、凸面側から顎部にかけてのラインから、曲線顎と推定される。

平瓦 四面の瓦当側は、ヘラ削りとヘラナデにより布目が消されている。狭端部側は未調整で、布目(5×4/cm)が認められる。凸面側は、残存する範囲においてテナ下方方向のヘラ削りが施されている。

他 焼成は不十分である。

8. その他 (1070~1072: 図版54・写真図版153)

これら3点は、軒平瓦であることは確認できるが、残存状況が極めて悪いため、形式分類ができなかったものである。

1070 左脇区に近い箇所がわずかに残存するもので、摩滅が著しい。上外区をかろうじて観察することができ、幅1cmを測り、朱文が7個残存する。朱文径は5mmを測り、その間隔は3mm~7mmである。また、下側の埠線がわずかに認められ、内区厚は2.5cmである。顎部は段顎に近い。

凹面瓦当側はナデ調整が施され、狭端部側は未調整で布目が残存する。凸面側は、残存する範囲においては、ナデ調整により仕上げられている。

1071 下外区の一部が残存する。また、内区の一部が残存し、唐草文の先端部が点として残存する。下外区幅9mmを測り、朱文が8個残存する。朱文径は5mmを測り、4mm~6mmの間隔で配されている。外縁高は2mmである。顎部は曲線顎で、横方向のヘラナデ調整により仕上げられている。焼成は不十分である。

1072 上外区から内区にかけての一部が残存する。全体的に摩滅気味である。上外区幅9mmを測り、3個の朱文が残存する。朱文径は5.5mmを測り、朱文は4mmの間隔で配されている。内区には唐草紋の極一部が残存する。平瓦との接合、凹凸面の調整は観察できない。焼成は不十分である。

(3) 小結

分類 以上、24点出土した軒平瓦の内、瓦当文様が十分観察できるものは、いわゆる長坂寺式に分類される一群(06形式・07形式)とそれ以外の一群の、大きく2群に分類することができる。後者の一群が量的には多く、同范・同文を含めて他の遺跡での出土例は認められない。その他とした1070~1072に関しては、朱文の間隔から01~05形式の一群に分類されるものと考えられる。

この他、軒平瓦の特徴として、①凸面が残存するものは、全て格子叩きⅧである。②焼成がいずれも不十分である、などの特徴を指摘することができる。

III. 道具瓦

鬼瓦と隅木瓦が出土している。

1. 鬼瓦（1033：図版50・写真図版146）

瓦当 複弁 8 莲華文。1033の1点である。瓦当文様は軒丸瓦16形式と同様である。丸瓦との接合状況から、鬼瓦のようなものとして使用されたのではないかと考えられる。頭壁には範端痕がわずかに認められる。瓦当裏面は、指オサエとナデ調整により仕上げられている（写真図版146：a）。

焼成は不良で、灰黄褐色を呈する。胎土中には、3mm以下の長石・チャート等の砂粒が含まれている。

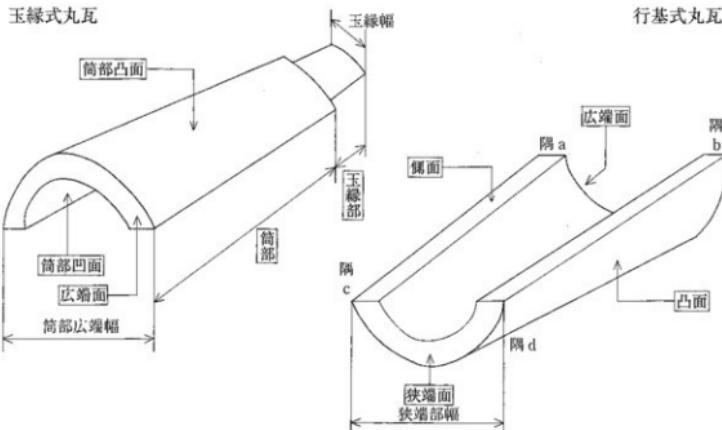
丸瓦との接合 丸瓦凹面と瓦当外縁側面を、丸瓦端面が瓦当面より約1.5cm突出する位置に、直接接合させている（写真図版146：b）。接合にあたっては、わずかに瓦当裏面に粘土の補強が認められる。

丸瓦 凸面は、縱方向のヘラナデ調整により仕上げられている。一部布目が認められる。広端部は幅3.1cmを測り、ヘラ削りにより仕上げられている。

類例 当形式の瓦は、丸瓦と瓦当の接合が特徴的であるが、類例は認められない。

2. 隅木瓦（1144：図版77・写真図版177）

一見、平瓦に見えるものであるが、端部が厚く仕上げられている。凹面は指オサエの後端面に平行方向のナデ調整により、凸面は指オサエの後端面に平行方向のヘラ削りにより、仕上げられている。また、端面はヘラ削りにより仕上げられている。端部から11.9cm残存し、重量は455gを測る。焼成は不十分である。



第251図 丸瓦部分名称

IV. 丸瓦

概要

後述する平瓦ほどではないが、比較的多く出土している。行基式丸瓦と玉縁式丸瓦の両タイプが認められる。狹端部を確認できた個体では、玉縁式の方が多く、丸瓦全体の約64%を占めている。いずれも、粘土板桶巻作りによるもので、凹面は全て布目を残したものである。また、凸面も全てナデ消しが丁寧に行われ、叩き目を観察できるものは、極一部である。さらに、完存するものではなく、ほとんどが1/2以下のものばかりで、法量による分類は困難である。

そこで、本項では、行基式丸瓦と玉縁式丸瓦それぞれに、側面の整形手法を中心に分類を試みたい。ただし、完存するものではなく、小片のものがほとんどであるため、広端部を中心に残存するものについては、行基式と玉縁式の区別が困難である。これらについては、行基式と玉縁式以外に分類し、検討することにする。側面の分類方法については、恭仁宮跡における上原真人の分類・多可寺遺跡（兵庫県中町）における菱田哲郎の分類を参考とする。そのなかで、端面の整形手法についても考慮することにする。

(1) 分析要素の検討

1. 側面整形・端面整形の分類

側面の分類

A型式からE型式の5型式に分類できる（第252図）。

A型式 側面全面にヘラ削りを施すが削り込まず、使用時において側面がほぼ水平をなすもの。

側面をそのまま残すもの。断面はコの字形に近い。

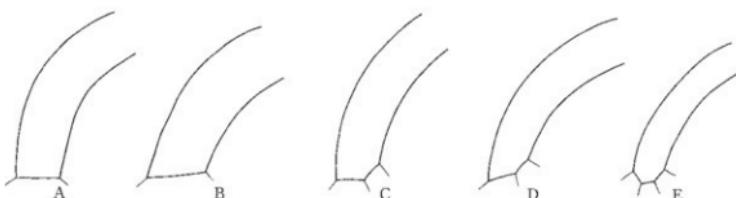
B型式 側面全面にヘラ削り施し、凹面側を深く削り込む。このため、断面は、凸面側が鋭角の三角形をなす。

C型式 A型式と同様に側面をヘラ削り後、さらに凹面側を深くヘラ削りにより面取りするもの。2回のヘラ削り。

D型式 B型式と同様に側面をヘラ削り後、凹面側をさらにヘラ削りにより面取りするもの。2回のヘラ削り。

E型式 C型式と同様に側面をヘラ削り後、凸面側をヘラ削りにより面取りするもの。3回のヘラ削り。

端面の分類 行基式丸瓦と玉縁式丸瓦を区別するのは、狹端部である。そこで、狭端部の整形手法を分類する。A型式からC型式の3型式が玉縁式丸瓦に関する分類（第253図）で、以下の3型式は行基式丸瓦に関する分類である（第254図）。



第252図 丸瓦側面の分類

A型式 端面全面にヘラ削りを1回のみ施すもの。ヘラ削りによる削り込みはわずかで、断面形はコの字形に近い。

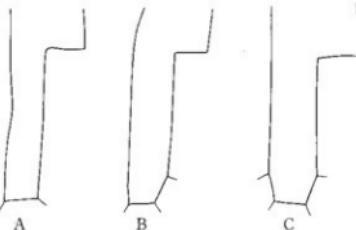
B型式 端面全面にヘラ削りを2回施すもの。A型式と同様にヘラ削りを施した後、凸面側をヘラ削りにより面取りするもの。

C型式 A型式同様のヘラ削り後、凸面側と凹面側をヘラ削りにより面取りするもの。ヘラ削りは3回。

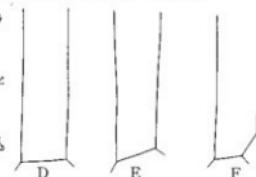
D型式 端面凸面側をヘラ削りするもの。断面形がコの字形をなす。ヘラ削りは1回。

E型式 端面凸面側を1回のヘラ削りにより大きく削り込むもの。凹面側が鋭角をなす。ヘラ削りは1回。

F型式 E型式によるヘラ削り後、さらに凸面側をヘラ削りするもの。ヘラ削りは2回。



第253図 丸瓦端面の分類（玉縁式）



第254図 丸瓦端面の分類（行基式）

2. 布の縫じ合わせ

縫じ合わせ 多くはないが、いくつかの個体において、布の縫じ合わせを確認することができた。ただし、瓦自体、小片での出土が多いこともあり、一部を除いては、良好な状態で縫じ合わせ目・縫い合わせ目を確認することはできなかった。そこで、不明部分を含めて、確認できた縫じ合わせ目と縫い合わせ目の位置関係及び縫い合わせ方法を全て抽出し、模式化を試みた（第255図）。分類方法については、大脇謙の方法に従った。

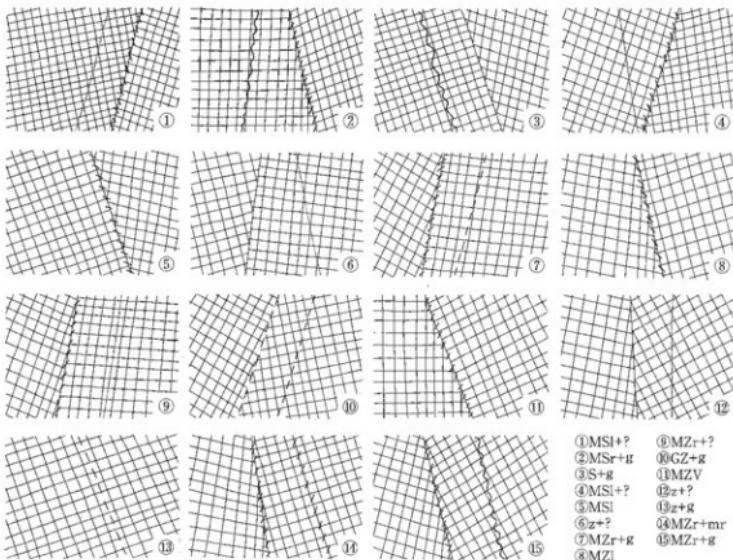
なお、模式図は、広端部を下にして布を模骨に巻き付けた状態を示すもので、瓦面で観察できる状態とは左右逆である。また、第255図において、薄く表現したラインは、縫い合わせ目ににおいて、その糸の圧痕（縫い合わせ方法）が観察できなかつるものである。

分類結果 15タイプに分類できた。同じタイプが複数の個体で確認できる例は、ほんのわずかである。このなかで、縫じ合わせ・縫い合わせがともに認められ、縫い合わせ方法まで観察できたのは、②(MS r + g)、⑦(MZ r + g)、⑩(GZ + g)、⑪(MZ r + m r)、⑮(MZ r + g)の5タイプである。このなかで、⑦と⑮は、縫い合わせ方法は同じであるが、縫じ合わせ目の方向が異なるため、別タイプに分類した。

(2) 分析

1. 玉縁式瓦

筒部と玉縁部の境をなす段の作り方に、大きく2タイプ（I・II）に分類できる。ひとつは、筒部狭窄部に粘土を貼り、段部を形成するもの（Iタイプ）である。大脇の成形法分類のC 1手法に相当する。もう一つは、筒部の内側に玉縁部を貼り付けるもの（IIタイ



第255図 丸瓦 布の縫い合わせ模式図

ブ)である。大脇のB手法に相当する。この他、接合関係が観察できないもの(Ⅲタイプ)も少なからず認められた。

I タイプ 側面整形は、A型式(1084)とC型式(1147・1086)の2型式が認められる。

A型式 ヘラ削りのみ施されている。玉縁端面は全てA型式で、ヘラ削りのみで仕上げられている。凸面はいずれもナデ調整により仕上げられ、叩き目は観察できない。凹面は、未調整のものと、ナデ調整を加えるもの(1084・図版58)が認められる。布は、筒部から玉縁部まで一帯のものである。

C型式 側面はいずれもヘラ削りのみである。玉縁端面は、玉縁が残存する1086(図版59)はA型式で、ヘラ削りのみ施されている。円面は、1147(写真図版160)は未調整であるが、1086は玉縁部を中心にナデ調整が加えられている。

II タイプ 側面整形は、A型式(1080)・B型式(1083・1082)・C型式(1082)・D型式(1081)・E型式(1081)の各型式が認められる。1081については、一方の側面がD型式で、他方がE型式となっている。1082についても、B型式とD型式が認められる。

A型式 ヘラ削りのみのものと、ヘラ削り後ナデ調整を加えるもの(1080:図版57・写真図版157)、の2タイプが認められる。玉縁端面は、いずれもA型式で、ヘラ削り後ヘラナデ調整が加えられている。1080の凹面は未調整である。

B型式 側面はいずれもヘラ削りのみである。玉縁端面は、A型式(1083:図版58・写真図版158)とB型式(1082:図版58・写真図版155)が認められ、いずれもヘラ削りのみ施され

ている。凸面はいずれもナデ調整により仕上げられ、叩き目は観察できない。凹面は、1082は未調整であるが、1083は部分的にナデ調整が加えられている。

C型式 側面はいずれもヘラ削りのみである。玉縁端面は、A型式とB型式（1082）が認められ、いずれもヘラ削りのみ施されている。凸面はいずれもナデ調整により仕上げられ、叩き目は観察できない。凹面は、1082は未調整であるが、A型式のなかには、玉縁部がヘラ削りにより仕上げられたものが認められる。

D・E型式 1081（図版57・写真図版158）の1点のみである。両側面ともヘラ削りのみである。玉縁端面はC型式により、ヘラ削り後ナデ調整が加えられている。丸瓦凸面はナデ調整により仕上げられ、叩き目は観察できない。玉縁凸面はヘラ削りにより仕上げられている。凹面は玉縁部を中心に、ナデ調整が施されている。

IIIタイプ 側面の整形は、A型式（1088・1148）・C型式（1148・1089・1087）・D型式の3型式が認められる。この中で、1148は、一方の側面がA型式、他方の側面がC型式と2型式が認められる。

A型式 ヘラ削りのみ施されている。玉縁端面が残存する1088（図版60）は、A型式により整形され、ヘラ削り後ナデ調整が加えられている。凸面はいずれもナデ調整により仕上げられ、叩き目は観察できない。凹面は、全て未調整である。

C型式 側面はヘラ削りのみ施されている。玉縁端面が残存する1089（図版60）と1087（図版59）は、A型式により整形され、ヘラ削りのみ施されている。凸面はいずれもナデ調整により仕上げられ、叩き目は観察できない。凹面は、1087と1089は玉縁部を中心にナデ調整が加えられている。他は未調整である。

D型式 1点のみ出土している。側面はヘラ削りのみ施されている。玉縁端面は残存しない。凸面はいずれもナデ調整により仕上げられ、凹面は未調整である。

2. 行基式瓦

側面整形は、A型式・B型式・C型式・E型式の4型式認められる。

A型式 1073～1075（図版54・55：写真図版155・156）の3点である。側面はヘラ削りのみ施されている。玉縁端面は1075がE型式、1074と1073がF型式により整形されている。1073はヘラ削り後ナデ調整が加えられているが、他はヘラ削りのみである。凸面はいずれもナデ調整により仕上げられている。凹面は、1073が一部ナデ調整を施す以外は、未調整である。

B型式 1076（図版56・写真図版156）の1点のみである。2側面残存するが、一方はC型式により整形されている。ヘラ削り後ナデ調整が加えられている。端面はD型式により整形され、ヘラ削りのみ施されている。凹面は未調整である。

C型式 1076・1078（図版56）・1079（図版56）の3点である。1079はヘラ削りのみであるが、他はヘラ削り後ナデ調整が加えられている。端面が残存するのは1076のみで、D型式により整形され、ヘラ削りのみ施されている。凹面はいずれも未調整である。

E型式 1077（図版56・写真図版157）の1点のみである。ヘラ削り後ナデ調整が加えられている。端面はD型式により整形され、ヘラ削り後ナデ調整が加えられている。凸面はナデ調整により、凹面は未調整である。

3. その他

側面の整形は、A型式・B型式・C型式の3型式認められる。

A型式 1090・1091・1092・1097の4点（図版61・62：写真図版157・160）のみである。1090・1091・1097はヘラ削りのみであるが、他はヘラ削り後ナデ調整が加えられている。端面は、上記5点はF型式により整形され、1092を除いては、ヘラ削りのみ施されている。1092は、ヘラ削り後ナデ調整が施されている。

凹面は、1090・1092においては、部分的にナデ調整が施されている。また、1091は、タテ方向のヘラナデが施されている（写真図版157）。掲載できなかった瓦のなかには、端面がD型式により整形されたものも認められる。

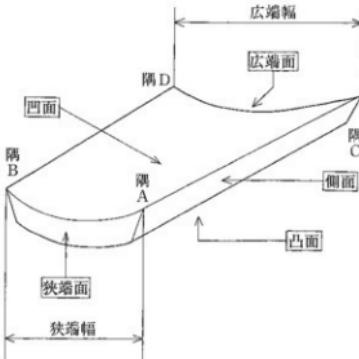
B型式 1点出土を確認している。ヘラ削りのみ施されている。端面はD型式により整形され、ヘラ削り後ナデ調整が加えられている。凹面は未調整である。

C型式 1149（写真図版160）・1150（写真図版161）・1093～1096（図版61・62：写真図版159）の6点である。側面は、1094・1150はヘラ削りのみであるが、他はヘラ削り後ナデ調整が加えられている。端面は全てD型式により整形されている。側面同様、1094・1150はヘラ削りのみであるが、他はヘラ削り後ナデ調整が加えられている。凹面は未調整であるが、1095と1096は、部分的にナデ調整が加えられている。凸面はナデ調整により、仕上げられている。

V平瓦

概要 先述したように、今回報告する瓦類の中で最も多量に出土している。いずれも、粘土板桶巻作りによるもので、凹面は未調整のものが多く、布目を残したままのものがほとんどである。ただし、完存するものはなく、ほとんどが1/2以下のものばかりで、法量による分類は困難である。

そこで、本項ではまず、凸面に残存する叩き方により分類し、さらに、叩き方の分類をもとに側面の整形手法による分類を試みた。そのなかで、広端部・狭端部の整形手法との関連について検討したい。

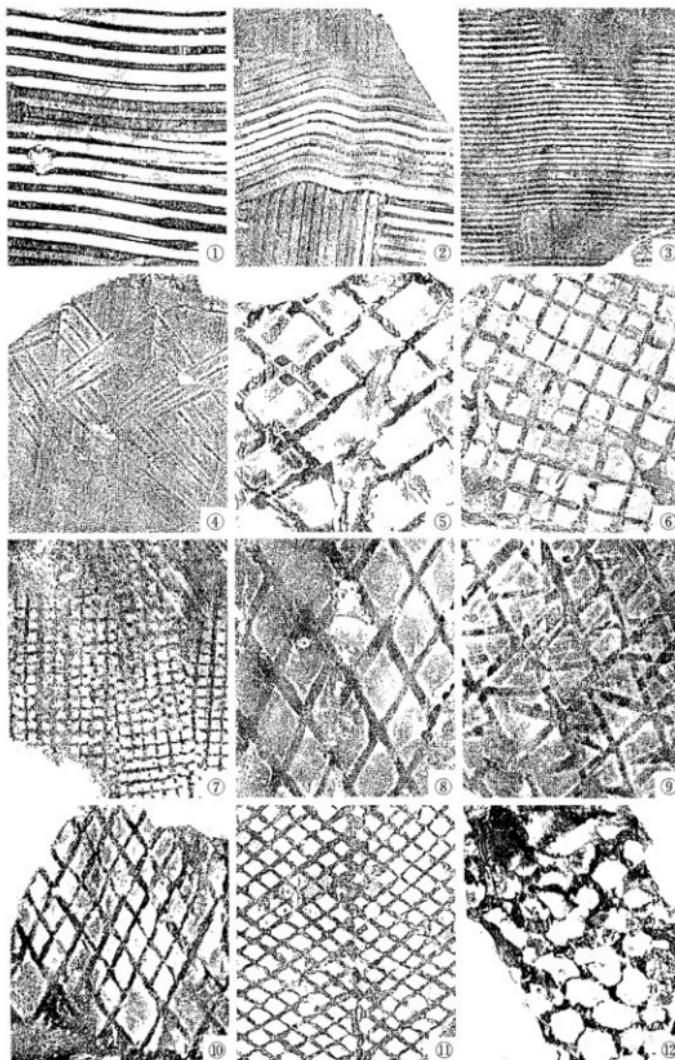


第256図 平瓦部分名称

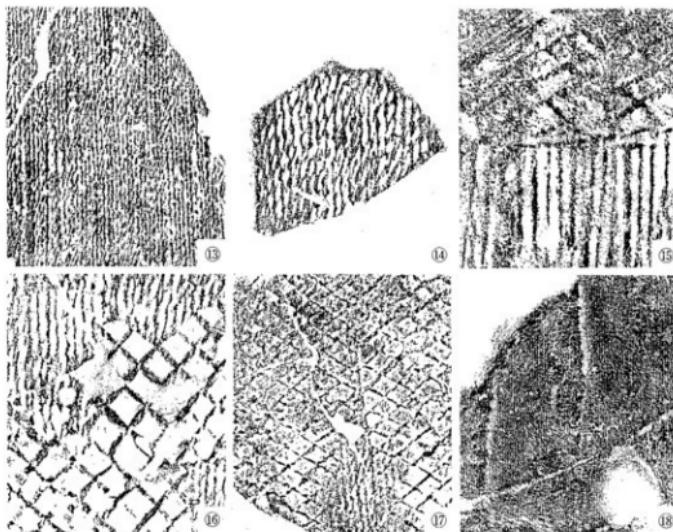
(1) 分析要素の検討

1. 叩き方の分類

叩き方の分類 今回報告する平瓦の凸面に施された叩き目は、大きく①平行叩きのみ、②格子状叩きのみ、③縄目叩きのみ、④格子叩き+平行叩き、⑤格子叩き+縄目叩き、⑥無文叩き、の6種類認められる（第257図・第258図）。①が全体の44%と最も多く、以下、②(22%)、



第257図 平瓦凸面拓影 (1)



①平行叩き I

②平行叩き II

③平行叩き III

④平行叩き IV

⑤格子叩き I

⑥格子叩き II

⑦格子叩き III

⑧格子叩き IV

⑨格子叩き V

⑩格子叩き VI

⑪格子叩き VII

⑫格子叩き VIII

⑬繩目叩き I

⑭繩目叩き II

⑮格子叩き + 平行叩き

⑯格子叩き + 繩目叩き

⑰格子叩き + 繩目叩き

⑯格子叩き + 繩目叩き

②平行叩き II

⑤格子叩き I

⑧格子叩き IV

⑪格子叩き VII

⑭繩目叩き II

⑮格子叩き + 平行叩き

⑯無文叩き

③平行叩き III

⑥格子叩き II

⑨格子叩き V

⑫格子叩き VIII

⑮格子叩き + 平行叩き

⑯無文叩き

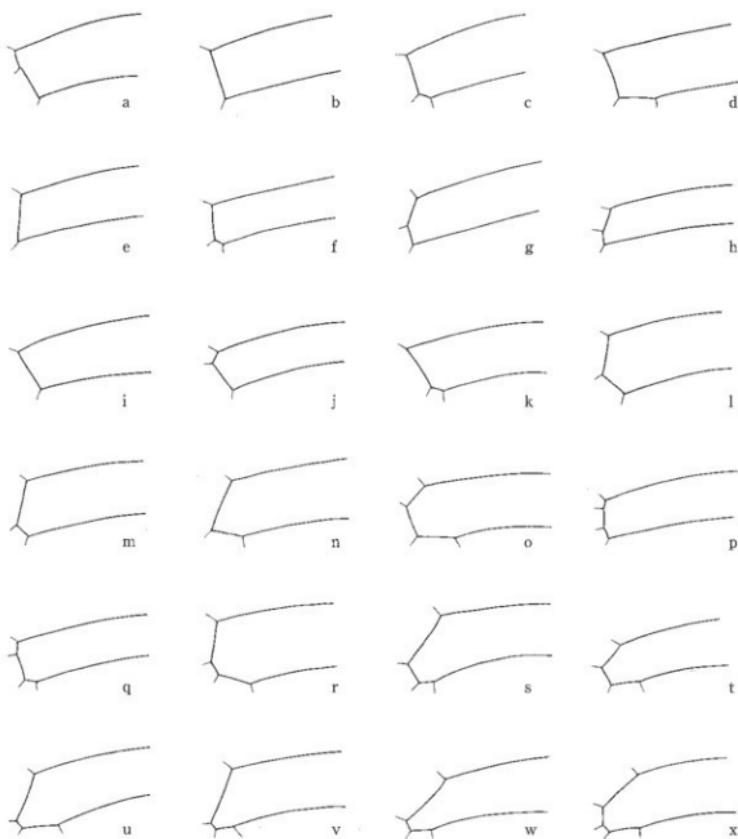
第258図 平瓦凸面拓影（2）

③(7%)、⑤(3%)の順に出土している。ただし、いずれか不明のものが24%も出土している。各叩き目の特徴は以下の通りである。なお、出土した平瓦のほとんどが小片であることから、叩き締めの方向については、本報告では分類基準からは除外する。

平行叩き 叩きの幅により、4タイプ（平行叩きI～平行叩きIV）に分類できる。平行叩きIの幅が5条/cm、平行叩きIIの幅が10条/cm、平行叩きIIIの幅が15条/cm、である。平行叩きIVは、上記3タイプとは異なり、どちらかといえば格子状叩きに分類すべきものである。

格子叩き まず、格子目が正格子のもの・斜格子のもの・それ以外のものに分類できる。さらに、格子の大きさにより、正格子のものは3タイプ（格子叩きI：2cm×2cm・平行叩きII：10mm×14mm・平行叩きIII：5mm×5mm）に、斜格子のものは4タイプ（格子叩きIV～格子叩きVII）に分類できる。それ以外のもの（格子叩きVIII）については、格子目が六角形状を呈する変則的なものである。

縄目叩き 縄目の粗密により、2タイプ（縄目叩きI・縄目叩きII）に分類できる。縄目叩きIは細かい縄目で、縄目叩きIIのはうが粗い縄目のものである。縄目叩きIは、1160（写真図版172）において、叩き板の幅が2.3cmと復元できる。



第259図 平瓦 側面の整形手法

格子+平行叩き 格子目叩きの後、全面ではないが平行叩きを施すものである。

格子+縄目叩き 格子叩きの後、縄目叩きを施すもの。格子目が大きく縄目が粗いもの（格子目+縄目叩きⅠ）と、格子目が小さく縄目が細かいもの（格子目+縄目叩きⅡ）に分類できる。

無文 板状の無文の叩きによるものと考えられるものである。

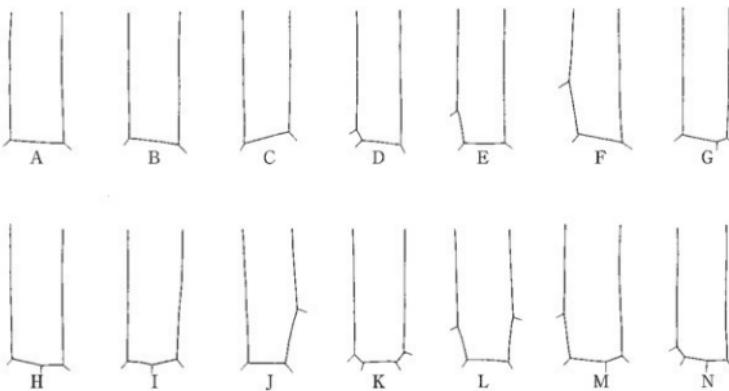
2. 側面整形・端面整形の分類

側面の分類 分類にあたっては、丸瓦同様、上原真人・菱田哲郎の分類を参考とする。a型式～x型式の24タイプに分類できる（第259図）。

a型式 断面形はb型式と同じであるが、凸面側に分割痕が一部残るもの。断面形はほほこの字

- 形をなす。ヘラ削り1回。
- b型式** a型式とは異なり、側面全面にヘラ削りを施し、分割痕を残さないもの。ヘラ削りは深く削り込まず、断面はコの字形をなす。ヘラ削り1回。
- c型式** b型式と同様にヘラ削り後、凹面側をわずかにヘラ削りにより面取りするもの。ヘラ削り2回。
- d型式** 基本的にはc型式と同じであるが、凹面側のヘラ削りが大きく施されるもの。ヘラ削り2回。
- e型式** 基本的にはb型式同様ヘラ削りが1回施されるが、凸面側縁部を中心に削り込まれ、分割後の側面を残さないもの。
- f型式** 凸面側を浅くヘラ削りし、凹面側をわずかにヘラ削りし、面取りするもの。c型式と断面形は類似するが、本型式の方が凸面側の削り込みが大きい。ヘラ削り2回。
- g型式** 側面をb型式と同様のヘラ削り後、凸面側をヘラ削りにより大きく削り込むもの。側面の削り込みはわずかである。ヘラ削り2回。
- h型式** 凸面側をe型式と同様にやや大きく削り込んだ後、さらに凸面側を大きくヘラ削りにより削り込むもの。2回のヘラ削りにより側面が鈍角をなす。
- i型式** e型式とは逆に、凹面側縁部を中心にヘラ削りにより削り込むもの。分割当初の側面は残らない。凸面側が鋭角をなす。ヘラ削り1回。
- j型式** i型式によるヘラ削り後、凹面側をわずかにヘラ削りにより面取りするもの。ヘラ削りは2回。
- k型式** i型式によるヘラ削り後、凹面側をヘラ削りにより面取りするもの。ヘラ削りは2回。
- l型式** 凸面側面部および凹面側面部を、ほぼ同程度にヘラ削りにより削り込むもの。側面が鈍角な三角形をなす。ヘラ削りは2回。
- m型式** l型式と同様にヘラ削りを行うが、凸面側面部側の削り込みの方が大きい。ヘラ削りは2回。
- n型式** m型式と基本的には同じであるが、凸面側面部のヘラ削りがより大きいもの。ヘラ削りは2回。
- o型式** 側面をb型式と同様にヘラ削り後、凸面側および凹面側をヘラ削りにより大きく削り込むもの。このため、分割当初の側面が残るもの。ヘラ削りは3回。
- p型式** b型式と同様のヘラ削り後、凹面側を浅く2度にわたりヘラ削りにより削り込むもの。分割当初の側面が凹面側にわずかに残る。ヘラ削りは3回。
- q型式** b型式と同様のヘラ削り後、凸面側面・凹面側面をヘラ削りにより面取りするもの。分割当初の側面が中央部にわずかに残る。ヘラ削りは3回。
- r型式** 計3回のヘラ削りを施すもの。このうち、中央部の削り込みはわずかで、分割当初の側面がほぼ残存する。
- s型式** r型式とはほぼ同様の手法である。r型式とは異なり、凸面側面を大きく削り込んでいる。逆に、凹面側面の削り込みはわずかである。ヘラ削りは3回。
- t型式** b型式と同様のヘラ削り後、凹面・凸面側面をほぼ同程度にヘラ削りにより削り込むもの。削り込みはo型式よりも大きい。分割当初の側面はほぼ残存する。ヘラ削りは3回。

- u型式** 基本的にはt型式とほぼ同様の手法であるが、当初の分割側面の残存がt型式と比べてわずかである。3回のヘラ削り。
- v型式** u手法と基本的には同じであるが、凹面側の削り込みがわずかである。3回のヘラ削り。
- w型式** v手法と基本的には同じであるが、凸面側のヘラ削りによる削り込みが大きいもの。計3回のヘラ削り。
- x型式** 凸面側・凹面側とともに2回ずつヘラ削りにより削り込むもの。ただし、削りこみの程度には差があり、凸面側が最も大きく削り込まれている。4回のヘラ削り。
- 端面の分類** A型式～N型式の14タイプに分類できる（第260図）。記述にあたっては、広端部を前提とする。狭端部は凹面と凸面が逆になる。
- A型式** 端面凸面側をヘラ削りにより深く削り込むもの。断面はコの字形をなす。1回のヘラ削り。
- B型式** 端面全面をヘラ削りにより削り込み、その規模はA型式よりも大きい。凹面側が鋭角をなす。1回のヘラ削り。
- C型式** 端面へラ削りするが、ほとんど削り込まず、当初の端面を残すもの。凸面側が鋭角をなす。1回のヘラ削り。
- D型式** B型式に加えて、凸面側をさらにヘラ削りにより面取りを行うもの。2回のヘラ削り。
- E型式** D型式とは同じであるが、凸面側の削り込みがより大きなもの。凹面側はコの字形をなす。2回のヘラ削り。
- F型式** D型式と基本的には同じであるが、2回の削り込みがD型式よりも大きい。このため、凹面側は鋭角をなす。2回のヘラ削り。
- G型式** 凸面側を大きく削り込み、凹面側をヘラ削りにより面取りする。2回のヘラ削り。
- H型式** G型式と基本的には同じであるが、G型式より凹面側の削り込みが大きい。2回のヘラ削り。
- I型式** 2回のヘラ削りを行うが、凹面側の削り込みがわずかである。
- J型式** 凸面側面・凹面側面ともに大きく削り込む。凸面側の断面がコの字形をなす。2回のヘ



第260図 平瓦 端面の整形手法

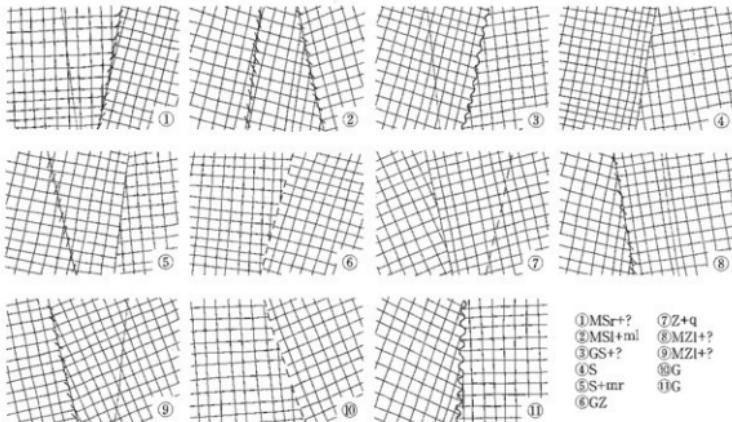
ラ削り。

- K型式 A型式に加えて、凹面側・凸面側をヘラ削りにより面取りをするもの。3回のヘラ削り。
- L型式 K型式と基本的には同じ整形であるが、凹面側・凸面側の削り込みが大きいもの。3回のヘラ削り。
- M型式 C型式のヘラ削りに加えて、凸面側を2回ヘラ削りするもの。凹面側は当初の面から一部残る。3回のヘラ削り。
- N型式 H型式と同様の整形後、さらに凸面側をヘラ削りにより削り込むもの。3回のヘラ削り。

3. 布縫ぎ目の分類

布縫ぎ目の抽出 布の縫じ合わせについては、五十川伸矢⁴⁴がおこなった縫じ目と縫い合わせ目の関係をもとに分類し、縫じ目の縫い合わせについては大脇³⁵の分類に従って分類する。ただし、焼成が不良なものが多く、縫い目を良好に観察できるものはわずかである。また、小片が多いため、縫じ目と合わせ目がセットで残存するものがさらに限られる。分類方法は、丸瓦と同じである。

分析結果 結果として、11タイプに分類することができた(第261図)。これらのなかで、縫じ合わせ目・縫い合わせ目ともに認められ、縫い付け方法まで観察できたのは、②(MS1+m1)のみである。



第261図 平瓦の縫じ合わせ模式図

(2) 分類

1. 平行叩き

平行叩きI 倒面整形において、a型式・b型式・c型式・d型式・i型式・j型式・k型式・q型式の8型式が認められる。量的にはb型式・d型式・i型式が多く出土している。

a型式 1151(写真版165)の1点のみである。凹面側面はナデ調整により仕上げられている。

- 凹面は未調整で、 5×5 本/cm・ 6×6 本/cm・ 7×7 本/cmの布目が良好に観察できるとともに、布縦ぎ目（⑥）も良好に観察できる。
- b型式** 側面整形は、ヘラ削りのままのもの（1098：図版63・写真図版176）と、ヘラ削り後ナデ調整を加えるもの（1099・1152）が認められる。端面が残存する個体では、狭端部ではA型式が、広端部ではA型式（1098）・B型式（1099：図版63・写真図版162）・E型式（1152・写真図版164）が認められる。特にA型式が多い。凹面の調整は部分的にナデ調整を施す1099と1152以外は未調整で、 5×5 本/cm・ 6×6 本/cm・ 7×7 本/cm・ 7×6 本/cmの布目が良好に残存する。一部、縦方向のヘラナデが顕著に観察されるものも認められる。
- C型式** 側面整形は、ヘラ削りのみのもの（1153・1103～1105）と、ヘラ削り後ナデ調整を施すものが認められる。広端部もしくは狭端部が残存するものは、狭端部ではA型式（1153）とD型式（1104）が、広端部ではA型式（1103）とB型式・F型式（1105）が認められる。凹面の調整は、1103と1105が縦方向のナデ調整が加えられている（写真図版163）以外は、全て未調整である。 5×5 本/cm・ 6×6 本/cm・ 7×7 本/cm・ 8×8 本/cmの布目が残存する。
- d型式** 側面整形は、ヘラ削りのみのものと、ヘラ削り後ナデ調整を行うもの（1106：図版65・写真図版163）の、2タイプが認められる。また、広端部もしくは狭端部が残存するものは、狭端部ではA型式・B型式（1106）・D型式が認められる。広端部ではA型式が認められる。凹面の調整は、基本的に未調整であるが、全面に縦方向のナデ調整が加えられたものも出土している。 5×5 本/cm・ 6×6 本/cmの布目が認められる。
- i型式** 側面の整形は、ヘラ削りのままのもの（1101・1102：図版64）と、ヘラ削り後ナデ調整を施すものが認められる。また、広端部もしくは狭端部が残存するものは、狭端部ではA型式とB型式（1101）が、広端部ではA型式・B型式・D型式（1102）が認められる。多くは、ヘラ削り後ナデ調整もしくはヘラナデ調整により仕上げられている。1102は、側面・端面共に左→右方向のヘラ削りが施されている。
- 凹面の調整は、部分的にナデ調整が施されているが、布目が良好に認められる。
- j型式** 1107（図版66・写真図版164）の1点のみである。ヘラ削りのみ施されている。狭端部も残存し、B型式により整形されている。凹面は未調整で、 8×8 本/cmの布目が認められる。
- k型式** 1点のみ出土している。ヘラ削りのみ施されている。広端部が残存し、F型式により整形されている。 6×6 本/cmの布目が認められる。
- q型式** 1100（図版63・写真図版162）の1点である。側面はヘラ削りの後ナデ調整が加えられている。狭端部は、A型式により整形されている。凹面は部分的にヘラナデが施されている。
- 他** 側面は残存しないが、狭端部が残存するものに、A型式が認められ、凹面は 7×7 本/cmの布目が残存する。また、広端部が残存するものにE型式が認められ、ヘラ削り（左→右）後ナデ調整が加えられている。端部はF型式により整形され、凹面は 7×7 本/cmの布目が残存する。このほか、同じF型式に 6×6 本/cmの布目も認められる。また、狭端部がA型式によるものが出土しており、凹面には 7×7 本/cmの布目が残存する。
- 平行叩きII** 側面整形において、b型式・d型式・i型式の3型式が認められる。b型式とd型式が量的に多く出土している。
- b型式** 側面は、ヘラ削りのままのもの（1154・写真図版176）と、ヘラ削り後ナデ調整を施す

もの（1108：図版66・写真図版176）が認められる。広端部が残存する1108はA型式で、ヘラ削り後ナデ調整が施されている。他に、H型式も認められ、ヘラ削り（左→右）のみである。凹面はいずれも未調整で、 6×6 本/cmと 7×7 本/cmの布目が残存する。

d型式 側面整形が、ヘラ削りのもの（1109・図版66）と、ヘラ削り後ナデ調整を行うものが認められる。広端部が残存するものは、A型式とG型式（1109）が認められ、ヘラ削りのみである。凹面は未調整のものが多いが、ナデ調整が比較的多く施されたものも認められる。 6×6 本/cmと 10×10 本/cmの布目が認められる。

I型式 1点のみで、ヘラ削り後ナデ調整が施されている。凹面は未調整である。

他 側面は残存しないが、狭端部が残存するものに、A型式（1167・写真図版165）とD型式（1177・写真図版176）が認められる。凹面は未調整で、1167は 7×7 本/cmの布目が認められる。他に、 5×5 本/cmの布目も認められる。

平行叩きⅢ b型式・d型式・g型式・m型式・u型式・h型式・p型式の7型式が認められる。

b型式 1110（図版67）の1点で、ヘラ削り後ナデ調整が加えられている。広端部が残存し、I型式により整形され、ヘラ削り後ナデ調整により仕上げられている。凹面は未調整である。

d型式 1111（図版67）の1点で、ヘラ削りのみ施されている。1111は広端面が残存し、A型式によって整形されている。この他、狭端部がI型式によるものも認められる。凹面は未調整で、 7×7 本/cmの布目が残存する。

g型式 側面整形が、ヘラ削りのみのものと、ヘラ削り後ナデ調整を行うものが認められる。ヘラ削りは、右→左と左→右の両方向が認められる。狭端面が残存し、C型式・G型式・E型式により整形されている。凹面はいずれも未調整で、 6×6 本/cmと 7×7 本/cmの布目が認められる。

m型式 1112・1113（図版67・写真図版176）の2点ともヘラ削りのみが施されている。狭端面が残存し、G型式によりヘラ削りのみ施されている。この他、H型式も認められる。凹面はいずれも未調整で、 5×5 本/cm・ 6×6 本/cm・ 7×7 本/cmの布目が認められる。

u型式 2点出土している。狭端面が残存するものはF型式により整形されている。凹面はいずれも未調整で、 5×5 本/cm・ 7×6 本/cmの布目が認められる。

h型式 1114（図版68・写真図版164）の1点のみである。側面はヘラ削りのみ施され、狭端面はG型式によっている。ヘラ削りのみである。凹面は未調整で、 6×6 本/cmの布目が残存する。

p型式 1115（図版68）の1点のみである。側面はヘラ削りのみ施され、狭端面はG型式によっている。ヘラ削りのみである。凹面は未調整で、 5×5 本/cmの布目が残存する。

その他 側面が残存しない側体のなかに、狭端面ではC型式とF型式（1168・写真図版165）が、広端面ではC型式が認められる。1168の凹面は未調整で、 7×7 本/cmの布目が残存する。

平行叩きⅣ 龍目状を呈するものである（1116：図版68・写真図版171）。出土量は少ない。狭端部のみ残存し、B型式により整形され、ヘラ削りのみ施されている。凹面は未調整で、 7×6 本/cmの布目が認められる。

2. 格子状叩き

格子叩きI m型式・v型式・t型式・u型式の4タイプが認められる。

- m型式** 2点出土しており、ヘラ削り（右→左）のみ施されている。狭端部が残存するものは、L型式により整形され、ヘラ削り（右→左）のみ施されている。いずれも凹面は未調整で、 5×5 本/cmと 6×6 本/cmの布目が残存する。
- v型式** 2点出土している。ヘラ削り後ナデ調整が加えられたものと、ヘラ削りのみ施されたものが認められる。狭端面が残存するものは、B型式により整形されている。側面同様、ヘラ削り後ナデ調整が加えられている。
- t型式** 1117（図版68）の1点のみ出土している。ヘラ削りのみが施されている。狭端部が残存し、A型式により整形されている。側面同様、ヘラ削りのみ施されている。凹面は未調整で、 6×6 本/cmの布目が残存する。
- u型式** 1155（写真図版167）の1点のみ出土している。ヘラ削り後ヘラナデ調整が加えられている。凹面は未調整で、 6×6 本/cmの布目が残存する。
- その他** 側面が残存しない個体のなかに、狭端面ではA型式が認められる。ヘラ削り（左→右）後、ナデ調整が加えられている。
- 格子叩きⅡ** c型式・m型式・v型式の3タイプが認められる。
- c型式** 1118（図版69）の1点のみである。ヘラ削りのみ施されている。狭端部はB型式により整形され、ヘラ削りのみ施されている。凹面は未調整で、 8×8 本/cmの布目が残存する。
- m型式** 1156（写真図版168）の1点のみである。ヘラ削り（右→左）後、ナデ調整が加えられている。広端部が残存し、B型式により仕上げられている。凹面は未調整である。
- v型式** 1点出土している。ヘラ削りのみが施されている。凹面は未調整で、 7×7 本/cmの布目が残存する。
- その他** 側面が残存しない個体のなかに、広端面ではE型式が認められる。
- 格子叩きⅢ** b型式・e型式・n型式・m型式の4タイプが認められる。このうち、1120においては、b型式とe型式の2型式が認められる。
- b型式** 1120（図版69・写真図版166）の1点のみである。ヘラ削り後ナデ調整が施されている。広端部も残存し、E型式により仕上げられている。ヘラ削りのみ施されている。
- e型式** 1120の1点出土している。1120はヘラ削り後ナデ調整が施されている。ヘラ削りのみのものも出土している。広端部が残存するものも出土しており、G型式により整形されている。ヘラ削りのみ施されている。凹面は未調整で、 5×5 本/cmの布目が残存するとともに、糸切り痕が顕著である。
- n型式** 1119（図版69・写真図版166）の1点のみである。ヘラ削りのみ施されている。狭端部も残存し、M型式により仕上げられている。ヘラ削りのみ施されている。凹面は未調整で、 6×6 本/cmの布目が残存するとともに、糸切り痕が顕著である。また、凸面は叩き整形後、狭端部付近を中心に、板ナデが施されている。
- m型式** 1点出土している。ヘラ削りのみ施されている。凹面は未調整である。
- 格子叩きIV** n型式・s型式・v型式の3タイプが認められる。
- n型式** 最も多く出土している。1157を除いては、ヘラ削りのみ施されている。1157（写真図版176）は、ヘラ削り後、ナデ調整が加えられている。1157は広端部が残存し、A型式により整形されている。側面同様、ヘラ削り後ナデ調整が加えられている。この他、G型式に

より整形されているものも出土している。

凹面はいずれも未調整で、 $5 \times 5/\text{cm}$ と $7 \times 5/\text{cm}$ の布目が認められる。

s型式 1123（図版71・写真図版168）の1点のみである。ヘラ削りのみ施されている。広端部も残存し、G型式により整形されている。側面同様、ヘラ削りのみ施されている。凹面は未調整で、 $6 \times 6/\text{cm}$ の布目が認められる。

v型式 1121と1122の2点（図版70：写真図版167・168）出土している。いずれもヘラ削りのみである。1121・1122ともに狭端部が残存し、1121はL型式、1122はM型式により整形されている。1121は、ヘラ削り後ナデ調整が加えられている。また、2点とも凹面は未調整で、 $6 \times 6/\text{cm}$ の布目が認められる。

格子叩きV d型式が認められる。

d型式 1点出土している。ヘラ削りのみ施されている。狭端面が残存し、M型式により整形されている。凹面は未調整で、 $4 \times 4/\text{cm}$ と $5 \times 5/\text{cm}$ の布目が認められる。

この他、端面がC型式によるものも出土している。ヘラ削りのみで、凹面には $5 \times 5/\text{cm}$ の布目が認められる。

格子叩きVI t型式の1タイプが認められる。1点のみ出土している。ヘラ削りのみが施されている。凹面は未調整である。

格子叩きVII b型式・c型式・e型式・f型式・m型式・q型式の6タイプが認められる。

b型式 f型式とともに、最も多くみられる整形法である。いずれもヘラ削りのみ施されている。1124（図版71・写真図版169）は広端部・狭端部とともに残存し、いずれもF型式により整形されている。この他狭端部が、B型式、M型式により整形されたものが出土している。さらに、1125（図版72・写真図版167）は広端部が残存し、F型式により仕上げられている。側面整形同様、狭端部・広端部の整形は全てヘラ削りのみである。

凹面は、わずかにナデ調整が施されているものも認められるが、基本的には未調整で、 $5 \times 5/\text{cm}$ ・ $7 \times 7/\text{cm}$ ・ $7 \times 6/\text{cm}$ ・ $8 \times 8/\text{cm}$ と、多種の布目が認められる。

c型式 1158（写真図版166）は、ヘラ削りのみ施されている。他に、ヘラ削り後ナデ調整が加えられているものも出土している。1158は狭端面をB型式により整形されている。凹面は未調整で、 $6 \times 6/\text{cm}$ の布目が認められる。

この他、広端面がA型式により整形されたものも出土している。

e型式 1点のみ出土している。A型式による広端部とともに、ヘラ削りのみにより仕上げられている。凹面は未調整で、 $6 \times 6/\text{cm}$ の布目が認められる。

f型式 b型式とともに、最も多くみられる整形法である。一部ナデ調整が加えられたものを除いては、全てヘラ削りのみが施されている。狭端部は、B型式による整形が認められる。広端部が残存するものには、A型式が認められる。凹面はいずれも未調整で、 $7 \times 7/\text{cm}$ ・ $7 \times 6/\text{cm}$ ・ $9 \times 8/\text{cm}$ ・ $10 \times 10/\text{cm}$ と、粗密各種の布目が認められる。

m型式 1126（図版72・写真図版169）の1点のみである。B型式による狭端部とともに、ヘラ削りのみにより仕上げられている。凹面は未調整で、 $7 \times 6/\text{cm}$ の布目が認められる。

q型式 1127（図版72）が出土している。ヘラ削りのみが施されている。A型式による広端部も、ヘラ削りのみにより仕上げられている。この他、狭端部にF型式も認められる。凹面は未

調整で、 $5 \times 5/\text{cm}$ の布目が認められる。

格子叩きⅥ 一見したところ格子状を呈するが、各目が六角形状を呈する叩き目である。1129（図版73・写真図版170）1159の2点出土している。このうち、側面が残存するのは、1159のみで、U型式によっている。ヘラ削りのみで、ナデ調整は加えられていない。1129は狭端部が残存し、A型式により整形されている。凹面はいずれも未調整で、 $7 \times 7/\text{cm}$ の布目が認められる。

3. 縄目叩き

縄目叩き I h型式・o型式・x型式・w型式の4タイプが認められる。

h型式 1160（写真図版172）の1点のみである。ヘラ削りの後、ナデ調整が加えられている。E型式による狭端部は、側面同様、ヘラ削り後ナデ調整が加えられている。凹面はヘラナデ調整が施され、布目はほとんど認められない。

o型式 1130（図版73）の1点出土している。ヘラ削りのみ施されている。凹面は、未調整で、 $6 \times 6/\text{cm}$ の布目が認められる。

x型式 1131（図版73）の1点出土している。1131はヘラ削り（右→左）のみにより仕上げられている。狭端部が残存するものは、G型式により整形されているものも認められる。また、凹面はいずれもナデ調整が加えられている。 $5 \times 5/\text{cm}$ の布目が認められる。

w型式 1132（図版73）の1点出土している。ヘラ削りのみにより仕上げられている。他に、ヘラ削り後ナデ調整が加えられているものも認められ、残存する広端部は、N型式により整形されている。1132の凹面は、ヘラ削りにより仕上げられている。このため、布目（ $6 \times 6/\text{cm}$ ）がわざかに認められるのみである。

縄目叩き II l型式・m型式・r型式の3タイプが認められる。

l型式 1点のみ出土している。ヘラ削りのみ施されている。凹面は未調整で、 $6 \times 6/\text{cm}$ の布目が認められる。

m型式 1点のみ出土している。側面はヘラ削り後ナデ調整が加えられている。また、凸面は、叩き整形後、部分的にナデ調整もしくはヘラ削りが施されている。凹面は未調整で、 $5 \times 5/\text{cm}$ の布目が認められる。

r型式 1点のみ出土している。ヘラ削りのみ施されている。O型式による広端部が残存し、ヘラ削りのみ施されている。凹面は未調整で、 $9 \times 9/\text{cm}$ の布目が認められる。

4. 格子+平行

拓本を掲載できたのは、1133（図版74・写真図版171）の1点のみである。1133は、一部のみの残存であるが、狭端面から約8cmの範囲は格子状叩きのみで、以下を縦方向に平行叩きが施されている。側面は残存しないが、狭端部がG型式により整形されている。ヘラ削りのみ施されている。凹面は、 $4 \times 4/\text{cm}$ の布目が認められ、部分的にヘラナデが加えられている。

5. 正格子+縄目

正格子の叩きを全面に施した後、縄目叩きを部分的に施すものである。縄目の施し方に、縄目叩きを面的に施すものと、線的に施すものとが認められる。後者の典型例が、

1137である。側面整形は、b型式・c型式・e型式・m型式・l型式の5タイプが認められる。なかでも、c型式とm型式が多く出土している。

b型式 1135（図版74・写真図版171）の1点出土している。1135はヘラ削りのみであるが、ヘラ削りの後ナデ調整が加えられたものも認められる。1135は狭端部が残存し、N型式により整形されている。ヘラ削りのみである。

一方、広端部が残存するものには、B型式が認められる。ヘラ削りの後、ナデ調整が加えられている。凹面は未調整で、 $7 \times 7/\text{cm}$ の布目が認められる。

c型式 m型式とともに最も多く出土している。側面整形は、ヘラ削りのみの1139（図版76・写真図版173）とヘラ削り後ナデ調整を加える1140・1136（図版74・写真図版172）に分類できる。

狭端部が残存するのは1140（図版76・写真図版174）で、A型式により整形されている。1140は、側面同様、ヘラ削り後ナデ調整が加えられているが、ヘラ削りのみのものも認められる。一方、1139はF型式による広端部が残存し、ヘラ削りのみにより仕上げられている。広端部はA型式によるものも出土している。凹面は、全て未調整で、 $8 \times 8/\text{cm}$ の布目が認められる。

e型式 1137（図版75・写真図版173）の1点のみである。最も良好に残存する平瓦で、ほぼ完存する。格子叩きを右下→左上方向に7段にわたって施した後、縱方向に繩目叩きが3条施されている。両側面とも、ヘラ削りの後ナデ調整が加えられている。狭端部・広端部は、ともにB型式により整形され、ヘラ削りの後ナデ調整が加えられている。凹面は未調整で、布目・糸切り痕が顯著に残存するとともに、布縫ぎ目・横骨痕も顯著に認められる。

m型式 1138（図版76・写真図版172）・1162（写真図版175）の2点出土している。側面はいずれもヘラ削り（右→左）のみである。狭端部が残存するものはD型式によっており、ヘラ削りのみで仕上げられている。広端部が残存するのは、A型式とC型式（1138）により整形されている。いずれもヘラ削りのみである。凹面はいずれも未調整で、 $9 \times 9/\text{cm} \cdot 8 \times 8/\text{cm} \cdot 7 \times 7/\text{cm} \cdot 5 \times 5/\text{cm}$ と、各種の布目が認められる。

l型式 1141（図版77・写真図版174）・1163（写真図版175）の2点出土している。1141はヘラ削りのみであるが、1163はヘラ削り（右→左）後ナデ調整が施されている。1141は狭端部が残存し、A型式により整形され、ヘラ削りのみが施されている。一方1163は、広端部が残存しG型式により整形され、ヘラ削り後ナデ調整が施されている。凹面はいずれも未調整で、 $9 \times 9/\text{cm}$ の布目が認められる。

6. 繩目+格子+繩目

1161（写真図版173）の1点のみである。1161の側面はc型式、広端面はM型式により整形されている。側面・端面ともにヘラ削り（右→左）のみで仕上げられている。凹面は、部分的にではあるがナデ調整が加えられている。 $5 \times 5/\text{cm}$ の布目が認められる。

7. 斜格子+繩目

斜格子の叩きを全面に施した後、繩目叩きを部分的に施すものである。d型式とe型式が認められる。

d型式 1142（図版77・写真図版175）の1点のみである。ヘラ削りのみ施されている。狭端部が残存し、G型式により整形されている。これもヘラ削りのみである。凹面は7×7/cmの布目が認められ、一部ナデ調整が加えられている。

e型式 1143（図版77・写真図版174）の1点のみである。ヘラ削りのみ施されている。狭端部・広端部は残存せず、凹面は未調整で、6×6/cmの布目が認められる。

8. 無文叩き

凸面全面に板ナデ調整を施すものである。2点出土している（1180・1181）。このうち、側面が残存するのは1181で、e型式により整形されている。この瓦は、ヘラ削りのみで仕上げられている。1181は、狭端部も残存し、B型式により、ヘラ削りのみで仕上げられている。1180は、広端部のみ残存し、M型式により整形されている。弱いヘラ削りのみ施されている。いずれも凹面は未調整で、6×5/cm・7×7/cmの布目が認められる。

（3）焼成

今回報告する瓦は、還元焼成された須恵器のものとややいぶし気味に焼成されたもの2タイプが認められる。前者については、焼成が良好なものから不十分なものまで、顕著な差が認められる。ただし、全ての出土瓦を対象にこの比率を出すことはできなかった。このなかで、瓦がまとまって出土したSK25出土資料を対象に、焼成が良好なものと、不十分なものとの比率をだしてみたところ、焼成が良好なものはわずか30%である。これは、全体的な傾向とも大きく変わるものではない。

（4）布目

平瓦・丸瓦とともに、ナデ調整された一部の瓦をのぞいては、凹面に布目が残存する。布目の間隔を調べると、大きく1cmあたり4本×4本・5本×5本・6本×6本・6本×7本・7本×7本・8本×8本・7本×9本・8本×9本・9本×9本・10本×10本の10種類の布の使用が認められる。特に多いのが、5本×5本・6本×6本・7本×7本の3種類である。ただし、特定の凸面の叩き・側面整形・端面整形との相関関係を確認することはできなかった。

（5）小結

以上、凸面整形→側面整形→端面整形・布目・縫じ合わせの相互関係を分析し、工人組織の抽出が可能かどうか検討してきた。この結果、これらの分析要素間に特に強い相関関係を見出することはできなかった。ただし、量的に最も多く出土している平行叩きIにおいて、側面b型式-端面A型式の間に強い関係を見出せるようである。

このほか、一般的な傾向として、側面整形において、ヘラ削り後ナデ調整を加えるものは、端面整形においても、ヘラ削り→ナデ調整のパターンが認められた。また、ヘラ削りの方向を確認できるものについては、側面整形と端面整形の間で、その方向に一致が認められるものを、半数以上確認することができた。これらの、相関関係については、工人組

織としての抽出要素となるのか、工人個人の習慣に起因するのかについては、今後の課題といえよう。

VI. 鳥尾（図版77・写真図版177・178）

計3点出土している。いずれも鰭部分が小片で出土したにとどまり、図化できたのは、1145と1146の2点に限られる。いずれも、西播系鷲尾に分類されるものである。

1145は、ナデ調整により整形された鰭部2段分が残存し、その段差は5mmを測る。段下部における鰭厚は3.7cmを測る。内外面はヘラ削りにより、側面はヘラナデ調整により仕上げられている。6.5cm×11.9cm残存し、重量は480gを測る。焼成は良好である。

1146は、鰭1段分残存し、その段差は7mmを測る。段下段における厚さは2.1cmである。内外面ともナデ調整により仕上げられている。3.6cm×6.4cm残存し、重量は65gを測る。

この他、図化できなかったが、1178が出土している（写真図版178）。鰭部の2段分が残存するが、側面は残存しない。内外面ともヘラ削りにより仕上げられている。5cm×7cm残存し、重量は320gを測る。焼成は普通である。

菱田によると、3点とも7世紀後葉から8世紀初頭（古段階）に位置付けられている。

VII.まとめ

以上、軒丸瓦・軒平瓦・道具瓦・丸瓦・平瓦・鷲尾について、分類・分析を行ってきた。そこで、これらの分析を踏まえ、年代的な問題を中心にまとめていくことにする。

軒丸瓦・軒平瓦の分析結果から、今回報告する瓦類は、大きく3期（I期～III期）に分けることができる。

I期

素弁系の瓦と複弁系の軒丸瓦からなる。両タイプの瓦は、素弁系→複弁系と流れを追うことができ、前者を古段階、後者を新段階とすることができます。

古段階の年代については、法興寺跡（朝来郡和田山町）出土資料¹⁹が一つの手がかりとなる。当該資料は、八葉素弁蓮華文軒丸瓦で、遮弁に鎬が認められ、瓦当径に対して中房径が小さい点など、市之郷遺跡出土資料と類似点が多い。しかし、①弁端が朱文風に盛り上り、いわゆる「尾」認められ、②瓦当径に対する中房径がより小さい、などの異なる特徴も認められる。以上から、法興寺跡出土例の方が明らかに古く位置付けることができ、当該報告では7世紀中ごろまで遡る可能性が示唆されている。この他、多哥寺遺跡のA形式・B形式は、花弁中央に鎬が認められない当遺跡の12形式に類似するものであるが、7世紀後半に位置付けられている。²⁰

以上から、古段階については、7世紀後半に位置付けられるのではないかと考えられる。さらに、後述する新段階の年代観から、7世紀第3四半期まで遡る可能性も考えられる。この年代観については、先に（第4章第3節）で市之郷廃寺に関連するのでとえたS D22・S D23出土土器の年代観ともほぼ一致するものである。

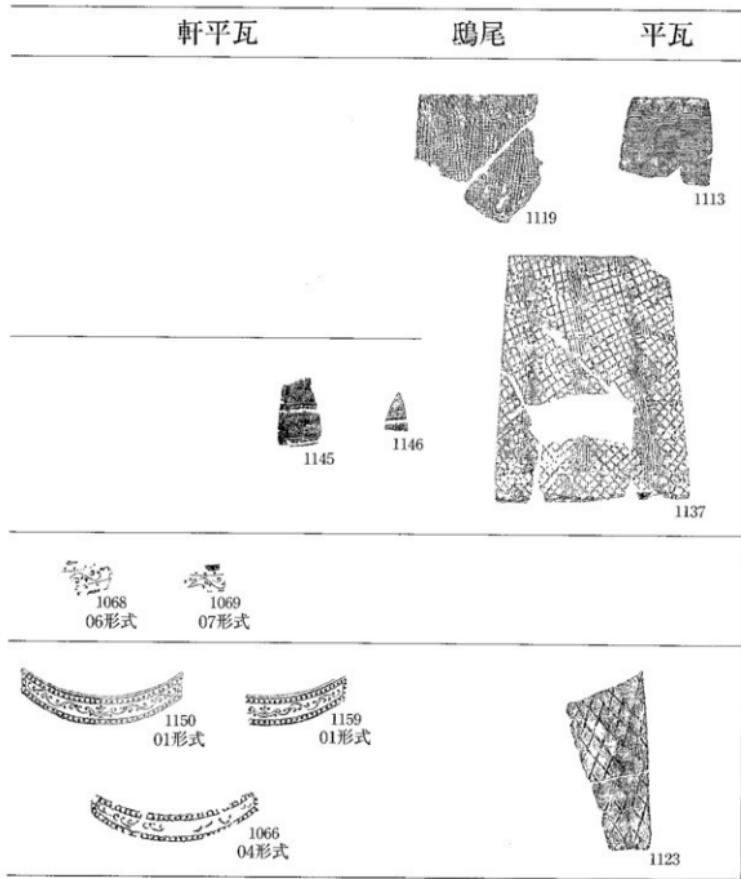
新段階については、奥村廃寺出土例・多哥寺遺跡出土例・辻井廃寺出土例・野口廃寺出土例が参考となる。奥村廃寺出土例については、当該報告のなかで、7世紀末に位置付けられている。また、多可寺廃寺の報告においては、F型式として報告されているものが、

時期	軒丸瓦								
古									
I 期									
新									
II 期									
III 期									

第262図 瓦の変遷（軒丸瓦）

今回報告する複弁系瓦である。当該報告では年代的検討が行われ、680年以降に位置付けられている。以上から、新段階については、7世紀末を中心とした時期に位置付けられるものと考えたい。ただし、軒丸瓦25形式とした見野庵寺と同文の瓦についても、当段階に位置付ける。このため、当該期については、8世紀初頭までの幅をもたせて考えたい。

以上の年代観から、鶴尾についても当段階に位置付けることができる。なお、軒平瓦については、当該期においては認められない。素紋の平瓦の存在も想定されるが、今回報告する資料の中に、認めるることはできなかった。この他、平瓦については、法興寺跡においては凸面平行叩きの瓦が、多哥寺遺跡においては正格子・斜格子叩きが、それぞれ伴うよ



第263図 瓦の変遷（軒平瓦・鴟尾・平瓦）

うである。したがって、本遺跡出土の平行叩き・格子叩きの多くは、当該期に位置付けられるのではないかと考えられる。

Ⅱ期 いわゆる国府系瓦の段階である。今里幾次によると、市之郷遺跡からは長坂寺式と北宿式の軒丸瓦・軒平瓦、古大内式と本町式の軒丸瓦が出土しているようである。⁴⁴しかし、今回報告する資料で確認できるのは、長坂式の軒丸瓦（15形式）と軒平瓦（06形式・07形式）に限られる。量的にもわずかである。8世紀後半を中心とした時期が考えられる。

Ⅲ期 軒丸瓦（13形式）と軒平瓦（01形式・04形式）が該当する。軒丸瓦の出土量はわずかであるのに対して、今回報告する軒平瓦のはとんどが当該期に位置付けられる。軒平瓦は、

瓦当厚が狭く外区の朱文の間隔が前段階より狭くなっている点が特徴的である。先に示した軒丸瓦の年代観から、9世紀中葉に位置付けられる。

なお、平瓦のなかに、焼し気味に焼成された一群が認められたが、これらの瓦については、当該期に位置付けられるのではないかと考えられる。凸面の叩きは大型の斜格子である。

以上をまとめたのが、第262図と第263図である。これによると、少なくとも市之郷庵寺は、7世紀第3四半期には創建され、9世紀中葉までは存続したことが理解できる。7世紀第3四半期の創建については、飾磨郡内では最も古く位置付けることができる。

〔註〕

- (1) 奈良国立文化財研究所「奈良国立文化財研究所基準資料I 瓦編」1974
- (2) 星野惣二「鎧瓦製作と分割型」「考古学雑誌」第67巻第2号 1981
- (3) 今里幾次「山陽道播磨国の瓦葺駅家」「兵庫県の歴史」兵庫県 1974
- (4) 今里幾次氏の御教示による。
- (5) 今里幾次「辻井遺跡」1971
- (6) 今里幾次「龍野市奥村庵寺の古瓦」「奥村庵寺－調査の概要と出土瓦の研究－」龍野市教育委員会 1997
- (7) 井内 澄「野口庵寺」「播磨の古瓦資料Ⅲ」1973
- (8) 今里幾次氏の御教示による。今里幾次「古瓦からみた播磨国府寺」「兵庫史学」33 兵庫史学会 1963
- (9) 前掲(3)
- (10) 上原真人「恭仁宮跡発掘調査報告書 瓦編」京都府教育委員会 1984
- (11) 菊田哲郎「出土遺物 1瓦」「多哥寺遺跡」兵庫県多可郡中町教育委員会 1995
- (12) 大脇 澄「研究ノート 丸瓦の製作技術」「奈良国立文化財研究所学報 第49冊 研究論集Ⅸ」奈良国立文化財研究所 1991
- (13) 前掲(12)
- (14) 五十川伸矢「古代瓦生産の復原」「考古学メモワール」京都大学考古学メモワール編集委員会 1980
- (15) 前掲(12)
- (16) 菊田哲郎「鶴尾の生産と地域色－東播系と西播系の鶴尾」「古代文化」第40巻第6号 1988
- (17) 田畠 基「法興寺跡」和田山町教育委員会 1998 なお、当該資料に関しては、朝来郡広域行政事務組合田畠氏の御好意により、実見することができた。
- (18) 菊田哲郎「考察 多哥寺創建瓦について」「多哥寺遺跡」兵庫県多可郡中町教育委員会 1995
- (19) 西川雄大「遺構・遺物の検討 出土瓦の検討」「多哥寺遺跡Ⅱ」兵庫県多可郡中町教育委員会 1997
- (20) 今里幾次「龍野市奥村庵寺の古瓦」「奥村庵寺－調査の概要と出土瓦の研究－」龍野市教育委員会 1997
- (21) 前掲(6)

第5章 遺構のまとめ

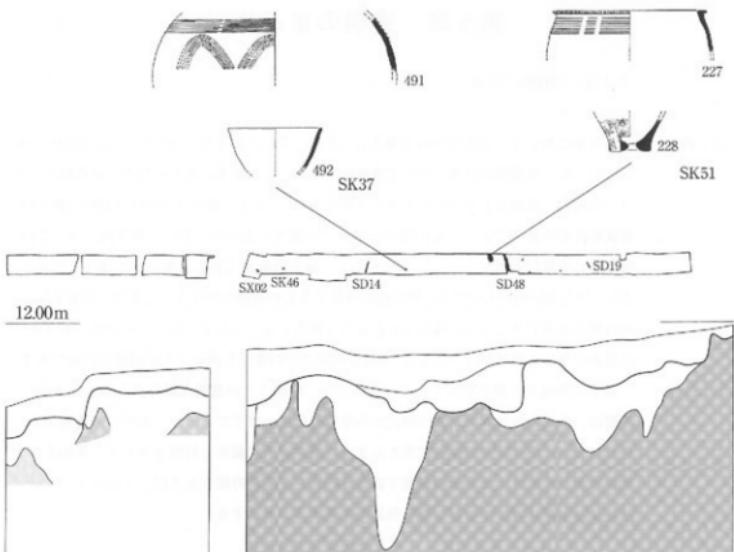
第1節 遺構の変遷

はじめに 第3章において、遺構について報告してきた。また、第4章において、出土遺物の分析をとおして、各遺構の時期について検討してきた。この結果、弥生時代から室町時代にかけての遺構・遺物をあきらかにすることができた。しかし、第3章における遺構の報告は、地区単位での報告であり、かつ検出面単位での報告であった。特に、検出面については、層位的に明確に分離できないにも関わらず、検出の便宜上異なる面として報告してきた。また、同じ地区内においても、層位的に分離できるのは部分的なものであり、結果として、同時期の遺構が異なる面で検出されたような報告となってしまった。このため、第3章での報告がかなり複雑なものになり、明確な時期ごとの変遷を迫ることが困難な状況である。

以上の問題点の解消を図るべく、本節では、時期ごとの遺構変遷をまとめていきたい。時期は、先述したように、弥生時代から室町時代にかけてであるが、必ずしも連続するものではない。第4章での検討結果をふまえ、既往の土器編年と対照させると、第46表のようになる。そして、第4章の各節で設定・呼称してきた時期をもとに、下記のように弥生時代から室町時代までを第1期～第20期と称することにする。

第46表 検出時期一覧表

時代	細分時期	主要な編年			市之郷遺跡
		弥生土器	土師器	須恵器	
弥生時代	前期	I様式			前期 第1期
	中期前半	II様式			+
	中期中葉	III様式			中期中葉 第2期
	中期後半	IV様式			中期後半 第3期
	後期前半	V様式			後期前半 第4期
	後期中葉	V様式			+
	後期後半	V様式			+
	後期末	庄内式			庄内平行期 第5期
		布留式			+
古墳時代	前期		2段階(辻編年)	TG 2 3 2	I期 第6期
	中期前半		3段階(辻編年)	TK 7 3	II期(古) 第7期
				TK 2 1 6	II期(新) 第8期
	中期後半		4段階(辻編年)	TK 2 0 8	III期 第9期
			5段階(辻編年)	TK 2 3 · TK 4 7	IV期 第10期
	後期前半			MT 1 5	+
	後期後半				+
飛鳥	後期末			TK 2 0 9	TK 2 0 9 第11期
				TK 2 1 7	TK 2 1 7 第12期
白鳳	TK 4 6			TK 4 6	TK 4 6 第13期
奈良時代					奈良時代 第14期
平安時代	前期				平安時代前期 第15期
	中期				+
	後期				平安時代後期 第16期
鎌倉	前期				中世Ⅰ期(前) 第17期
	中期				中世Ⅰ期(後) 第18期
	後期				+
室町	中世Ⅱ期				中世Ⅱ期 第19期
	中世Ⅲ期				中世Ⅲ期 第20期



第264図 第1期の遺構（A～D区）

第1期（弥生時代前期）

遺構検出範囲 C・D区に限られる。C区はS X02に限られる。また、遺構に伴わない遺物の出土も当該地区に限られる。このため、他の地区での当該期の遺構が存在した可能性は低いものと考えられる。ただし、E区に関しては、後述（次節）するように、その周間に当該期の遺構・遺物が存在する可能性が考えられる。

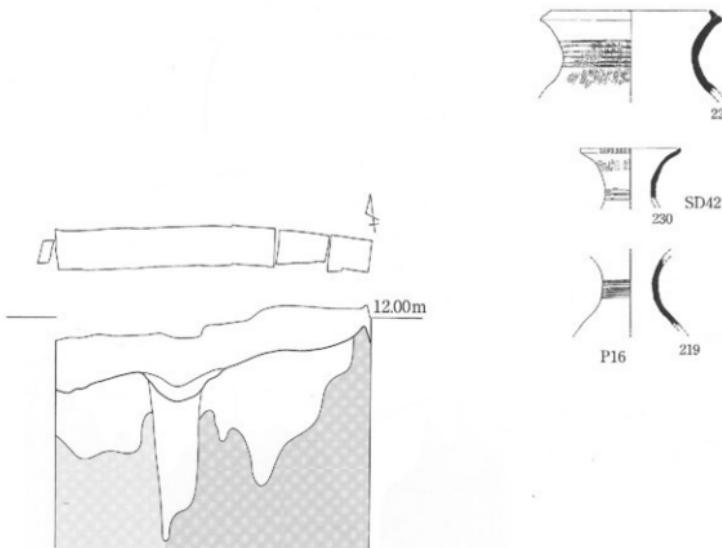
検出面 D区の第1面と第2面に層位的に分かれる地区においては、第2面において検出されている。この他、第1面と第2面が層位的に同じ箇所においても、当該期の遺構が検出されている。

検出遺構 柱穴・墓・土坑・溝が検出されている。

柱穴 P 16の1穴のみである。

墓 C区で検出したS X02の1基のみである。当該期の埋葬遺構の検出例は、多くではなく、插磨では、美乃利遺跡で検出されている¹⁰⁾。

土坑 S K37・S K46・S K50・S K51・S K52・S K53が該当する。後述する溝状遺構とは異なり、当該期の遺構面のなかでも微高地状を呈する箇所で検出されている。凹地で検出されたS K51に関しても、溝状遺構に近いものである。土坑の多くは小規模で、遺物の出土もわずかである。このため、遺構の性格を明確にすることは困難である。



第265図 第1期の遺構（E区）

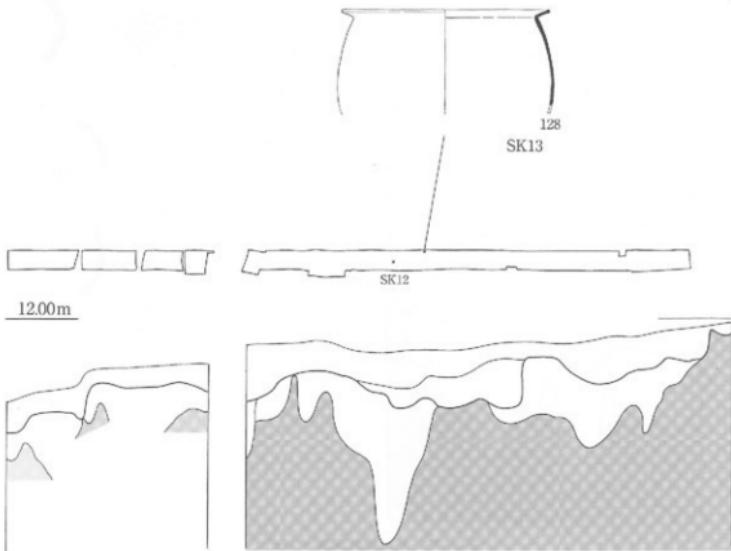
溝 S D14・S D16・S D19・S D48・S D49が該当する。これらの遺構は、当該期の遺構面から復元される凹地部分で検出されている。

この他、S D42からも出土しているが、当該遺構に伴うものではなく、当遺構が埋められるに際して、混入したものと考えられる。

出土遺物 土器に限られる。器種としては、壺が多く、甕はわずかである。いずれも小片での出土で、量的にも少ないことから、廃棄された状況を示すものではないと考えられる。

景観復原 主な検出遺構は、埋葬遺構・土坑・溝である。土坑・溝に関しては機能を明らかにできるものはない。以上から、当該期の集落の中心部から離れた周縁的様相を示している。

詳細時期 土器の特徴から、弥生時代前半～中期初頭に位置付けられる。



第266図 第2期の遺構（A～D区）

第2期（弥生時代中期中葉）

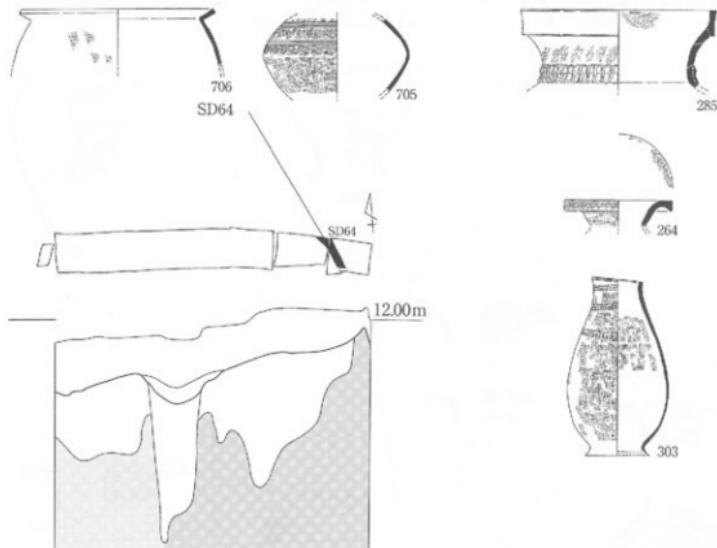
遺構検出範囲 C・D区とE区で検出されている。包含層に伴う遺物はD区に限られる。A区については、当該期の遺構が存在した可能性はわずかである。

検出面 D区の第1面と第2面に層位的に分かれる範囲においては、第1面において検出されている。後述する弥生時代中期後半の遺構が、第1面と第2面とに層位的に分かれる箇所において、多くが下層の第2面で検出されており、時期と検出面の関係に齟齬が生じている。これは、層位的には第1面で検出されるべき遺構であったが、調査能力の問題から、第2面で検出される結果となったものと考えられる。したがって、当期以降の遺構に関しては、第1面に伴う遺構として理解していくことにする。

検出遺構 土坑と溝が検出されている。

土坑 SK12とSK13が検出されている。いずれもD区で検出されたものであるが、小規模な遺構である。土器をわずかに含む程度である。このため、遺構の性格を明らかにすることは困難である。

溝 E区でSD64が検出されている。人為的に疊層を深く掘り込んで掘られた溝で、その規模もしっかりしていることから、当該期の集落のなかで、重要な機能を果たしていたものと考えられる。また、SD58も当該期までさかのほる可能性が考えられる。



第267図 第2期の遺構（E区）

出土遺物 遺構に伴うのは土器に限られる。ただし、包含層から出土している石器についても、一部は当該期に位置付けられるのではないかと考えられる。

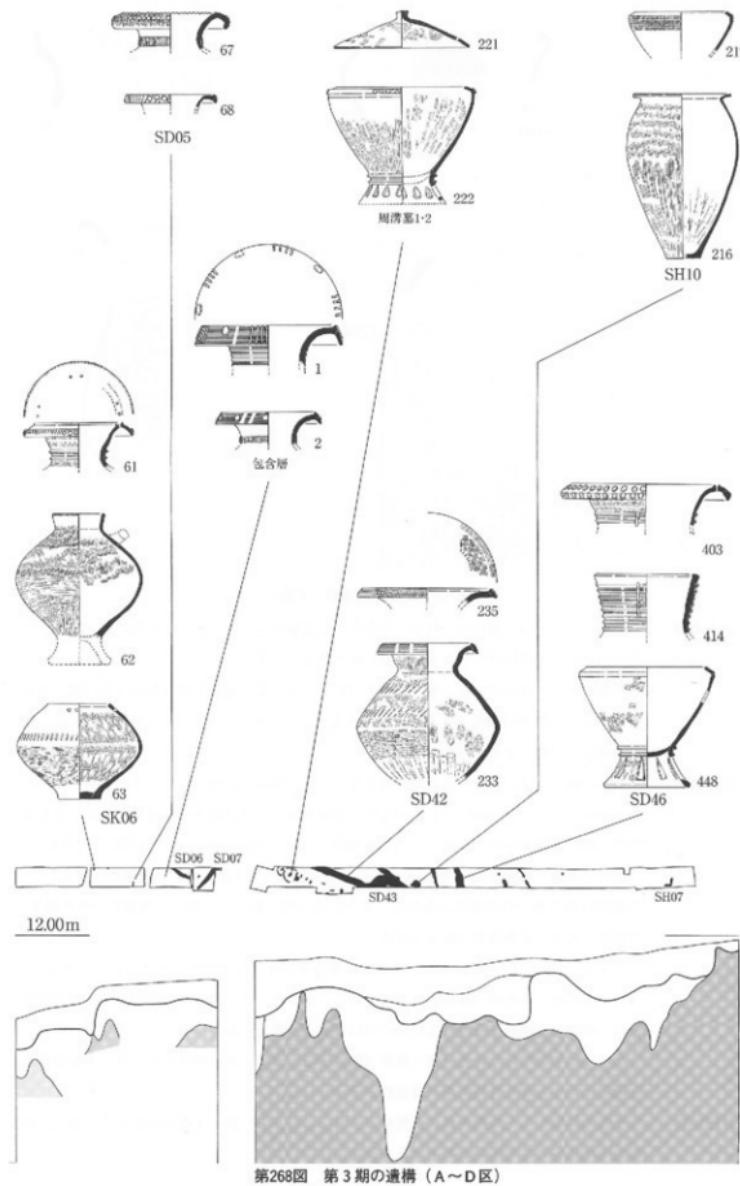
土器は多くはないが、壺と甕が出土している。この他、遺構自体は後続する時期のものであるが、当期の特徴を示す壺が数点出土している。なかでも、303の水差形土器は、浜津地域からの搬入と考えられる。

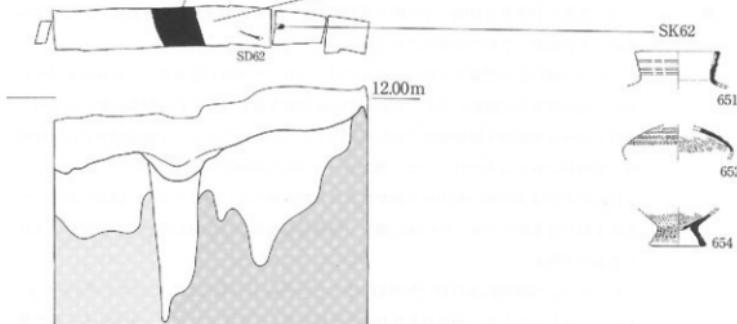
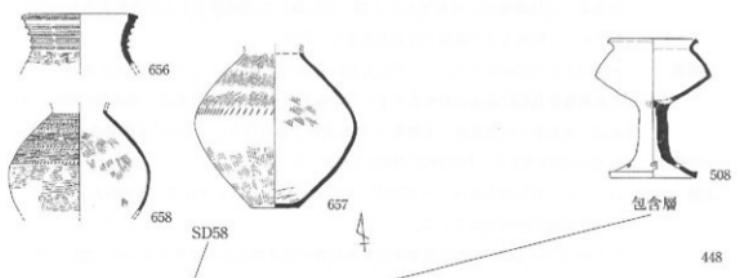
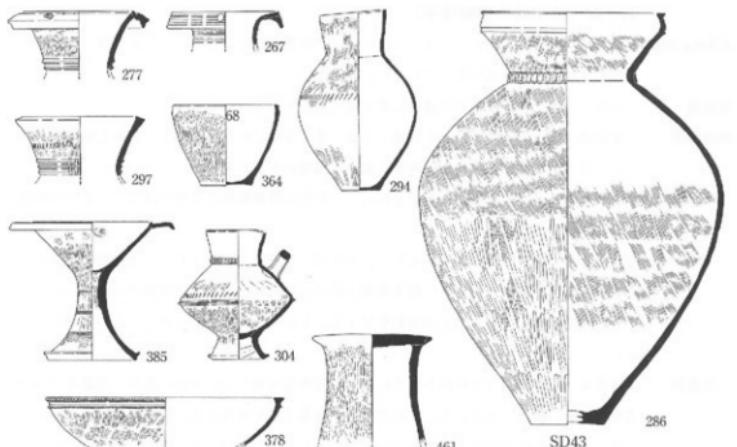
景観復原 土坑と溝がわずかに検出されたに過ぎない。このなかで注目されるのが、E区で検出したSD64である。SD64は、E区のなかでも東端部の、当該地区では遺構面のレベルが最も高い箇所で検出されている。一方、E地区では、SD64以外では、包含層をも含めて、当該期の遺構・遺物は検出されていない。また、第1章第1節における微地形の復元から、当遺構は微高地の中央付近にあたる。また、第5図で復元した周辺の微地形分析の結果、当地区的東側にも微高地が推定される。

以上から、SD64の北側もしくは東側に集落が存在する可能性が考えられる。そして、SD64が明確に人为的に掘削された溝であることから、その断面形が逆台形である点を除けば、環濠的な機能を果たしていたのではないかと考えられる。

SD58については、後述（第5章第2節）するように、完新世段丘IIに伴う氾濫原の埋没過程に形成された自然河川の可能性が考えられる。

詳細時期 土器の特徴から、中期中葉に位置付けられる。ただし、出土土器が少ないとから、後続の中期後半により近いものと考えられる。





第269図 第3期の遺構（E区）

第3期（弥生時代中期後半）

- 遺構検出範囲** C・D区とE区に加えて、A-2区～B区で検出されている。A-1区では、包含層からも当該期の土器は見つかっていない。
- 検出面** 先述したように、当該期の遺構は第1面に対応する。
- 検出遺構** 住居跡・周溝墓・木棺墓・土坑墓・土坑・溝と多岐にわたる遺構が、数多く検出されている。特に、遺構の分布がD区西部に集中する傾向が認められる。
- 住居跡** S H07とS H10が該当する。いずれも、地形的には微高地中央部ではなく、その周縁部にあたる位置で検出されている。
- S H10については、平面凹形を呈し、中央部にイチマル土坑を有し、当該期の西播磨を中心とする特徴的な住居跡である。⁽⁴⁾ 第4章第1節においてIV-2期に位置付けられている。
- S H07については、平面形が方形を呈すことから、S H10より新しいものと考えられる。
- 周溝墓** 周溝墓1と周溝墓2が検出されている。両周溝墓は切り合い関係にあり、周溝墓2→周溝墓1の順に構築されている。それぞれ、木棺墓1基を埋葬主体としている。特に周溝墓1は、比較的良好に検出できたが、その平面形は、円形なのか方形なのか明確にできない。⁽⁵⁾ 西播磨さらには中部瀬戸内に優勢な円形周溝墓と畿内に優勢な方形周溝墓の混交形態と理解したい。
- 周溝墓1の周溝墓内に供獻された土器、特に鉢Cは西播磨を中心に分布するものであることから、被葬者は当地域の有力者と考えられる。
- 木棺墓** S X03とS X05が該当する。いずれもD区西部で検出されている。小口穴を有し、小口板と長側板をH形に組み合わせるタイプの組み合わせ式木棺墓である。当該期の同様の木棺墓は、東有年・沖田遺跡（赤穂市）、坂元遺跡（加古川市）においても検出されている。
- 土坑墓** S X04が該当する。D区西部で検出されている。
- 土坑** A-2区～B区でS K06～S K10が、C・D区でS K37～S K45・S K47～S K49が、E区でS K62が検出されている。
- S K06については、土器を廻棄するために掘り込まれたものと考えられる。他の土坑に関しては、その性格・機能を明確にできるものは認められない。
- 溝** A-2区～B区でS D04～S D06・S D07が、C・D区でS D42～S D47が、E区でS D58・S D62が、それぞれ検出されている。
- これらの溝のなかで最も注目すべきものは、S D42とS D43である。これらの溝はS D44とともに切り合い関係にある。S D44からは良好な資料は得られていないが、S D42とS D43からは大量の土器が廻棄された形で出土している。これらの土器は完全には同時期の一括資料といえるものはないが、概ねIV-1期に位置付けられるものである。ただし、S D43の中にはより古い形式の土器が含まれるのに対して、逆にS D42にはより新しい形式の土器が含まれている。これは、調査で確認したS D43→S D42の切り合い関係を支持するものである。
- 以上から、当該期にS D44→S D43→S D42と掘り直されていったものと考えられる。また、一見したところ、S D42とS D07とは直交関係にある。しかし、両者がセットで機

能していたかどうかについては、明確にできない。

他の溝に関しては、その性格を明らかにできるものは認められない。E区のS D58に関しては、段丘崖の埋没の一過程を示すものと考えられる。

出土遺物 土器と石器が出土している。その出土範囲は、A-2区～E区と、遺構の検出範囲とは一致する。E区に関しては、S D58より東側のみから出土している。

土器 今回報告する土器のなかで、当該期の土器が最も多く出土している。壺・甕・鉢・高杯等と各器種が出土しており、中播磨地域における当該期の良好な資料と位置付けることができる。

石器 S H01・S D43・S D46から出土している。石器が主な器種で、サスカイト製の打製石器である。この他、A-2区～E区の包含層からも、石錐・石錐・石包丁等が出土しているが、その大半は当該期に位置付けられるものと考えられる。いずれも、サスカイト製の打製石器である。特に、打製石包丁に関しては、中部瀬戸内に分布が認められるものであり、逆に磨製石包丁が出土していない点に、当遺跡の地域性が表れているものと考えられる。

景観復原 まず、周溝墓1・周溝墓2の東側に木棺墓と土坑墓の分布が認められる。これらの主軸方向と周溝墓主体部の主軸方向とが、ほぼ一致する。以上から、これら周溝墓・木棺墓・土坑墓によって、当該期の墓域が形成されていた（第111図）ものと考えられる。遺構検出面から復元される微地形において、微高地上に立地している点が注目される。

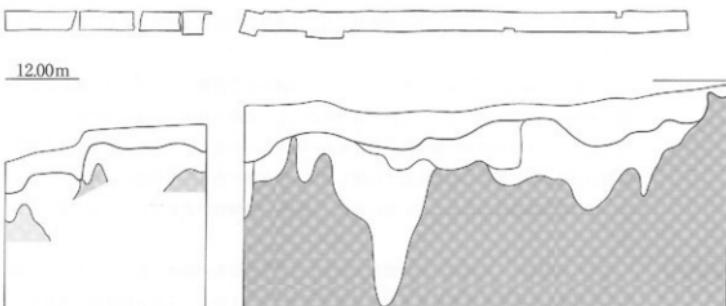
一方、上記の墓域の東側にはS H10が存在する。土器からみると、時期的に周溝墓1よりも若干新しい傾向にあるが、S H10を含む集落が墓域の主体をなしたものと考えられる。そして、両者の間に所在するS D42・S D43が、これらの生活域と墓域を区画していたものと考えられる。

以上から、D区の西側を中心に、墓域と生活域をセットで復元することができる。ここで、墓域に対して居住域のほうが微地形的に低い位置に立地している点が特徴的である。

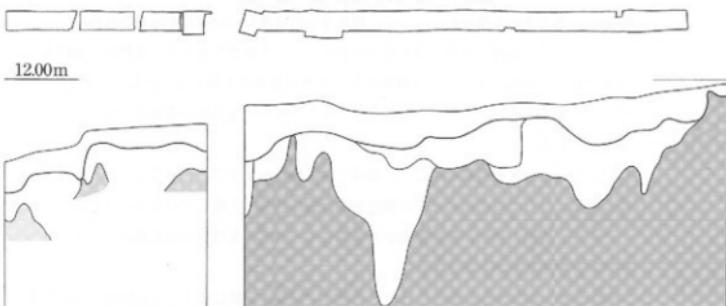
この他、遺構・遺物の検出傾向から判断して、E区のS D58の北東側にも、もう一つの集落が存在するものと考えられる。

他の遺構、特に土坑に関しては、その性格・機能を明確にすることは困難である。多くは、微地形的に凹地部分に集中する傾向が認められる。

詳細時期 土器の特徴から、弥生時代中期後葉に位置付けられる。ただし、出土土器から、IV-1期を中心IV-3期まで、時期幅をもつものと考えられる。遺構間の切り合い関係も、このことを反映しているものと考えられる。



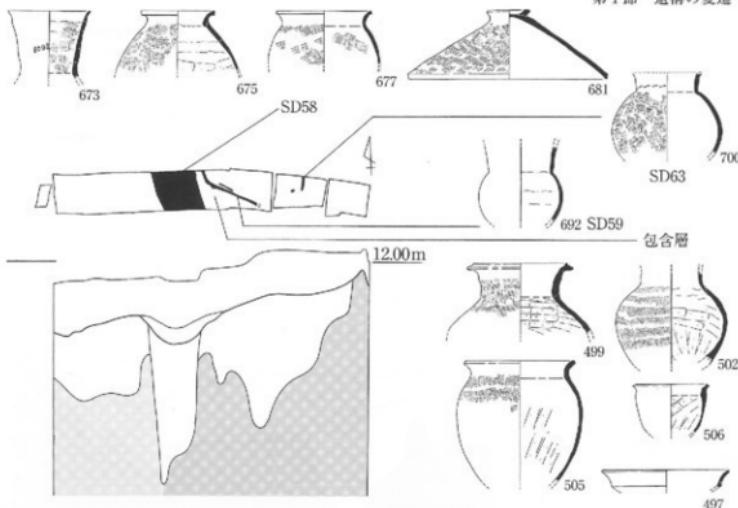
第270図 第4期の遺構（A～D区）



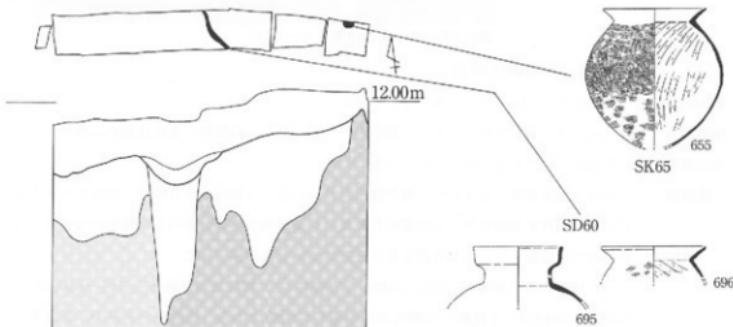
第271図 第5期の遺構（A～D区）

第4期（弥生時代後期前半）

- 遺構検出範囲 当該期遺構は、E区に限られる。土器の出土範囲も、E区に限られる。
- 検出面 E区のみで検出されているため、検出面には変化は認められない。
- 検出遺構 土坑と溝に限られる。
- 土坑 S K63・S K64の2基が検出されている。
- 溝 S D58・S D59・S D61・S D62・S D63が検出されている。溝に関しては小規模なもので、その性格・機能を明らかにすることはできない。
- 出土遺物 土器が出土している。遺構に伴わない土器は、S D58より東側から出土している。
- 景観復原 小規模な遺構が散在する程度で、周縁的な様相を示している。
- 詳細時期 後期初頭から前半にかけての時期に位置付けられる。



第272図 第4期の遺構（E区）



第273図 第5期の遺構（E区）

第5期（弥生時代末期）

遺構検出範囲 前期同様、E区に限られる。

検出面 前期同様、検出面には変化は認められない。

検出遺構 土坑と溝に限られる。

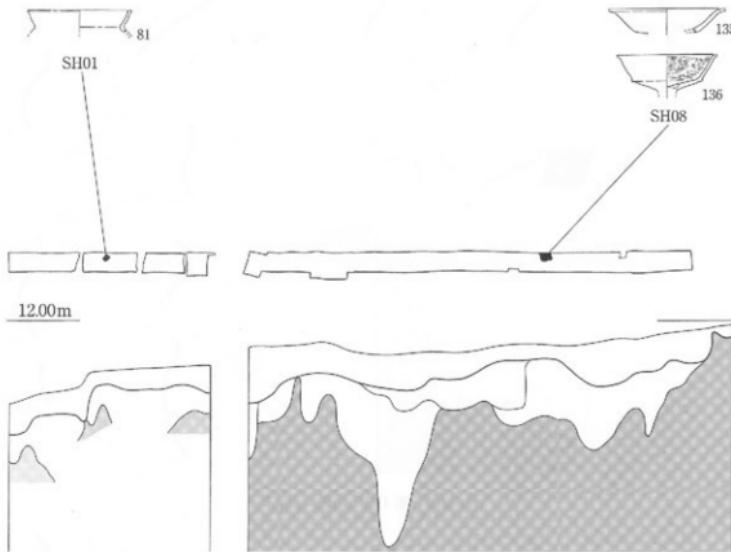
土坑 SK65の1基のみが検出されている。

溝 SD60のみが検出されている。小規模なもので、その性格・機能を明らかにすることはできない。

出土遺物 庄内式土器が出土している。

景観復原 遺構が溝・土坑各1基に限られ、周縁的な様相を示している。

詳細時期 庄内併行期に位置付けられる。



第274図 第6期の遺構（A～D区）

第6期（古墳時代中期）

遺構検出範囲 A - 2区～E区にかけて検出されている。

検出面 D区では、第1面が対応する。他の地区においては、前段階と変化は認められない。

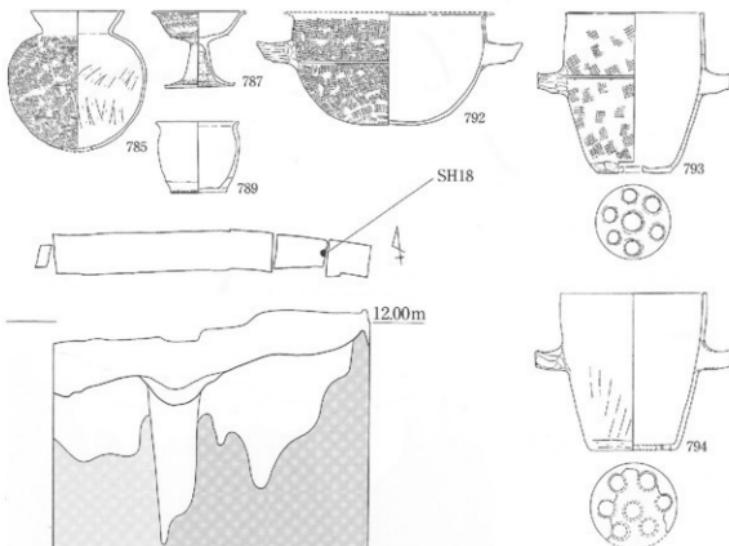
検出遺構 住居跡・柱穴・溝が検出されている。

住居跡 S H01・S H08・S H18の3棟が検出されている。S H01とS H08は、ともに平面方形を呈し、残存する限りカマドは認められない。遺構面から復元される微地形のなかで、比較的高所に立地している。後述するS H18についても同様である。

S H18は、その規模が $2.70\text{m} \times 3.00\text{m}$ (7.28m²) と、同時期の住居跡S H01 (8.90m²)・S H08 (20.68m²) と比較して明らかに小型の住居跡である。他地域の遺跡で、渡来系の人によると考えられる堅穴住居の規模と比較すると、窪木薬師遺跡⁽⁴⁾で 16.7m^2 ($4.6\text{m} \times 3.6\text{m}$)、淡河中村遺跡⁽⁵⁾で 19.55m^2 、と渡来系もしくはその可能性が考えられる住居のなかでも小型である。また、S H18の主柱穴が2本である点も、渡来人住居の特徴として指摘できるのではないかと考えられる。

S H18のもう一つの特徴は、S H01・S H08とは異なり、カマドを伴うことである。このカマド内を中心に韓式土器がまとまって出土しており、そのセット関係は、今津啓子の基準によると渡来系の住居跡と判断される。また、これらの韓式土器から、5世紀中葉以前に位置付けることができ、亀田修一による渡来人と結びつける重要な要素をみたすことになる。

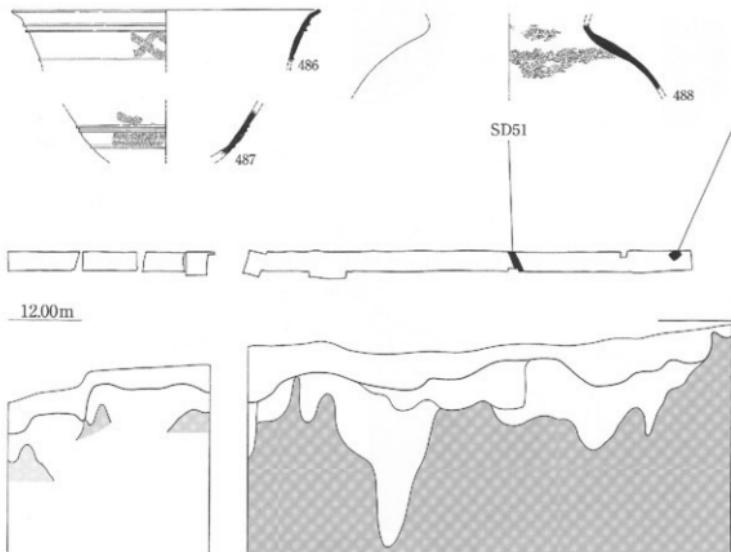
また、当住居跡内で検出されたカマドは、5世紀中葉以前に位置付けることができ、川島遺跡⁽⁶⁾とならんで、播磨における初期のカマドと位置付けることができよう。カマドと渡



第275図 第6期の遺構（E区）

来人との関係を考えるうえでも、良好な資料と考えられる。

- 柱穴** P 23の1穴のみ検出されている。
- 溝** D区でS D20が検出されている。土坑の可能性も考えられる。主軸方向が、比較的近接して検出されたSH08とほぼ同じことから、SH08との関連性が考えられる。
- 出土遺物** 土師器・須恵器・韓式土器が出土している。
SH18から出土した韓式土器に関しては、瓶・鍋・平底鉢が完形に近い状態で、しかもセットで出土している点が注目される。焼失した状態で検出された住居跡であることから、当該期の韓式土器の良好な一括資料と位置付けることができる。当該期の播磨ではこのような良好な資料は認められない¹³とされていただけに、この認識を覆す良好な資料といえよう。
- S H01・SH08から出土した土師器に関しては、SH18から出土した土師器に類似するものである。一方、SD20については、SH08との関係から当該期に位置付けたものである。このため、当該遺構から出土した須恵器は、今回報告する須恵器のなかで最も古く位置付けることになる。ただし、報告した須恵器の壺に関しては体部のみで、確実に時期を特定できるものではない。したがって、当該期より新しく位置付けられる可能性も示しておきたい。
- 景観復原** 住居跡が3箇所に散在する形で形成されている。調査区が東西に細長い形状で、面的に捉えることは困難である。少なくとも、3単位からなる集落が形成されていたものと考えられる。
- 詳細時期** 古墳時代Ⅰ期に位置付けられる（第4章第2節）。



第276図 第7期の遺構（A～D区）

第7期（古墳時代中期）

遺構検出範囲 D区に限られる。

検出面 遺構を検出した箇所は、第1面と第2面に層位的に分離しない地区にあたる。

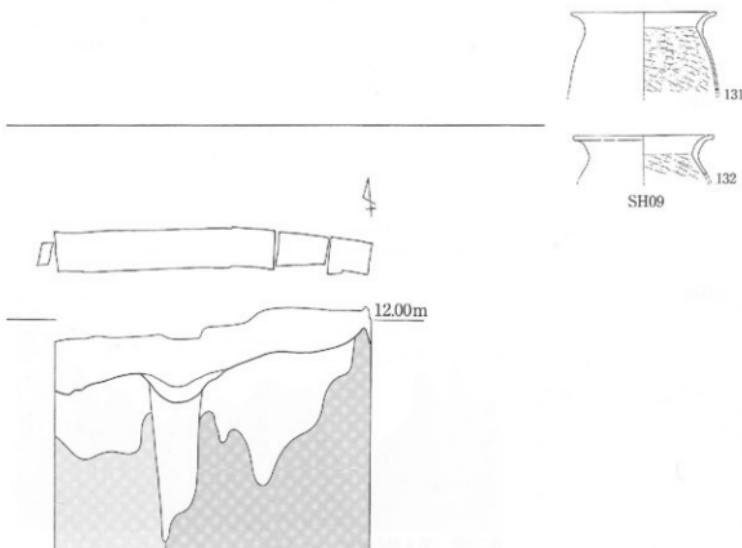
検出遺構 住居跡と溝が検出されている。

住居跡 S H09の1棟が検出されている。D区の東端部にあたり、遺構検出面から復元される微地形上、比較的の高所に立地する。平面形は方形を呈し、前代のS H18よりその規模は大きいが、検出した範囲内ではカマドは認められない。

溝 S D51がD区のほぼ中央部で検出されている。S H09同様、比較的良好な立地で検出されているが、その検出状況から判断して、流路的な性格が強いのではないかと考えられる。

出土遺物 須恵器と土師器が出土している。

S D51からは須恵器のみが出土し、土師器は出土していない。S D51から出土した須恵器は、器台と壺からなる。これらの須恵器は、播磨における初期須恵器に位置付けられるものである（第4章2節）。前期のS D20出土須恵器を除くと、今回報告する中で、確実に最も古く位置付けることができる資料である。



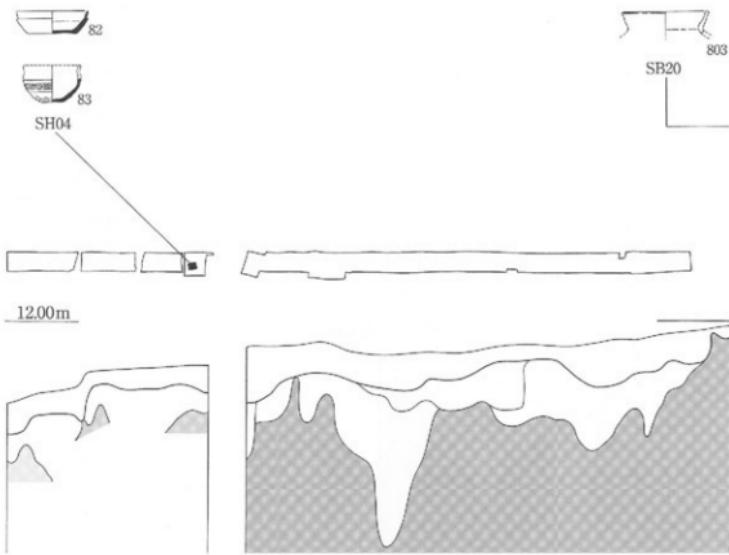
第277図 第7期の遺構（E区）

この須恵器は、当遺跡の南東約1.5kmに所在する宮山古墳と時期的に近いものである。宮山古墳とは距離的には近いが、宮山古墳は山塊の東側に位置し、市之郷遺跡から直接見ることはできない。また、当時の市川がどこを流れていたのかも問題である。宮山古墳の被葬者と市之郷遺跡の関係については、今後の課題といえよう。

逆に、SH09からは土師器のみが出土している。第4章第2節における検討結果から、当該期に位置付けられたものである。

景観復原 前段階とは異なり、住居跡は1棟のみである。前段階ではA区やE区で遺構が検出されたが、当該では遺構は検出されなかった。このことは、集落の規模の縮小を意味するかどうかについては、判断できない。

詳細時期 古墳時代中期II期（古）に位置付けられる（第4章第2節）。



第8期（古墳時代中期）

遺構検出範囲 第7期とは逆に、A区を除くA-2区～B区とE区で検出されている。

検出面 遺構を検出した箇所は、層位的に分離しない地区にあたる。

検出遺構 住居跡・掘立柱建物・柱穴・土坑・溝が検出されている。

住居跡 SH04とSH14の2棟が検出されている。

SH04はA-3区で検出されたもので、平面方形を呈する。ほぼ全体を検出したが、カマドは認められない。

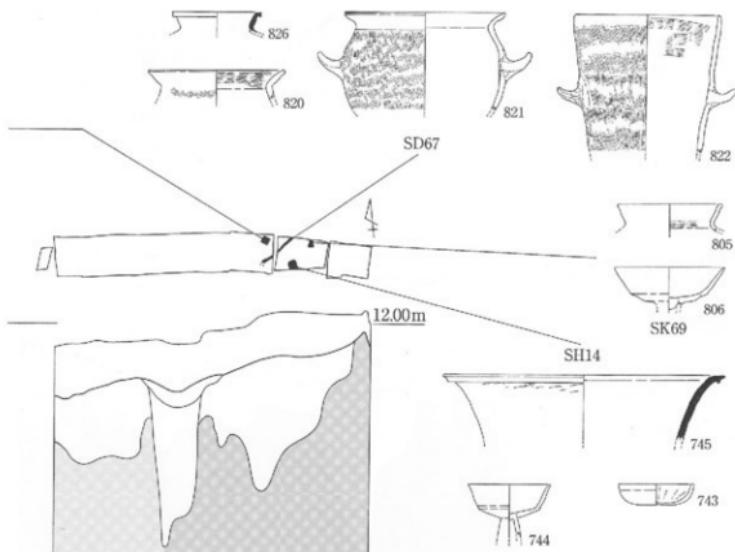
一方、SH14はE-4区で検出された住居跡であるが、住居跡内にはカマドが認められる。後述するように、韓式土器が出土していることから、第6期のSH18からの系譜をたどることができるのではないか、と考えられる。

掘立柱建物 E区でSB20の1棟が検出されている。検出された位置から判断して、SH14とセットとなるものと考えられる。ただし、主軸方向は互いに異なる。総柱の建物であることから、倉庫的な機能が考えられる。

柱穴 A区でP10が検出されている。

土坑 SK61とSK69が検出されている。いずれも、E区である。SK61については、出土土器から判断すると、後続の第9期に位置付けられるものである。しかし、第9期に位置付けられるSH13に切られていであることから、当期まで残されたものである。ただし、SK61・SK69ともにその性格・機能を明らかにすることはできない。

溝 SD67がE区で検出されている。セットとなると考えられるSH14とSB20の中間に検出されている。ただし、その機能については明確にできない。



第279図 第8期の遺構（E区）

出土遺物

須恵器・土師器・韓式土器が出土している。

須恵器は、SH04から杯と把手付瓶が、SH14から壺が、P10から杯が出土している。SD69から壺が出土している。これらの須恵器についても、初期須恵器の範疇で理解できるものである。特に、SH14出土の壺については、胎土・色調の特徴から、在地で生産されたものと考えられる¹¹。

土師器は、SH14から碗と高杯が、SK69から高杯と壺が、SD67から瓶・把手付瓶・壺が出土している。この中で注目されるのが、SD67から出土した瓶と把手付瓶である。

これらの器種は、古来日本に存在した器種ではなく、朝鮮半島から渡来人によってたらされたものとされている¹²。これらの器種をみると第6期のSH18出土の韓式土器にたどり着く。つまり、SD67から出土した瓶と把手付瓶は、外面に叩き目は認められなく、ハケ調整により仕上げられているように、上記の韓式土器が在地化したものと理解できる。これは、SD67がSH18と同じ地区であり、当期のSH14においても韓式土器が出土していることからも理解できるものである。

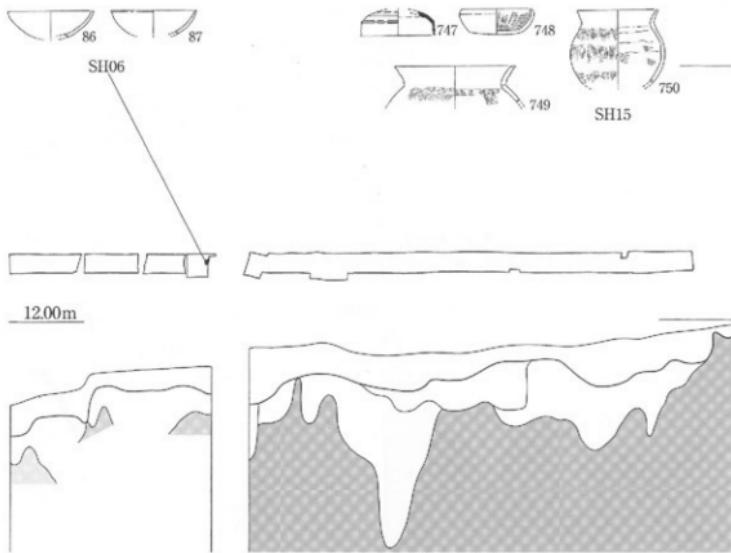
景観復原

A区とE区に、単位集落があったものと理解できる。特に、E区においては堅穴住居と掘立柱建物がセットとなっており、当時の集落景観の一部を伺うことができる。

なお、A区では韓式土器は出土せず、カマドも出現していない。これに対してE区では、韓式土器およびその流をくむ土器が出土し、カマドが認められるように、A区とE区では、明確な対象をなしている。A区を在地民のムラ、E区を渡来人のムラと位置付けることが可能ではないかと考えられる。

詳細時期

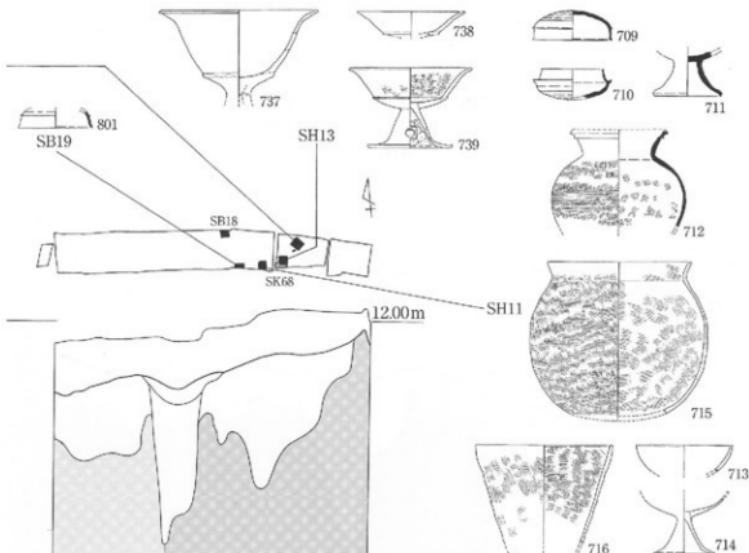
古墳時代中期Ⅱ期（新）に位置付けられる。



第280図 第9期の遺構（A～D区）

第9期（古墳時代中期）

- 遺構検出範囲** 第8期同様、D区を除くA～B区とE区で検出されている。
- 検出面** 遺構を検出した箇所は、層位的に分離しない地区にあたる。
- 検出遺構** 住居跡・掘立柱建物跡・土坑が検出されている。
- 住居跡** SH06・SH11・SH13・SH15の4棟が検出されている。
A区はSH06の1棟で、検出した範囲ではカマドは認められない。E区では、SH11・SH13・SH15の3棟が検出され、SH11とSH15でカマドが検出されている。
- 掘立柱建物** E区でSB18とSB19の2棟が検出されている。SB19については、出土土器から当該期に位置付けたものである。SB18に関しては、出土土器からは時期を特定することはできず、棟軸方向がSB19とはほぼ同じであることから、この時期に位置付けたものである。
SB19は総柱建物であることから、倉庫的な機能が考えられる。一方、SB18について
は、柱並びが一般的ではなく、やや特殊な建物が想定されるものである。他とは異なる機能を有していたのではないかと、考えられる。
- 土坑** E区でSK68が検出されている。土器が少なからず出土しているが、その性格・機能を明確にすることはできない。
- 出土遺物** 須恵器・土師器・韓式土器が出土している。
須恵器は、SH11から杯・杯蓋・壺・脚部が、SH15とSB19から杯蓋が、SK68から杯が出土している。



第281図 第9期の遺構（E区）

土師器は、SH06から高坏と椀が、SH11から甌と鍋・高坏が、SH15から甌・椀・壺・高坏が、SH13から高坏が、SK68から把手付鍋と甌が出土している。

このなかで注目すべき点は、SH11とSK68から出土した甌と鍋、およびSH15から出土した甌である。これらの土器は、第8期で検討したように、韓式土器の在地化がより進行した姿と理解することができる。

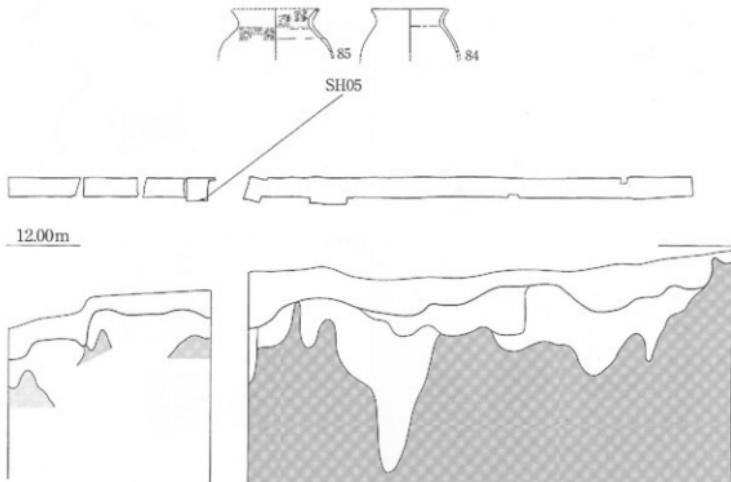
土師器に關しても、より在地化していく状況を見ることができる。つまり、SH11出土の鍋（715）みると、把手がなくなり内面もハケ調整が施されるようになっている。また、SK68の鍋（809）も、把手は残存するが、内面にヘラ削り調整が加えられるようになり、甌（810）は口径に対して器高が低くなっている。

これと併行してSH11とSH13では韓式土器が依然と出土している。しかし、量的にはわずかで、小片での出土である。

景観復原 前段階同様、A区とE区に、単位集落があったものと理解できる。特に、E区においては前段階同様の、竪穴住居と掘立柱建物がセットとなった景観が継続するとともに、竪穴住居と掘立柱建物の数が増え、より発展した状況を読み取ることができる。さらに、引き続き、渡米的な要素が継続するとともに、他面で一層の在地化の進行をみることができる。

一方、A区においては大きな変化は認められない。渡米的な要素も認められない点も同様である。

詳細時期 出土須恵器をもとに、古墳時代Ⅲ期（TK208）に位置付けられる。



第222図 第10期の遺構（A～D区）

第10期（古墳時代中期）

遺構検出範囲 第9期から引き続き、D区を除くA～2区～B区とE区で検出されている。ただし、古墳時代中期に位置付けられるのはまちがいないが、細かな時期を特定できない遺構が、D区で検出されている。

検出面 遺構を検出した箇所は、層位的に分離しない地区にあたる。

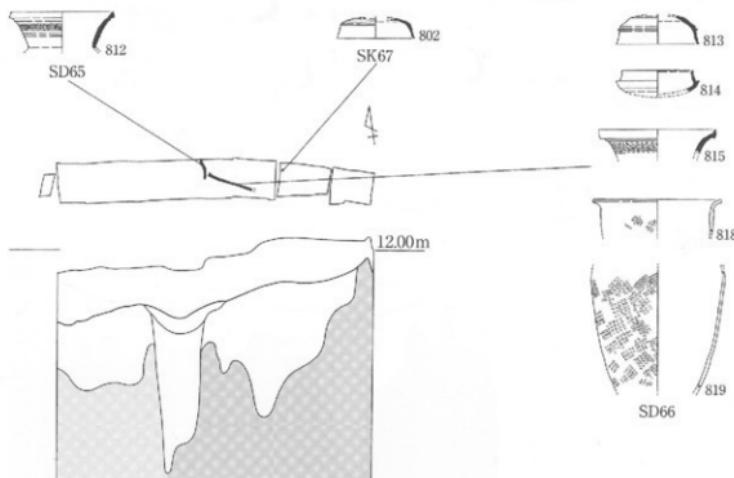
検出遺構 住居跡・土坑・溝が検出されている。

住居跡 SH05の1棟が検出されている。A区で検出された住居跡である。カマドは検出されていないが、検出できた範囲がわずかであるため、その有無については明確な判断をすることはできない。

この他、同じA区で検出したSH02についても、時期を特定できるような土器が出土していないため、いずれの時期にも組み込むことができなかった。しかし、その主軸方向から判断して、古墳時代中期に位置付けられるものと考えられる。

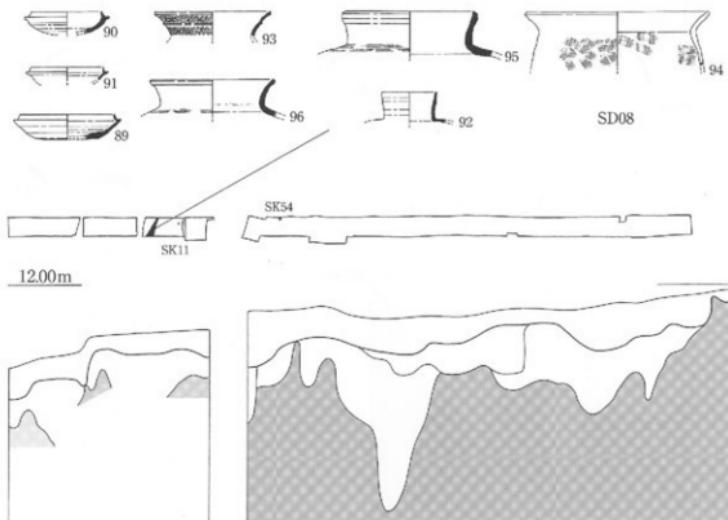
土坑 E区で、SK60・SK66・SK67が検出されている。

溝 E区で、SD65・SD66が検出されている。両溝については、本来は一帯の遺構であった可能性が高い。いずれにしても、人工的な溝というより、自然流路的な性格のものであったと考えられる。



第283図 第10期の遺構（E区）

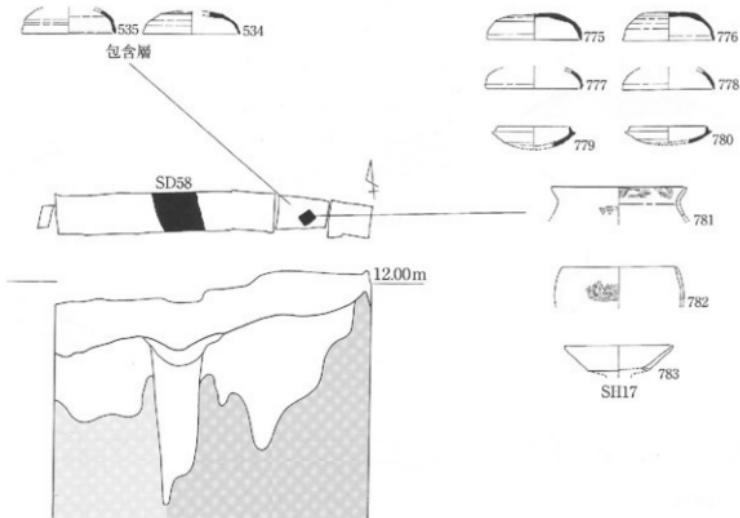
- 出土遺物** 須恵器・土師器・韓式土器が出土している。
須恵器は、SK67から杯蓋が、SD65から壺が、SD66から杯・杯蓋・壺・高杯が出土している。
土師器は、SH05とSK60から壺が出土している。前段階で認められた瓶・鍋は認められない。
韓式土器は、SD66から瓶と長胴壺が出土している。長胴壺については、小片で出土していた可能性はあるが、明確な形で出土したのは、当該期が初現である。しかし、限られた調査地での成果であるため、本来は、渡来人が移り住んだ段階から、長胴壺が存在していたものと考えたい。
- 景観復原** 前段階同様、A区とE区に、単位集落があったものと理解できる。ただし、E区においては、住居跡は認められず、小規模な土坑と流路に近い溝を検出したにとどまる。このため、当該地区においては、集落の中心が移動したものと考えられる。ただし、韓式土器が依然として認められることから、第6期のSH18から渡來的な要素の継続を確認することができる。
一方、A区においては大きな変化は認められない。渡來的な要素も認められない点も同様である。
- 詳細時期** 古墳時代中期IV期（TK23～TK47）に位置付けられる。



第284図 第11期の遺構（A～D区）

第11期（古墳時代後期末）

- 遺構検出範囲** A - E 区からE区で検出されている。
- 検出面** 遺構を検出した箇所は、層位的に分離しない地区にあたる。
- 検出遺構** 住居跡・土坑・溝が検出されている。
- 住居跡** E区でSH17の1棟が検出されている。平面方形を呈する住居跡で、カマドを有する。
- 土坑** A区でSK11が、D区でSK54が、それぞれ検出されている。いずれも、小規模な遺構で、その性格・機能を明確にすることはできない。
- 溝** A区でSD08が、E区でSD58が、それぞれ検出されている。SD08は比較的規模の大きな溝であるが、その形状から、ある種の谷地形を利用した遺構の可能性が高いのではないかと考えられる。
SD58に関しては、弥生時代中期以降における完新世段丘の埋没過程を示しているものと考えられる（第5章第2節）。
- 出土遺物** 須恵器・土師器・韓式土器・金属製品が出土している。
須恵器は、SH17から杯H・杯H蓋が、SD08から杯H・壺・甕が出土している。その他、SK11からも杯身が出土している。



第285図 第11期の遺構（E区）

土師器は、SHI17から壺・鉢・高坏が、SD08から壺が出土している。古墳時代中期に認められた瓶・鍋は、出土していない。ただし、SD08出土の壺（94）は、長胴壺に分類されるもの（壺D）で、前段階で認められた韓式土器の長胴壺の系譜上にある可能性も考えられる。この他、小片で器種を特定できないが、SHI17から韓式土器が出土している。

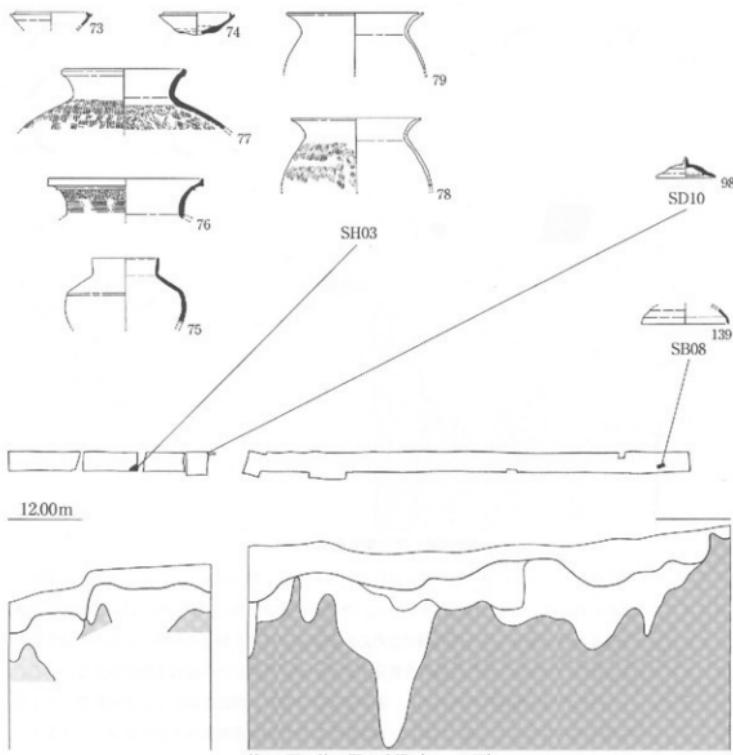
このように、当段階においても、前段階に引き続き、韓式土器およびその影響下の土器を確認することができる。しかし、前段階とは時間的に連続するものではなく、少なくとも50年以上のタイムラグが存在する。この時間差を、当遺跡における完全な断絶とみるのか、一時的に離れた地区へ移動していたのかについては、今回調査結果のみをもってしては判断できない。少なくとも、姫路市教育委員会の調査成果の公表を待って、検討する必要がある。

この他、金属製品として、SD08から耳環が1点（F3）出土している。

景観復原 まずE区において、前段階で途絶えた集落が再び現れる。しかも、E区で特徴的であったカマド・韓式土器およびその影響下の土器が、依然として認められる。

一方、A区においては集落が縮小傾向にあるのか、前段階まで続いた住居跡が認められなくなる。遺物においては、SD08出土壺において、わずかに渡来系要素を確認することができる。

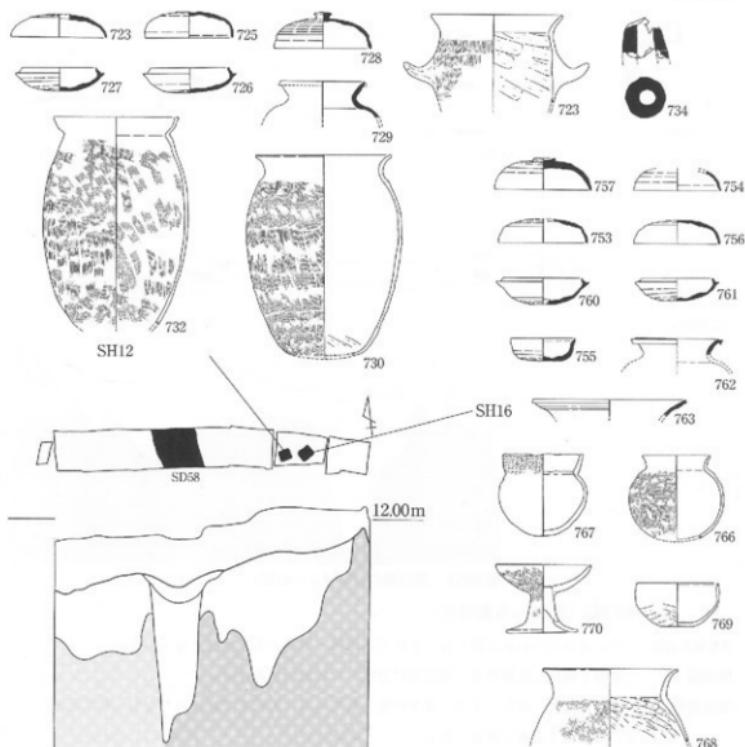
詳細時期 TK209段階に位置付けられる。



第286図 第12期の遺構（A～D区）

第12期（飛鳥時代）

- 遺構検出範囲** A - 2区からE区で検出されている。
- 検出面** 遺構を検出した箇所は、層位的に分離しない地区にあたる。
- 検出遺構** 住居跡・掘立柱建物・柱穴・溝が検出されている。
- 住居跡** A区でSH03が、E区でSH12・SH16の計3棟が検出されている。
SH03は、検出した限りではカマドは認められない。一方、E区で検出されたSH12・SH16は、ともにカマドを備えている。特に、SH16は前段階のSH17の建替えであるが、カマドを再利用している。この過程で、支柱が石から土師器の高壙へと変化している。
- 掘立柱建物** D区でSB08を検出した。小規模な建物で、その機能を明らかにすることはできない。
- 柱穴** E区でP26が検出されている。
- 溝** B区でSD10を、D区でSD50を、E区でSD58を検出した。SD58については、以前からの埋没過程の一時期を示すものと考えられる（第5章第2節）。
- 出土遺物** 須恵器・土師器・韓式土器が出土している。



第287図 第12期の遺構（E区）

須恵器は、杯Gが出現する。他に、杯H・杯H蓋・壺蓋・壺・壺が出土している。

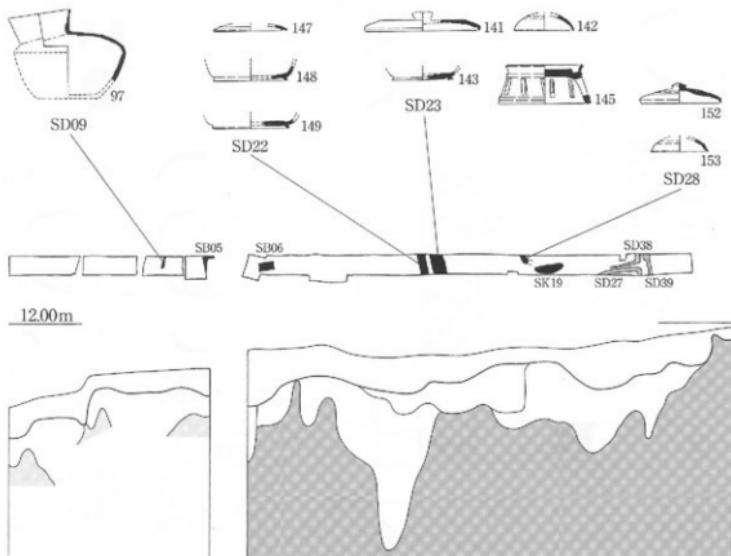
土師器は、SH03・SH12・SH16の各住居跡から出土している。このなかで注目されるのが、SH12出土の長胴壺である。前代から認められた長胴壺の流を引くものと考えられる。一部の長胴壺の口縁部は、布留式の系譜上にあるもので、渡来系要素と日本の要素の融合現象とみることができるのでないかと考えられる。また、韓式土器の流を引く器種として、SH12とSH16から瓶が出土している。

この他、SH16から出土した韓式系土器（767）が注目される。日本に伝統的な器種に格子叩きが施されたもので、ここにも渡来人の日本化の一端を伺うことができる。また、SB08においても韓式土器が出土している。

特に、わずかではあるが、これまで全く出土が認められなかったD区で韓式土器が出土している点も、渡来系の居住域の変化の視点において注目される。

景観復原 B区とE区において集落の展開が認められる。また、D区においても、住居跡は検出されなかつたが、掘立柱建物の存在から、近くに集落が存在していたものと考えられる。

詳細時期 TK217段階に位置付けられる。



第13期（飛鳥～白鳳時代）

遺構検出範囲 A - 3区からD区に限られ、E区では遺構・遺物ともに検出されていない。

検出面 遺構を検出した箇所は、層位的に分離しない地区にあたる。

検出遺構 掘立柱建物・柱穴・土坑・溝が検出されている。前代まで認められた竪穴住跡が、当期以降消滅する点も注目される。

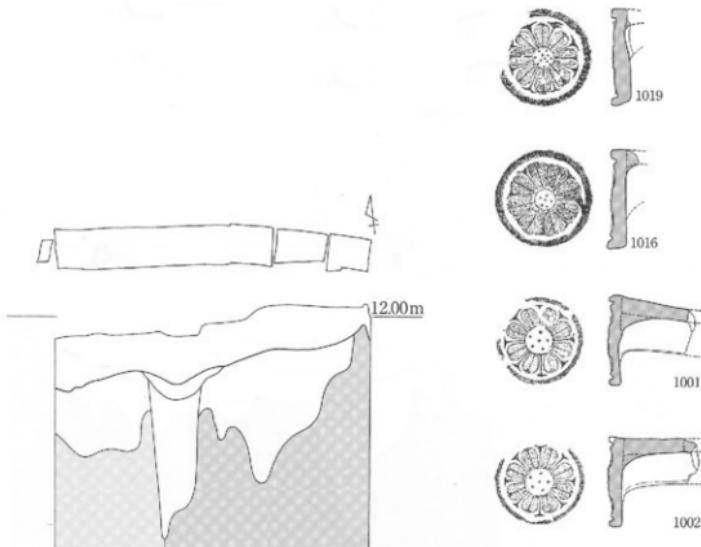
掘立柱建物 B区でSB05が、D区でSB06が検出されている。両建物は、検出された地区は異なるが、比較的近接し同じ方向性を示すことから、セットをなしていたものと考えられる。

柱穴 D区でP12が検出されている。

土坑 D区でSK15・SK16・SK17・SK18・SK19が検出されている。SK15・SK16・SK17・SK18については、小規模かつ不定形な土坑で、その機能を明らかにすることはできない。注目されるのはSK19で、本報告では土坑として報告しているが、溝状を呈するものである。その方向性は、後述するSD22・SD23・SD28と一致する。

溝 A区でSD09が、D区でSD22・SD23・SD28・SD38が検出されている。SD09を除いては、ほぼ同じ方向性を示すものである。後述するように(399ページ)、これらの遺構は、市之郷庵寺に関連するものと考えられる。SD38についても、出土遺物は当該期より新しいものであるが、先述したように同じ方向性を示すことから、当該期まで遡る可能性があるものと考えている。SK19についても、その方向性から、これらの遺構と一体のものと考えられる。

さらに、SD38と接してほぼ平行関係にあるSD27・SD39についても、出土遺物からは遡らせることはできないが、掘削時期としては遡らせられる可能性が考えられる。



第289図 第13期の遺構（E区）

出土遺物 須恵器・土師器・瓦が出土している。

須恵器は、杯A・杯Bおよびその蓋が出現する。他に、横瓶・平瓶・円面鏡が出土している。特に、円面鏡については、S D23から出土したもので、市之郷廃寺に関連する遺物として注目される。

土師器に関しては、S D23から皿もしくは高杯の坏部と考えられるものが1点出土しているのみで、前代までの出土状況と大きく異なる。

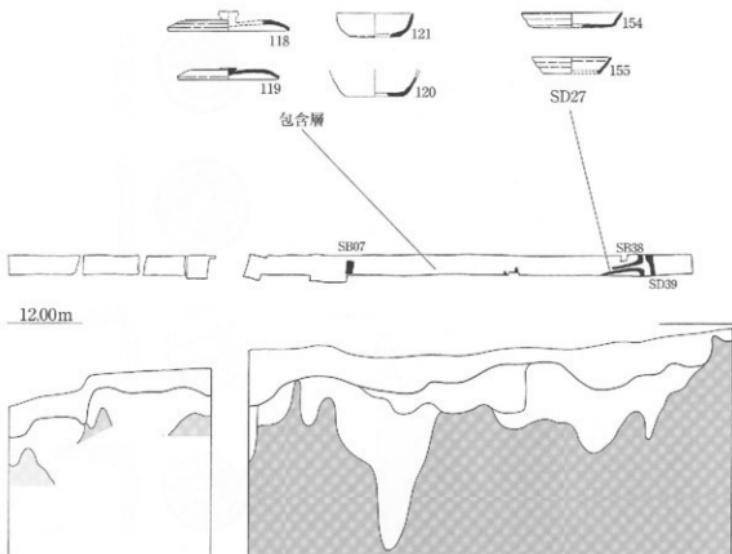
当該期の遺物の中で最も注目されるのが、大量の瓦類である。軒丸瓦・軒平瓦・丸瓦・平瓦・鶴尾・道具瓦などが出土している。これらの瓦は大きく3時期に分類できる（第4章第5節）が、その最古段階が当該期に対応するものと考えられる。軒丸瓦の年代観と当該期の須恵器の年代観が一致することから、上記の遺構が、市之郷廃寺に関連する可能性が極めて高いものと考えられる。しかも、これらの瓦類の出土範囲がS D22からS D38に跨る範囲と一致する（第5章第3節）。

景観復原 D区に市之郷廃寺が展開していたものと考えられる。そして、S D22・S D23・S D38が当寺を区画する溝と考えられる。さらに、S D22とS D23が2mの間隔で平行することから、墓地遺構の一部の可能性が考えられる。復元される方位はN 3° Wと正方位に近い。

また、S B05・S B06に関してもその方向性がほぼ同じであることから、市之郷廃寺と関連した遺構と考えられる。

なお、市之郷廃寺が創建されたD区で、前段階に初めて韓式土器が認められた。この動きが、市之郷廃寺の創建につながった可能性も考えられる。

詳細時期 出土須恵器をもとに、TK46段階（7世紀後半）に位置付けられる。



第290図 第14期の遺構（A～D区）

第14期（奈良時代）

遺構検出範囲 D区とE区に限られ、A区では確実に当該期に位置付けられる遺構は、検出されていない。

検出面 D区の遺構を検出した箇所は、層位的に分離しない地区にあたる。ただし、E区ではSD58の埋没がかなり進み、平坦化がかなり進行している。

検出遺構 堀立柱建物跡・柱穴・土坑・溝が検出されている。

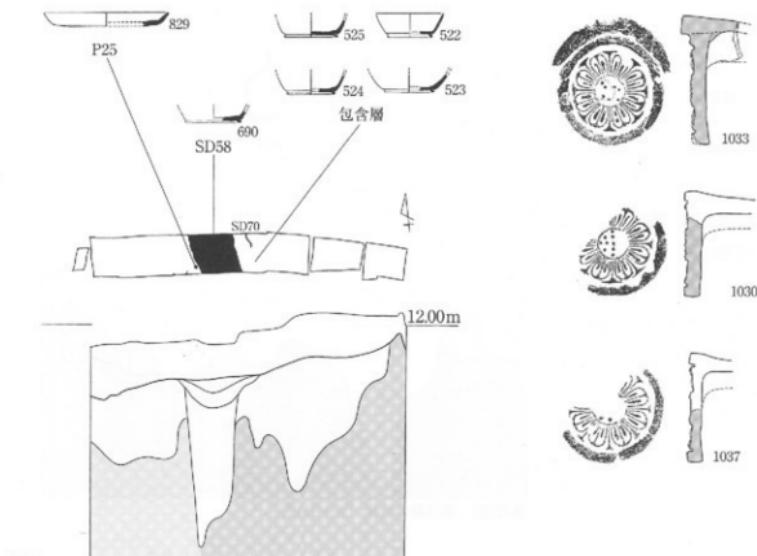
堀立柱建物 C・D区でSB07が検出されている。この建物は、遺物から時期を特定することは困難で、柱穴の平面形およびその方向性が前代の建物と異なることから、当該期に位置付けたものである。

柱穴 E区でP25が検出されている。

土坑 E区でSK70が検出されている。小規模な土坑で、その性格・機能を明確にすることはできない。

溝 D区でSD24・SD25・SD26・SD27・SD38・SD39が、E区でSD58・SD69・SD70が検出されている。

D区で検出されたSD27・SD38・SD39については、出土遺物からは当該期に位置付けられるものであるが、先述したように、前段階まで遡る可能性が考えられる。D区で検出された他の溝については、小規模であるため、その機能は明確にできない。E区で検出された溝についても、同様である。



第291図 第14期の遺構（E区）

また、SD58に関しては、当段階をもって完全に埋没・平坦化するようである（第5章第2節）。

出土遺物 須恵器・土師器・瓦が出土している。

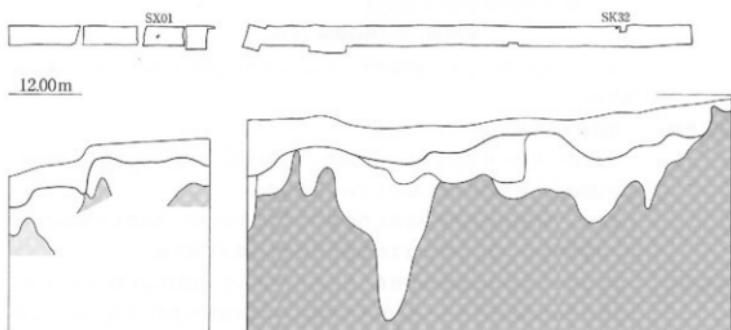
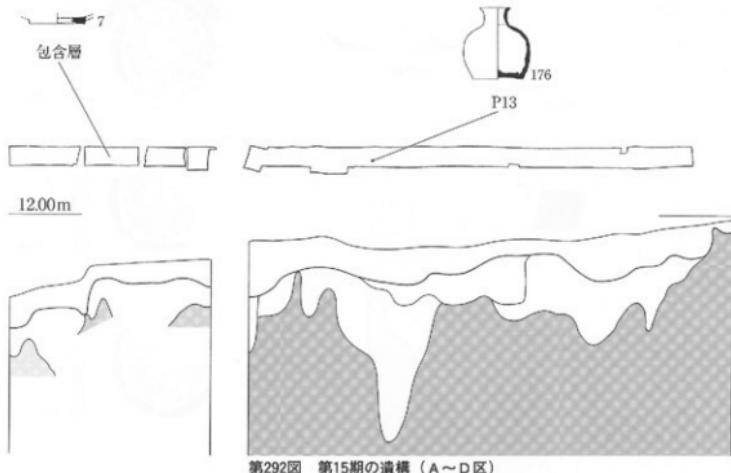
須恵器は、杯A・杯Bが主体をなし、新たに皿が加わる。量的には少ない。土師器は、E区包含層から杯類がわずかに出土している程度である。

瓦類は、複弁系の軒丸瓦を中心とした段階（I期新）のものが、当該期に位置付けられる。当該期においても、軒平瓦はまだ登場していない（第4章第5節）。

景観復原 前代から引き続き市之郷廃寺が存在している。したがって、当該期には含めなかったが、SD22・SD23等についても、当該期まで存続していた可能性も考えられる。逆に、これらの遺構と方向性が異なることから当該期に位置付けたSB07に関しては、市之郷廃寺などどのように位置付けるのかについては、検討課題といえよう。

なお、前段階のSD22・SD23から復元された市之郷廃寺の方位N 3° Wは、飾磨郡条里のN 23° Eと大きく異なる。むしろ、国府の地割方向に近いものである。

詳細時期 奈良時代に位置付けられる。



第15期 平安時代前半

遺構検出範囲 D区とE区に限られ、A区では検出されていない。土器は、A～2区で出土している。

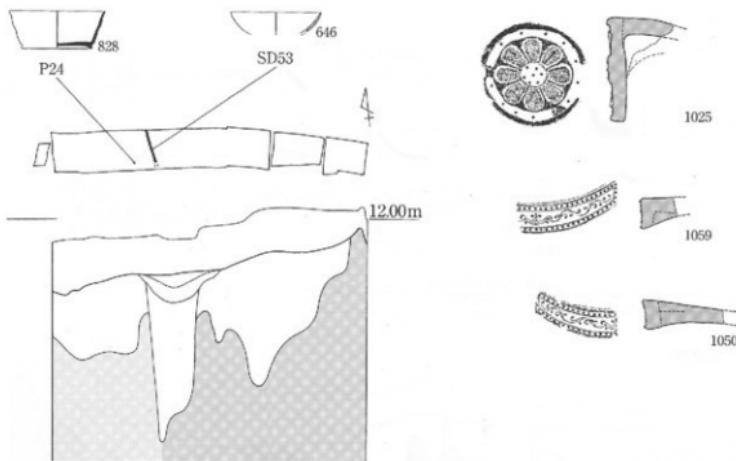
検出面 当段階では、E区においても平坦化している。

検出遺構 柱穴と溝が検出されている。柱穴は、D区でP13が、E区でP24が検出されている。溝は、E区でS53が検出されている。

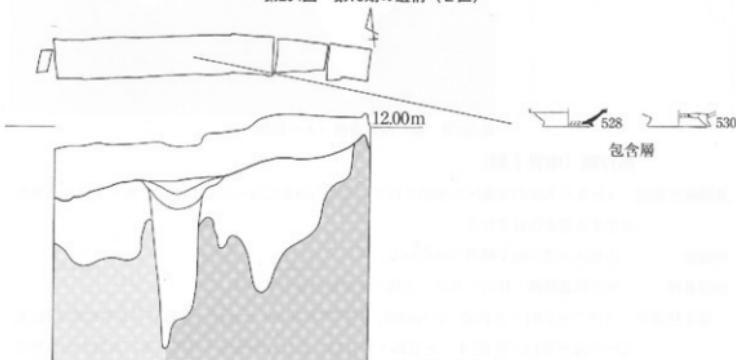
出土遺物 須恵器・土師器・黒色土器・緑釉陶器・瓦類が出土している。このなかでP13から出土した緑釉陶器の小瓶が注目される。京都近郊産の、数少ない消費地での出土例と考えられる。瓦類は、軒平瓦と一部の軒丸瓦からなる。Ⅱ期とⅢ期の瓦が当該期に位置付けられる。

景観復原 当該期で市之郷廃寺が消滅する。

詳細時期 出土土器から、9世紀代から10世紀代と時期幅をもつ。



第294図 第15期の遺構（E区）



第295図 第16期の遺構（E区）

第16期（平安時代後半）

遺構検出範囲 A区からE区の各地区で検出されている。

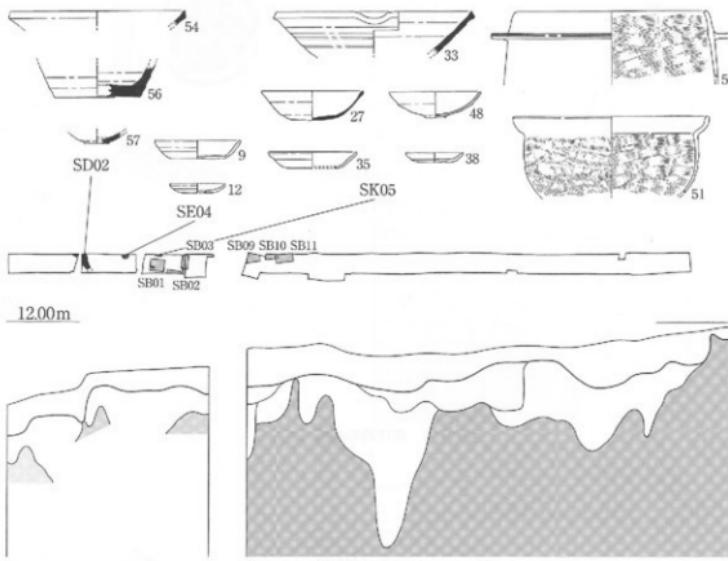
検出面 各地区の第1面で検出されている。

検出遺構 墓・土坑・溝が検出されている。墓はA区でS X01が、土坑はD区でSK32が、溝はE区でSD52が検出されている。墓については、屋敷墓と考えられる。

出土遺物 須恵器と土師器の碗が出土している。須恵器碗のなかに、相生古窯跡産の突帯碗が出土している。

景観復原 A区で木棺墓が検出されていることから、比較的近い位置に屋敷地等が存在した可能性が考えられる。

詳細時期 出土土器から、11世紀後半を中心とした時期に位置付けられる。



第296図 第17期の遺構（A～D区）

第17期（中世I期）

遺構検出範囲 A区からE区の各地区で検出されている。当該期になってはじめて、A～E区に遺構が出現する点が注目される。

検出面 各地区の第1面で検出されている。

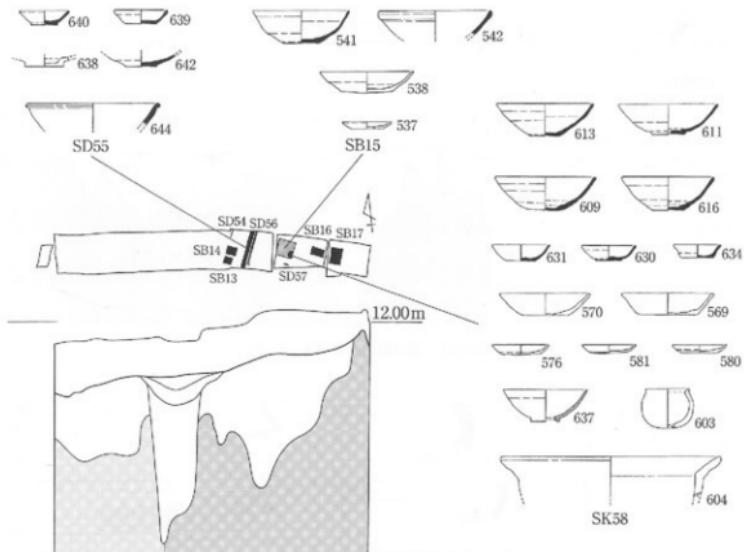
検出遺構 掘立柱建物跡・柱穴・井戸・土坑・溝が検出されている。

掘立柱建物 A区でSB01・SB02・SB03が、D区でSB09・SB10・SB11・SB12の4棟が、E区ではSB13・SB14・SB15・SB16・SB17が検出されている。A区からD区とE区の建物は、それぞれ方向性を同じくすることから、ほぼ同時期に機能したものと判断している。

柱穴 A区でP1・P2・P3・P4・P5・P7が、E区ではP17・P18・P19・P20・P21・P22が検出されている。

井戸 A区でSE04が検出されている。土器の分析においては次の中世I期後半に位置付けた（第4章第4節）が、後述するようにSB01～SB03との関係、および後述（397ページ）する井戸の分析から、当該期に位置付けられるものと考えた。

土坑 A区でSK01・SK02・SK04・SK05が、D区でSK36が、E区ではSK56・SK57・SK58・SK59が検出されている。このなかで、A区で検出されたSK04は、SB01～SB03からなる屋敷地の一施設と、E区で検出されたSK58は、SB15に伴う施設と考えられる（192ページ）。



第297図 第17期の遺構（E区）

溝 A - 1区で S D11・S D13が、A - 2区～B区で S D02・S D03が、D区 S D36・S D40・S D41が、E区では S D54・S D55・S D56・S D57が検出されている。

出土遺物 須恵器・土師器・瓦器・青磁・白磁が出土している。土師器と須恵器が最も多く（第4章4節）、以下瓦器・青磁・白磁の順に出土している。

景観復原 全体で4つの屋敷地を復元することができる。

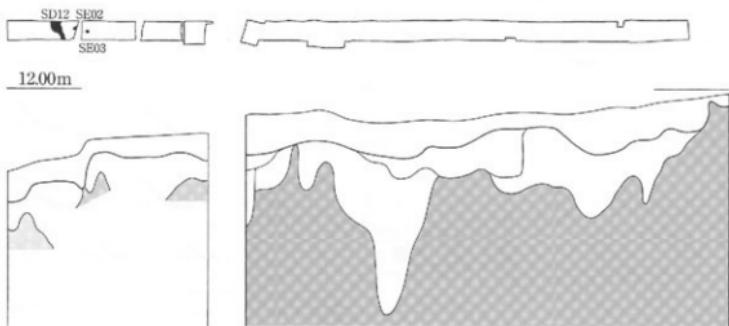
まずA区では、S B01・S B02・S B03・S E04・S K05がひとつの屋敷地を形成する。次に、B区からD区西部にかけてS B09・S B10・S B11が、一つの屋敷地を形成する。このなかで、B区からD区西部にかけての屋敷地内においては、建物相互の切り合い関係が認められることから、屋敷地内の建物の建替えが想定できる。

さらに、E区では、S B13・S B14が一つの、S B15・S B16・S B17・SK58がもう一つの屋敷地を形成する。そして、S D55とS D56が両敷地を区画するものと考えられる。

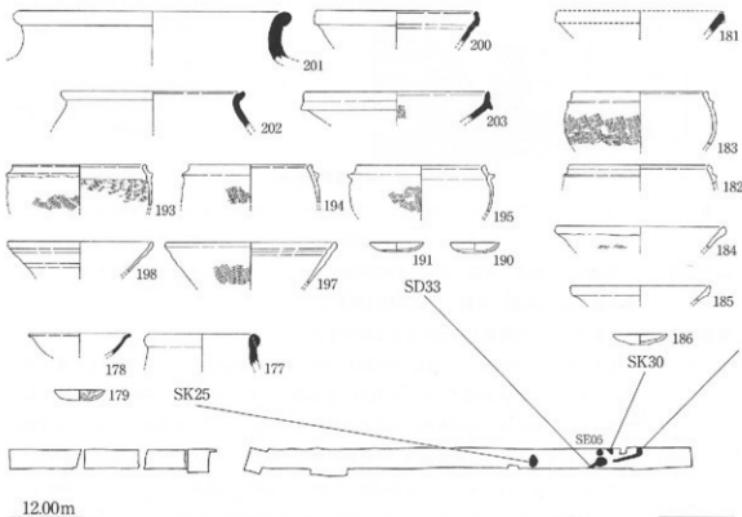
以上4区画の屋敷地であるが、基本的にはほぼ同時期と考えられるが、出土土器から判断すると、E区の方が全体的に古い傾向にある。

また、各屋敷地の方向性は、ほぼ同じである。これは、当地における条里が関係するものと考えられる。これらの建物の方向はN15°Eを基本とする。しかし、当地に復元される鈴鹿郡条里の方向はN23°Eを示し、若干異なる。

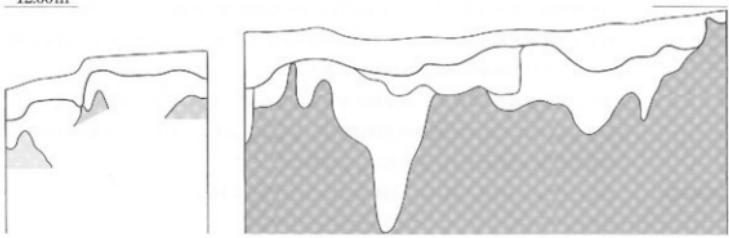
詳細時期 出土土器から、中世1期（前：12世紀代）に位置付けられる。

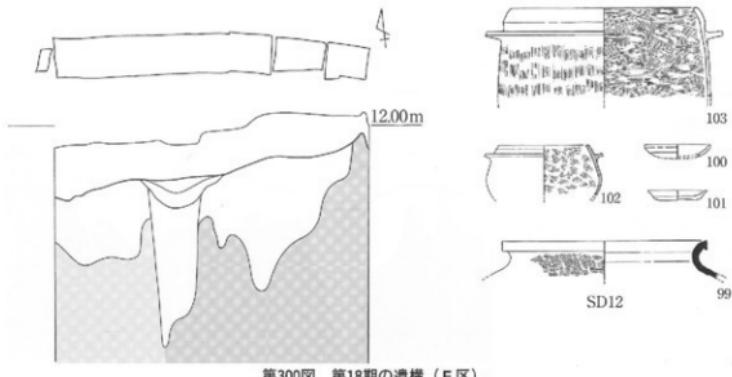


第298図 第18期の遺構（A～D区）

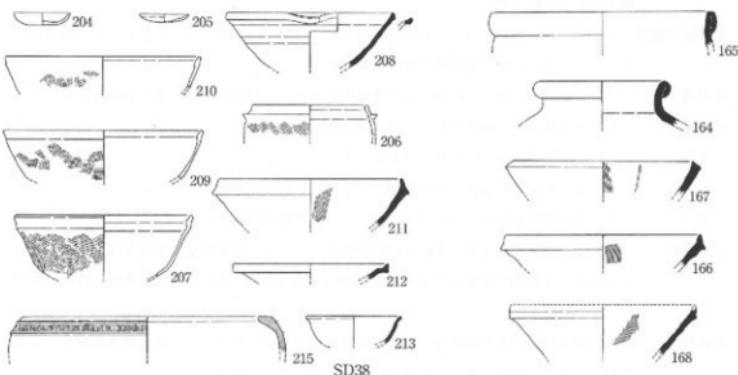


第299図 第19期の遺構（A～D区）





第300図 第18期の遺構（E区）



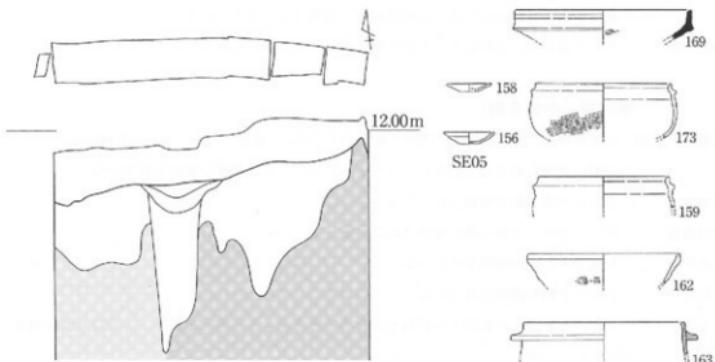
12.00m

158
156
SE05

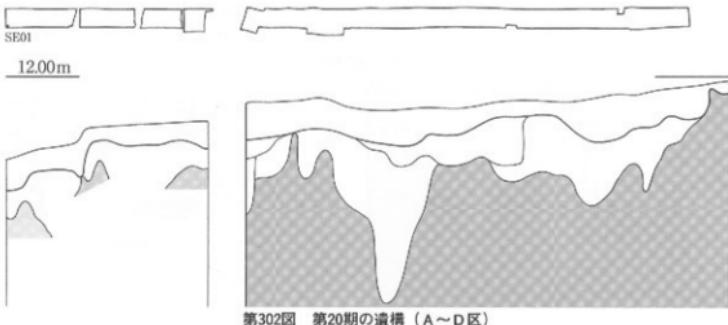
173
159

162

163



第301図 第19期の遺構（E区）



第18期（中世Ⅰ期）

遺構検出範囲 A区からD区で検出され、E区では全く検出されていない。A区においては、前段階同様、A-1区においても遺構が検出されている。

検出面 A区では、第2面として報告した遺構が対応する。D地区では、第1面が対応する。

検出遺構 井戸・土坑・溝が検出されている。

井戸 A区でS E02とS E03が検出されている。

土坑 A区でS K03が、D区ではS K20・S K22・S K33が検出されている。

溝 A-1区でS D12が、D区でS D35・S D37が検出されている。

出土遺物 須恵器・土師器・瓦器・青磁・白磁が出土している。器種構成は前代とは基本的に変わりはない。土師器と須恵器が最も多く（第4章第4節）、以下、瓦器・青磁・白磁の順に出土している。

景観復原 前段階で復元できた屋敷地は1区画も認められない。ただし、A区では井戸が多く検出されていることから、近くに屋敷地があるものと考えられる。

最後に、E区においては、本段階以後、遺構は全く認められない。

詳細時期 出土土器から、13世紀代（中世Ⅰ期：後）に位置付けられる。

第19期（中世Ⅱ期）

遺構検出範囲 前代同様、A区からD区で検出され、E区では全く検出されていない。E区においては、当該期の遺物も出土していない。A-1区においても、遺構が検出されている。

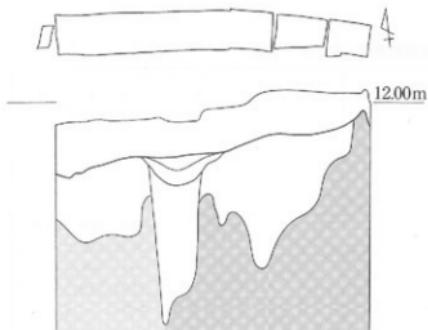
検出面 各地区の第1面で検出されている。

検出遺構 柱穴・井戸・土坑・溝が検出されている。

井戸 D区でS E05が検出されている。

柱穴 D区でP 14が検出されている。

土坑 D区でS K21・S K23・S K24・S K25・S K26・S K29・S K30・S K31・S K34が検出されている。



第303図 第20期の遺構（E区）

溝

D区で S D30・S D31・S D32・S D33・S D34・S D38・S D39が検出されている。D区で検出された溝のなかで考えなければならないのが、S D38である。出土遺物から考えると当該期に位置付けられるものであるが、市之郷廃寺に間連する遺構の可能性を考え、第13期まで遡らせていた。ただし市之郷廃寺は第15期に廃絶するものと考えている。市之郷廃寺に伴う残存遺構と考えるのか、今後の検討課題といえよう。

出土遺物

須恵器・土師器・瓦器・青磁・白磁が出土している。器種構成は前代と大きく変わり（第4章第4節）、土師器が依然多いものの、須恵器の出土量が大きく減少する。逆に備前焼が出現し、丹波焼もわずかではあるが、みられるようになる。以下瓦質土器・青磁・白磁の順に出土している。

また、土師器のなかでも鍋類が目立つようになる。

景観復原

当該期においても屋敷地は1区画も認められない。ただし、D区で柱穴と井戸が検出され、鍋など生活に密着した遺物が多量に出土していることから、近くに屋敷地があるものと考えられる。遺構の検出状況から、居住域がD区に限られるようである。

一方、A-1区では堀溝が検出されており、当該期にA-1区が水田として利用されていた様子をうかがうことができる。

詳細時期

出土土器から、中世Ⅱ期（15世紀代）に位置付けられる。

第20期（中世Ⅱ期以降）

遺構検出範囲

A-1区に限られる。

検出面

第1面で検出されている。

検出遺構

S E01の井戸1基のみが検出されている。

出土遺物

全く出土していない。

景観復原

井戸1基のみであるため、詳細な検討は困難である。

詳細時期

遺物を伴わないため、詳細な時期の特定は困難である。

以上をまとめたのが、以下の第47表と第48表である。

第47表 時期別遺構一覧（A・B区）

時 期	A-1区				A-2区～B区			
	住居跡 建物	墓・井戸	溝・土坑	他	住居跡・建物・柱穴	墓・井戸	溝・土坑	他
前期								
中期中葉					P9			
後期後半						SK06・SK07 SK08・SK09 SK10・SD04 SD05・SD06 SD07	包含層	
後期前半								
庄内平行期								
I期					SH01	SH02		
II期(古)					SH04・P10			
II期(新)					SH06			
III期					SH05			
IV期								
T K 209							SK11・SD08	
T K 217					SH03	SB04	SD10	
T K 46					SB05		SD09	
奈良時代								
平安時代前期								
平安時代後期							SX01	
中世Ⅰ期(前)		SD11・SD13	SB01・SB02・SB03 P1・P2・P3 P4・P5・P7		SE04	SK01・SK02 SK04・SK05 SD02・SD03		
中世Ⅰ期(後)		SD12			SE02・SE03	SK03		
中世Ⅱ期								
中世Ⅲ期	SE01							

第48表 時期別造構一覧 (C~E区)

住居跡 遺物・柱穴	墓・井戸	C・D区		他	E区		
		溝・土坑	住居跡		墓・井戸	溝・土坑	他
P 16	SX02	SK37・SK46・SK50 SK51・SK32・SK53 SD14・SD16・SD19 SD48・SD49					
		SK13		包含層		SD58・SD64	
SH07・SH10 P 11・P 15	周溝基 1・周溝基 2 SX03・SX04 SX06	SK12・SK14 SK38・SK39 SK40・SK41 SK42・SK43 SK44・SK45 SK47・SK48 SK49 SD42・SD43 SD44・SD45 SD46・SD47		SD15 SD17 SD18	包含層	SK62・SD58 SD62	包含層
						SK63・SK64 SD58・SD69 SD61・SD62 SD63 SK65・SD60	
SH08	SD20		SH18・P 23				
SH09	SD51					SK61・SK69 SD67	
			SH14・SB20			SK68	
		SK55 SD20	SH11・SH13 SH15・SB18 SB19	SB21		SK60・SK66 SK67・SD65 SD66	
		SK54	SH17			SD58	
SB08	SD50		SH12・SH16・P 26			SD58	
SB06・P 12	SK15・SK16・SK17 SK18・SK19・SD22 SD23・SD28・SD38						
SB07	SD24・SD25・SD26 SD27・SD38・SD39			P 25		SK70・SD68 SD69・SD70	
P 13	SK32			P 24		SD63	
		SK36 SD36・SD40 SD41・SD29	SB13・SB14・SB15 SB16・SB17・P 17 P 18・P 19・P 20 P 21・P 22	SK27 SK28 SK35		SD62	
SB09・SB10 SB11・SB12	SK20・SK22 SK33・SD35 SD37					SK56・SK57 SK58・SK59 SD64・SD65 SD66・SD67	
P 14	SE05	SK21・SK23・SK24 SK25・SK26・SK29 SK30・SK31・SK34 SD30・SD31・SD32 SD33・SD34・SD38 SD39					

〔註〕

- (1) 兵庫県教育委員会『美乃利遺跡－一級河川別府川河川改良事業に伴う発掘調査報告書－』1997
- (2) 多賀茂治『玉津田中遺跡の堅穴住居について』『玉津田中遺跡－第6分冊－ 田中特定土地区画整理事業に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書』兵庫県教育委員会 1996
山下史朗「まとめ」『清水遺跡－県道桑原北山掛保川線緊急整備事業に伴う発掘調査報告書－』兵庫県教育委員会 1999
- (3) 岸本道昭「播磨弥生社会はどう変わったか」「みずほ』第30号 1999
- (4) 古本 寛「播磨系弥生鉢形土器の地域性について－地域性の一指標として－」「ひょうご考古』第8号 兵庫考古学研究会 2001
- (5) 中田宗伯『東有年・沖田遺跡－ほ場整備事業に伴う発掘調査－』赤穂市教育委員会 2003
- (6) 平成15年度 兵庫県教育委員会調査
- (7) 菱田淳子「遺物のまとめ 石器及び玉類」『美乃利遺跡－一級河川別府川河川改良事業に伴う発掘調査報告書－』兵庫県教育委員会 1997
- (8) 島崎 東『難木薬師遺跡 前川河川改修工事に伴う発掘調査』岡山県教育委員会 1993
- (9) 村尾政人『淡河中村遺跡 土地改良区圃場整備事業に伴う埋蔵文化財調査報告書』淡神文化財協会・淡河中村遺跡調査団 1992
- (10) 今津啓子「渡来人の土器」「古代王権と交流5 ヤマト王権と交流の諸相」荒木敏夫編 1994
- (11) 亀田修一「渡来人の考古学」「七限史学』第四号 七限史学会 2003
- (12) 石野博信『川島・立岡遺跡』太子町教育委員会 1971
- (13) 富山直人「播磨における大陸からの移住者」「日本考古学協会2003年度大会 研究発表要旨』日本考古学協会 2003
- (14) 吹田市立博物館 藤原 学の教示による。
- (15) 前掲(10)
- (16) 秋枝 芳『本町遺跡』姫路市教育委員会 1984
- (17) 前掲(16)

第2節 地形環境の変化

はじめに 第1章第1節において、A・B区、C・D区、E区が、それぞれ異なる微高地に立地していることが明らかとなった。以下、第3章～第5章第1節を通して明らかとなった調査成果を踏まえ、地形環境の変化を検討してみたい。

(1) 市之郷遺跡の微地形分析

まず、前節でまとめた第47表・第48表をもとに、地区と検出遺構の時期との関係を検討してみたい。

A・B区 第1章第1節（第5図）で、微高地aとした地区である。当該地区においては、弥生時代中期後半から中世にかけての遺構が検出されている。弥生時代中期中葉（第2期）以前の遺構は検出されていない。さらに、当該地区における平面的な検出状況を詳細にみると、A-1区とそれ以東では様相が大きく変わる。つまり、A-1区で検出された遺構は、第17期（中世I期）以降に限られる。

以上から、少なくとも微高地aは、弥生時代中期後半段階に形成されたものと理解できる。そして、古墳時代中期に居住域となることから、地形的に安定するのは、この時期と考えられる。

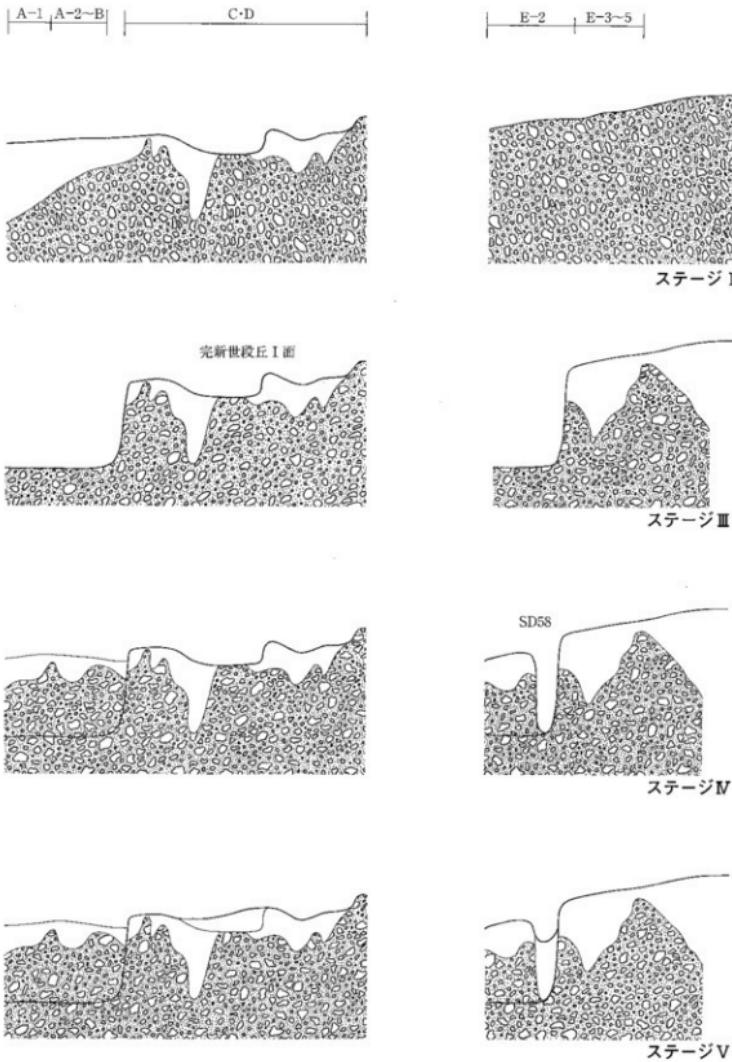
また、遺構検出面のレベルがA-1区とそれ以東との間に明確な段差が認められ、A-1区の方が低くなっている。また、旧耕作土層についても同様である（第20図）。以上の状況を合わせると、A-1区とそれ以東との間には段丘崖の存在が想定され、検出された遺構の時期から、A-2区～B区にかけてが完新世段丘II面に、A-1区が氾濫原面に相当するものと考えられる。

C・D区 第1章第1節（第5図）で、微高地bとした地区である。当該地区においては、弥生時代前期末から中世にかけての遺構が検出されている。よって、当微高地は、弥生時代前期にはすでに形成されていたことが理解できる。ただし、凹地状の第2面で遺構が検出されており、地形的には、微起伏が顕著であったものと考えられる。

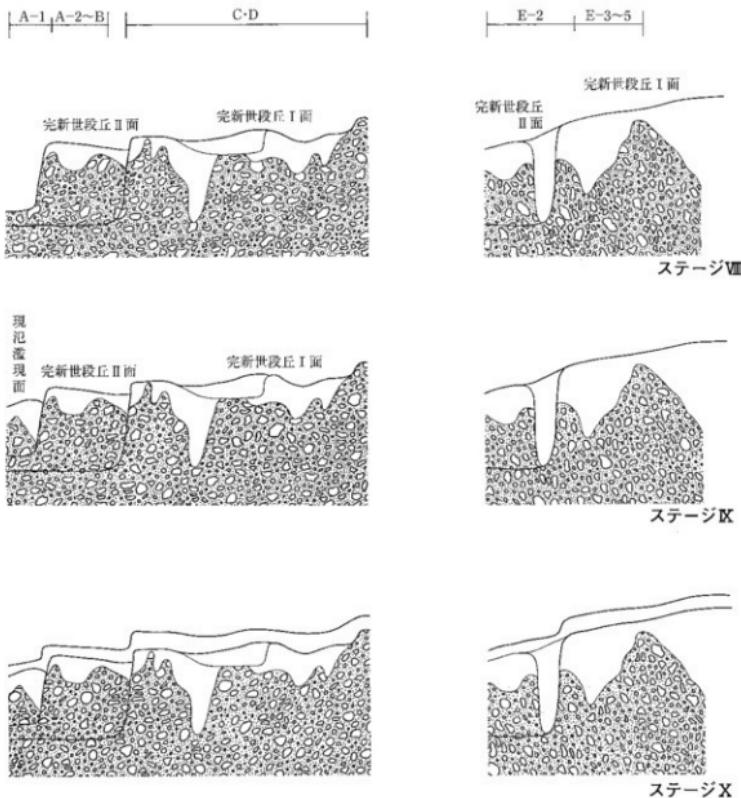
また、C区とB区とは連続して調査をすることはできなかったが、遺構検出面のレベルにおいて若干の差が認められる。また、調査成果からC区とB区を境に微高地の形成時期が異なるものと推定される。よって、ここにも段丘崖が想定できる。両微高地の形成時期から判断して、C・D区が完新世段丘I面に相当するものと考えられる。

E区 第1章第1節（第5図）で、微高地cとした地区である。当該地区においては、弥生時代中期中葉から中世にかけての遺構が検出されている。このなかで注目すべきは、E-2区の中間部、SD58が検出された地点を境に、その西側（E-1区を含む）では顕著な遺構がほとんど検出されていないことである。加えて、SD58を境に遺構検出面のレベルに若干の差が認められ、SD58より西側の方が低くなっている。また、これに対応するように、旧耕作土層もSD58を境に段差が認められる（第41図）。

以上の事実から考えると、当微高地は、少なくとも弥生時代中期中葉段階に形成されたものと理解できる。また、その範囲も、E-2区中間部以東と考えられる。そして、この



第304図 地形変遷模式図（1）



第305図 地形変遷模式図（2）

E-2区中間部のS D58を境に、段丘崖の存在が想定できる。そして、S D58はこの段丘崖の埋没過程の痕跡と考えられる。

ところで、この段丘崖が埋没する過程で形成された凹地（S D58）の埋没が、弥生時代中期中葉から始まっている。このことは、瀬戸内沿岸平野における完新世段丘の形成時期を考えると、微高地cの形成は、弥生時代前期まで遡るのではないかと推測される。さらに基盤層から縄文時代晩期の土器が出土している（第3章第4節 1.）。以上から、今回の調査では弥生時代前期の遺構・遺物は明らかにできなかったが、微高地cは完新世段丘Iに相当するのではないかと考えられる。この成否については、今回報告する調査地以外で、弥生時代前期まで遡る遺構の存在が明らかになってはじめて、証明されるものと考えられる。ただし、本報告ではこれを前提として論を進めていくことにする。

さらに推測を加えると、第5図で当微高地の東側に復元されたもう一つの微高地（微高

地 d) は、現地表面観察からみる限り、微高地 c よりは 1 段低くなっている。完新世段丘 II 面に相当する可能性が考えられる。

(2) 阿保地区区画整理に伴う調査成果

次に、第1章第1節における第5図のベースとなった阿保地区において、調査によって明らかとなつた成果をまとめておきたい。

微高地 a 平安時代以降の遺構が検出されている。

微高地 b 最も古い時期の遺構としては、弥生時代前期の溝が検出されている。続いて、奈良～平安時代の遺構・遺物が多く検出されている。

微高地 C 平安時代以降の遺構が検出されている。

(3) 地形環境の変化

以上から、第304図・第305図のように、大きく10段階（第Iステージ～第Xステージ）の地形変化をまとめることができる。

ステージ I 砂層を主体とした中州が形成される。C・D区で確認した砂層が該当する。ただし、当初は、他の地区においても中洲は形成されていたものと考えられる。ただし、今回の調査では、この中州の形成時期を明らかにすることはできなかった。ただし、瀬戸内沿岸平野の例から、繩文時代中期まで遡るものと考えられる。

ステージ II C・D区を中心に自然堤防が形成される。当ステージで、ステージ I で形成された中州は完全に埋没する。つまり、基盤となる砂層を埋めるように洪水砂が堆積し、自然堤防が形成される。検出した遺構の時期から、当自然堤防の形成時期については、弥生時代前期以前と考えられる。

一方、E区においては、先に推測したように、微高地 c が弥生時代前期まで遡るならば、C・D区同様、E区を中心に自然堤防が形成されていたものと考えられる。

ステージ III C区の西側（A～B区）を中心に河床が低下し、B区とC区の境に段丘崖が形成される。そして、C・D区は完新世段丘 I 面となる。E区においては、E-2区中間部（S D58）以西が河床となる。東側の自然堤防は完新世段丘 I 面となる。

当ステージの時期は、瀬戸内沿岸平野における状況、および次のステージの時期から判断して、弥生時代前半と考えられる。

ステージ IV A～B区の氾濫原が埋没する。この過程は、洪水に起因する砂疊層の堆積（中洲の形成）→砂層の堆積（自然堤防の形成）の2段階からなる。ただし、この埋没は完新世段丘 I 面のレベルより高くなることはなく、完新世段丘 I 面との間に、段丘崖に沿うように凹地が形成される。本書で S D21として報告した遺構がこれに相当するものと考えられる。

E-2区西部においても、A～B区同様に埋没する。この過程も、砂層の堆積（中洲の形成）→洪水砂の堆積（自然堤防の形成）の2段階からなる。そして、段丘崖に沿うように凹地が形成されたものと考えられ、その痕跡が S D58と考えられる。最下層から、弥生時代中期中葉の土器が出土している。

当ステージの時期については、埋没後に形成された遺構の時期=当該地区で最も古い遺構の時期から判断して、弥生時代中期（第2期以前）と判断される。

ステージⅤ D区中央部（完新世段丘Ⅰ面）で第2面としていた凹地が埋没する。第1面が当該期の面となる。一般的に、段丘面上の凹地が洪水等により埋没する例は少ないとされる。これは異なる起因が考えられる。この時期は、第2面で検出した造構の時期から、弥生時代中期後半（第3期）と考えられる。そして、続くステージⅥの時期から判断して、白鳳時代まで同様の地形環境であったものと考えられる。

E区においては、前ステージと大きな変化は認められない。ただし、SD58において、当該期の土器が出土しており、凹地の埋没がわずかではあるが進行している。

当ステージの時期は、検出した造構の時期から、弥生時代中期中葉から庄内併行期（第2期～第5期）と考えられる。

ステージⅥ 基本的に前ステージと大きな変化は認められない。ただし、A-2区～B区において、居住域となることから、地盤の安定＝平坦化がなされたものと考えられる。C・D区とE-2区中間部以東の段丘面上においては、地形環境の変化は認められない。また、A-1区とE-2区中間部以西においては、中洲の埋没が依然進行しているものと考えられる。当ステージの時期については、古墳時代中期～白鳳時代（第6期～第13期）にかけてと考えられる。

ステージⅦ SD58がほぼ完全に埋没する。これと平行して、E-2区中間部以西がほぼ平坦化する。ただし、居住域としては安定しておらず、SD58の西側に造構は認められない。A～D区においては、変化は認められない。

当ステージの時期については、SD58最上層出土土器およびその西側で検出した造構の時期から判断して、奈良時代～平安時代前半（第14期～第15期）に位置付けられる。

ステージⅧ A-1区を中心に河床が低下し、A-2区との間に段丘崖が形成される。この結果、A-2区からB区は完新世段丘Ⅱ面となる。C・D区（完新世段丘Ⅰ面）においては、前ステージと変化は認められない。この段丘崖の形成時期であるが、次のステージの時期から判断して、平安時代後半（第16期）以前と考えられる。

E区においては、上記に対応するような段丘崖は認められない。

ステージⅨ A-1区が埋没する。礫層の堆積（中洲の形成）→洪積砂の堆積（自然堤防の形成）の2段階を経て埋没するが、完新世段丘Ⅱ面のレベルまでは埋没せず、明確な段差が残る。埋没時期であるが、当該地区においては、鎌倉時代前期（第17期）にはじめて生活の痕跡が認められることから、当該期以前には埋没が完了するものと考えられる。当ステージの時期は第17期～第20期に位置付けられる。

E区においては、前ステージとの顕著な変化は認められない。

ステージⅩ A区～E区全域が水田化する。この結果、微地形はほぼ埋没するが、A区・E区においては、段丘崖の痕跡がそれぞれ畦畔として残存する。これによって、盛土以前の地形面が形成される。

以上、地形環境の変化をみてきた。このなかで、E区の西側・東側にも段丘崖が存在する可能性が考えられる。このように、当地においては、複数の完新世段丘面が島状に存在する状況をみることができる。つまり、明石川流域でみられるような単純な状況ではないものと判断される。

以上をまとめたのが第49表である。

第49表 地形環境の変化

時 期		ステージ	地形環境の変化				
時 代	市之郷 遺跡		A - 1 区	A - 2 ~ B 区	C・D 区	B - 1 区 ~ E - 2 区中央部	E - 2 区 中央部以東
縦文	中期	ステージ I	中州の形成			中州の形成	中州の形成
弥生	前期	第1期	ステージ II	後背湿地	自然堤防の形成		自然堤防の形成
			ステージ III	氾濫原	氾濫原	完新世段丘 I 面	
	中期中葉	第2期	ステージ IV	中州の形成	中州の形成	中州の形成	
		中期後半	第3期	中州の埋没 (後背湿地)	自然堤防の形成	自然堤防の形成	
		後期前半	第4期	ステージ V		段丘面平坦化	
		末期	第5期		平坦化		
古墳	中期	第6期 第7期 第8期 第9期 第10期	ステージ VI				
	後期	第11期					
飛鳥		第12期					
白鳳		第13期					
奈良		第14期	ステージ VII				
	前半	第15期					
平安	後半	第16期	ステージ VIII	氾濫原	完新世段丘 II 面		
	末期	第17期		中州の埋没 (平坦化)			
		第18期	ステージ IX				
鎌倉		第19期					
		第20期					
室町～			ステージ X			水田化	

(4) 地形環境の変化と土地利用の変化

ここでは、上記の地形環境の変化と土地利用の変化についてまとめておきたい。

ステージ II 微高地 b と微高地 c が対応するが、ともにその規模は小さい。このため、居住域とはならず、墓・土坑に代表されるように、D区においてわずかに居住域の周縁の様相を示すにとどまる。

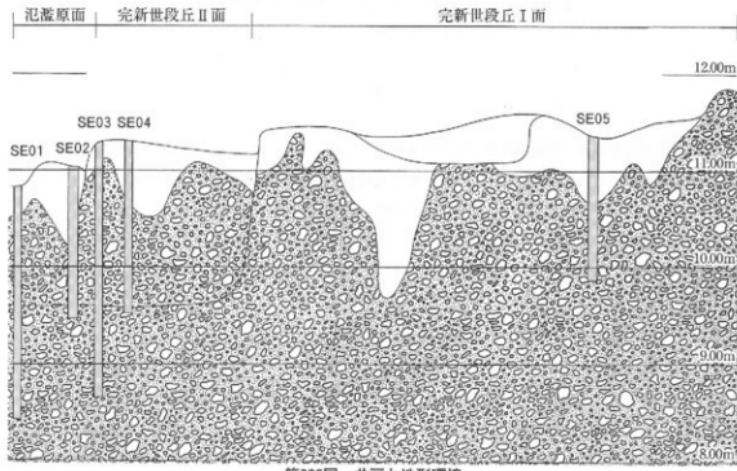
- ステージIV 微高地 b・微高地 c ともに段丘化するが、周縁的様相を示し、土地利用に大きな変化は認められない。
- ステージV 微高地 b では凹地が平坦化する。このため、さらに地形環境が安定し、居住域として利用される。微高地 c においても、住居跡が検出され居住域となる。
- ステージVI 微高地 a の西側に段丘崖が形成され、その東側の地形環境が安定する。また、微高地 b において、市之郷麻寺が建立される。
- ステージVII 全体的に地形環境が安定する。このため、微高地 a から微高地 c にかけて、屋敷地が形成される。
- ステージX 全体的に水田として利用される。

(5) 段丘崖の形成と井戸

はじめに 今回の調査では、A 区から D 区にかけて、鎌倉時代以降の井戸を 5 基検出している。これららの井戸の掘削・廃棄と地形環境の変化との関係について、検討してみたい。

井戸と地形 まず、第302図と第303図をもとに、5 基の井戸の深度と土層断面との関係を表したのが第304図である。これによると、SE01 と SE02 が氾濫原面に、SE03 と SE04 が完新世段丘 II 面に、SE05 が完新世段丘 I 面に掘削されていることが理解できる。そして、第4章第4節における出土土器の分析から、SE02・SE03・SE04 が中世 I 期後半（第18期）に、SE05 が中世 II 期（第19期）に掘削されたものと考えた。

掘削順序 このなかで、第18期に位置付けた SE02・SE03・SE04 については、出土土器からは、その掘削順序を明らかにすることはできなかった。しかし、地形の形成過程からみると、SE02 は氾濫原面に位置することから、SE03・SE04 より新しく位置付けられ、SE03・SE04 → SE02 の順に掘削されたことが理解できる。



第304図 井戸と地形環境

次にS E03とS E04であるが、S E03のほうが明らかに深く掘削されている。これは、A-1区が河床になる際には水位の低下が想定される。つまり、当地に段丘化の前後で、水位の変化が考えられる。よって、段丘化前の水位の高い段階でS E04が掘削され、段丘化後の水位の低下に伴いS E03が掘削されたものと考えられ、S E04→S E03と推移したものと推測できる。よって、S E04の掘削時期は、第17期まで遡る可能性が考えられる。

S E05については、上記の井戸より新しく位置付けられることから、A-1区における埋没の進行との関連を考える必要がある。ところで、S E05の深度は、検出した5基の井戸の中で最も浅いものである。以上の状況から、A-1区における埋没の進行に伴い、水位が再上昇したものと考えられる。

井戸と市川 最後に、最も新しいと考えるS E01については、逆に検出した5基の井戸の中では最も深く掘削されている。この井戸の時期についての特定は困難であるが、この井戸を掘削する時期においては、当地においては最も水位が低下したことは明らかである。この水位の低下については、調査地周辺の地形環境の変化のみでは捉えきれるものではなく、市川本流の位置が大きく絡んでくるものと考えられる。

つまり、S E01掘削段階においては、それまでA区の西側を流れていた市川が、現在のE区東側へ変化したのではないかと考えられる。ちなみに、E区東側付近の市川の河床のレベルは約8.00mである。江戸時代初期の姫路城主池田輝政の時代にあたって、その西側へ流れているものが堰き止められ、現在の市川になったといわれている。S E01の時期を確定できないことから、この問題については、周囲の調査で明らかとなった井戸の検討を待たなければならない。

小結 以上の検討結果から、井戸の掘削・廃棄は水位の変化と密接であることをあらためて理解することができた。さらには、この水位の変化が地形環境の変化に起因することも、明らかとなった。そして、井戸の深度は時代とともに一定方向に変化するのではなく、深くなったり浅くなったりしている。地形環境の変化と密接な関係を持つものであり、今後井戸の調査にあたっては注意が必要である。

〔註〕

- (1) 姫路市教育委員会『阿保遺跡第2地点の発掘調査（第1次）について 現地説明会資料』2002
- 姫路市教育委員会『阿保遺跡第1地点 第2次調査について 現地説明会資料』2004
- (2) 高橋 学『平野の環境考古学』古今書院 2003

第3節 市之郷廃寺について

D区から、市之郷廃寺に伴うと考えられる瓦が多量に出土している。これらの瓦については、第4章第5節にて検討を行った。そこで、本節では、これらの瓦の出土状況および瓦の検討結果をもとに、市之郷廃寺の位置・立地・残存条里遺構等との関係について検討したい。

(1) 市之郷廃寺の位置

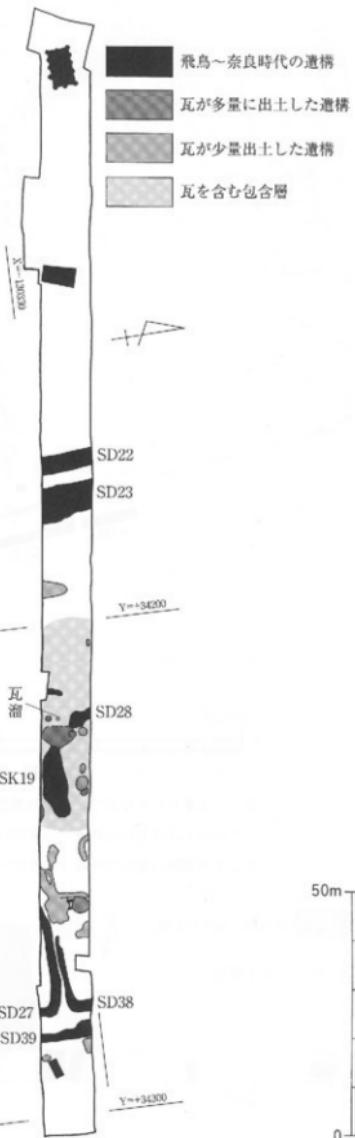
瓦の出土範囲 瓦が出土したのはD区に限られる。

これをD区の平面図にその出土位置を図示したのが第307図である。さらに、D区内においても、SD23とSD38に挟まれた範囲にはほぼ限定されることが理解できる。特に、これら2つの溝は、ほぼ南北方向にのびる溝であるとともに、奈良時代もしくは白鳳時代まで遡る可能性をもつ遺構である。

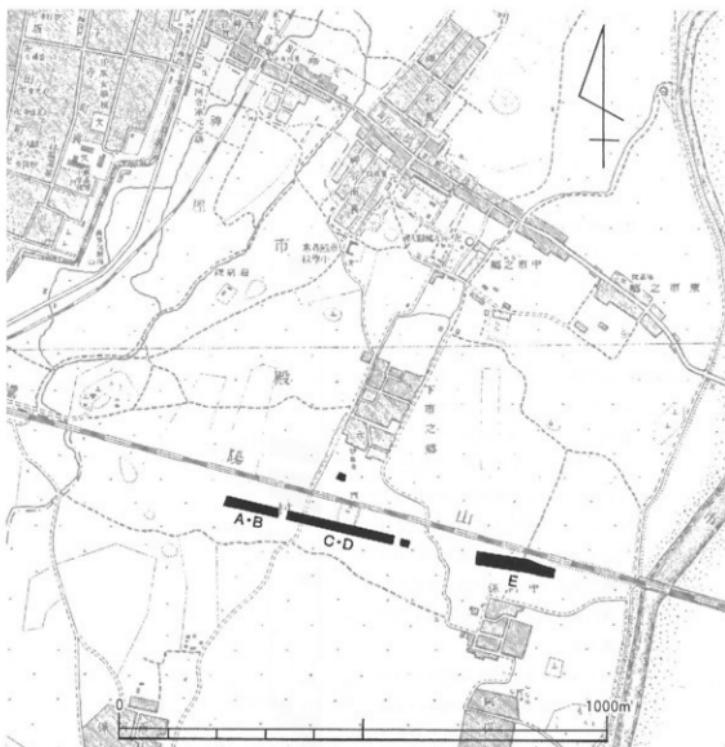
以上から、瓦の出土範囲からみると、上記の範囲が市之郷廃寺の寺域と重なる可能性が高いものと判断される。また、SD23西側肩部とSD39東側肩部の間隔、あるいはSD22・SD23中間部とSD38・SD39中間部との間隔が約108m(約1町)である点も注目される。

土壤

次に、今回報告する調査地を明治33年陸地測量部測量の1/10000地形図に落としたのが第308図である。なお、この地図に調査地区を合成するにあたっては、座標などを基準とすることができないため、当時とその位置がほぼ同じと考えられる、鉄道線路(山陽本線・播但線)・道路等、姫路城関連遺構(外堀・三左エ門堀



第307図 瓦出土位置



第308図 調査地と土壤

等)を基準としたもので、多少の誤差を含むものであることを断っておく。

この図で注目されるのが、D区のほぼ中央部北側の隣接した位置に表現されている方形をなす土壤状のものである。これについては、第1章で市之郷廃寺に関する研究史をまと



第309図 D区と土壤

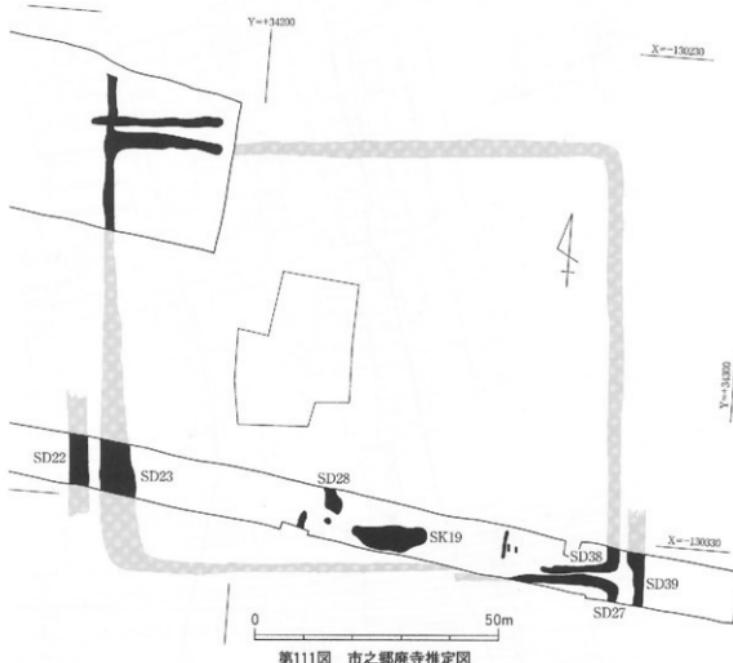


第310図 地籍図(辻ヶ内)の現地比定

めた際、市之郷廃寺に間連する遺構の可能性が高いとされた土壇に相当するものと、考えられる。

さらに、第308図の調査地の北側にドット(■)を落としたのが、市之郷廃寺の塔心礎が移されている、現在の薬師堂の位置である。この薬師堂と土壇との距離は、第308図上で70mを測り、浅田芳郎の論考⁽¹⁾と一致する。

そして、第308図の土壇状部分を拡大したのが第309図である。ただし、第309図は、複



第111図 市之郷廃寺推定図

写機により拡大したものであるため、誤差を少なからず含むものである。これによると、土壇は、D区のなかで最も瓦が集中して出土したSD23とSD38に挟まれた範囲の北西側にあたることが、理解できる。ただし、明治33年の地図から復原された土壇の主軸方向は、SD23・SD39とは異なる方向を示している。

一方、第111図に第10図の市之郷字辻ヶ内地籍図の範囲を復原したのが第310図である。この復原をもとに、第1章3節でまとめた、塔心礎が所在した地番を復元したのが、第310図のAとBである。これをD区平面図に重ねたのが第309図である。これによると、1018(B)と1018-1(A)からなる範囲のもつ方向性は、SD23とSD39の示す方向に近いことが理解できる。また、第308図と第310図から復元した土壇と調査区の位置関係は、ほぼ一致することが明らかとなった。特に、より精度が高いと考えられる後者(第310図)から復元した土壇の範囲を示すラインが、SD23とSD39に近いことから、これらの遺構と土壇は一連のものと考えられる。よって、SD23とSD39などの遺構については、市之郷廃寺に関連する遺構と理解したい。

さらに、姫路市教育委員会が周辺で実施した調査においても、当該期の遺構が検出されている。これらの遺構との関連をまとめたのが第311図である。これによると、SD23の延長が、新福祉センター建設に伴う調査で検出されている。¹¹⁾これらの溝とSD39を考慮

入れると、東西約108m、南北約90mの範囲に市之郷廃寺があったものと理解できる。これから復原される方位はN 3° Wを示す。これは、本町遺跡⁽²⁾で検討された郷磨郡条里N 23° Eとは大きく異なるものである。

(2) 立地について

立地

第5図の阿保地区の微地形復元図をみると、市之郷廃寺が存在した地区は、微高地上に立地することは明らかである。この微高地は、前章で明らかなように、完新世段丘Ⅰ面にあたり、当該期において最も安定した地形環境にある。さらに、先に復元した市之郷廃寺の示す方位は、大きく見て、市之郷廃寺が立地する微高地の方向とほぼ一致する。したがって、市之郷廃寺建立にあたって、その方位は、当時の地形に大きく左右されたのではないかと考えられる。

〔註〕

- (1) 浅田芳郎「播磨國古堂・下市之郷・下太田の寺趾に就て」『史迹と美術』第41号 1934
- (2) 中川 猛「(仮称) 姫路駅周辺第3地点遺跡 新福祉センター建設予定地」「TUBOHORI 平成12年度(2000) 姫路市埋蔵文化財調査略報」姫路市教育委員会 2002
- (3) 秋枝 芳「本町遺跡」姫路市教育委員会 1984

第4節 総括

はじめに 最後に、今回の調査で明らかとなった点について、箇条書きにし、本報告のまとめとしたい。

1. 調査で明らかとなった遺構・遺物は、弥生時代前期末から室町時代にかけての複数の時代に及ぶ。弥生時代・古墳時代・飛鳥時代・白鳳時代・奈良時代・平安時代・鎌倉時代・室町時代の、各時代である。
2. 弥生時代では、前期末・中期中葉～後半・後期前半・庄内併行期の各時期におよび、なかでも中期後半の遺構・遺物が最も多く検出されている。
3. 古墳時代では、古墳時代中期の遺構・遺物が明らかとなった。特に、住居跡を中心に検出された初期須恵器・韓式土器は、播磨地域においては数少ない良好な資料である。
4. 飛鳥時代から平安時代前半にかけては、ほぼ連続して遺構・遺物が検出されている。飛鳥時代まで堅穴住居跡が認められ、続く白鳳時代には市之郷廃寺が建立される。市之郷廃寺については、白鳳時代から奈良時代初期の瓦類が大量に出土するとともに、当該期の数少ない溝状遺構から寺城をある程度推定することができた。市之郷廃寺については、出土した瓦からみると、平安時代前半までは存続したようである。
5. 平安時代から鎌倉時代前半にかけても、ほぼ連続して遺構・遺物が明らかとなった。特に、鎌倉時代前期においては、A区からE区にかけて、4つの屋敷地を復元することができた。
6. 室町時代に関しては、その中ごろの遺構・遺物が多く見つかったが、集落そのものを確認することはできなかった。

おわりに 本報告の中で、今回報告する調査成果は、市之郷遺跡の極限られた範囲での線的な調査によるものである。このため、遺構・遺物についていくつかの検討を加えたが、いずれも中途半端なものである。弥生時代中期の土器・古墳時代中期の韓式土器の問題・市之郷廃寺の問題等、多くの課題を残す結果となってしまった。当遺跡に関しては、姫路市教育委員会によって数次にわたる面的な調査がなされている。したがって、今後、これらの調査成果の正式報告、さらには山陽新幹線建設に伴う調査成果の報告も合わせて、検討すべきものと考えている。

報告書抄録

ふりがな	いちごういせきはくつちょうさほうこくしょ						
書名	市之郷遺跡						
副書名	JR山陽本線等連続立体交差事業に伴う発掘調査報告書Ⅰ						
卷次	兵庫県埋蔵文化財調査報告書 第286冊						
シリーズ名							
シリーズ番号							
編著者名	山田清朝						
編集機関	兵庫県教育委員会埋蔵文化財調査事務所						
所在地	〒652-0032 兵庫県神戸市兵庫区荒田町2丁目1番5号 TEL078-531-7011						
発行年月日	西暦2005年(平成17年)3月18日						
所収遺跡名	所在地	コード	北緯	東経	調査期間	調査面積(m ²)	調査原因
市之郷遺跡	兵庫県姫路市 市之郷	市町村	調査番号				
		950194		152度 46分	平成7年7月17日～ 8月1日	280m ²	JR山陽 本線等連 続立体交 差事業
		28201	950226	42度 10秒 ～ 32分 56秒	平成7年7月27日～ 平成8年3月14日	4009m ²	
	960041	152度 43分 31秒	平成8年5月14日～ 平成8年8月1日	2676m ²			
所収遺跡名	種別	主な時代	主な遺構	主な遺物		特記事項	
市之郷遺跡	集落跡	弥生時代前期	土坑	土器			
		弥生時代中期	竪穴住居跡・周溝・墓・木棺墓・土坑・溝・柱穴	土器・石器・石包丁		イチマル土坑	
		弥生時代後期 前半	土坑・溝	土器		生駒西麓産塗部片	
		庄内平行期	土坑・溝	土器		庄内型窓	
		古墳時代中期	竪穴住居跡・溝	初期須恵器・土師器・韓式土器		初期カマド 渡来人の住居跡	
		古墳時代後期 ～飛鳥時代	竪穴住居跡・掘立柱建物跡・土坑・溝	須恵器・土師器・耳環			
		白鳳時代 ～奈良時代	掘立柱建物跡・瓦溜・溝	須恵器・土師器・瓦・鶴尾		市之郷麻寺関連遺構・市之郷麻寺関連瓦・円鏡	
		平安 ～室町時代	掘立柱建物跡・井戸・土坑・溝	須恵器・土師器・備前焼・丹波焼・瓦器・黒色土器・瓦質土器・綠釉陶器・瀬戸焼・青磁・白磁			

兵庫県文化財調査報告 第286冊

姫路市

市之郷遺跡

—JR山陽本線等連続立体交差事業に伴う発掘調査報告書Ⅰ—

平成17年3月18日 発行

編 集 兵庫県教育委員会埋蔵文化財調査事務所

〒652-0032 神戸市兵庫区荒田町2-1-5

発 行 兵庫県教育委員会

〒650-0011 神戸市中央区下山手通5-10-1

印 刷 株式会社 廣済堂 神戸営業所

〒657-0834 神戸市灘区泉通6-2-15
